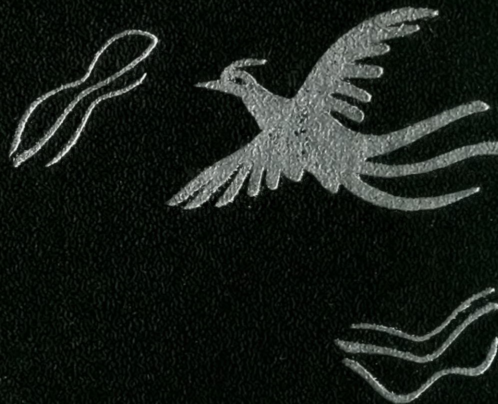


文學士 矢野太郎編

國史叢書

承久記

國史研究會藏版

評議員

文學博士 萩野由之
史料編纂官 和田英松
文學士 渡邊世祐
文學博士 田中義成
文學博士 辻善之助
文學博士 黑板勝美
黑川眞道
史料編纂官補 八代國治

文學博士 松本愛重
文學博士 佐々政一
文學士 笹川種郞
文學士 菊池謙二郞
文學博士 三上參次
文學博士 三宅米吉
文學博士 關根正直

（イロハ順）

解題

承久記　二巻

本書は承久三年後鳥羽上皇の討幕御企の顚末を記述せるものなり。筆を後鳥羽上皇の院政に起して討幕の起因を論じ、將軍實朝の凶變より、政界の動搖を敍して上皇討幕の謀議に移り、官兵徵發の曲折、京都守護伊賀光季の誅滅及び鎌倉の騷擾、幕府の態度等、裏面の消息までを描寫し、また幕軍西上の經過、官軍の守備、參河高志山に官兵の潰滅、尾張・杭瀨兩河畔の戰鬪、蒲原・砥竝兩守備の崩壞、京都の混亂、宇治・勢多兩津の主力戰、京都の陷落、官軍の全滅、卿相・官兵の處罰、三上皇の遠島遷御等を順次詳記して、最後にその成敗の跡を評論せり。

本書の著者及び著作年代に就ては、徵すべきものなけれども、本書の內容が吾妻鏡とその資料を異にして、然かも事實の尤もよく吻合せるを見れば、史的價値に於

て尊重すべきものなるを知るべく、殊に京都側の動靜の如きは、本書以外に詳細を徵するに足るものなし。

本書は江戸時代の始より版行せられて、世に流布せるもの少からず、卽ち慶長活字本・元和活字本、及び慶長活字本を本として刊行したるもの、應仁記・明德記と合せて三代記と標注して刊行したるもの等なり。この外內閣文庫に藏せらるゝ舊昌平校藏の寫本あり、之を版本と比較するに、大略は一致すれ共、文句・文字の相違頗る多し。之等諸本の中、元和活字本は諸本を以て校合したるものにして最も善本なり。

承久軍物語　六卷

本書はその內容並びに敍事の順序等は、承久記と甚だ酷似し、中には行文の同一なるところ、また刊本承久記と同じき誤さへ見えたれば、この兩書は密接なる關係あるものゝ如し。その著者及び著作年代に就ては共に明らかならず。而して本書の內容中、承久記と異なるところは、殆んど總て吾妻鏡の記事と吻合せることは特

に注目すべきものにして、またほゞその著作年代推定の暗示となり得べきものならん。

本書は群書類從に收めしもの、及び內閣文庫に藏せらるゝ寫本あり、この寫本は、和學講談所の舊藏にして、本文中諸所に加筆、また改補したるところあれば、蓋し草稿本なるべし。類從本はこの修正に據り、また承久記を以て校合したれば、頗る稿本の面目を失へり。

承久記　前田本　二卷

本書はその內容及び記事の順序は刊本承久記とほゞ同じけれども、後鳥羽上皇討幕の御謀、義時追討の宣旨、宇治の戰、泰時に賜りし院宣など、他に見えざるもの尠からず。その著者及び著作年代に就ては詳かならざれど、刊本承久記とその源を一にせるものならん。

本書は前田侯爵家に藏せらるゝ寫本にして、この同種類に承久兵亂記と題せる

ものあり、續群書類從及び史籍集覽に收められ、鷹司信房の書寫せしよし、その奥書に見えたり。

本書と承久兵亂記とは、大體漢字と假名の相違にして、內容及び文章は、殆んど同じきもまた出入あり。殊に承久兵亂記は、全文概ね假名にて記したれども、本書は地名・人名のみならず其他漢字にて記せるもの多ければ、これによりて承久兵亂記の訓讀の誤を訂し、且つその字句の脫漏を補ひ得べきところ多し。本書は未だ曾て世に出でざりし貴重の史料なり。

承久記　慈光寺本　二卷

本書は前諸本と全く系統を異にせるものなり、開卷先づ佛說を釋き、次に神武建國以來の國亂を論じて、後鳥羽上皇の院政に至り、これより上皇討幕の顛末を記して、承久三年十二月後堀河天皇の御卽位に及べり。その內容、その敍事の順序は、ほぼ前諸本と同樣なれども、異說甚だ多く、討幕に至りし京都の動靜、義時追討の院宣、尾

張川の戰、順德上皇と藤原道家との御贈答の長歌、戰後の朝廷の有樣などは、全く他本に見えざるものあり。また尾張川の戰の頗る詳細なるに反し、宇治・勢多の戰記の缺けたる如きは最も異とすべく、文體も亦特色ありて、謠物に似たるところあり。

本書の著者及び著作年代に就ては、詳かならざれども、本書の一部が六代勝事記に類し、また當時の記錄たる承久三年四年日次記と一致せるところあるより、多少本書の性質を知り得らるべし。

本書は水戶藩が、元祿二年の冬京都に於て採訪せしものにて、表題の下に慈光寺と注せり。蓋し原本は慈光寺の所藏ならん。いま水戶彰考館に藏せらる。

大正六年五月　　　　國史研究會　識

例言

一、本冊は承久記の諸本を蒐集するを目的とし、承久記・承久軍物語・前田本承久記・慈光寺本承久記の四種を採收せり。大日本史には杉原本承久記を引用したれど、今詳かならざれば採るに由なし。

一、本冊卷頭に收めたる承久記は、帝國圖書館所藏の元和活字本を底本として、之に內閣文庫所藏の寫本、及び流布の刊本を以て校訂したれば、現存の承久記は殆ど大成せられたりと云ふべし。本書は校合本に字句の多き部分は、括弧を施して本文中に挿入せり。內閣本を以て補へる場合は（　）を、流布本を以て補へる場合は〔　〕を用ひたり。又校合に異同を認めたるものは、本文と對照の便を計る爲め、本文の左側に縱線を加へ傍注とせり。內閣本を以て注せる箇所は、（何々イ）と括弧を用ひ、流布本を以て注せる箇所は、「何々イ」と括弧を用ひず傍注せり。尙底本の全然誤りと認めたるものは、文字を改訂し、讀み難き文字には振假名を加へたり。

一、承久軍物語は、內閣文庫所藏の寫本により、力めて其改竄・修訂の原形を存したれば、之に依つて原本の面目を窺ふを得べし。今便利の爲め修正以前の文には、文字の四方に「　」を施し、修正せるものには、本文右側に傍注して、一見其別を明にせり。原本竪者を「りしや」或は「じゆしや」と訓せる所あれど、皆原本のまゝに從ひて私見を加へず。原本には卷數を記せざれども、便宜の爲め卷數を附し、「と」を「こと」の二字に改めたり。

一、前田本承久記は、前田侯爵家所藏本を影寫せる、東京帝國大學文科大學史料編纂掛の所藏本に依れり。原本漢字には概ね假名を附したれど、今は難訓の箇所にのみ假名を施し、他は之を略せり。又「と」を「こと」の二字に改めたる外、總て原本に從へり。

一、慈光寺本承久記は、水戶彰考館本を謄寫せる、東京帝國大學文科大學史料編纂掛所藏本によりて採錄す。類本なきを以て、校合し得ざるは遺憾とする所なり。本書同一人なるに其文字を異にせるものあり、例へは「重定」を「重貞」と記せるが如

し、之等は何れも原本に從ひて私見を加へず。又「ヿ」を「コト」に「メ」を「シテ」の二字に改めたり。

一、讀誦の便を計り、一々句讀點・濁點を施し、頭注を加へたる事は、既刊の諸書に同じ。

一、誤脱ありと思はるゝ場合には、本文の左側に縱線を加へ、右側に括弧を施し、〔何脱カ〕又は〔何カ〕とし、更に私見を加へず。

一、本冊卷頭の系圖は、內閣本の卷首に揭げたるもの、二葉を採收せり。

本書出版に就ては、東京帝國大學文科大學史料編纂掛は多大の便宜を與へられ、編纂校訂に就ては、專ら文學士龍肅氏及び田中敏治氏を煩はし、又和田英松・八代國治兩氏の助力を得たり。謹んで謝意を表す。

大正六年五月

國史研究會　識

目次

目次終

第八十、高倉院 諱憲仁、

第八十一、安德天皇 諱言仁。

二品、守貞親王、後高倉院

第八十二、後鳥羽院 諱尊成、

依二關東追伐御叛逆一官軍敗北。仍爲二關東夷之沙汰一、奉レ移二隱岐國一。承久三七八依二天下事一急出家。法諱良然。同十三奉レ移二隱岐國一。延應元二廿二崩。六十三。

第八十三、土御門院 諱爲仁、治十三年、

母存子、承明門院。內大臣・（通脫カ）親女。

承久三十一令レ向二土佐國一給。

同壬十十依二隱岐院緣坐一奉レ移二阿波國一。

寬喜三十十一崩二阿波國一。卅七。

後嵯峨院 諱邦仁。

第八十四、順德院 諱守成、治十一年、

母修明門院、贈左大臣範季女。

承久三七廿 移二佐渡國一。

仁治三九十二崩二於佐濟國一。四十六。

北條流

- 時政　遠江守、北條四郎、号二先代一、關東執事第一、建保三正六卒、七十八歳、
  - 義時　執事、右京權太夫、貞應三六十六卒、
    - 泰時　武藏守、
      - 時氏　修理亮、
        - 時賴　執事、相模守、最明寺道崇、
          - 時宗　執事、左馬頭、
            - 貞時　執事、相模守、
              - 高時　執事、左馬權頭、
                - 邦時　相模太郎、
                - 時行　相模二郎、
    - 朝時　名越、遠江守、
    - 重時　執事、相模守、
    - 政村　執事、左京權太夫、
  - 時房　相模守、
  - 女子　右大將賴朝卿室、從二位、賴家實朝公母、

〔(一)内閣文庫所藏の寫本によりて之を補ふ〕

承久記　上

後鳥羽院武事ヲ勵ム

百王八十二代ノ御門ヲバ後鳥羽院トゾ申ケル、隱岐國ニテ隱レサセ給シカバ、隱岐院トモ申ス。後白河院ノ御孫、高倉院第四ノ御子、壽永二年八月廿日四歳ニテ御即位、御在位十五箇年ノ間、藝能二ヲ學ビ給ヘルニ、歌撰（仙イ）ノ花モ開キ文章ノ實モナリヌベシ。然リシ後御位ヲ退カセ御座テ、第一ノ御子ニ讓リ奉ラセ給ヒヌ。其後イヤシキ身ニ御肩ヲ雙ベ御膝ヲクミマシ〱テ、后妃・采女ノ無止事ヲバ指ヲカセ給ヒテ、アヤシノ賤ニ近付セ給フ、賢王・聖主ノ直ナル御政ニ背キ、横シマニ武藝ヲ好マセ給フ。然ル間弓取リヨク、打物持チシタヽカナラン者ヲ召使ハヾヤト御尋有シカバ、國々ヨリモ進ミテ參リ、又勅定ニ隨ヒテモ參ル。白河院ノ御時北面ト云フ事ヲ始テ、侍ヲ近ク召使ハルヽ事アリケリ、此御時ニ又西面ト云フモノヲ召置レケリ。其比關東ヘ仰テ、弓取ノヨカラン者ヲ十人參セヨト被召シカバ、津田筑後六郎・賤間

王法盡キサセ給ヒテ民ノ世トナル

若狹兵衛次郎・原彌五郎・筒(實イ)井兵衛太郎・高井兵衛太郎・萩野三郎且六人ヲゾ進セケル。吳王劍革ヲ好ミシカバ、宮中ニ疵ヲ蒙ラザル者ナク、楚王細腰ヲ好ミシカバ天下ニ餓死多カリケリ、上ノ好ニ下シタガフ習ナレバ、國ノ危カラン事ヲノミゾ奇(アヤシ)ミケル。其後十二箇年ヲ經テ、承元四年三月三日、土御門院御位ヲ下シ進ラセ給ヒテ、第二ノ御子ヲ御位ニ即奉ラセ給フ、是ハ當腹御寵愛ニ依テナリ。新院御恨モ深ケレドモ力及バセ不レ給。又十一箇年ヲ經テ、承久三年四月廿日御位ヲ下奉リテ、新院ノ御子ヲツケ進セ給フ。斯シカバ一院・本院御中(御心イ)不レ善、同年夏ノ比ヨリ王法盡サセ給ヒテ民ノ世トナル。故ヲ如何ニト尋レバ、地頭・領家ノ相論トゾ承ハル。古ヘハ下司・庄官ト云計ニテ地頭ハ無リシヲ、鎌倉右大將朝敵ノ平家ヲ追討シテ、其勸賞ニ日本國ノ惣追捕使ニ補セラレテ、國々ニ守護ヲ置キ、郡鄕ニ地頭ヲスヘ、段別兵粮ヲ役(宛テイ)取ル、間、領家ハ地頭ヲソネミ、地頭ハ領家ヲアダトス。彼右大將ト申ハ、去平治元年ニ右衛門督信賴ト謀叛ヲ與シテ失ニシ左馬頭義朝ガ三男ナリ。生年十三ト申永曆元年三月、伊豆國ニ流罪セラレ、廿一年ノ星霜ヲ送、三十三ノ年治承

四年秋八月ノスヘ、平家追討スベキ由院宣ヲ賜リ、世ヲ乱ル事六箇年、未㆓天下穩㆒。文治元年春夏ノ比、平家程ナク亡ハテ、靜ナル事十三年、世ヲ治ル事十九年、廿年ト申正治元年正月十三日世ヲ早クシ給ヌ、生年五十二。御子左衞門督賴家、二代將軍トシテ世ヲ繼セ給フ、然レ共不女(フテウイ)ノ振舞アルニ依テ、神明・佛陀ニモ放レ、人望ニモ背キケレバ、責テ十年ヲダニモ保給ハデ、僅ニ五年ト申セシニ、外祖父ニテ後見ナリシ北條遠江守時政ガ爲ニ亡サレ給ヒヌ。

實朝殺害セラル

御弟萬壽御前未稚クシテ建仁三年ニ叙爵、則從五位下征夷將軍ノ宣旨ヲ下サレ、御年十三ニテ御元服、實朝トゾ申ケル。同年右兵衞佐、明ル年從五位上、元久二年正五位下右中將ニ任ジ、加賀介ヲ兼ス、建永元年從四位下、同二年從四位上、承元二年正四位下、同三年從三位右中將ニ(復)任、同五年正三位美作ノ權守ヲ兼ス、建曆二年從二位、同三年正二位、建保四年廿四ニテ權中納言、中將モトノ如シ、同六年權大納言左大將ヲ兼ヌ、同年內大臣ニ任ズ、大將モトノ如シ、同年冬十二月二日右大臣ニ任ズ、同七年正月廿六日大饗(室イ)ヲ行ハルベシトテ、尊者ノ爲ニ、坊門大納言忠信卿、正月廿四日鎌倉ヘ下著、是ハ宗家ノ兄也。

同廿七日鎌倉ノ八幡宮ニテ拜賀可レ有トテ、公卿五人、坊門大納言忠信・左衞門督實氏・宰相中將國通・池二位光盛・刑部卿宗長。殿上人十人、皇后宮權大夫賴氏・花山院少將義氏・一條少將義次・左兵衞佐賴經・伯耆前司師範・伊預少將實政・因幡少將隆經・文章博士仲章・右馬權頭賴持・權亮少將信能。隨人八人。上﨟ニハ、番長敦秀・府生兼峯・下﨟六人、秦公氏・同兼村・播摩貞文・大中巨(臣カ)近任・下(毛イ)野敦光・同敦氏等也。前驅廿人、平勾當時盛(相摸太郎)・藤勾當賴高(遠江太郎)・美作藏人大夫朝親・駿河守秀時、信濃藏人大夫行國・但馬藏人大夫忠國・藤右馬助行光・相摸守經定・伯耆前司親時・長井左衞門大夫親廣・相摸守時房・足利武藏前司義氏・駿河右馬助敦俊・甲斐右馬助宗泰・多田藏人大夫重綱・藤藏人大夫有俊・武藏前司時弘・筑後前司賴時・右京權大夫義時・修理權大夫惟義。隨兵十人、武田五郎信光・小笠原次郎長淸・式部大輔泰時・河越次郎重時・秋田城介景盛・伊豆(達イ)次郎左衞門尉賴定・三浦太郎兵衞尉朝村・長江八郎師景・三(二イ)浦平九郎左衞門尉胤義・波多野中務次郎信淸。調度懸ニハ、加藤大夫判官光定・隱岐三郎左衞門尉元之等也。大膳大夫廣元、加樣ノ時ハ御裝束ノ下ニ爲被召レ(メサレタランニイ)ニ苦シクモ候マジトテ、唐綾威ノ

御著背一領進ラセタリケルヲ、文章博士、何條サル事可レ有トテ留奉ル、廣元頻ニ書(二イ)サテ有バヤト申ケルヲ、仲章必秉燭ニテ仕事ナリトテ、戌(亥イ)ノ時トゾ被レ定ケル。若宮ヘ參著、車ヨリ下サセ給ケルガ、細太刀ノ柄ノ車ノ手形ニ入タリケルヲ知セ給ハデ、打ヲラセ給ヒヌ、人淺猿シト見奉ル程ニ、仲章苦シク候ハジトテ、木ヲ結添テゾ進ラセケル。劉阜王ト云ヒシ人遠ク道ヲ行ケルニ、車ノ轅折タリケルヲ不レ覺シテ、再ビ歸ル事ヲ不レ得、先車ノ覆ヘスハ必後車ノ戒ムル所也ト知ナガラ、諫不レ申ケル文章博士、一業所感ノ衆生ナレバヤト哀ナリ。是耳ナラズ黑キ犬、車ノ前ヲ横樣ニ走リ通ル事有ケリ、是モ左有ベシ共覺ヘヌ不思儀也。去程ニ若宮ノ石橋ノ邊ニ近付セ給フ時、美僧三人何クヨリ來共モナク、御後ニ立添ヒ進セケルガ、左右ナク(御イ)頸ヲ打ヲトシ進ラス、一太刀ハ笏ニテ合セ給ヒヌ、次ノ太刀ニ切伏ラレ給フ。又次ノ刀ニ文章博士仲章被レ切ニケリ。次ノ刀ニ伯耆前司師範疵ヲ蒙リテ、翌日ニ失ヌ。前後ニ候ケル隨兵供奉ノ輩ニハ、如何ナル事ゾヤト周章騷グ。敵ハ誰共不レ知、暗サハ暗シ、上ヲ下ニゾ返シケル、訇ル聲惨(オビタヾ)シ共疎也。是ハ若宮ノ別當公曉ノ仕業ナリ

ト云出サレテ、三浦平六左衛門尉承テ、彼坊中ヲ捜シケレ共、逐電シテ見ヘ給ハズ、立合者少々被レ討ヌ、疵ヲ蒙者モアリ、召捕ラルヽ者モ多シ。此別當ト申ハ故左衛門督頼家ノ御子、四歳ニテ父ニヲクレ給ヒテ、賤キ身ナシ子ニテ御座シヲ、祖母ノ二位殿哀レミ給フテ養立テ、若宮ノ別當ニナシ、今年十九年ニゾ成給フ、此両三年御所中ニ化物有ケリ、女ノ姿ニテ常ニ人ニ行アフ、如何ニモシテ（入イ）所ヲ見ヨトテ見セケレ共、足早ク身輕シテ如レ幻、行衛ヲ見タル者ナシト聞シガ、今コソ此人ニテ有ケリト被レ知ケル。其後若宮別當トテ、所々ニテ多ク被レ打、被ニ搦捕一ケレ共、實トハ少ナシ。一説ニハ、三浦平六左衛門尉子息若宮ノ兒ニ成シ間、其ヲ頼ミテ若宮ノ後ロヲ山越ニ西ノ御門ヘ被レ越ケルガ、正月廿七日ノ夜、寛テ暗サハ暗シ大雪サヘ雨タリケレバ、山ノ上ヨリ轉落テ、西ノ御門ナル小屋ノ上ヘ落懸リタリケルヲ、家主サハギ盗人ト號シテ打殺ケルヲ、其夜犬共集リテ終夜引散ス、明ル朝見ケレ共、其ノ身體慥カナラズ、唯此人ノ（ヤラントテ止メケリイ）仕業ザ成ケリトテ静リケル、廷（サテ）モ都ヨリ下リ給ヒシ公卿・殿上人、不レ計ニ眼前ノ無常ニ、目ヲ驚シ、空シク歸リ上リ給フ。駿河國浮島原ヲ通

河野次郎冠者自害ス

給フニ、霞メル空長閑ナリケルニ、翅（妾イ）モ見ヘヌ鴈ノ音ヅレ過シヲ、左衛門督實氏卿カク思ヒツヾケ給ヒケル。

春ノ雁ノ人ニ別レヌナラヒダニ、歸ル空ニハ啼テコソユケ。

聴人袖ヲゾ絞リケル。各都ヲ出シ時ハ、傳聞シ富士ノ高峯ノ烟ヨリシテ、珍敷名所共ヲ見ン事ヨト思ヒ續ケテ被レ下シニ、思ハザル無常ニ興ヲ失ヒ、ナゲキノ色ヲ含ミテゾ被レ上ケルコソ哀レナル。其比駿河國ニ河野次郎冠者ト云フ人有ケリ、故右大將ノ舍弟、阿野ノ禪師ノ次男也。手次ギ能源氏ナレバ、是コソ鎌倉殿ニモ成給ハンズラメト咍（ノヽシ）リアヘリ。權大夫此事傳聞テ、何條去事ノ可レ有トテ討手ヲ遣ハシ、伊豆・駿河ノ勢ヲ以テ被レ攻ケリ、身ニ誤ル事ナケレ共、陳ズルニ及バネバ、散々ニ戰ヒテ、自害シテ失ヌ。都ニハ又源三位頼政ガ孫左馬權頭頼持トテ、大内守護ニ候ケルヲ、是モ多田滿仲ガ末ナレバトテ、一院ヨリ西表（面イ）ノ輩ヲ差遣シ被レ攻シカバ、是モ難レ遁トテ腹搔切テゾ失ニケル。院ノ關東ヲ亡サント被二思召一ケル事ハ眼前ナリ、故大臣殿ノ官位、除目ゴトニ望ミモ過テ被レ成ケリ、是ハ官打ニセン爲トゾ。三條白川ノ端ニ關

關東ノ將軍定マル

東調伏ノ堂ヲ建テ、最勝四天王院ト被レ名、サレバ大臣殿無レ程被レ打給シカバ、白川ノ水ノ恐レモ有トテ、急ギ被レ壞ニケリ。廷(サテ)モ鎌倉殿ニ誰ヲカ可レ奉レ成ト云フニ、都ニハ冷泉宮・六條宮、此間ニテ可二御座ス一トイヘバ、京・田舍ニ御兄弟ノ御門ニテ雙ビ給ハン事、如何ガ有ベカラントテ留ラレヌ。其比一條二位入道ト申ハ、故右大將賴朝ノ妹婿、世ノ覺時ノキラ、肩ヲ雙ル人モナシ。是レハ(其御ムスメイ)巳ノ大將ノ御臺所ノ(其ノイ)御娘九條禪定殿ノ北政所ニテ御座ス、其御腹ノ三男ノ若君二歲ニナラセ給フ、是ゾ母方ノ源氏ナレバトテ、所緣リノ草ノ馴敷サニヤ、關東ノ將軍ニ備リ給フ、則鎌倉殿トゾ申ケル。去程ニ關東ヨリ御迎ニ參輩、三浦太郎兵衞尉・同平九郎左衞門尉・大河津次郎・佐原次郎左衞門尉・同三郎左衞門尉・天野左衞門尉・子息大塚太郎・筑後太郎左衞門尉・結城七郎・長沼五郎・堺兵衞太郎・千葉介、以上十二人ゾ參リケル、先陣三浦太郎兵衞尉友村・後陣千葉介胤綱トゾ聞シ。忽ニ一ノ人ノ家ヲ出テ、武士ノ大將トナリ給ゾ珍敷キ。角テ承久元年六月廿六日都ヲ立セ給ヒテ御下向アリ、路次ノ間、旅宿ノ有樣珍敷、我劣ラジトゾ色メキケル、相摸國國(田イ)村ニ五日御逗留、七月十九日鎌倉へ

義時朝敵トナリシ原因

下著アル、又近ク御迎ニ參ル輩、嶋津左衛門尉・伊藤（東イ）左衛門尉・小笠原六郎、是等ヲ始トシテ十八人ノ隨兵也、時ノ花何レノ世ニ劣ベシ共見ヘ給ハズ。其比鎌倉ニ右京權大夫兼陸奧守平義時ト云フ人アリ、上野介直方ニ五代ノ孫、北條遠江守時政ガ次男ナリ、權威重クシテ國中ニ被レ仰、政道正シウシテ王位ヲ輕シメ奉ラズ、雖レ然不レ計ニ勅命ニ背キ朝敵トナル、其起ヲ尋レバ、信濃國ノ住人仁科二郎平盛遠ト云フ男アリ、十四・十五ノ子ドモ未元服モセサセズ、宿願有ニ依テ熊野ヘ參リケル。折節一院御熊野詣デ有ケルニ、道ニテ參合ヌルニ、誰ゾト御尋有シカバ、然々ト申、淸氣ナル童ナレバ召仕レントテ、西面ニゾ被レ成ケル、子共ガ召ル丶間、面目ノ思ヲナシテ、盛遠モ同ジウ參リケリ。權大夫此事傳承リテ、關東御恩ノ者被レ免モ無テ、院中ノ奉公不レ心得トテ、關東御恩二箇所沒收セラレヌ、盛遠嘆キ申間、院中ニ此事聞召サレテ、盛遠ガ所領ヲ返シ被レ付ベキ由、院宣ヲ被レ下トイヘ共、權大夫更ニ不レ奉レ用。又攝津國長江倉橋ノ両庄ハ院中ニ近ク被二召仕一ケル白拍子龜菊ニ給リケルヲ、其庄ノ地頭領家ヲ勿緒シケレバ、龜菊憤リ折々ニ付テ是奏シケレバ（ヲ含テ歎キ申ケレバ一院安カラズ被思テ地頭ヲイ）両庄ノ地頭可二改易一由被二仰下一ケ

レバ、權大夫申ケルハ、地頭職ノ事ハ上古ハ無リシヲ、故右大將平家ヲ追討ノ勸賞ニ、日本國ノ惣地頭ニ被レ補、平家追討六箇年ガ間、國々ノ地頭人等、或子ヲ打セ、或親ヲ被レ打、或ハ郎從ヲ損ス、加樣ノ勳功ニ隨ヒテ分チ給フ物ヲ、サセル罪過モナク義時ガ計ヒトシテ可二改易一樣無トテ、是モ不レ奉レ用。一院彌不レ安思召ケレバ、關東ヲ可レ被レ亡由定メテ、國々ノ兵共事ニヨセテ被レ召ケル。關東ニ志深キ輩モ力不レ及、召ニ隨ヒテ伺候シケリ。其比關東ノ武士下總前司守綱モ伺候シテケリ、平九郎判官胤義大番ノ次デ在京シテ候ケレバ、院此由被二聞召一テ、能登守秀康ヲ被レ召テ、抑胤義ハ關東伺候ノ身トシテ、久在京スルハ何事ゾ、若存ズル旨アルカ尋キケト被レ仰ケレバ、秀康承テ、雨フリ閑ナル夜、平九郎判官胤義ヲ招寄テ、門指固テ外人ヲバ不レ寄、向ヒ居テ酒宴シ遊ケリ。夜更テ後、秀康申ケルハ、關東御奉公ノ御身ニテ御在京ハ如何ナル御所存ニテ候ヤラン、內々尋承リ候ヘト御氣色ニテ候、胤義、別ノ儀不レ候、當時胤義ガ相具足シテ候者ハ、故大將殿ノ切者意法坊生觀ガ娘ニテ候、故左衞門督殿ニ被二思參一セテ、男子一人マウケ奉リシヲ、權大夫ニ無レ故被レ失テ、憂キ者ニ朝夕姿ヲ見

後鳥羽院近國ノ兵ヲ召ス

巴ノ大將ヲ打タントシ給フ

スル事ヨト、餘ニ泣嘆候間、サテ力不ㇾ及角テ候ナリト申、秀康地体義時ハ、院中ノ御氣色ヨカラヌ者ニテ候、如何ニシテ義時打セ可ㇾ給御計ヤ候ベキト申ケレバ、胤義、一天ノ君ノ思召立セ給ハンニ、何條叶ハヌ様ノ候ハンゾ、日本國重代ノ侍共仰ヲ承リテ、如何デカ背キ進ラセ候ベキ、中ニモ兄ニテ候三浦ノ駿河守、キハメテ嗚呼ノ者ニテ候ヘバ、日本國ノ惣追補使ニモ被ㇾ成ント仰候ハヾ、ヨモ辭申候ハジ、サ候バ、胤義モ内々申遣シ候ハントテ歸リニケリ。秀康賀陽院殿ノ御所ヘ參リテ、胤義角コソ申候ツレト申ケレバ、一院ヱツボニ入セ給テ、胤義ヲ召テ御尋有、秀康ガ申ツルニ少モ不ㇾ違、同ジ言葉ニ申ケレバ、今ハ角ト被㆓思召㆒テ、鳥羽ノ城南寺ノ流鏑馬汰ヘト披露シテ、近國ノ兵共ヲ被ㇾ召ケリ。大和・山城・近江・丹波・美濃・尾張・伊賀・伊勢・攝津・河内・和泉・紀伊・丹後・但馬、十四箇國是等ノ兵參リケリ。内藏權頭清範承テ著到ヲ付、宗徒ノ兵一千七百人トゾ註シタル。一院彌御心武(猛イ)ク成セ給テ、先巴ノ大將ヲ打バヤト被ㇾ仰ケレバ、公卿・殿上人閉口シテ物モ不ㇾ被ㇾ申、徳大寺ノ大臣被ㇾ申ケルハ、大將ウタレテ候ハヾ、思召立セ給フ御大事輕ク、若打レ候ハズハ御大事ノ重

ク成セ可給ニテ候、サセル弓矢取者ニテモ候ハズ、子細候ハヾ、閑ニ御計ヒ候ヘカシト(覺候イ)大形今度ノ御謀叛於公繼、可然トモ不覺候、其故ハ、故法皇ノ御時、木曾義仲勅命ヲ背テ振舞ケルヲ、賴朝ニ被仰付ハ可被亡ヲ、壹岐判官知康ト申イクデ(聽智イ)ナシガ勸メニ付セ給ヒテ、院中ニ兵ヲ被召、合戰候シカバ、淺猿キ事共出來リキ、大形日本國ヲ蘆原ノ國ト申ハ、葦ノ葉ニ似タル故ニテ候、其袋ハ東國ニ相當リ、武士本ヨリ多クシテ、隨ヘサセ給ハン事不定ノ次第ニ候、御方ノ兵十ガ一ニモ難及候、能々御思惟可有候ハント被申ケレバ、一院以外ノ御氣色ナリケレ共、後ニ定テ思召被合ケントゾ覺シ。巴ノ大將忽チニ被失ベカリシヲ、德大寺ノ被申候ニヨリテ、思召被宥テ、サラバ召籠ヨトテ被召ケル。大將賀陽院殿ヘ被參ケルガ主稅頭長衡ヲ使ニテ、伊賀判官ノ許ヘ仰セラレケルハ、賀陽院殿ヘ被召程ニ參候、城南寺ノ流鏑馬汰ヘト聞ヘシガ、其儀無テ寺ノ大衆可被靜トモ聞ユ、如何樣ニモ世中穩カナルベシ共不覺候、御邊被召共無左右參リ給フベカラズ、子細ヲ重テ被仰候ハンズラントテ、賀陽院殿ヘ被參タレバ、小舅ノ二位法印尊長、大將ノ直衣ノ袖ヲ引テ、馬場殿

ニ奉二押籠一、子息ノ新中納言、同ク被二召籠一ヌ。平九郎判官胤義ヲ被レ召テ、親廣法師・伊賀判官、是等ヲバ如何スベキト被レ仰ケレバ、胤義申ケルハ、親廣ハ被レ召バ參候ハンズ、光季ハ權大夫ニ緣者ニテ候ヘバ、被レ召共參リ候ハジ、如何樣ニモ先兩人ヲ被レ召候テ、參リ候ハズバ、其時コソ討手ヲモ被二差遣一候ヘト計ラヒ申セバ、尤可レ然トテ、少輔入道ノ許ヘ、御使ヲ被レ遣、即五十騎計ノ勢ヲ相具シテ參ケルガ、伊賀判官ノ許ヘ使ヲ遣ス、賀陽院殿ヘ被レ召候間參候、其ヘハ御使ハ候ヌカト云ケレバ、是ヘハ未御使モ見エ候ハズ、縱ヒ御使候トモ、承旨候程ニ、左右ナク參候マジト答ケリ。少輔入道是ヲ不レ覺、賀陽院殿ヘ參リタレバ、(則)殿上口ヘ被レ召テ、院直ニ被二仰下一ケルハ、義時スデニ朝敵ト成タリ、汝ハ義時ガ方ニ有ンズルカ、又御方ニ可レ候カ、只今申切トゾ仰ケル。直ノ勅定ニテハ有、兎角可レ申トモ不レ覺、御方ニコソ候ハンズレト申ケレバ、左有バ只今起請ヲ書テ進ラセヨト被レ仰、難レ遁カリケレバ、乍レ居起請ヲ書テ被レ進ケリ、廷社(サテコソ)御所中ニハ候ケレ。軈テ伊賀判官被レ召タレバ、畏テ承ハリヌ、無二左右一可レ參候ヘドモ、京中ニ何トヤラン訇ル事ノ候、光季ハ未(樣子)不レ承候、カタノ

伊賀判官へ討手ヲ向ケラル

樣ニ候ヘドモ、關東ノ御代官トシテ角テ候ニ、如何ナル御事ニテ候トモ先承候ハント社存候ニ、今始テ預勅定候ヘバ、參ル間敷ニテ候トゾ申ケル。押返シ別ノ儀ニ非ズ、直ニ可被仰下旨アリ、急ギ參レト被仰ケレバ、子細ヲ承テ一方ヘモ罷向ハン、御所ヘハ無左右難參候ト申セバ、サテハ此事ハヤ知テケリ、胤義ガ申狀不違、左有バ打トテ討手ヲ被向、承久三年五月十四日ノ事也、今日ハ（巳ニイ）日暮ヌトテ被留ヌ。更行程ニ判官ノ郎從等一所ニ寄合テ、軍ノ僉議評定申ケルハ、御身ニ無誤シテ、大勢ニ被取籠テ被討サセ給候ハンハ、無念ノ事ニテ候ハズヤ、夜ノ中ニ都ヲ出サセ給ヒテ、美濃・尾張迄馳著候ハヾ、鎌倉ヘハ三四日ニハ著セ給フベシ、無左バ北陸道ヘ懸リ、御舟ニ召シテ、越後ノ府中ニ著キ、信濃ヘ打越サセ給テ、其ヨリ鎌倉ヘ御座候カ、是等ノ儀ヲ御計ヒ可有トゾ申ケル。判官其コソ心得ネ、鎌倉殿モ思召樣有テ社、都ノ守護ニモ差置セ給ツラメ、一天ノ君ノ日本一ノ御大事ヲ思召立セ給程ニテハ、白地ノ御計ヒニヤ可有、今ハ定テ道々モ關々モ支テゾ有覽ニ、一マドモ逋レヌ物故ニ、敵ニ背ヲ見セタリ何ト、鎌倉ヘ聞ヘン事コソ可口惜ケレ、能コソアレ、一

天ノ君ヲ敵ニ受進ラセテ、我身ニ悞リ無テ、王城ニ尸ヲ曝シ、名ヲ萬代ノ雲ニ揚ン事、願フ所ノ幸ナリ、一足モ引間敷物ヲト云ヘバ、其後郎從等異見ニモ不レ及、深行儘ニ一人落、二人落、次第々々ニ落行テ、殘ル輩ニハ、贄田三郎・同四郎・同右近・武(者イ)志次郎・鹽屋藤三郎・片(桐イ)切源太大(郎カ)助・文太郎・園平次郎・子息彌(ニイ)次郎・政所太郎・治部次郎・熊王丸ヲ始トシテ、一人當千ノ輩廿七人ゾ殘ケル。

判官嫡子壽王冠者

判官嫡子壽王冠者トテ今年十四ニ成ケル、元服シテ光綱トゾ申ケル。判官是ヲ招テ、汝今年十四歲ニシテ稚ナシ、軍ニ逢ン事モ如何ガ可レ有ラン、幼ニ紛テ、案內者ノ冠者原七八人相具シテ落ヨカシ、光季ハ鎌倉殿ノ聞召サル、事モ有、都ニテ尸ヲ曝サムト思定タリ、ヲサナカラン程ハ、千葉ノ姉ガ許ニ可レ有、幼ナクテハ出仕ナセソ、十七八・廿ニモ成テ、人ノ重代我ガ古ヘヲ思知程ニテ出仕モセヨ、疾落ヨト申セバ、壽王袖ヲ刷退テ、父ガ顏ヲ向上テ申ケルハ、子共ノ十四五計ニ成ンズルガ、敵ニ値、親ノ討レ候ハンズル所ニテ、不レ死シテ落テ候ハヾ、幼稚ナレバトテ、ヨモ人ハ免シ候ハジ、親ヲ捨テ迯タル不覺人トテ、朝夕人ニ被レ見候ベキハ耻シク覺候、千葉介モ親シクハ候ヘ共、弓矢取者ニテ候ヘ

バ、定メテ未練ニ被レ思候ベキ、只御伴ニコソ如何ニモ成ラント存候ヘ（其ニ付テモイ）トゾ申ケル、但今度鎌倉ヲ罷立候シニ、母ニテ候者、簾ノ際マデ立出テ、壽王ニ又何比カト申（仰イ）候シ時ニ、御供ニテ急ギ罷下候ハンズルゾト申テ出シハ、今思候ヘバ、其ガ最後ニテ候ケルゾヤト申テ、涙ヲハラ〳〵ト落シケレバ、判官壽王ガ顔ヲツク〴〵ト守、涙ヲ流シテ、能云タリ、汝幼ケレバ落テ命ヲモ扶カリ、光季ガ跡ヲモ紹、世ニモ値トテコソ、落ヨトハ云共、トモセント云フ上ハ、其コソ願フ所ニテ有、サラバ治部次郎、アノ壽王ニ物具著ヨト云ケレバ、軈テ長絹ノ直垂小袴ニ、萌黄匂ノ小腹卷ニ、十五指タル（染イ）ソメ羽ノ矢（滋イ）シゲ籐ノ弓ヲゾ持タル。伊賀判官ハ（滋イ）シゲ目結ノ直垂小袴ニ、鎧一領前ニ、大弓（押張イ）ハリ、矢二腰並ベ立テ、敵今ヤト待懸タリ。判官年比馴遊ビケル好色白拍子、其外志深キ男女ノ類ヒ招寄テ、終夜遊ケル、判官云出ス言ノ葉ウチ振舞氣色、タヾ思出ニ成レトゾ殘シケル。（席ニ臨イ）來レル輩、此程京中ニ聞ル事ナレバ、皆存知タリケリ、今夜計ヲ最後ゾト思ケレバ、袖ヲ濡サヌハ無リケリ。判官財寶ノ有限リ取出シ、形見カト覺ヘテ、面々ニ引與フ、漸曉近ク成バ、敵モ近付トテ、皆々送リ返シテ、思切タル

主從七人殘ケル、心中社無慙ナレ。判官ノ宿所ハ、高辻子、京極高辻子ヨリハ北、京極ヨリハ西、京極面ハ棟門・平門ニテ、大門也。高辻子面ハ土門ニテ小門也。（贄田三郎イ）贄田申ケルハ大門・小門開テ、敵ヲ思樣ニ入テ、打討セントゾ申ケル。同四郎ガ申ケルハ、恐入（タル申事ニ）候ヘドモ、此儀コソ可レ然トモ存候ハネ、大勢思樣ニ入テハ、是程ノ小勢、弓ヲモ引太刀ヲ拔合セ可レ候カ、手取ニ被レ取候ナン、大門ヲバ閉、小門一方ヲ開テ、寄コン敵ノ或ハ物具ノ毛ニ付、又ハ名對面ニ付テ、弓矢・打物思々ニ取持テ、打死シテ名ヲ後代ニ揚ント社存候ヘトゾ申ケル。此儀尤可レ然トテ、京極面二ノ門ヲバ指セテ、高辻面ノ土門計ヲ開テゾ相待ケル。院ノ御所ヨリ討手ノ大將ニハ、能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道親廣・山城守廣綱・佐々木彌太郎判官高重・筑後入道有則・下總前司盛綱・肥後前司有俊・筑後太郎左衞門尉有長・間野左衞門尉時連、此等ヲ始トシテ八百餘騎ニテゾ向ケル。高辻面ニハ燒亡トテ呼ハリケル。判官是ヲ聞ツヽ、ヨモ燒亡ニテハ非ジ、敵ノ寄スル馬烟ニテゾ有覽ト云モ果ネバ、押寄テ時ヲ咄ト揚ル。一番ニ黑皮威ノ鎧著テ、葦毛ナル馬ニ乘タル武者一騎、平九郎判官ノ手者

信濃國住人志眞（賀イ）五郎トテ、眞先懸テゾ寄タリケル。贄田三郎ガ放ツ矢ニ、馬ノ腹射セテ退ニケリ。二番ニ同手者岩崎右馬允押寄、贄田右近ガ放矢ニ、馬ノ股ヲ被レ射退ニケリ。三番ニ同手者岩彌清太（岩崎彌衛太イ）トテ推寄タリ、小腕被レ射テ引退。四番ニ一門成ケル高井兵衛太郎トテ寄タリケルガ、餘リニ繁ク被レ射テ、馬ヲ離レ太刀ヲ拔テ額ニ當、只一人打テ入、伊賀判官郎從等十四五人緣ヨリ下立テ、矢先ヲ汰ヘテ散々ニ射ル、餘リニ強ク被レ射テ颯ト引テゾ退ニケル。緣ノ上ヨリ支ヘテ射（矢）ニ弓手ノ股馬手ノ小腕被レ射テ、郎等ガ肩ニ懸テゾ引ニケル。京極面ニ扣ヘタル寄手ノ中ニ申ケルハ、何迄角ハ守ランズルゾ、大門ヲ打破レト鬨ル聲ノシケルヲ、判官是ヲ聞テ、敵ニ破ラレン事社口惜ケレ、迚モ叶ハヌ物故ニ、治部次郎門ヲ開ト云ケレバ、承ルトテ二ノ門ヲ開キタレバ、京極面ニ數百騎扣ヘタル兵共（二ツノ門ヨリ）馬ノ鼻ヲ雙ベテ、我先ニト亂入。火威ノ鎧ニ白蘆毛ナル馬ニ乘タル武者、間野左衛門尉時連ト名乘テ、相近ク（馳寄）如何ニ伊賀判官、軍場ヘハ見ヘヌゾ（ト呼ル）、光季爰ニ有、近寄テ問ヌカ、夜ハ敵共御方共知レヌトテ（ヨルハ敵カトテ相近ニイ）指寄タル。判官ヨツ引テ放矢ニ、時連ガ引合セ篦

深ニ射サセテ退ニケリ。其次ニ、三浦平九郎判官胤義トテ推寄テ、如何ニ伊賀判官面ニハ見ヘヌゾ、朝敵ト成進ラスルハ面目ニテ社(コソ)有ニ、何迄籠ランゾ、出デ宣旨ノ趣ヲ承ハレカシ、邃(キタナイ)キ者哉ト云バ、伊賀判官、何ト云哉覽、己(己ライ)レガ君ヲ勸メ奉テ世ヲ取(亂イ)ント仕ル事ハ、光季存知シタル物ヲ、〔近ク寄テトハヌカ、寄ハ敵カトテ、相近ニ推寄タリ〕判官敵多ケレ共、取分平九郎判官コソ、光季ガ存ル旨ノ敵ニテ有、相構テ射落セトテ、弓取テ能程ノ者共、矢前ヲ汰ヘテ射ル。餘リニ繁ク被レ射テ、車宿リニ打入テゾ扣タル。伊賀判官能引テ放シケルニ、平九郎判官持タリケル弓ノ鳥打所ヲハタト射(側イ)切テ、弓手ノ方ニ並ンデ扣タル、播磨國住人原田右馬允ガ頸ノ骨ニ中リテ落ヌ。(アタル馬ヨリ逆ニナテ死ヌイ)志(支イ)テ射ル矢(其仁)ニハ當ラズ、傍ナル者ニ中リテ死スル定業不レ及レ力(事イ)トゾ見エシ。

爰ニ(寄手ノ中ニ)佐佐木彌太郎判官高重トテ寄タリ。壽王緣ニ立出デ申ケルハ、人ハ幾千萬寄サセ給候ヘ共、見知ネバ恥敷テ物モ不レ被レ申、彌太郎判官殿ト承ル程ニ、壽王コソ是ニ候、兼テハ子ニセン親ニ成ント御約束候シ、ヨモ御忘候ハジ、我等モ忘不レ進、給テ候シ矢ヲコソ、未持テ候ヘ(恐候ヘ)共、親ノ只今打死候最後ノ供ヲ仕候

贄田三郎自害ス

時、(矢一筋)進ラセントテ存ズルトテ、能引テ放ケレバ、鎧ノ総走リノ三ノ板マデ射走ラカシタル。十二三ノ小冠者ナレバ、志ノユク程ハ引テ放ト云ドモ、流石裏カク迄ハ無リケリ。彌太郎判官是ヲ見テ、張タル矢ヲ差外シテ引退ク、(キイ)人々是御覽候ヘ、壽王ニ被レ射テ候ゾ、現ニ子ニセン親ニ成ラントト約束シテ、親シカラン爲ニ、烏帽子キセ、聟ニ取ン迄約諾仕タリシゾカシ、云ヒツル言葉ノ長ナシサ、心中ノ耻敷サヨ、(地)體ハ王土ニ住身程、悲カリケル物非ジトテ、涙ヲ流シ、其日ハ軍モ不レ爲ケリ。見人情ケ有ケリト感ジ宛皆涙ヲゾ流ケル。寄手ハ乱入(ル)、城ノ中ハ小勢也。(拒ギ)戰トハ云共、伊賀判官郎從等七八人有ケル者共、(殘留リイ)動ラク樣ニテ、乾ノ方ノハタ板ヲ登リ越テゾ落行ケル。今ハ贄田三郎・同四郎計ゾ殘ケル。(二人バカリイ)贄田三郎三箇所ニ痛手負テ、太刀ヲ杖ニ突、ヨロボヒ〳〵判官ノ前ニ參テ、今ハ角罷成候程ニ、弓モ不レ被レ引、太刀モ被レ持候ハネバ、御供仕覽トコソ存候ヘ共、敵ニ被レ取敢テ犬死仕候ハンヨリハ、先立奉テ、死出ノ山ニテ待進ラセ可レ候トテ、突タル太刀ヲ取直シ、鋒口ニ含ミ、鐔本迄貫テゾ臥ニケル。(ハヤ館ニモイ)宿所ニ火ハ懸リヌ。贄田四郎計ゾ、防矢ヲバ射ケル。判官

嫡子壽王ヲ招テ、時コソ能成タレ、自害セヨ、ト（衍カ）云ヒツルニ言ニ似搆テ、能振舞ヘ、壽王ト云ケレバ、自害ハ如何樣ニ仕候ヤラン、只腹ヲ切トゾ言ケレバ、則腹卷ノ高紐切テ推除、直垂ノ紐解幷（クツロイ）グテ、赤木ノ柄ノ刀指タリケルヲ拔テ、柄ヲ取直シ、キラン〳〵ト仕ケルガ、流石ヲサナキ故ニヤ、無左右不得切。父光季アハレ自害ヤ仕損ゼンズ覽ト思テ、如何ニ壽王、火社（コソ）ヨケレ、火ヘ入カシト云バ、ツヒ立刀持ナガラ、火ニ飛入ント仕ケルガ、度々焰ヲ顏ニ被吹懸、幾程遁ントテ、走歸々々、二三度計仕タリケル。光季是ヲ見ルニ、目モ昏ヌ。壽王サラバ爰ヘ寄トテ左ノ方ニ居テ、片手ヲバ取組、片手ヲバ膝ニ置、壽王ガ貌ヲ熟々ト守リ、親ト成子ト成モ先世ノ盟ゾト乍云、是程光季ニ契深カリケル子ハ非ジ、稚ケレバ落テ跡ヲモ被訪、世ニモ有カシト思ヘ共、供セントモ云フ上ハ、其コソ願フ所ノ幸ナレ、生テ如何ナル孝養報恩ヲ營共、是ニ可過トモ不覺、死出ノ山ヲ連テ越ン事コソ嬉シケレ、人手ニ懸ジト思程ニ、我手ニ係ンズルゾ、我ウラメシト思ナヨトテ、暫ク守リテ、敵ハ手痛ク寄、去トテハト思ケレバ、摑ンデ引寄、首搔切テ首トムクロヲ後ロ樣ニ炎ノ中ヘ投入テ、二目共不見、東

伊賀判官自害ス

へ向テ三度伏拜ミ奉リ、南無歸命頂禮頂禮鎌倉八幡大菩薩・若宮三所、權大夫（ガ）爲ニ、命ヲ王城ニ捨置ヌト祈誠シテ、又西ニ向テ三度伏拜ミ、南無西方極樂教主彌陀如來、本願愆リ給ズバ、必迎ヘ給ヘト、念佛高ラカニ三十返計申ケルガ、腹掻切テ、壽王ガ燒ケルニ飛加リ、打重テゾ燒ニケル。贄田四郎防矢射（ケル）ガ、是ヲ見テ、腹掻切リ、主ト同ク伏重テゾ燒ニケル。其後防者ハナシ、寄手思樣ニ亂入、烟ノ隙ヨリ燒首少々取テゾ歸リケル。光季昨日迄ハ鎌倉殿ノ御代官トシテ、都ヲ守護シテ有シカ〔バ〕、世ノ覺ヘ時ノキラ、肩ヲ雙ル人モナシ。宿所モ宮殿樓閣ト見エシカドモ、今日ハ（片時ノ灰燼トナリイ）燒野ト見エワタリ、空キ名ヲノミ殘シケル、行衞ヲ聞コソ哀レナレ。討手ノ使共、賀陽院御所ヘ歸參シテ、事ノ由申入ケレバ、一院御感不斜、軈（ハヤイ）ニ勸賞可被行旨被仰ケルハ、胤義申ケルハ、何條其程ノ事ニ勸賞候ベシ、御大事ヲ被遂テ後ニ社（コソ）ト申ケレバ、イシクモ申タリト感ジ被仰。借モ伊賀判官朝敵ト成シハ奇怪ナレ共、一引モ不引討死ス、アハレ勇々シカリケル兵哉ト、上一人ヨリ下萬民迄擧惜マヌ者ゾ無リケル。抑一院尋ネ被下ケルハ、當時關東ニ、義時ト一所ニテ可死者ハ何程

（有ベキイ）カアル、胤義申ケルハ、朝敵トナリ候テハ、誰カハ一人モ相隨可レ候、推量仕候ニ、千人計ニハ過候ハジト申ケレバ、兒玉ノ庄四郎兵衞尉、アハレ判官殿ハ僻事ヲ被レ申候物哉、只千人シモ可レ候歟、平家追討以來、權大夫ノ重恩ヲ蒙リ、如何ナル事モ有バ、奉公ヲ仕バヤト思者社多候へ、只千人候べキカ、如何ニ少シト申共、萬人ニハヨモ劣リ候ハジ、角申ス家定程ノ者モ、關東ニダニ候ハヾ義時ガ方ニ社候ハンズレト申ケレバ、一院眞ニ御氣色惡ゲナル體ニテ、奇怪ニ申者哉ト被二思召一ケル、後ニゾ能申タリケルト被二思召合一ケル。京中ニハ、山々寺々ノ僧侶、國々ノ住人等參ケル。熊野法師ニハ、田部法印・十萬法橋・王法橋・萬劫禪師、山法師ニハ、播磨竪者・小鷹智性坊・丹後、淸水法師ニハ、鏡月坊・歸性坊ナドヲ被レ召テ參ケル。奈良法師ヲ被レ召ケレバ、僉議シテ申ケルハ、平家此寺ヲ燒拂テ跡方モ無リシヲ、鎌倉右大將力ヲ合テ當國ノ守護人ヲ除、東大寺・興福寺ヲ再興シ、供養ノ時ハ仰ニ隨ヒ上洛シテ、守護ヲ加、隨分志深リシ事ナレバ、只今モ源平爭事アラバ、何度モ白旗ノ方人仕、命ヲ可レ捨ナレ共、是ハ一天ノ君ノ仰ナレバ、王土ニ乍レ住爭カ隨奉ラデモ可レ有ナレバ、少々進ラ

東國ヘ院宣

セヨトテ、學生ニハ土護ノ覺心、堂衆ニハ圓音、是等二人ヲ始メトシテ、事ヲ好ム惡僧少々ゾ參ケル。 北陸(道)ヘハ討手ヲ可レ被レ向トテ、仁科次郎・宮崎左衞門尉親式・糟屋左衞門尉・伊王左衞門尉、是等ヲ始トシテ官軍少々被レ下ケル。 東國ヘモ院宣ヲ可レ被レ下トテ、按察使前中納言光親卿奉テ七通ゾ被レ書ケル。 左京權大夫義時朝敵タリ、早ク可レ被レ追討(罰イ)勸賞請ニヨルベキ(趣)ナリ。 武田・小笠原・千葉・小山・宇都宮・三浦・葛西ニゾ被レ下ケル。 院宣ノ御使ニハ、推松トテ究メテ足早キ者有ケル、是ヲ撰テゾ被レ下ケル。 平九郎判官私ノ使ヲ相添テ、承久三年五月十五日ノ酉刻ニ都ヲ出デ、劣ラジ負ジト下ケル程ニ、同十九日ノ午刻ニ、鎌倉近ウ片瀬ト云所ニ走付タリ。 平九郎判官ノ使ハ案内者ニテ、先ニ鎌倉ヘ走入テ、駿河守ニ文ヲ付タレバ、披見シテ返事申ベケレ共、道ノ程モ如何敷間、態ト申ヌ成トテ追出シヌ。 駿河守此文ヲカイ卷テ、權大夫ノ許ヘ持向ヘ、已ニ世中コソ亂テ候ヘ、去十五日光季被レ討ヌ、胤義ガ私ノ文御覽候ヘトテ、權大夫義時折節諸人對面ノ前ニ、引披ヒテ置タリ。 權大夫、サテハ御邊ノ手ニ社懸リ進ラセ候ハンズラメ、三浦駿河守打退テ袖引繕ヒ、是コソ(御詞)恐存

二位殿源家ノ重恩ヲ説ク

トモ覺エヌ仰ニテ候へイ
候へドモ、平家追討ヨリ以來、度々ノ戰ニ忠節ヲ致シ、一度モ不忠ノ儀候ハズ、自今以後モ又(トテモイ)疎略ヲ不レ可レ存、若僞申候事候ハヾ、遠クハ熊野ノ嶽、近クハ伊豆・筥根、別シテハ若宮三所・足柄・松童、殊更奉レ願(頼イ)三浦十二天・栗濱・森山、惣ジテハ日本國中ノ大小ノ神祇冥道、知見(示現イ)シ給へ、御後ロメタナキ事不レ候トゾ申ケル。權大夫打笑テ、偖ハ心安候、今迄此事ノ出來候ハヌ社(コソ)不思議ニ候へ、是ハ兼テヨリ存(儲イ)タル事也、今ハ推松モ(定而)鎌倉へ入ンズラン、尋ヨトテ被レ尋ケリ。推松人ノ氣色替リ、何トナク騷ギ(サワガシイ)ケレバ、有者ノ許ニ隱レ居タリケルヲ、一々ニ鎌倉中ヲ搜シケレバ、笠井ノ谷ヨリ尋出シ、引張先ニ立テゾケ參ケル。院宣共(皆イ)奪取ガ如シテ、大暨計讀セテ後ニ燒捨ラレヌ。角テ權大夫駿河守ヲ相具シテ二位殿ニ參リ、世中コソ已ニ乱レテ候へ、去十五日ニ光季被レ討テ候也、世上如何御計ヒ可レ候ト被レ申ケレバ、二位殿妻戸ノ間へ出給ヒ、御簾半計擧サセ御覽ジ出シテ宣ヒケルハ、日本國ニ女房ノ目出(度)樣シニ尼ヲ社(コソ)中(ナイ)ケレ共、尼程物思タル者世ニ(ハ)非ジ、故殿ニ相初進ラセシ時ハ、無世ニ振舞スルトテ、親ニモ疎カニ惡ミ猜マル、其後平家ノ軍始リシカバ、手ヲ握リ心

ヲ砕キ、精進潔齋シテ佛神ニ祈精ヲ致シ、安カラヌ思ニテ六年ガ程ハ明シ暮シ候ニ、平家無レ程亡シカバ、サテ世中豐カ(穩シクトコソイ)ニト思シニ、無二幾程一大姫君ニ後レ進ラセテ、何事モ不レ覺、同ジ道ニト悲ミシヲ、故殿一人無レバトテ、サノミ思ヒ沈事ヤハ有ル、無者ノ爲ニモ罪深事ニ社(コソ)ナシト被レ仰シカバ、必其ニ慰トシモハ無ケレ共、明ヌ暮ヌトセシ程ニ、(故殿)失サセ給シカバ、此時コソ限成ケレト思シヲ(今ハ誰爲ニカ命モ惜カラメト有シニイ)、左衛門督殿、未稚ク御座シカバ、故殿ニ後レ進ラセテ如何カセント存候ダニモ爲方モ候ハヌニ、一度ニ二人(御事ニサヘイ)ニ後レン事ヨト、餘リニ被レ仰シカバ(御歎キ有シ程ニツレナク存生テイ)、現又難二見捨一思進ラセテ有シ程ニ、又督殿(被)レ失給シカバ、誰ヲ可レ憑方方モナク成ハテ、、鎌倉中ニ怖カラヌ者モナク思沈ミシカ(恨メシイ)共、故大臣殿ノ今ハ賴母敷方モナク、孤(獨子イ)ト成テ候ヲ、爭デカ御覽ジ捨ラレ可レ候、何レカ御子ニテ候ハヌト、長シク(チトナイ)嘆キ被レ仰シカバ、現ニ痛敷テ空ク明シ昏候ニ、大臣殿失サセ給シカバ、是コソ(今イ)(身ノ)限ナレ、何ニ命ノ存ヘテ、俀(カヽ)ル浮身ノ報ヒニ重テ物ヲ歎ラン、如何ナル淵河ニ身ヲ(モ)投、空ク成ント思立シニ、權大夫、後レテ空ク(カクシイ)ナラセ給ナバ、鎌倉ハ鹿ノ栖カト成果テ亡ビナンズ、三代將軍ノ後生ヲモ、誰カ訪

ヒ可二進候一、眞ニ思召立セ給テ、(候ハヾイ)生義時御前ニテ自害ヲシ、御供可レ仕カト、夜晝立モ不レ去、樣々ニ歎カセ(キ承リイ)給シ間、實ニ代々將軍ノ後生(菩提イ)ヲモ誰カ訪ヒ奉ルベキト思フ程ニ、今日迄難レ面存ヘテ、係ル憂事ヲ見聞事コソ悲ケレ、日本國ノ侍共、昔ハ三年ノ大番トテ、一期ノ大事ト出立、郎從・眷屬ニ至迄、是ヲ晴トテ上リシカ共、力盡テ下ル時、手ヅカラ自ラ、蓑笠ヲ首ニ掛、カチハダシニテ下リシヲ、故殿ノ哀レマセ給ヒテ、三年ヲ六月ニ縮メ、分々ニ隨テ被二支配一、諸人扶カル樣ニ御計ヒ有テ、是程御情深ク亘ラセ給シ御志ヲ忘レ進ラセテ、京方ヘ參ラン共、又留テ御方ニ候テ奉公仕ラン共、只今タシカニ申切トゾ宣ヒケル。是ヲ奉(承イ)テ有トアル大名・小名、皆袖ヲ掩ヒ涙ヲ流テ申ケルハ、無レ心鳥類獸迄モ人ノ恩アル事ヲ不レ忘トコソ承レ、增テ申候ハンヤ、代々御恩ヲ罷蒙ヌル上ハ、被レ向候ハン所迄ハ相向ヒ、如何ナラン野ノ末道ノ邊迄モ、都ヲバ枕トシ關東ヲバ跡ニシテ、尸ヲ曝ス身トコソ罷成候ハンズラメ、爭デカ僞ヲ可レ申トテ、各歸ヌ。明ル廿日ノ早天ニ、權大夫ノ許ヘ、又大名・小名聚リテ、軍ノ僉議評定有ケルニ、武藏守被レ申ケルハ、是程ノ御大事無勢ニテハ如何カ有ベカラン、兩三日

關東勢揃へ

モ被二延引一候テ、片田舍ノ若黨・冠者原ヲモ召具候バヤト被レ申ケレバ、權大夫大ニ嗔リテ、不思議ノ男（俗イ）ノ申樣哉、義時ハ君ノ御爲ニ忠耳有テ不義ナシ、人ノ讒言ニ依テ朝敵ノ由ヲ被二仰下一上ハ、百千萬騎ノ勢ヲ相具タリ共、天命ニ背奉ル程ニテハ、君ニ勝進ラスベキカ、只果報ニ任スルニテ社（コソ）アレ、一天ノ君ヲ敵ニ請進ラセテ、時日ヲ可レ移ニヤ、早上レ疾打立ト宣ケレバ、其上ハ兎角申ニ不レ及、各宿所々々ニ立歸リ、終夜用意シテ、明ル五月廿一日ニ由井ノ濱ニ有ケル藤澤左衞門尉淸親ガ許ヘ門出シテ、同廿二日ニゾ被レ立ケル。一陣ハ相摸守時房・二陣武藏守泰時・三陣足利武藏前司義氏・四陣三浦駿河守義村・五陣千葉介胤綱トゾ聞ヘシ。此人々ニ相具ラル、兵ニハ、城入道・毛利藏人入道・少輔判官代・駿河次郎・左（佐イ）原次郎左衞門尉・同三郎左衞門尉・同又太郎・天野左衞門尉・狩野介入道・後藤左衞門尉・小山新左衞門尉・中沼五郎・伊吹七郎・宇都宮四郎・筑後太郎左衞門尉・葛西五郎兵衞尉・角田太郎・同彌平次・相馬三郎父子三人・國分三（二イ）郎・大須賀兵衞尉・佐野小（二イ）次郎入道・同七郎太郎・同八郎・伊佐大進太郎・江戸八郎・足立三郎・佐々目太郎・階見太郎・早川平三（次イ）郎、サテハ奥ノ嶽ノ嶋橋左

衛門尉・丹・兒玉ヨリ以上(下イ)猪俣、相摸國ニハ本間・澁谷・波多野・松田・河村・飯田・成田・土肥・土屋、伊豆國ニハ伊藤左衛門尉・宇佐美五郎兵衛・同與一、駿河國ニハ奥津左衛門尉・蒲原五郎・屋氣九郎・宿屋次郎、是等ヲ始トシテ十萬餘騎ニテ上ケリ。東山道ノ大將軍ニハ武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衛門尉・諏訪小太郎・伊具右馬允入道軍ノ撿見ニ被二指添一タリ、其勢五萬餘騎。式部丞朝時四萬餘騎相具シテ北陸道ヘゾ向ケル。東海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、共ニ三ノ道ヨリ十九萬餘騎ゾ上セラレケル。鎌倉ニ留マル人々ニハ、大膳大夫入道・宇都宮入道・葛西壹岐入道・隼人入道・信濃民部大輔入道・隱岐次郎左衛門尉是等也。親上レバ子ハ留マリ、子上レバ親留マル、父子兄弟引分上セ留ラル、謀コソ怖シケレ。討手ノ輩五月廿二日方々ヘ向フ。同廿七日院宣御使推松ヲ辛フ被レ戒テ、人ニ被レ預シヲ、權大夫ノ前ニ召出シテ、汝歸參シテ申サンズル樣ハ、義時昔ヨリ君ノ御爲ニ忠義有テ無二不義一、然ルヲ讒奏スル者候テ、勅勘ノ身ト罷成候上ハ、兎角申ニ不レ及、軍御好ナレバ、舍弟時房子ニテ候泰時・朝時是等ヲ始メテ、東海道十萬餘騎、東山道五萬

推松歸京

餘騎、北陸道四萬餘騎、十九萬餘騎ヲ進ラセ候。是等ニ軍能サセテ御見物可レ有候、猶不二飽足一思召候バ、三郎重時・四郎政村是等ヲ先トシテ、廿萬騎ヲ相具シテ、義時モ急（上洛仕イ）參ラントスルニテ候ト申セトテ、被二進出一ヌ。推松院宣ノ御使トテ關東ヘ下リナバ、大名共ニ被二賞翫一テ、馬鞍被レ引德付テ上ラントコソ思ヒシニ、德迄ハ無ク、係ル幸キ目ニ逢ツル事ノ悲シサヨ、去共命ノ生タルゾ不思議ナルト思テ、泣々上リケルガ、抑我ガ首ハ本ノ如ク付タルヤラン、現(ケニ)我ハ元ノ身ニテ行ヤラン、現(ウツヽ)共不レ覺シテ、常ニ首ヲ操リ足ヲ探リ、夢路ヲ行心地ヲシケレ共、一兩日過テ社(コソ)夜ノ明ル心地シテ、眞ニ頸モ手足モ無レ恙ケリ〔ト〕不思議ニ覺ヘテ、ウカリシ鎌倉怖敷イトヾ後ロニ遠ザカラント、夜ヲ日ニ繼デ急上リケル程ニ、五月廿七日ノ午刻ニ鎌倉ヲ出デ、六月一日ノ午刻ニ都賀陽院殿ヘゾ走リ著。公卿・殿上人、推松參タリ、如何ニ義時ガ首ヲバ誰ガ取テ進ラスルゾ、關東ニハ合戰スルカ、タテアフカ、如何ニ〳〵ト口々聲々ニ被レ問ケレ共、ウツ伏涙ニ咽ンデ物モ不レ申。餘ニ道ノ苦シサニ、（暗ゲニ候トイ）哭トコソ人々笑アヘリ。

良久有テ、推松涙ヲ拭ヒ心ヲ靜メテ申ケルハ、五月都ヲ出テ罷下候、同十九日ノ午

刻ニ、鎌倉近キ片瀬ト申所ニ著テ候シニ、平九郎判官ノ使ハ案内者ニテ、先樣ニ鎌倉ヘ入テ、駿河守ニ文ヲ付テ候ヘバ返事ヲバセズ、軈テ權大夫ノ見參ニ入テ候ケル程ニ、鎌倉中以外ニ馳騷ギ候事、申計モ不ㇾ候、是モ鎌倉ヘ軈テ罷入候シカ共、人ノ足モ早ク聞ヘ、忩々敷候間、如何樣ニモ子細ノ有ルニ社(コソ)ト存候テ、トアル所ニ立入テ、指モ出ズ候シ程(處イ)ニ、鎌倉中委ク(セバシトイ)被ㇾ尋候間、葛西ノ谷ヨリ渡シ被ㇾ出、引張先ニ立テ權大夫ノ御前ヘ參テ候シカバ、院宣被ㇾ奪取ㇾ候ヌ。軈テ推松ハ人ニ被ㇾ預テ候間、只今ヤ被ㇾ切ト心ノ隙ナク思ヒシニ、同廿七日ニ又權大夫ノ前ニ召出シテ、申セト候ツルハ、東海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、三ノ道ヨリ十九萬餘騎ヲ進ラセ候、東山道・北陸道ハ不ㇾ見候、海道十萬餘騎鎌倉ヲ出候シ日ヨリ、一段モ馬ノ足ノ雙バズト云所ナク、一町共旗ノ手ノ靡ヌ所ハ不ㇾ候、ヒシト續キテ候ガ、何樣百萬(騎イ)餘モ候ヤラント申ケレバ、公卿・殿上人被ㇾ笑ツルモ、皆青覺テ興ヲ失ヒ、如何ナルベシ共覺ヘヌ樣也。一院ヘラヌ體ニテ、ヨシ〳〵物ナ云ソ、武士共上ラン跡ニ、義時ガ首ヲバ取テ進ラスル者有ンズルゾト仰ケル。先討手ヲ可ㇾ被ㇾ向トテ、宇治・勢多

三浦筑井四郎太郎討死ス

ノ橋ヲヤ可レ被レ引、尾張河ヘヤ向ルベキ、尾張河破レタラン時コソ、宇治・勢多ニテモ防レメ、尾張河ニハ九瀬有ナレバ〔トテ〕各分チ被レ遣。大炊ノ渡ヘハ、駿河大夫判官・糟屋四郎左衛門尉・筑後太郎左衛門尉・同六郎左衛門〔尉〕是等ヲ始トシテ、西面者共二千餘騎ヲ被レ差添。鵜沼ノ渡ヘハ美濃目代帶刀左衛門尉・(神土イ)川瀬藏人入道親子三人、是等ヲ始テ一千餘騎ゾ被レ向ケル。板橋ヘハ朝日判官代・海泉太郎其勢一千餘騎ゾ向ハケレル。氣瀬ヘハ富來次郎判官代・關左衛門尉一千餘騎ニテゾ向ケル。大豆渡ヘハ能登守秀康・平九郎胤義・下總前司盛綱・安藝宗内左衛門尉・藤左衛門尉、是等ヲ始トシテ一萬餘騎ニテゾ向ヒケル。食ノ渡ヘハ阿波太郎入道・山田左衛門尉五百餘騎ニテ向フ。稗島ヘハ矢野(二イ)次郎左衛門・原左衛門・長瀬判官代五百餘騎ニテ向ケリ。墨俣ヘハ河内判官秀澄・山田次郎重忠一千餘騎ニテ向。市河前ヘハ(加イ)賀藤伊勢前司光定五百餘騎ニテ向ケル。以上一萬七千五百餘騎、六月二日ノ曉各都ヲ出デ、尾張〔河〕ノ瀬々ヘトテゾ急ギケル。東海道ノ先陣相摸守、遠江ノ橋本ニ著ケルニ、十九騎連レタル勢ノ高志山ヘ入ヌト申ケレバ、相摸守如何ナル者ナレバ先陣ヲ越テ先樣ニ

通ル哉覽(ヤラン)、遠江國住人內田四郎ガ申ケルハ、駿河守殿已ニ敵大勢ニ紛テ如何樣ニモ通ル事モ有ンズルゾト宣ヒツル也。相摸守サル事モヤ有ン、サラバ各追懸テ敵カ御方カ尋問、敵ナラバ討テ被ㇾ進ヨトゾ仰ケル。內田四郎・同六郎・新野右馬允、是等ヲ始トシテ、六十餘騎追懸タリ。十九騎續(連イ)ヒタル勢、高志山ヲモ馳過テ、宮路山ヘ打懸リ、音羽河ノ端ニ下立テ、今ハ去共續ク敵ヨモ非ジトテ、馬ノ足ヒヤ(冷イ)サセテ片ナル(片ヤイ)岳ニ扇開キツ〔カ〕フテ休ケル處ニ、內田ノ者共馳來テ、谷ヲ隔テ控ヘ宛、使者ヲ以テ申(イハセイ)ケルハ、如何ナル人ナレバ先陣ヲ越テ通リ給フゾ、敵カ御方カ承レトテ、相摸守殿ノ御使ニ、遠江國住人內田者共ガ參テ候也ト云スレバ、實ト候、下總守ノ緣(族イ)者ニ三浦筑井四郎太郎ト申者ニテ候、坂東ニ用事ノ有テ下候ツルガ、都ニ事出來タルト承テ、大勢ニ交リテ上リ候ツルニ、被二見付一進ラセ候ケリ、運ノ究ル所不ㇾ及ㇾ力、只一人モ蓬(キタナ)キ死ハ仕間敷キ物ヲ、各相近ニ寄ヨト被ㇾ申ケレバ、內田ノ者共六十餘騎ニテ押寄タリ。筑井トアル小家ニ走入テ、四方ノ垣切テ押立、六人楯籠テ矢束ネトイテ推クツロゲ、指攻々々是ヲ射ル。內田ノ者共谷ヲ隔テ、扣ヘタルガ、被二射落一者モア

關東勢軍手分チナス

リ、目ノ前ニ疵ヲ蒙リ失命者數多アリ。筑井矢種少ナク射成シテ、今ハ如何ニセン、可打勝軍ニモ非ズ、サノミ罪造テモ無詮、イザヤ思切ントテ、後見安房郡司ト差違テゾ臥ニケル。殘四人モ同ジク指違テケリ。十三騎ノ郎等共、アル皿ヲ打下リテ大道ニ著ントシケルヲ、敵ニ落ルカト言ヲ被懸テ、主ノ死ル所ニテ死ナデ落ル樣アルカ、軍センズル爲ニ社トテ引立タル馬ナレバ、ヒタ〳〵ト打乘テ、十三騎轡ヲ雙ベテ大勢ノ中ヘ喚テ懸入、一騎ニ(二三騎)四五騎推雙々々組ケレバ、(心ハ猛ク思ヘ共)、無勢多勢ニ可勝樣無シテ、皆々被討取ヌ。十九騎ガ首ヲ木野ガ原ニゾ懸タリケル。次ハ相摸守被通ケルガ是ヲ見テ、十九騎ト聞ヘツルガ一人モ不落ケルヤ、哀レ(闕ノイ)能カリケル者共哉、(御)大事ニモ値ヌベカリケル物ヲ惜ヒ者共ヲトテ各歎惜ミ、阿彌陀佛ト申テ通リケリ。六月五日辰時ニ尾張ノ一宮ニ著テ、軍ノ被手分ケリ。大炊ノ渡ヘハ東山道ノ手、定テ向ハンズレバトテ、鵜沼ノ渡ヘハ毛利藏人入道、板橋ヘハ狩野介入道、氣ガ瀨ヘハ足利武藏前司、大豆ノ渡ヘハ相摸守時房、墨俣ヘハ武藏守・駿河守殿被向ケル。東山道ニ懸テ上ケル大將、武田五郎父子八人・小笠原次郎親子七

人・遠山左衛門尉・諏訪小太郎・伊具右馬入道・南具太郎・淺利太郎・平井三郎・同五郎・秋山太郎兄弟三人・二宮太郎・星名次郎親子三人・筒（突イ）井次郎・河野源次郎・小柳三郎・西寺三郎・有賀四郎親子四人・南部太郎・逸見入道・轟木次郎・布施中務丞・甕中三・望月小四郎・同三郎・禰根（津イ）三郎・矢原太郎・鹽川三郎・小山田太郎・千野六郎・黒田刑部丞・大籬六郎・海野左衛門尉、是等ヲ始トシテ五萬騎、各關ノ太郎（良イ）ヲ馳越テ陣ヲトル。其中ニ武田五郎、國ヲ立家ヲ出ル日（ハ）十死一生ト云フ惡日也。跡ニ留ル妻子ヲ始トシテ、有ト有者今日計ハ留ラセ給ヒテ、明日立セ給ヘカシト申ケレ共、武田五郎何條サル事ノ可レ有ゾ、喩バ十死一生トハ、多ク出デ少ク歸ルト云事ナリ。軍ニ出ルヨリシテ再ビ可レ歸トハ不レ覺、是コソ吉日ナレトテ、驅テ打立ケリ。市原ニ陣ヲ取時ニ、武田・小笠原兩人ガ許へ、院宣ノ御使三人迄被レ下タリケリ。京方へ參ト也。小笠原次郎武田ガ方へ使者ヲ立テ、如何ガ御計ヒ候ゾ、長清（ハ）此（御）使切ントコソ存候ヘ、信光モ左樣存候ヘトテ、三人ガ中二人ハ切テ、一人ハ此樣ヲ申セトテ追出ケリ。武田五郎子共ノ中ニ憑タリケル小五郎ヲ招テ、軍ノ習ヒ親子ヲモ不レ顧、増テ一門他人ハ

大炊渡ノ戦

不レ及レ申、一人拔出テ前ヲ懸、我高名セント思フガ習ナリ、汝小笠原ノ人共ニ不レ被レ知シテ拔出テ、大炊ノ渡ノ先陣ヲセヨト思ハ如何ニ、誰モ左社(コツ)存候ヘトテ、一二町拔出デ、野ヲ分(躪ムイ)ル樣ニテ、其勢廿騎計河縁ヘゾ進ケル。武田小五郎ガ郎等、武藤新五郎ト云者アリ、壼名荒武者トゾ申ケル、勝レタル水練ノ達者也。是ヲ呼デ大炊ノ渡(ノ)瀨踏シテ敵ノ有樣能見ヨトテ指遣ス。新五郎瀨踏シヲホセテ歸來テ、瀨踏コソ仕テ候ヘ、但河ノ西方岸高シテ、輙ク馬ヲアツカヒ難シ、向ノ岸(ニ)渡瀨七八段ガ程、菱ヲ種流シ、河中ニ乱株打、(綱ハエ)逆茂木引テ流シ懸、四五段ガ程(候シヲ、)菱拔捨テ流シヌ、綱キリ逆茂木切テ、馬ノ上所ニハ誌シヲ立テ(候)其ヲ守(ツテ)渡サセ給ヘトゾ申ケル。武田小五郎先樣ニ存知シタリケレバ河ノ縁ヘ進ム。武田ガ手ノ者信濃國住人千野五郎・河上左近二人打入テ渡ケルガ、向ノ岸ニ黑皮(革イ)威ノ鎧ニ月毛ナル馬ニ乘テ、クロツハ(黒羽イ)ノ矢負テ、塗籠籐ノ弓持タリケルガ、河ノ縁(端イ)ノ下ノ段(壇イ)ニ打下テ、向ノ岸ヲ渡(スハ)何者ゾ、是ハ武田小五郎殿ノ御手ニ、信濃國住人千野六郎・河上左近ト申者ト名乘ケレ(バ)、同國ノ住人大妻太郎兼澄也、眞ニ千野六郎ナ

ラバ我等一門ゾカシ、六郎ハ諏訪大明神ニ免シ奉ル、河上殿ニ於テハ中承ジトテ、能引テ丁ト射ル。左近ガ引合ヲ篦深ニ射サセテ、倒ニ落テ流レケルニ、千野六郎是ニモ不臆、軈テ續テ渡シケレバ、千野六郎ハ(本ヨリイ)元來大明神ニ免シ奉ル馬ニ於テハ中受ントテ能引テ丁ト射ル。六郎ガ弓手ノ切付ノ後ロノ餘〔ヲ〕篦深ニ射サセテ、馬倒ニ轉・ケレバ、太刀ヲ拔テ逆茂木ノ上ヘ飛立、歩行武者六人寄合テ千野六郎ハ討取ニケリ。同手ノ者常葉六郎、其モ大妻太郎ニ鎧ノ草摺ノ餘ヲ射サセ、舟ノ中ニ落タリケルヲ、先ノ六人寄合テ討ニケリ。(吾イ)我妻太郎・內藤八其モ被射テ流レニケリ。內藤八ハ眞甲ノ外レ射サセテ、血目ヘ流入ケレバ、後モ前モ不見、馬ノ頭ヲ下リ樣ニ惡ク向テ、軈テ被巻沈ケルガ、究竟ノ水練成ケレバ、逆茂木ノ根ニ取付テ心ヲ沈メ思ケルハ、是程ノ手ニテヨモ死ナジ、物具シテハ助ラジ、此鎧重代ノ物ナリ、命生タランハ其時取ベシト思ヒテ、物具解、上帶ヲ以テ逆茂木ノ根ヲ岩ノ立添フタルニ纏ヒ付テ、向タル方ヘ這ケル程ニ、可然事ニヤ渡瀨ヨリ下人モナキ所ニ〔ハヒアガリタリ〕、腰ヨリ上ハ揚リテ後絶入ヌ、程經後生出タリ。京方ノ者共見付タリケレ共、死人流寄タリ

ト思ヒテ目モ不レ懸、其後緣者尋來リテ助ケル。後ニ水練ヲ入テ河底ナル鎧ヲ取タリケリ。（去程ニ）武田小五郎聽テ打入テ渡ケリ。伴フ輩ハ誰々ゾ、兄ノ惡三郎、弟ノ六郎・同七郎・武藤五郎・新五郎・内藤七・黑河内次郎・岩崎五郎、以上九人、是等ヲ始トシテ百騎ニ足ヌ勢ニテゾ渡シケル。京勢放チケル矢雨ノ足ノ如ナレバ、或ハ馬ヲ射サセ、或ハ物具ノ間（スキイ）ニ射サセテ、河へ入、是ヲモ不レ顧、乘越々々渡シケル。武田五郎聽テ續ヒテ河端ニ打望テ、小五郎能コソ見ユレ、日來ノ言ニ（似セ）テ能ク振舞へ、敵ニ後ロヲ見セテ此方へ歸ラバ、人手ニ（ハ）掛間敷ゾ、只渡セ其ニテ死ネトゾ下知シケル。小五郎元來（本ヨリイ）敵ニ目ヲ懸テ思切タリケル上、父ガ目ノ前ニテ角下知シケレバ、面モ不レ振戰ケル。小笠原次郎被レ出レ拔ケルゾト安カラズ思テ、打立テゾ渡シケル。京方各河端ニ歩（馳イ）向テ散々ニ戰ケレ共、東山道ノ大勢如二雲霞一打入々々渡シケレバ、力不レ及引退テ上ノ段へ打上ル。下ノ手ニ向タル者共手負（タル）馬（或ハイ）共射捨タル矢（ナド）西ノ岸ニ臨添フテ流ケレバ、御方ノ軍能ナリ（弱シテイ）破レニケレバ、東ノ大勢西ノ岸ニ著テケリ。左有バコソ手負（共）西ノ岸ニ臨添テ流ルラント思所（アヤシミケルイ）ニ、大炊ノ渡ノ京方破

御所燒ノ由來

レ、大勢已ニ打入ト申ケレバ、鵜沼ノ渡ニ向タリケル。美濃ノ目代帶刀左衛門尉口惜事ト思テ、五十騎計ニテ馳來ル中ニ隔タリ、七八度ガ程取テ返シ〳〵戰ケレ共、其モ終ニハ可レ叶モ無レバ引退。美濃國住人蜂屋冠者モ引退ケルガ、信濃國住人伊(禰イ)豆次郎ニ被二組落一テ被レ討ケリ。筑後六郎左衛門尉黑皮威ノ鎧ニ赤母衣懸テ、白月毛ナル馬ニ乘テ落行ケルヲ、武田七郎蓬(キタ)ナシ餘ス間敷ゾトテ追懸タリ。六郎左衛門尉取テ返ス、御所燒ト云フ聞ユル太刀ヲ帶タリケリ。御所燒トハ次家・次延ニ作ラセテ、君御手ヅカラ燒セ給ケリ。公卿・殿上人・北面・西面ノ輩、御氣色好程ノ者ハ、皆給テ帶ケリ。筑後六郎左衛門尉都ヲ出ケル時、今度帶トテ給ケリ、只今其太刀ヲゾ帶タリケル。武田七郎押雙タル所ヲ、拔打ニ馬ノ首手綱添テフツト切テゾ落シタル。武田鐙ヲ越テヒラ(リ)ト下タツ、此間ニ筑後六郎左衛門尉(落)延ニケリ。武田七郎馬ハ被レ切ヌ、乘替ハナシ、(イカヾセント)四方見廻シケレバ、敵・御方ハ不レ知、馬共イクラモ放レテ走散ケル中ニ、白蘆毛ナル馬ノ轡モ無ガ出來タリケルヲ、雜色・下人寄合テ是ヲ取テゾ乘タリケル。又京方ヨリ大竹小太郎家任トテ喚テ出來タリ、信濃國

住人岩間(手イ)三郎親子向樣ニ歩マセケルガ、如何ニ大竹殿カ、哀レアシク計ヒ給フ者カナ、ワ殿ハ元ハ武藏國住人ゾカシ、今コソ京方ヘモ參給タレ、其モ關東ヨリ進ラセタ(レバ力ナシ)侍ハワタリ物、草ノ靡ニ社(コソ)ヨレ、今日有事(間イ)モ無物ヲ能計ヒ給ハデト云バ、眞ニモトヤ思ヒケン、扣テ案ズル所ヲ、岩手(間イ)父子押雙ベテ、組取テ引張、大力トハ云ヘ共、指殺シテ首ヲ取。此大竹小太郎ト申ハ、關東ヘ侍ノ相撲取テ健力ナラン者ヲ被レ進ヨト、院ヨリ被レ召シカバ、(岡イ)(鬼尉イ)岳部右馬允五郎ト、(撰バレテ參リケリ二人イ)(シタヽカ者ナリイ)此大竹トヲ竝ベテ何レ共有ナン、サレ共力ハ猶大竹ニテコソ有メトテ被レ進タリ。元ハ家光ト名乘ケルヲ、西面ニ被レ召テ、院ノ家任トハ付サセ給タリケリ。　京方大妻太郎・中三郎・小嶋四郎、三騎連テ落行ケルガ、大妻太郎ガ申ケルハ、我ハ痛手負タリ、敵ニ姿ヲ見ヘジト思程ニ、山ヘ入テ自害ヲセンズルナリ、ワ殿原ハ手モ負不レ給、大豆渡ニ行向テ、軍ノ樣ヲモ披露シ給ヘ、君軍ニ勝セ給バ、京ニ二ツニナル男子ヲ持タリ、是ニ勳功申宛給ヘトテ、山ノ方ヘ馳ケルガ、死モヤシケン、後ニハ行末モ不レ知。　中三郎・小嶋四郎大豆渡ニ行向テ、此由申ケレバ、人々アザミ合色ヲ失フ。平九郎判官(扨モイ)已ニ大炊渡破ルヽ事コソ

胤義大炊渡ニ向ハントス

安カラネ、胤義罷向テ一軍セントテ、下總前司・安藝宗内左衛門尉・伊藤(東イ)左衛門尉ヲ始トシテ五百餘騎、大炊渡ヘトテ打向。能登守被レ申ケルハ、已ニ大炊渡破レテ、東山道ノ大勢打入タリ、後ロヲ被二推隔一中ニ被二取籠一(テハ)勇々敷大事也、平九郎判官殿宣フハ(ノ仰コソイ)事可レ然共不レ覺、君モ尾張河破レ(ナ)バ引退テ宇治・勢多ヲ防ゲトコソ被二仰下一候シガ、秀康ニ於テハ罷上ル成トテ引退ク。平九郎判官口惜ハ思ヘ共、宗徒ノ者共角云間、力不レ及引(レ)テ落行ケリ。大豆渡ヘハ相摸守・足利武藏前司被レ向タリケルニ、足利小太郎兵衛・阿曾沼小次郎近綱ヲ始トシテ、各河ヲ渡ス。京方宵ニ皆落タリケレバ屋形ハ(斗イ)殘テ主モナシ、敵無シテ(有ケリ勇ミ進ンダル寄手共イ)軍ヲセヌ事ヲ無念ニ思ヒテ、敵ノ香ニ逢ントト向フ輩誰々ゾ、伊具六郎有時・善左衛門太郎・奧岳嶋橋左衛門・山田五郎兵衛入道・紀伊五郎兵衛入道・阿保刑部丞・由良左近・靑木兵衛(尉)・新開兵衛小次郎・目黑太郎・佐賀羅三郎・加地丹內・同中務(丞)、是等ヲ始トシテ、敵ノ香ニ合ント(近着イ)道ヲバ除テ進行。美濃國筵田ト云所ニテ、京方少々返合セ戰ケリ。坂東ノ兵共、願所ニテハ有、悅ヲ成テ責戰フ。京方落武者ニテハ有、組落シ〱被レ討ニケリ。去バ獨シテ頸ノ二三取

杭瀬河ノ戰

ヌハ無ケリ。被討殘テ落行ケル勢ノ中ニ、山田次郎申ケルハ、打手ニ被向タル者共ノ尾張川ニテモ有恥矢ノ一モ不射、道ノ程(モ)甲斐々々敷軍モセデ(落行)、君ノ御尋有ンニハ、何トカ答可申、サレバ重忠ハ一軍セント思也トテ、杭瀬河ノ西ノ端ニテ九十餘騎ニテ扣タリ。奥岳嶋橋左衞門三十餘騎ノ勢ニテ馳來レバ、御方ヲ待カト覺敷テ、河モ不渡、軍モセズ。去程ニ御方ノ勢少々馳著タリ、河ノ端ニ打立テ向ノ岸ナルハ何者ゾ、敵カ御方カ(ト問)、山田次郎御方ゾ、(又)御方ハ誰ゾ(ト問)、誠ニハ敵ゾ、敵キハ誰ゾ、尾張國住人山田次郎重忠也、サテハ(ヨキ敵也)トテ矢合スル程社アレ、打潰テ渡シケリ。山田次郎ガ郎等共、水野左近(丞)・大金太郎・大(太イ)田五郎兵衞(尉)・藤兵衞(尉)・伊預坊・荒左近・兵部坊、是等ヲ始トシテ、九十餘騎河ノ端ニ打下テ、散々ニ戰フ。其中ニ大弓精兵數多有シカバ、河中ニ射被浸流ル、者モアリ。痛手負テ引退者モアリ。(左右ナク渡シエザリケリ)其中ニ加地丹内(ト名乘テ)渡シケルガ、鞍ノ前輪鐙コメ尻(後イ)輪ニ被射付テ、暫シハ保テ見ヘケルガ、後ニハ眞倒ニ落テゾ流ケル。佐賀羅三郎(モ)眞甲ノ餘ヲ射サセ(ラレイ)テ引退ク。波多野五郎(ト名乘テ

高枝次郎ノ奮戰

渡シケルモ)、尻モナキ矢ニテ、其モ眞甲(向イ)ノ餘ヲ射サセテ引退ク。(カヽル所ニ)大將軍武藏守河端ニ打立(馳イ)テ軍ノ被二下知一ケレバ、手負共各參テ見參ニ入。誠由々敷ゾ見タリケル。薄手負タル者共、矢折懸テ臆タル氣色モナク渡シケリ、被レ討ヲモ不レ顧、乘越々々渡ス。東國ノ兵共如二雲霞一續キケレバ、誓戰フテ(爰ナセンドト防ケレ共不叶シテイ)山田次郎颯ト引テゾ落行ケル。武藏國住人高枝次郎、河瀨ヲ渡シテ只一騎細繩手ニ懸リ、敵ニ向テ追懸テ行、七八騎有ケル勢取テ返シ、高枝ヲ中ニ取籠テ(散々ニ)戰フ。高枝次郎片足ヲ田ヘ蹈入、片足ヲバ繩手ニ跪デ被二切伏一ヌ。甲モ被二打落一テ痛手負テ横樣ニ臥タリケリ。敵一人寄合テ、取テ押ヘ首取ント仕ケル所ニ、東國ノ兵颯ト續タリケレバ首ヲモ不レ取、打捨テ落行ヌ。御方勢近ヅキテ見レバ鎧・物具・面モ朱ニ成テ、誰共不レ見、大將軍武藏守、アラ無慙ヤナ、此者、痛手負タリ、誰ゾト問給ヘバ、未死ヤラデ片息シタリケルガ、是ハ武藏國住人高枝次郎ト申者ニテ候(ト申)。武藏守(ウチ聞テ)不便ノ事ヤ、手ヲ能能見ヨ、甲被二打落一テ頭ノ疵ヨリ物具ノ裙マデ大小ノ疵廿三箇所ゾ負タリケル(トアリケレバ、人々走寄リテ見ルニ痛手ウス手卅三箇所キラレヌイ)。如何ニ此手ニテハ可レ死カ(助カルベキカト心地ハ何ト問イ)、(ヨモ)此手ニテハ死候ハジト申、如何カ可レ仕、道マデハ

伊佐三郎山田次郎ト討合フ

不レ叶トテ、御文遊シ御使一人添テ、其ヨリ鎌倉ヘゾ被レ下ケル。是ハ武藏國住人高枝次郎ト申者ニテ候、六月六日杭瀨河ノ軍ニ、手數多負候、道ニテハ如何ニモ療治難レ叶間進ラセ候、隨分忠ヲ致セシ者ニテ候ヘバ、相構テ々々扶カリ候樣ニ御計ヒ可レ有由、權大夫殿ヘゾ被レ申ケル。去程ニ京方落行ケルヲ、各追懸々々行程ニ、伊具六郎有時ガ手者伊佐三郎行正、山田次郎ヲ目ニ懸テ行程ニ、彼方ノ端モ此方ノ岸モ草ハ生ヒ茂リ、河ノ底モ見ヘザルニ、馬ノ尻足蹈外シテ倒ニ歸リケレバ、山田次郎堀ノ底ニゾ下立タル。伊佐三郎馳寄テ、如何ナル者ゾ、山田次郎重忠ゾカシ、ワ君ハ誰ゾ、伊佐三郎行正ト名乘、鐙ヲ越テ落合テ底ノ堀ニテ引組間、敵御方是ヲ不レ知、山田次郎乘替下人モナシ、伊佐三郎雜色一人具シタリ。主ガ軍セバ寄テ手傳モセズ、打合時ハ立ノキ見物シ、戰疲レテ休時ハ寄テ傍ニ居ル、角スル事三度ニ及ベリ。(カヽリケル處ニ)山田ガ郎從藤兵衞尉落行ケルガ、偖モ我主ハ何ト成給ヒケント思テ、取テ返シ見ケレバ、底ノ堀ニ太刀打ノ音シケリ、打寄テ窺ヘバ主君也、是ニ御座ケ(ヤ藤兵衞コソ參テ候ヘトテイ)ル物ヲト思テ、馬ヨリ飛ヲリ、主ヲ已レガ馬ニ(セ堀ヨリ上ライ)搔乘テ落ントス。伊佐山田ガ甲ノシ

關東勢再ビ戰ノ手分チナス

コロヲ𩋡ンデ引ダリケレ共、大力ナレバ甲ノ緒ヲフツト引切テ、山田ハ延(落行イ)ヌ。伊佐(山田ヲ)被打取(留イ)ヌハ遺恨ナレ共、甲(ノシコロイ)馬鞍ヲ奪留タレバ、伊佐ガ高名トゾ申ケル。山田次郎落行ケルニ、美濃小關ニテ高キ梢ニ旗ヲ結付テゾ落行ケリ。是ハ爰ニ敵有ト思ハセンガ爲ナリト覺ヘタリ。東山(東海)(兩)道ノ大勢一ニ成テ上リケレバ、野モ山モ兵共充滿シテ幾千萬ト云數ヲ不知。野上・垂井ニ(暫ク)陣ヲ取テ駿河守軍ノ手分ヲセラレケルハ、相摸守殿ハ勢多ヘ向ハセ御座候ヘ、御供ノ瀨ヘハ武田五郎被向候ヘ、宇治ヘハ武藏守殿向ハセ給ヒ候ヘカシ、芋洗ヘハ毛利藏人入道殿向ハレ候ベシ、義村ハ淀ヘ罷向候ハント申セバ、相摸守殿ノ手者本間兵衞尉忠家進出テ申ケルハ、哀レ駿河守殿ハ惡ウ被申物哉、相摸(守)殿ノ若黨ニハ、軍ナ仕ソト存テ被申候カ、(義村聞テイ)駿河守此事コソ心得候ハネ、義村昔ヨリ御大事ニハ度々逢テ、多ノ事共見置テ候、平家追討ノ時、關東ノ兵共被差上候ヒシニ、勢多ヘハ(大手ナレバトテ)三河守殿向ハセ御座セ、宇治ヘハ(搦手ナレバ)九郎判官殿向ハセ給ヒ、上下ノ手雖同、三河守殿勢多ヲ渡シテ、平家ノ都ヲ追落シ、輙ク軍ニ打勝セ給フ、是ハ先規モ御吉例ニテ

北陸道軍ノ戰況

候ヘバト存テコソ、加樣ニハ申候ヘ、爭カ軍ナ仕ソト思ヒテ角ハ可レ申候、加樣ニ被レ申候、存外ノ次第ニ候、勢多ヘハ敵ノ向フ間敷ニテ候歟、軍ハ何クモヨモ嫌ヒ候ハジ、只兵ノ心ニゾ可レ依ト申ケレバ、本間兵衛尉始ノ申狀ニハ、由々敷聞ヘツレ共、兎角申遣タル方モナシ。　武藏守泰時ハ駿河守ノ議ニ被レ同（セ給、義村又申ケルハイ）ゼ、其時ニ被レ申ハ、宇治ヘ向ハンズル人々ハ被レ向候ベシ、但式部丞北陸道ヘ（ヨリ罷上イ）向ヒ候シガ、道遠ク極タル難所ニテ、未著タリ共聞ヘ候ハズ、都ヘ責入ン日、一方透テハ惡カリナン、小笠原次郎殿北陸道（路ヨリ罷上ラレ（ヘ向ハセ給ヘ長淸ハイ）候ヘト仰遣サレ、尤ニ候ト申ケレバ、尤可レ然トテ小笠原承テ今度）山道ノ惡所ニ懸テ馳上候ツル間、（殊サラ）關太良ニテ馬共乘疲ラカシ、肩背膝カケ爪ヲカ、セテ候、又大炊渡ニテ若黨共手負テ候ヘバ、（無勢旁以）叶ハジト申ケ（コソ存候ヘトゾ答ラレケルイ）レバ、（サラバイ）武藏守只向ハセ給ヘ、勢ヲ付（添ラルベシイ）進ラセントテ千葉介殿・筑後太郎左衞門尉・中沼五郎・伊吹七郎、是等ヲ始テ一万餘騎被レ添（チ付ラル、小笠原此上ハトテイ）ケレバ、小關ニ懸リテ伊吹山ノ腰ヲ過、湖ノ頭ヲ經テ西近江北陸道ヘゾ向ケル。　（去程ニ）式部丞朝時ハ、五月晦日越後國府中ニ著テ勢汰アリ、枝七郎武者、加地入道父子三人・大胡太郎左衞門尉・小出四郎左衞

門尉・五十嵐黨ヲ具シテゾ向ケル。越中・越後ノ界ニ蒲原ト云（難）所アリ。一方ハ岸高クシテ人馬更ニ難レ通（通ニイ）、一方荒磯ニテ、風烈キ時（ハ）船路心ニ不レ任、岸ニ添タル岩間（細道岩間チツタフテイ）ノ道ヲ傳フテトメ行バ、馬ノ鼻五騎・十騎雙ベテ通ルニ不レ能、僅ニ一騎計通ル道也。

市降淨土ト云所ニ、逆茂木ヲ引テ宮崎左衞門堅メタリ。上ノ山ニハ石弓張立テ、敵寄バ弛シ懸ント同意シタリ。人々如何カ可レ爲トテ、各（僉イ）區ノ議ヲ申ケル所ニ、式部丞ノ謀ニ、濱ニ幾等モ有ケル牛ヲ捕ヘテ、角先ニ續松ヲ結付テ、七八十匹追續ケタリ。牛續松ニ恐レテ走リ突（躍イ）下ケルヲ、上ノ山ヨリ是ヲ見テ、アハヤ敵ノ寄（來）ルハトテ、石弓ノ有限外シ懸タレバ、多ノ牛被レ打テ死ヌ。去程（其跡イ）ニ石弓ノ所ハ無レ事故レ打過テ、夜モ曙ニ成ケルニ、逆茂木近押寄テ見レバ、折節海面ナギタリケレバ、（戕木尻吹ノ）早雄ノ若者共汀ニ添テ、馬強ナル者ハ海ヲ渡シテ向ケリ。又足輕共手々ニ逆茂木取除サセテ通ル人モアリ、逆茂木ノ内ニハ、人ノ郎從ト覺シキ者二三十人カバリ燒テ有ケルガ、矢少々射懸ルトイヘドモ、大勢ノ向ヲ見テ、（皆）打捨テ山ヘ逃上ル、其間ニ無レ事故レ通リヌ。（又）越中ト加賀ノ堺ニ砥並山云所有。黑坂・志保トテ二ノ道アリ。

砥並山ヘハ仁科次郎・宮崎左衛門(尉)向ケリ、志保ヘハ糟屋有名左衛門・伊王左衛門向ケリ、加賀國ノ住人、林・富樫・井上・津旗、越中國住人野尻・河上・石黒ノ者共、少々都ノ御方人申テ防戰フ、志保ノ軍破ケレバ、京方皆落行ケリ。其中ニ手負ノ法師武者一人傍ラニ臥タリケルガ、大勢ノ通ルヲ見テ、是ハ九郎判官義經ノ一腹ノ弟、糟屋有名左衛門尉ガ兄弟、刑喜(部イ)坊現覺ト申者也、能敵ゾ打テ高名セバヤト名乘ケレバ、誰トハ不レ知、敵一人寄合、刑部(喜イ)坊ガ首ヲ取。式部丞、砥並山・黒坂・志保打破テ加賀國ニ乱入、次第ニ責上程ニ、山法師美濃竪者觀賢、水尾坂ヲ堀切テ逆茂木引テ持懸タリ(有トゾ聞エシイ)。

承久記　下

一院日吉へ御行

去程ニ山田次郎重忠ハ、杭瀬河ノ軍破テ後、都ヘ歸參シテ事ノ由ヲ申ケルハ、海道所々被㆓打落㆒、北陸道ノ勢モ都近ク責寄ト聞ヘシカバ、一院何ト思召分タル御事共ナク、六月九日酉刻ニ、一院、新院、冷泉宮引具シ進ラセテ、日吉ヘ御幸ナル。二位法印尊長ハ巳ノ大將ノ被㆓御供㆒タリケルヲ、組落シテ打バヤト、頻ニ目ヲ懸ケ被㆓支度㆒ケルヲ、子息新中納言申樣、尊長ガ大將ニ目ヲ懸參ラセ候ゾ、實氏死候テ後コソ如何ニモ成セ給候ハメトテ、中ニ押隔々々セラレケレバ、知レタリト思ヒテ左右ナクモ不㆑組。（角テ君ハ）東坂本梶井御所ヘ入セ給。天台座主參ラセ給テ、終夜御物語申サセ給ヒ、君ヲ守護シ奉候ハンズル大衆ハ、皆水尾崎・勢多ヘトテ馳向候ヌ、是ハ如何ニモ惡ク候ナンド被㆑申ケレ共、今日ハ猶モ宇治・勢多被㆑堅テ被㆓御覽㆒ヨト、謀叛結構ノ公卿・殿上人・武士共各進メ申上ル。然ル間一日御逗留有テ、明ル卯刻ニ都ヘ還御、四辻

勢多橋ノ對陣

宮ヘ入セ給テ後ハ、四方ノ門ヲ被レ閉、兎角ノ儀モ不レ被レ仰。月卿雲客去(僉議シテイ)ニテモ打手ヲ可レ被レ向トテ、宇治・勢多方々ヘ分チ被レ遣。山田次郎(二イ)　忠・山法　播磨竪者・小鷹助智坊・丹後是等ヲ始トシテ、二千餘騎ヲ相具シテ勢多ヘ向フ。能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道親廣・佐々木彌太郎判官高重・中條下總守盛綱・安藝宗内左衛門尉・伊藤左衛門尉、是等ヲ始トシテ一萬餘騎供御瀨ヘ向フ。佐々木前中納言有雅卿・甲斐宰相中將範茂・右衛門佐朝俊、武士ニハ山城前司廣綱・子息太郎右衛門尉・筑後六郎左衛門尉・(中條彌二郎左衛門尉)、熊野法師ニハ、田部法印・十萬法橋・萬劫禪師、奈良法師ニハ土護覺心・圓音、是等ヲ始トシテ一萬餘騎、宇治橋ヘ相向フ。長瀨判官代・足立源左衛門尉、五百餘騎ニテ牧嶋(眞木イ)ヘ向フ。一條宰相中將信能・二位法印尊長、一千餘騎ニテ芋洗ヘ向フ。坊門大納言忠信、一千餘騎ニテ淀ヘ向フ。河野四郎入道通信・子息太郎、一五百餘騎ニテ廣瀨ヘトテゾ向ヒケル。○諸本以上ヲ上卷ニ入ル、海道ノ先陣相摸守時房、同六月十二日勢多ノ橋近ク野路ニ陣ヲトル。早雄ノ者共河端ニ押寄テ見レバ、橋中二間引落テ掻楯掻、山田次郎(二イ)ヲ始トシテ、山法師大勢陣ヲ取。相摸守ノ手ノ者共階見太郎・佐

々目(太郎)・早川(平イ)重三郎三人橋爪ニ押寄テ戰ケルガ、被レ射白ミテ引テ除ク、二番ニ江戸八郎・足立三郎・讃岐太郎、三人桁ヲ渡リケルガ(チ橋詰引結射ケル間イ)餘ニ强ク被レ射テ、二人共ニ引退ク。足立三郎鎧ハ能、橋桁ニ鎧打羽吹テ居タリケルガ、向ヨリ支テ射ケレバ、堪兼テ引退ク。三番ニ村山黨八人桁ヲ渡リケルガ、其モ餘ニ强ク被レ射テ引退。四番ニ二十八計伴タル兵、橋桁ヲ渡リテ、搔楯ノ(際イ)斬端ヘ責寄タリケルガ、餘ニ密ク射ケル間少々引退ク。其中ニ熊谷平内左衞門(尉)・久目左近・岩瀨(佐渡)左近・同五郎兵衞・肥塚(平)太郎・吉見十郎・子息小次郎・廣田小(太イ)次郎、太刀ヲ拔テ三ノ搔楯ヲ切破テ、鎹ヲ傾責ヨスル、山法師颯ト引テ除ニケル。山田次郎是ヲ見テ、郎從等荒左近ヲ使者ニテ、如何ニ大衆ハアレ程ノ小勢ニハ引セ給フゾ、返サセ給ヘ、後ロヲバ籠ント申ケレバ、播磨竪者引議ニテハ不レ候、帶クニテ社(コソ)候ヘトテ返合テ戰ケリ。山法師ハ徒歩ノ達者ナリ、其上大太刀・(大)長刀ヲ持テ重ク打ケレバ、(寄手イ)武士ハ心コソ剛ナレ共、小太刀ニテアイシラヒ戰程ニ、九人ガ中六人ハ搔楯ノ際ニ被レ切伏、平内左衞門尉是ヲ見テ、今ハ如何ニモ叶マジト思ヒテ、其中ニ宗徒ノ者ト見ヘケル播磨竪者ト組テ臥、平内

宇都宮四郎ノ事

左衛門取テヲサヘテ首ヲ掻ントシケル所ニ、竪者ガ下人ノ法師寄合テ、長刀ヲ持テ平内左衛門尉ガ押付ヲ丁々ト二打三打健タカニ被レ打テ、傾ク様ニシケル所ヲ、山田次郎ガ郎従荒左近落合テ、平内左衛門ガ頸ヲ取。吉見十郎子息小次郎(二イ)ガ被二切伏一ケルヲ、肩ニ引懸テ河端迄延タリケル。後ヨリ餘ニ强射ケル間、子ヲバ河ヘ投入、我身モ河ニ飛入、水練ナリケレバ水ノ底ニテ物具脱捨、裸ニ成テ我方ヘ游ギ歸テ扶リケリ。今ハ久米左近一人殘リテ、身命ヲ捨戰ケル處ニ、ナラノ橋四郎・平五郎、橋桁ヲ渡テ續キタリケルヲ、乘越面ニ立ゾ戰ケル。爰ニ宇都宮四郎賴業、親ノ入道ヲ待トテ、大勢ニハ三日後タリケルガ、勢待付少々ノ者ヲバ打捨テ上ル程ニ、勢多ノ橋ノ戰第二番ノ時ニ、五十六騎ニテ馳著タル、橋上ノ軍ヲバセズ、橋ヨリ上一町餘引上テ陣ヲ取。向ヨリ敵ノ射矢ノ繁キ事雨ノ足ノ如。宇都宮四郎河端ニ打立テ、當ノ矢ヲ射所ニ、熊谷(小)次郎兵衛尉直鎮(家イ)・高田武者所馳來加リ戰フ(佃イ)ニ、小次郎兵衛ハ遠矢不レ射、何トテ射ヌゾト人ニ被レ云テ、皆知シ召樣ニ一谷ノ軍ニ、弓手ノ小腕ヲ射サセテ候間、遠矢ハ不二仕得一候トテ、敵ノ矢長ノトヾカヌ程ニ、馬共引除々ト扣サセテ、雜色・舍人

共ニ敵ノ射捨タル矢共拾聚サセ、主々ノ前ニ打捨々々射サセケリ。熊谷次郎兵衛申ケルハ、一時ニ事非レ可レ限ニモ、各休給ヘトテ、河端近ク打臥樣ニ鎧打羽吹テ皆臥タリ。去共猶敵ハ射止事ナシ。宇都宮四郎ガ臥タリケル甲ノ鉢ヲ射ツケテ、縫樣ニ鉢付ノ板ニ健カニ射立タリ。白篦ニ山鳥ノ羽ニテハギタル矢誌シ仕タリケルガ、眞ニ大ナリケル。宇都宮四郎甲ノ鉢ヲ被レ射テ、不レ安思ヒ起揚テ見レバ、信濃國住人福地十郎俊政ト矢誌シアリ、十三束三(二イ)伏ゾ有ケル。宇都宮四郎賴成ト矢誌シタル、是モ十三束二伏有ケルヲ以テ、河端ニ立能引テ丁ト放ツ。川ヲ直違ヒ樣ニ三町餘ヲ射渡テ、山田次郎ガ川端ニ唐笠指セテ軍ノ下知シテ居タリケルニ、危程ニゾ射懸タル、(山田イ)急ギ笠ヲ取セテ(上ノ)壇ニ上ル。水尾崎ヲ堅タル美濃ノ竪者觀源、舟ニテ漕來リ、河中ニテ是ヲ射ケリ。其中ニ赤絲威ノ鎧著タル男、殊ニ進ケルヲ、宇都宮四郎例ノ中差取テ番ヒ支ヘテ射ケレバ、頸ノ骨ヲ被レ射立モ不レ滯伏ニケリ。次ニ黑革威ノ鎧著タル法師武者、少モ不レ臆懸ル所ヲ二ノ矢番ヒテ射ケルニ、引合篦深ニ被レ射テ河中ヘ倒ニ入ニケリ。其後美濃ノ竪者モ引退ク。相摸守刑六兵衞ヲ召テ、此軍ノ有樣ヲ

泰時岩橋ニ陣ヲ取リ

見ルニ、一日・二日ニ事行ベキ共不レ見、サレバ矢種ヲ盡シ左ノミ兵共打スベキニモ非ズ、且ク靜メバヤト思ハ如何ニト宣ヘバ、刑六兵衞河端橋爪ニ馳向テ、大將軍ノ仰ニテ候、暫軍ヲ靜メント呼リケレ共、仰ニモ不レ隨、猶モ名乘懸〳〵戰ケルガ、御使度度ニ及、高ラカニ訇ケレバ、番ヒタル矢ヲ弛シ、河端橋上ノ軍ハ留リケリ。爰ニ供御瀨へ、武田五郎入道（城入道）奉テ向ケルニ、何クヨリ來トモ不レ覺、上ノ山ヨリ大妻鹿一落テ來レリ。敵御方アレヤ〳〵ト騷グ所ニ、甲斐國住人平井五郎高行ガ陣ノ前ヲ走通ル。高行元來鹿ノ上手ニ聞ヘテハアリ、引立タル馬ナレバ、ヒタト乘儘ニ弓手ニ相付テ、上矢ノ鏑ヲ打番ヒ、且シ引テ走ラカシ、三段計ニ責寄テ、思白毛ノ本ヲ鏑ハ此方ヘ拔ヨト丙ト射ル。鹿矢ノ下ニテ轉ビケル弓勢、由々敷ゾ見ヘシ。武藏守供御瀨ヲ下リニ宇治橋ヘ被レ向ケルガ、其夜ハ岩橋ニ陣ヲ取。足利武藏前司義氏・三浦駿河守義村、是等ハ遠ク向候ヘバトテ（バトテイ）、暇申テ打通ル。義氏ハ宇治ノ手ニ向ンズレ共、栗籠山ニ陣ヲ取。駿河次郎同陣ヲ雙ベ取タリケルガ、父駿河守ニ申ケルハ、御供仕ベウ候ヘ共、權大夫殿ノ御前ニテ、武藏守殿御供仕候ハント申テ候ヘバ、暇給

リテ留ランズルト申。駿河守如何ニ親ノ供ヲセジト云フゾ。駿河次郎(二イ)サン候、尤泰村モサコソ存候ヘドモ、大夫殿ノ御前ニテ申テ候事ノ、空事ニ成候ハンズルハ、家ノ爲身ノ爲惡ク候ナン、御供ニハ三郎光村モ候ヘバ、心安存候ト申ケレバ、廷(サテ)ハ力不レ及トテ、高所ニ打上テ、駿河次郎(二イ)ヲ招テ、軍ニハ兎コソアレ角コソスレ、若黨共餘ハヤリテ過マチスナ、河端ヘハ兎向ヘ角向ヘナド能々敎ヘテ、郎等五十人分付テ、被レ通ケリ。留マル家子ニハ、佐野與一(郎)等ニハ乳母子ノ小河太郎・同五郎・阿曾(沼カ)太郎・同次郎・山崎三郎・那波藤八是等也。其中ニ十四騎進デ申ケルハ、未案内知ラセ不レ給、我等モ存知セズ候、サレバ先樣ニ罷向候テ、事ノ體ヲモ窺ヒ見、河ノ有樣ヲモ存仕候ハン、又大雨ニテ候ヘバ御宿ヲモ取儲候ハントテ進行。是ハ海道尾張河ヨリ始テ所々ノ戰ニ、我等モ若黨モ甲斐々々敷軍セヌ事ヲ口惜思テ、今日相搆テ合戰ヲセヨトテ、內々心ヲ合セ指導(遣イ)シケリ。其後駿河次郎雨ニ餘ニ濡タリケレバ、馬ヨリ下リ、物具脫カヘ腹帶シメ直シナド仕ケル所ニ、步徒人少々走歸テ、御前ニ進マレ候ツル殿原、ハヤ橋ノ際ヘ馳ヨリ、御手者名乘テ矢合シ、軍始テ候、某々手負テ候ト申ケレバ、小

宇治橋合戦

河太郎足利殿ニ此由ヲ申バヤト申。駿河次郎聾シ申ナトテ、物具ノ緒ヲ縮、馬ニヒタト乗、轡取テ行時、ハヤ申セト云捨テ、急ギ駿河次郎宇治橋近押寄テ見ケレバ、現ニ軍ハ眞盛リナリ。馬ヨリ下橋爪ニ立テ、桓武天皇ヨリ十三代ノ苗裔、相摸國住人三浦駿河次郎泰村、(二イ)生來十八歳ト名乗テ、甲ヲバ脱デ投ノケ、指攻引攻射ケリ。乳母子ノ小河太郎甲ヲ取衣ケレバ、脱デハ捨〳〵、二度迄ゾ仕タリケル、是ハ矢强射ン爲也。小河太郎主ト同矢束ナリケルガ、始ハ大將强チ手下ル軍スル様不レ候ト諫ケルガ、泰村ニ被レ射テ敵サハギ各(諜チノ、クイ)氣色ヲ見テ、左候ハヾ經景ハ射候ハデ、矢種ツクサデ射サセ進ラセントテ、雙テゾ立タリケル。向ノ岸ヘハ普通ノ矢長トヾクベシ共見ヘヌ所ニ、宗徒ノ人歟ト覺シキヲ、能引テゾ射タリケル。駿河次郎(二イ)支ヘテ射矢二ツ三ツ射被レ懸、幕ノ中騷アヘリ。急幕ヲ取テ向ノ堂ノ前ヘゾ除ニケル、後ニ聞ヘシハ甲斐宰相中將也。向ノ岸ニ奈良法師・熊野法師數千騎向タル其中ニ、不動・金伽羅・勢多伽ノ二童子ヲ笠符ニ著タル旗共打立テ有ケルガ、河風ニ被レ吹テ靡ケルハ、實ニ恐敷ゾ見ヘタリケル。武藏前司義氏馳來リ相加テゾ戰ケル。駿河次郎手者共散々ニ

戰ヒ、少々ハ手負テゾ引退ク。日モ暮行バ、武藏前司平等院ニ陣ヲトル。駿河次郎(二イ)モ同陣ヲゾ取タリケル。甲斐國住人室伏六郎ヲ使者トシテ、武藏守ヘ被レ申ケルハ、駿河次郎(二イ)ガ手者共早軍ヲ始テ少々手負候、義氏ガ若黨共數多手負候、日暮候間平等院ニ陣ヲ取候、京方向ノ岸ニ少々舟ヲ浮テ候、橋ヲ渡テ一定今夜夜討ニセラレヌト覺候、小勢ニ候ヘバ、御勢ヲ被レ添候ヘト被レ申ケル。武藏守ニハ如何ニ、明日ノ朝ト方々軍ノ相圖ヲ定ケルニ、定テハ人々油斷スベキ、若夜討ニセラレテハ口惜カルベシ、急ギ者共向ヘト宣ケレバ、平三郎兵衛尉盛綱奉テ馳(廻イ)參リ、相觸ケレ共、武藏守殿打立セ給時コソトテ、進者コソ無ケレ。去共佐々木三郎左衛門尉信綱計ゾ可二罷向一由申タリケル。六月中旬ノ事ナレバ、極熱ノ最中也、大雨ノ降事只車軸ノ如シ、鎧甲ニ瀧ヲ落シ、馬モ立コラヘズ、萬人目ヲ被二見擧一ネバ、我等賤キ民トシテ、忝クモ十善帝王ニ向進ラセ、弓ヲ引矢ヲ放ントスレバコソ、兼テ冥加モ盡ヌレトテ、進者コソ無ケレ。去共武藏守計ゾ少モ臆セズ、サラバ打立者共トテ、聽テ甲ノ緒シメ打立給ケリ。大將軍加樣ニ進マレケレバ、殘留人ハナシ。又夜中ニ宇治橋近押寄テ見レバ、

波多野信政眼ヲ射ラル

駿河次郎昨日ノ軍ニ薄手負タル若黨共、矢合始メテ戰ケリ。武藏前司手者共同押寄雖戰、暫シ支テ引退。二番ニ相馬五郎兵衛・土肥次郎左衞門尉・(薗イ)苗田兵衛(平兵衛)・内(島イ)田四郎・吉河小次郎押寄テ散々ニ戰フ、少々手負テ引退。三番ニ新開兵衛・町野(二イ)次郎・長沼小四郎、各其國住人某々ト名乘テ、橋桁ヲ渡リ搔楯ノ際迄責寄タリケルヲ、敵數多寄合テ、三人三所ニテゾ被討ケル。四番ニ梶(二イ)小次郎・岩崎七郎押寄テ散々ニ戰テ引退ク。五番ニ波多野五郎信政、引タル橋ノ際迄押寄タリ。是ハ去六日杭瀨川ノ合戰ニ、尻モナキ矢ニテ額ヲ被射タリ。(未ダ疵斗腫タリイ)左有レバトテ只有ルベキニ非ザレバ進出名乘ル。相摸國住人波多野五郎信政トテ橋桁ヲ渡シ、向ヨリ敵ノ射矢雨ノ如ナルニ、向ノ岸ヲ見ント振仰ノキタル右ノ眼ヲ、健カニ被射テ河へ已ニ落トス。橋桁ニ取付テ、心地ヲ靜メテ向ントスレバ先モ不見、歸ントスレバ敵ニ後ロヲ見セン事口惜カルベシト思ケレバ、後ロ樣ニゾシザリケル。橋ノ上ヘシザリ上リ取リ返ケル所ニ、郎等則(ノ乘替イ)久ツトヨリ、肩ニ引懸返リケル。河端ノ芝ノ上ニ伏テ、二人左右ヨリ寄テ膝ヲ以、押テ矢ヲ拔テケリ。(眼ヨリ)血ノ出事鐙ニ紅ヲ流テ、誠ニ修敷ゾ見ヘケル。武藏國住

奈良法師橋桁ニテ戰フ

人鹽谷左衛門尉家友押寄テ戰ケルガ、被㆓射倒㆒ヌ。子息六郎左衛門尉家氏、親ヲ乘越テ矢面ニ立テ戰ケルガ、是モ薄手負テ、父ヲ肩ニ引懸テゾ除ニケル。其後各押寄押寄戰ケリ。宮寺三郎・須黑右馬允・飯高小次郎・高田武者所・大高小太郎・息津左衛門尉・高橋九郎・宿屋次郎〔二イ〕・高井小次郎〔二イ〕押寄テ、劣ラジ〔負ケジ〕ト戰テ、是等モ手負テ引退ク。京方ヨリ奈良法師、土護覺心・圓音二人、橋桁ヲ渡テ出來リ、人ハ這々渡橋桁ヲ、是等二人ハ大長刀ヲ打振テ、跳々曲ヲ振舞テゾ來リケル。坂東ノ者共是ヲ見テ、惡ヒ者ノ振舞哉、相搆テ射落セトテ、各是ヲ支テ射ル。先立タル圓音ガ左ノ足ノ大指ヲ、橋桁ニ被㆓射付㆒、跳リツルモ不㆑動。如何可㆑仕共不㆑覺ケル所ニ、續タル覺心刀ヲ拔テ被㆓射付㆒タル指ヲフツト切捨、肩ニ掛テゾ引ニケル。武藏守此軍ノ有樣ヲ見ルニ、吃ト勝負可㆑有共不㆑見、存旨アリ暫ク軍ヲ留メント思也ト宣ケレバ、安東兵衛尉橋ノ爪ニ走寄、靜メケレ共不㆑靜。二番ニ足利武藏前司馳寄テ、被㆑靜ケレ共不㆑靜。三番ニ平三郎兵衛盛綱鎧〔ヲ〕バ脫デ小具足ニ太刀計帶テ、白母衣ヲ懸、橋ノ際迄進デ、各軍ヲバ仕テハ、誰ヨリ勸賞ヲ取ントテ〔ゾ〕、大將軍ノ思召樣有テ靜メサセ給フニ、誰々進ン

泰時川ノ淺深チ探ラシム

デ被レ懸候ゾ、註シ申セトテ盛綱奉テ候也ト慥ニ申ケレバ、其時侍所司ニテハアリ、人ニ多被二見知一(ケレバ)、一二人聞程コソアレ、次第ニ呼リケレバ、河端・橋ノ上、太刀サシ矢ヲ弛テ靜リニケリ。武藏守芝田橋六ヲ召テ、河ヲ渡サント思ガ、此水夜ノ程ニハ一尺計モ増リタルナ、此下ニ渡ル瀬ヤアル、瀬蹈シテ參レト宣ケレバ、奉リ候トテ、一町計打出タリケルガ取テ返シ、撿見ヲ終リ候バヤト申。尤サルベシトテ、南條七郎ヲ召テ被二指添一。二騎連テ下樣ニ打ケルガ、槇島ノ二俣ナル瀬ヲ見渡ケルニ、アヤシノ下臈ノ白髮ナル翁一人出來レリ。是ヲ捕ヘテ、汝ハ此所ノ住人案内者ニテゾ有覽、何ノ程ニカ瀬ノアル慥ニ申セ、勸賞申行ベシ、不レ申バシヤ首切ンズルゾトテ、太刀ヲ拔懸テ問ケレバ、此翁ワナヽキテ瀬ハ爰ハ淺候ゾカシ、彼ハ深候ト敎ヘケレバ、能申タリトテ、後ニハ首ヲ切テゾ捨ニケル。又人ニ言セジトナリ。其後馬ヨリ下リテ裸カニナリ、刀ヲクハヘテ渡ル。撿見ノ見ル前ニテハ、淺所モ深樣ニモテナシ、早所ヲモ長閑ナル樣ニ振舞テ、中嶋ニ游ギ付テ見レバ、向ニハ敵大勢扣タリ。サテ此河ハサゾ有覽ト見渡シテ返シ、瀬蹈ヲコソ仕ヲホセテ候ヘト申ケレバ、佐々木四郎、

芝田佐々木先陣ヲ爭フ

佐々木信綱宇治川ノ先陣ス

左衞門尉御前ニ候ガ、芝田ガ申詞ヲ聞モ不ㇾ敢、(ウ)ツタチ馬ニヒタト乘テ下樣ニ馳テ行。芝田橋六アナ口惜、是ニ前ヲセラレナンズト思テ、同馳テ行。佐々木前ニ立テ、爰ガ瀨カ〳〵ト云ケレバ、未遙カ〳〵トテ、槇嶋ノ二俣ナル所ノ、我瀨蹈シタル所ヘ馬ノ鼻ヲ引向、岸破(カバ)ト落サントス。芝田ガ馬ハ鹿毛ナルガ、手飼ニテ未ㇾ乘入。サレバ河面大雨降テ、洪水漲落、白浪ノ立ケルニ驚テ、鼻嵐吹テ取テ返ス。引向テ鞭ヲ健カニ打テ落サントス。佐々木是ヲ見テ、コハ如何ニ、彼コハ瀨ニテ無キ物ヲト思テ引返シ、芝田ガ傍ヨリ岸破(カバ)ト打入テ渡シケリ。佐々木ガ馬ハ權大夫殿ヨリ給タリケル。甲斐國ノ白歯(向イ)立黑栗毛ナル駄ノ下尾白カリケリ、八寸ノ馬其名ヲ御局トゾ申ケル。駄ノ落ルヲ見テ、芝田ガ馬モ續ヒテ落ル。河中迄ハ佐々木ガ馬ノ鞭(鐙イ)ニ鼻ヲサス程ナリケルガ、元來馬劣リタレバ、次第ニ被ㇾ捨テ、二段計ゾ下リタル(隔テケルイ)、佐々木末向ノ岸ハモ不ㇾ褰シテ(止ラズシテイ)、近江國住人佐々四郎左衞門尉源信綱、今日ノ宇治河ノ先陣也ト、高ラカニゾ名乘ケル。同續ヒテ、奧州住人芝田橋六兼能、今日ノ宇治河ノ先陣ト、同音ニ高ラカニゾ訇リケル。佐々木向ノ中島ニ打上タレバ、子息左(右イ)衞門太郎

佐々木ニ續イテ川ヲ渡ル面々

トテ十五ニナリケルガ、（犢鼻中イ）棹ノ先ニ白キ幟ヲ著、腰刀計ヲ指テ太刀ヲ頸ニ懸、父ガ馬ノ鞦ノ總ニ取付テ來タリ、父見返テ、向ノ河端迄ハ有ツレ共、是迄可レ渡トハ不レ覺、如何ナル子共アリ共、己レニ勝ル子有マジト、親子ガ戰テ、敵ノ矢ニ中ジト馬ヲ横ニ折フサギ、子ヲ陰ニゾ立タリケル。去共スハダナレバ猶痛敷、角テハ如何ガ可レ有ナレバ、己レイシウモ渡タリ、此後如何ナル愛子ヲ儲共、汝ニ不レ可レ思替、急武藏守殿ニ參テ、瀬蹈ヲコソ仕ヲホセテ候ヘト申セト云ケレバ、（右イ）左衞門太郎只御供仕候ハント申ケレバ、信綱柔カニ云ハヾヨモ歸ラジト思テ、如何デ參ラデハ可レ有ゾ、サテハ親ノ命ヲ背クカト被レ云テ、力不レ及取テ返シテ游ギ渡リ、武藏守殿ヘ參テ此由ヲ申テ、又取テ返、親ノ跡ヲ尋テゾ渡ケル。サレバ大河ヲ渡事三度也、洪水漲出タル事ナレバ、流石ニ身モ疲レテ、被二押入一〱シケレバ、重代ノ太刀ヲ首ニ懸タリケルガ、重カリケル間、惜ハ思ヘ共取テ河ニ投入テ、身計游ギ上リテゾ助リケル。佐々木ニ續テ渡者ニハ、中山五郎次郎・佐野與一・浦野太郎・横溝五郎・白井小太郎・多胡（宗イ）宮内是等也。秋庭三郎モ同手ニ渡ケレ共、御尋有ケルニハ、佐々木存旨ヤ有ケン、我等ハ不レ見トゾ

安東兵衛等十四騎溺ル

申ケル。後ニ七騎渡スニハ、小笠原四郎・内海九郎・河野九郎・四宮右馬允・勅使河原小三郎・長江與一平六是也。聽テ續テ渡シケル若狹兵部入道・關左衛門尉（入道）・小野寺中務丞・佐嶋四郎四騎打入テ渡ケルガ、若キ者共ノ馬強ナルハ、河ヲ守ラヘテ能渡ス間子細ナシ、關左衛門尉入道身ハ老者ナリ馬ハ弱シ、被二押落一下リ頭ニ成ケレバ、聟ノ佐嶋四郎難二見捨一思テ取テ返シ、押雙テ馬ノ口ニ付タリケルガ、被二押入一、二目共不レ見、共ニ流レテ失ニケリ。是ハ佐嶋四郎國ヲ立ケル時、妻室云ケルハ、我親ハ頼敷キ子一人モナシ、我ニ年比情ヲ懸給フ事誠ナラバ、此言葉ノ末ヲ不レ違シテ、我父相構ヘテ見放シ給ナト、軍ト聞シ日ヨリ、打出ル朝迄、鎧ノ袖ヲ扣ヘテ云ケル事ヲヤ思ヒ出タリケン、同ク流ケルコソ哀ナレ。故郷ノ者共此事ヲ傳聞テ、左云ザリセバ、一度ニ二人ニハ後レ間敷物ヲト歎ケルコソ甲斐ナケレ。安東兵衛同一門ナリケル彌藤内左衛門十四騎、大勢ノ渡ヨリ下狹カリケル所ノ、實ニ深ク見ヘケルヲ、爰ヲ渡サバ大勢ヨリモ前ニ向ヘ（岸ニイ）ハ可レ著トテ、岸破ト落ス。殊ニ深所ニテ一騎モ不レ見沈ケリ。武藏國住人阿保刑部丞實光・鹽谷民部丞家經、同國ノ者トシテ、所領モ境

ヲ雙テ、朝夕申通ズル中ニテ、今日モ一所ニ打連レ云合テ、同心ニ川端ニ進デ渡サント仕ケルガ、我等ガ子共數多有、我コソ空カラメ、子共サヘ失ハン事悲クヤ思ケン、武藏守殿ヘ使ニ進ラセケレバ、是等モ心得テ御供ニコソ候ハメト申。小賢キ奴原哉トテ追遣(返イ)ス、我等已ニ八旬ニ及デ病ニテゾ死ンズラント思ツルニ、今懸ル御大事出來テ、人數一分ニ成テ(人ノツラニ成テイ)、此河ニテ命ヲ失ハン事尤本望也、民部丞殿モ左承候、刑部丞殿トテ岸破ト落ス、二目共不レ見流ケリ。其後(ハ)馬次第ニゾ渡ケル。久瀨左衞門(二イ)次郎・大山彌藤太・善右衞門〔太郎〕・安藝庄四郎・片穗(德イ)民部四郎・山内彌五郎・高田小太郎・成田兵衞・女陰四郎・神澤八郎・奈良八郎・科河六郎太郎・志村彌三郎・豐嶋彌太郎・伊佐大進太郎・相馬五郎子共三人・物射次郎太郎・下妻小次郎・佐野八郎入道・同次郎(二イ)太郎・澁谷平三郎・木戸刑部丞・平(手イ)塚少輔太郎・春日刑部三郎・足濯平内・長江小四郎・飯田左近・鹽谷四郎・土肥三郎・仲藤八・成田次郎・嶋平三郎・同平四郎・同平(五イ)郎太郎・平三五郎・覺嶋小(二イ)次郎・大河津小四郎・對馬左衞門(二イ)次郎・湯原六郎・岡部六郎・飯高六郎・金子與一(太郎イ)小太郎・大倉六郎・讃岐左衞門六郎・大鹽太郎・(滿イ)浦野四郎・布施左衞門(二イ)次郎・縣左

春日刑部泰時ノ渡河ヲ諫ム

衞門四郎・片切六彌太・彌藤太左衞門尉・飯嶋太郎・備前房・大高六郎・岡部介庄三郎・石田左近・飯沼三郎・櫻井次郎・嶋津次郎・石川三郎・齋藤左近・今泉七郎・鹽谷權次郎（摧イ(二イ)）太郎、是等ヲ始トシテ宗徒ノ者共九十六人、打連々々渡シケルガ、助カル者ナク流者多カリケリ。上下八百餘騎流レテ死タリトゾ聞ヘシ。武藏守アタラ侍共ヲ失テ、泰時一人殘止テモ何カスベキ、運盡タリ、共具ニ相向テコソ死ナメトテ、河端ヘ被㆑進ケルヲ、信濃國住人春日刑部三郎ト云者、親子打入テ渡シケルガ、子ハ流レテ死ヌ、親モ被㆓押入㆒タリケルヲ、郎等未岳ニ有ケルガ、弓ノハズヲ入テ捜シケル程ニ、無㆓左右㆒取付テ被㆓引上㆒タルヲ見レバ、春日刑部三郎也、（暫）河端ニ大息ツキテ休ケル所ニ、武藏守河端ヘ被㆑進ケルヲ、立揚リ鞍ニツヨク取付テ、如何ニ角ロ惜キ御計ハ候ゾ、軍ノ習ヒ千騎ガ百騎、百騎ガ十騎、十騎ガ一騎ニ成迄モ、大將軍ノ謀ニ隨フ習ニテコソ候ヘ、增テ申候ハンヤ、御方ノ御勢百分カ一ダニ亡候ハヌ事ニテコソ候ヘ、如何ニ御命ヲバ失ハントセサセ給候ゾト申ケレバ、武藏守思樣アリ放セトテ、策ニテ腕ヲ被㆑打ケレ共不㆑放、去程ニ御方（勢）百騎計河ノ端ヘ進ミ前ヲ塞ケル間、力及不㆑給。此

泰時泰村ノ渡河ヲ止ム

事鎌倉ニ傳聞テ、刑部三郎ガ高名、先ヲ仕タランニモ增リタリトゾ宣ケル。駿河次郎同渡ントス。武藏守、如何ニ泰時ト一所ニテコソト契給シニ、渡サントハ仕給フゾト宣ケル上、乳母子ノ小河太郎、守殿ノ御供申ントテ、父ノ供ヲモセサセ給ハヌニ、兎モ角モ成セ御座サン樣ニコソ隨ヒ候ハメト申ケレバ、理ニ伏シ扣テ不レ被レ渡。旗差手者共少々打入テ渡シケルガ、流ル、者モ多カリケリ。武藏太郎殿ハ其モ渡サントテ、河端ヘ被レ進ケルヲ、如何ニ泰時ヲ捨ントハセラル、哉覽、一所ニテコソ兎モ角モ成給ハメト宣ケレバ、力不レ及シテ留リケリ。去共猶渡サントテ河端ヘ被レ進ケルヲ、小熊太郎取付テ、殿ハ日本一ノ不覺仁ヤ、大將軍ノ身トシテ如何ナル謀ヲモ運シ、兵ニ軍ヲサセ、打勝ムトコソ可レ被レ爲ニ、是程人每ニ流死ル河水ニ向テ、御命ヲ失セ給テハ、何ノ高名カ可レ候トテ、馬ノ七寸（水付ニ取ツキイ）ニ并付ケルニ、只放セトテ策ニテ臂ヲ健カニ被レ打ケレバ、左有バトテ放シケル。其時武藏太郎颯ト落ヌ、關判官代實忠同渡シケリ、小熊太郎モ渡ス、三騎無レ煩向ノ岸ニ著ニケリ。爰ニ萬年九郎秀幸ハ眞先ニ渡シタルゾト覺敷テ、向樣ニゾ出來タル、武藏太郎是ヲ御覽ジテ、汝ガ只今參

小熊太郎時氏ノ渡河ヲ諫ム

時氏川ヲ渡ル

樫尾景高ノ高名

秦村川ヲ渡ル

タルコソ、日比ノ千騎・萬騎ガ心地スレト宣ケル。去程ニ相摸國住人樫尾三郎景高、京方ヨリ宗徒ノ者ト見ユルガ、敵ノ呼ビテ出來ケルニ押双ベテ組デヲツ。樫尾未十六歳ニナル小冠者也、敵ハ大ノ男也、取テ被二押伏一ケリ。（押首ヲ取ラントスイ）武藏太郎是ヲ見テ、アナ無慙ヤ樫尾打スナトテ、少シ透ノアリケル所ナレバ、馬ヲハタト出シテ、小笠懸射樣ニ折（落イ）下テ、敵ガ鎧ノ草ズリノ餘、白ク見ヘケル所ヲ指テ射給フ。被レ射テヨハル所ヲ、下人寄合テ手反ヲ摑デ引返ス、主從シテ首ヲ取。駿河次郎（二イ）ノ手者共先樣ニ渡ケルニ、格勤源八出來テ、如何ニ次郎殿ハト云フ。見ヘサセ不レ給ト申ケレバ、穴口惜、サテハ流レサセ給ケルニ社（コソ）、一所ニテモ兎モ角モ見成進ラセ見ヘ進ラセントコソ思ツルニ、何ト成セ給ヌラント思テ、向ノ河端ヲ見渡（返イ）シケレバ、駿河次郎（二イ）先樣ニ渡タル者共サゾ思覽、旗差向ニ渡リタル三浦ノ笠符ヲ弓ノハズニ著テ指擧タリ。先ニ渡ル輩是ヲ見テ、アハヤ次郎殿渡サセ給ケルヲトテ、跳擧リテゾ悅ケル。小河太郎武藏太郎ノ手ニ付（テ有イ）ニケリ、先樣（陣ノ勢トイ）ニ渡シタル勢、今續ヒテ渡ス（タル勢イ）五百餘騎ニゾ成ニケル。（武藏太郎）敵御方ヲバ（下知シテイハク御方イ）如何ニシテ可二存知一ト申セバ、坂東勢ハ只今河ヲ渡シタレバ鞦・胄懸・馬モヌレタ（物具馬具以下濕リタルヲ）

右衛門佐朝俊討死

ンヅイ)リ、其ヲ誌シトシテ討ヤ者共トテ、擇拔々々是ヲ討。京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ、萌黃匂ノ鎧スソ金物打タルニ、白星ノ甲緒ヲ縮(シメイ)切符(羽イ)ノ矢負テ、赤ノ母衣懸、白葦毛ナル馬ニ乘タル上﨟、宗徒ノ人ト見ル所ニ、是ハ右衛門佐朝俊也。御所ヲ被二罷出一ケル時、君勝セ御座サバ如何ナル有樣ヲシテモ可レ參、御方負色ニ見ヘ候ハヾ討死スベク候也トテ懸出タリ。(中切テ向フタリ。我ト思ハレン人々朝俊トレヤト噫ビテ馳來ルイ)駿河次郎手ノ者、小河太郎能敵ト目ヲ懸テ寄合處ニ、是ハ駿河殿ノ手者ト押ヨケテ通リケレバ、此手ニハ加樣ノ人ハ不レ覺ト思ケレ共、御方ト名乘ケレバ透シテ通シケリ。其後右衛門佐(アツパレ能敵ト組ント)大勢ノ中ニ懸入(切テ廻リケレ共、大將ト覺シキ者モナカリケレバ、又馳通ケル所ニ、)(大勢餘サヅト取籠メ終ニイ)被二組落一テ被レ討ヌ。又京方ヨリ火威ノ鎧ニ白月毛ナル馬ニ長覆輪ノ太刀帶テ呼ビテ出來タリ、打咲タルヲ見レバ、金黑也、小河太郎(組ント)押雙ベケル所ヲ拔打ニ、小河ガ甲ノ眞甲ヲ被レ打、目昏ミケレ共、取テ付テ二匹ガ間ニゾ落タリケル。(角所ニ武藏太郎殿手ノ者伊豆國住人平馬太郎落重テ頸ヲ取、小川)心ヲ靜メテ見ケレバ、我組タル敵ノ首無ケリ。如何ナル者ナレバ、人ノ組ダル敵ノ首ヲバ取タルゾト呼リケレバ、武藏太

佐々木氏綱討死

土護覺心敗走

郎殿ノ手者、伊豆國住人平馬太郎ゾカシ、和殿ハタゾ、駿河次（二イ）郎ノ手ノ者、小河太郎經村ト云ケレバ、サラバトテ首ヲ返ス。小河是ヲ不ㇾ請取、後ニ此由申ケレバ、平馬太郎ガ僻事也、小河ガ高名ニゾ成ニケル（トゾ仰ケルイ）。又京方ヨリ佐々木太郎左衞門尉氏綱ト名乘テ懸出タリ。叔（伯イ）父四郎左衞門尉是ヲ見テ、太郎左衞門能敵ゾ、中ニ取籠討ヤ者共ト下知シケレバ、太郎左衞門(尉)何トカ思ケン、カイフイテ引所（シイ）ヲ、三浦秋庭三郎寄合テ、押雙ベテ組デ落ツ。秋庭三郎ハ十七ニ成ケレ共、大力成ケレバ取テ押ヘテ首ヲ取。又京方ヨリ荻野次（二イ）郎(ト名乘テ)懸出タリ、是モ被ㇾ組落ㇾテ被ㇾ討ニケリ。中條次（二イ）郎左衞門尉ハ、奧州ノ住人宮城小四郎ト河端ニテ寄合テ、押雙テ組デ落。何レモ大力ナリケルガ（レバ暫シハ押ツ返シツシケルガイ）、御方ノ運ニヤ引レケン、次郎左衞門被ㇾ組伏ㇾテ被ㇾ討ケリ。奈良法師土護覺心散々ニ戰テ、今ハ叶間敷トヤ思ケン落行ケルヲ、敵三十騎計ニテ、追懸タリ、覺心元來歩立ノ達者成ケレバ、馬乘ヲモ後ロニ不ㇾ著、三室（戸イ）堂ノアル僧房ヘ走入テ見レバ、坊主カト覺敷テ、白髮ナル僧アリ。彼ガ前ニ物具脱ギ置テ、髮剃ノ有ケルニ、水カメヲ取具シテ縁ニ出テ、自剃シテ（頭チソラセテイ）居タリ。敵續テ來リケレバ、坊主

千王禪師討死

宇治瀨多ノ官軍敗走ス

泰時深草河原ニ陣ス

義村高畠ニ陣ス

無何心物具ノ傍ニ居タリケルヲ、是ガ敵ゾト心得テ、取テ押ヘテ首ヲ取、無慙ナリシ事也。其後覺心ハ奈良ノ方ヘゾ落行ケル。熊野法師田部法印ガ子息千王禪師トテ、十六歲ニ成ケルガ、親子返合散々ニ戰ケルガ、千王禪師被ニ取籠ニ討ヌ。法印ハ落行ケルガ、馬ヲ捨テアル畠ノ中ニ這隱タリ。敵數多續テ上ヲ越ケレ共是ヲ不ㇾ知バ、偏ニ權現ノ御扶ケニ社ト、賴敷ク覺ヘテ哀ナリ。去程ニ京方ノ軍破ケレバ、皆々落行所ヲ、(横イ)横河ノ橋・木幡山・伏見・岡ノ屋・日野・勸修寺ニ至迄、所々ニテ組落シ〳〵是ヲ討。サレバ坂東勢共一人シテ、首ノ七ツ八ツ取ヌ者モナシ。惣判官代宇治ノ北ノ在家ニ火ヲ懸タリケレバ、是ヲ見テ、供御ノ瀨・鵜飼瀨・廣瀨・槇嶋所々ニ向タル勢共(スハヤ宇治川破レヌルハトテ、)皆落行テ留マル者一人モ無リケル。少輔入道親廣、近江關寺ヨリ引別レテ行ケルガ、四百餘騎ニ成ニケル、其モ次第々々ニ落散テ、三條河原ニテハ百騎計ニ成ニケリ、爰ニテ夜ヲ明ス。武藏守其子ノ太郞、伊具次郞・駿河次郞僅ニ五十騎計ノ勢ニテ、深草河原ニ陣ヲ取。人是ヲ不ㇾ知、駿河守ハ淀近所ニ堂ヲコボチ、筏ニ組テ河ヲ渡シ、高畠ニ陣ヲ取。武藏守泰時爰ニ候、小勢ニテ打寄ラセ

後鳥羽院敗将ヲ御所ニ入給ハズ

胤義東寺ニ籠ル

給へ、可ㇾ申合ㇾ事アリト宣ケレバ、駿河守三十騎計ニテ來リ加ケル。去程ニ京方ノ勢ノ中ニ、能登守秀康・平九郎判官胤義・山田次郎重忠、四辻殿へ參リテ、某々歸參シテ候由訇リ申ケレバ、武士共ハ是ヨリ何方へモ落行トテ、門ヲモ開カデ不ㇾ被ㇾ入ケレバ、山田次郎門ヲ敲テ高聲ニ、大臆病ノ君ニ語ラハサレテ、憂ニ死センズル事口惜候ト訇ケル。平九郎判官イザ同クバ坂東勢ニ向ヒ打死セン、但シ宇治ハ大勢ニテ有ナリ、大將軍ノ目ニ懸ラン事モ不ㇾ定也、淀へ向ヒ死ントテ馳行ケルガ、東寺ニ引籠ル。駿河守ノ手者ノ中ニ、佐原次郎・天野左衛門尉馳向フ。次郎兵衛、敵コソ多ケレ、アノ殿原ト軍シテ何カセントテ不ㇾ進。サレ共甥ノ又太郎二十騎計ニテ馳向フ。平九郎判官是ヲ見テ、ワ君ハ同一家ト乍ㇾ云、胤義ニハ芳志可ㇾ有トコソ覺へシニ、進寄社ウタテケレ、惡シアレ討トレ者共ト下知シケレバ、判官ノ子息太郎兵衛・次郎兵衛・高井兵衛太郎追懸テ行、佐原又太郎一方ヲ懸破リテ、東寺ノ東ノ裏ヲ南へ向テ落行ケリ。相近ニ追懸テ攻ケレバ、是ハ又太郎ニハ非ズ、藤内行成ゾト名乘ケレバ、何レ只討ヤ〳〵トゾ責ケル。堀ノ際ニ被ㇾ追攻ㇾテ、少シ漂フ所ヲ、

秀康重忠敗走ス

三浦兼義高井時義東山ニ自殺ス

太郎兵衛甲ノ鉢ヲハタト打落ス。又太郎早態ノ者ニテ、馬ヲバ捨テ、堀ヲヒラリト飛越、向ノ深田ニゾ立タリケル。太郎兵衛、如何ニ狐ノ化ハ顯レタリト云ヘバ、又太郎、殿原ヲモ見養テタリ、景吉ヲ打タリ共、勝間敷事也、和殿原ヲ打テモ無用ノ事也ト云ヘバ、判官子共還テ父ニ此由ヲ申ケレバ、各笑テ輿ニ入。又安西金鞠ガ進ミシカバ、能登守山田次郎モ落ニケリ。角田太郎・同彌平次、殊ニ進ケリ。彌平次、判官ニ組マント心懸テ、相近ニツト寄合ヌル所ニ、判官馬能カリケレバツト通ル。彌平次取ハヅス所ヲ、判官ノ郎等三戸源八組テ落、互ニ健カ者ニテ、乞ト勝負モ無ケル（成ケレバ暫シ組合ケルガイ）。彌平次ガ乗替（郎等イ）落合フテ、三戸源八ガ首ヲ取。判官子息次郎兵衛・高井兵衛太郎、敵ニ被ニ組隔テ、東山ヘ落行ケルガ、地藏堂ノ奥ナル竹ノ中ヘ引籠リテ、馬切殺シ物具切捨、次郎兵衛云ケルハ、高井殿、御邊ハ同一門ト乍云、稚ナキヨリ兄弟ノ契ヲナシ馴遊デ、御邊十七兼義十六、（迄疎ナシ）只今（一所ニ）死ン事コソ嬉シケレ、搆テ強ク指給ヘ、我モ能指ンズルトテ、手ヲ取指違テ、同枕ニゾ臥ニケル。山田次郎ハ嵯峨ノ奥ナル山ヘ落行ケルガ、谷河ノ端ニテ、子息伊豆守伊預（輿イ）房下居テ、水ヲ吸飲デ、

山田重忠自害ス

胤義父子東山人丸ノ許ニ行ク

疲レニ臨ミタル氣ニテ休居タリ。山田次郎哀レ世ニ有時、功德善根ヲ不レ爲ケル事ヲト云ケレバ、伊預(與イ)房(五部)大乘經書寫供養セラル、如法經行ハセテ御座ス、是ニ過タル功德ハ候ハジト申セバ、山田次郎サレ共ト云所ニ、天野左衞門ガ手者共、猛勢ニテ押寄タリ。伊豆守暫ク打拂(防イ)ヒ候ハン、御自害候ヘトテ、太刀ヲ拔テ立揚リ打拂フ。其間ニ山田次郎自害ス、伊豆守右ノ股ヲ射サセテ、生取ニ成テ被レ切ニケリ。平九郎判官(所々ニテ)散々戰程ニ、郎等乘違或ハ落或ハ被レ討テ、子息太郎ト父子二騎ニ成テ、(今ハカナハジトテ)東山ナル所、故畠山六郎最後ニ人丸ト云者ノ許ヘ行テ、馬ヨリ下テ入タリ、疲レテ見ヘケレバ、干飯ヲ洗ハセ酒取出デ進メタリ。暫ク爰ニ休息シテ、判官鬢ノ髮切テ九ニ裹分テ、一ヲバ尾部ノ尼上ニ奉ル、一ヲバ太秦ノ女房ニ傳ヘ給ヘ、六ヲバ六人ノ子共ニ一宛取スベシ、今一ヲバワ御前ヲキテ見ン度ニ念佛申テ訪ヒ給ヘトテ取スレバ、人丸泣々是ヲ取心ノ中コソ哀ナレ。サテ胤義、太秦ニアル幼稚ノ者共今一度見ントテ、父子二人ト人丸三人、下簾懸タル女車ニ乘具シテ、太秦ヘ行ケルガ、子ノ嶋ト云フ社ノ前ヲ過ケルニ、敵充滿タリト云ケレバ、目

藤四郎頼信ガ事

ヲ暮サントテ、社ノ中ニ父子隱レ居タリ、人丸ヲバ車ニ乘テ置ヌ。去程ニ古ヘ判官ノ郎從ナリシ藤四郎頼信トテ有シガ、事ノ緣有テ家ヲ出、高野ニ有ケルガ、都ニ軍有ト聞テ、判官被レ討テカ御座ス覽、尸ヲモ取テ孝養セントテ、京へ出テ東山ヲ尋ケルニ、太秦ノ方ヘト聞テ尋行程ニ、子ノ嶋ノ社ヲ過ケルニ、アレ如何ニト云聲ヲ聞ケバ、我主也。（不審ニイ）是ハ如何ニト思テ入テ見レバ、判官父子居給ヘリ。如何ニト申セバ、軍破レテ落行ガ、太秦ニアル幼稚ノ者共ヲ、今一度見ンカト思テ行程ニ、敵充滿タル由聞ユル間、日ノ暮ヲ待ゾト云ヘバ、藤四郎頼信入道、日暮テヨモ叶ヒ候ハジ、天野左衞門ガ手ノ者滿々テ候ヘバト申ケレバ、太郎兵衞今ハ角ゾ自害可レ仕也、頼信入道ヨ、（汝ウヅマサニ參テ）母ニ申ンズル樣ハ、今一度見進ラセ候ハントテ參候ガ、（敵路次ニ滿テ）叶間敷候程ニ、御供ニ先立自害仕候、次郎兵衞胤連ハ高井太郎時義ト被二懸隔一テ、東山ノ方ヘ落行候ツルガ、被レ討テ候哉覽、自害仕テ候哉ラン、行衞モ不レ知候、去年春ノ除目ニ兄弟一度ニ兵衞尉ニ成テ候ヘシカバ、世ニ嬉シ氣ニ被二思召一テ、哀命存ヘテ是等ガ受領撿非違使ニモ成タランヲ、見バヤト仰候シニ、今一度悅バセ

胤義自害

天野四郎斬ラル

進ラセ候ハデ、先立進ラセ候コソ口惜ク覺候ヘト申セトテ、念佛申腹掻切テ臥ヌ、末足ノ動ラキケレバ、父判官是ヲ押ヘテ靜ニ終ラセテ、首ヲバ太秦ノ人ニ今一度見セテ、後ニハ河駿守殿ニ奉リ云ハン樣ハ、一家ヲバ皆失フテ、一人世ニ御座コソ目出度候ヘト申(ベシ)トテ、西ニ向十念唱ヘ、腹掻切テ臥ヌ。藤四郎入道此首ヲ取テ社ニ火カケ、二ノ首ヲ持テ泣々太秦ヘ行テ、女房ニ見セ奉リケレバ、抱キ拘ヘテ人目ヲモ不ㇾ包、耻ヲモ不ㇾ顧、泣悲事譬ン方モナシ。藤四郎入道申ケルハ、只今敵亂入テ奪取候ナンズ、後ニハ駿河守殿ニ被ㇾ進ヨト被ㇾ仰置ㇾ候ツル、今ハ給リ候ハント申ケレ共、拘ヘ惜ミテ不ㇾ放給ㇾケルヲ、兎角シテ乞取テ駿河守殿ニ奉ル。一腹一生ノ兄弟トシテ、思合ヒタリシ中ナレバ、實ニ哀レニ覺ヘテ泪ヲ流シ、坐ロニ袖ヲゾ被ㇾ絞ケル。首ヲバ武藏守殿ヘ進ラセヨトテ被ㇾ送。其外散々ニ落行ヌ、或ハ又所々ニテ生取被ㇾ切ケル。京方軍破テ、サテモ一院ハ去共ト被ㇾ思召ㇾシカ共、忽ニ王法盡サセ御座テ、空ク軍破ケレバ、如何ナル事ツカ被ㇾ思召ㇾベキ、(アサマシカリシ事共也。)天野四郎左衛門尉首ヲ延テ降人ニ出タリケルヲ、相摸守、武藏守ヘ被ㇾ申ケレバ、可ㇾ被

後藤基綱父基清ヲ斬ル

佐々木廣綱同高重六條河原ニテ斬ラル

後鳥羽院武士ノ參詣ヲ止メ給フ

レ切トテ被レ切ケリ。後藤大夫判官基清降人ニ成タリシヲ、子息左衞門尉基綱申受テ切テケリ、佗人ニ切セテ死骸ヲ申請、孝養シタランニハ、頗ル劣リ也トゾ、人々私言(傾ケイ)キ申ケル。駿河大夫判官惟宣(信イ)ハ行衞モ不レ知落失ヌ。二位法印尊長ハ、十津河ニ迯籠テ有ケレ共、不レ得二搦取一事。清水法師、鏡月坊、弟子常陸房・美濃房三人、被二搦取一テ、已ニ切レントスル所ニ、聊助給ヘ、腰折一首仕候ヲ、見參ニ入度由申ケレバ、サラバトテ見セ奉ルニ、

　勅ナレバ身ヲバ寄テキ武(士)ノ八十宇治河ノ瀬ニハ立ネド

武藏守此歌ヲ感テ、助ケヨトテ被レ免、纔ノ一首ニメデ給ヒテ、師弟三人ノ命ヲ續(繼イ)ルヽコソ目出(度)カリケル事也ケレ。佐々木山城守廣綱・同彌太郎判官高重、被二搦出一テ舍弟信綱ニ被レ預、後六條河原ニテ被レ切ニケリ。熊野法師田邊法印モ落行ケルヲ、被二搦取一テ被レ切ヌ。去程ニ武藏守・駿河守ハ、院ノ御所ヘ參ラントテ、已ニ打出ンズル由、一院被二聞召一テ、下家司以被二仰下一ナバ參リ、張本ニ於ハ名(交名イ)ヲ註シ出サンズルゾト被二仰下一ケル、上ノ者ヲ以テ重テ此樣ヲ被レ仰ケレバ、御所ニ武士ヤアル、見テ參レ

張本ノ公卿ヲ六波羅ニ渡ス

トテ、力者ヲ一人進ラセケレバ、走歸テ一人モ不レ候ト申ケレバ、左有トテ不レ參。公卿六人ノ名（交名イ）ヲ誌シ被レ下。坊門大納言忠信卿・中御門（前）中納言宗行、佐々木前中納言有雅・按察使前中納言光親・甲斐宰相中將範茂・一條宰相中將信氏等也。何レモ六波羅ヘ被レ渡ケレバ、坊門大納言ヲ千葉介胤綱ニ被レ預、中御門前中納言ハ小出新左衞門尉友長ニ被レ預、按察使前中納言ハ武田五郎信光ニ被レ預、佐々木前中納言ハ小笠原次郎長淸ニ被レ預、甲斐守宰相中將（範茂カ）憲村ハ式部丞朝時ニ被レ預、一條（闕本ナシ）次郎宰相中將信能ハ遠山左衞門尉景村ニ被レ預ケリ。此人々ノ跡ノ嘆キ譬ン方モ無リケリ。座ヲ雙べ袖ヲ連ネシ月卿雲客ニモ遠ザカリ、枕ヲカハシ衾ヲ重ネシ妻妾子弟ニモ分レツヽ、里ハ有共人無、宿所々々ハ被レ燒拂ヌ、徒ラニ山野ノ嵐ニ身ヲ任セ、心ナラヌ月ヲ詠メテ、故鄕ノ空ニ遠ザカリ、被レ切事ハ近クナレバ、只悲ノ淚ヲ流テゾ被レ下ケル。其比西八條ノ尼御前ト申ハ、坊門大納言忠信卿ノ妹、鎌倉ノ故（右）大臣殿ノ後室也。是ニ依テ、二位殿ヘモ武藏守ニモ被レ申ケルハ、尼ガ身ニテ、京鎌倉何レヲ分テ思ヒ侍ネ共、二（ニハイ）ニ取レバ角テ侍ルモ、其方ノ養ミニテコソ候ヘ、其上故（右）大臣

坊門大納言忠信赦サレテ歸洛ス

殿ノ御事ヲ思進ラスレバ、鎌倉ノ傾カン事ヲバ、一人ノ嘆ト覺ヘテ、光季ガ被レ討シ朝ヨリ、宇治ノ落シタ迄、袖ノ下ニテ幣帛ヲツキ、神佛ニ祈精申、其ニバヨリ候ハザレ共、鎌倉ノ穩シキ事ト承ハレバ、身獨ノ悅ニテ祉（コツ）候ヘ、其ニ付テ彼大納言、一方ノ大將ナレバ、其罪難レ遁覺候ヘ共、指セル弓矢取身ニテモ不レ候、故大臣殿爲ニ聖靈一ニ被レ宥候テ、一此度ノ命助ケサセ可ニ給ル一候覽ト被レ申ケレバ、二位殿憐テ、サラバ坊門大納言ヲバ助ケ奉レト云ヘバ、二御使遠江ノ舞坂ニテ參合フ。忠信卿其ヨリ都ヘ歸給フ、一同樣ニ被レ下按察使中納言（曰ケルハ、ソコニハ）御使ニテ歸ル浪コソ浦山敷ケレト被レ申ケレバ、忠信卿、一是モ夢ニテ哉覽ト計答ヘテ、互ニ分レ給ヒケル。サテ都ヘ上リテ後、二一旦ノ誡メニ越後國ヘ流レケリ。

中御門前中納言宗行菊河ノ詩詠

中御門前中納言宗行ハ小山新左衞門尉具奉リテ下ケルガ、遠江ノ菊河ニ著給フ。爰ヲバ何ト云フゾト問給ヘバ、菊河ト申、前ニ流ル、川ノ事カ、サン候ト申ケレバ、硯乞出テ宿ノ柱ニ書付給フ。

昔南陽縣之菊水、酌（汲イ）ニ下流一延レ齡、
今東海道之菊河、宿ニ西岸一失レ命、

宗行蓬澤ニテ斬ラル

按察使中納言光親加胡坂ニテ斬ラル

ト書テ過給ヘバ、行合旅人空キ筆ノ跡ヲ見ツヽ、涙ヲ流(催サカ)ヌハ無ケリ。次ノ日浮島原ヲ通ラセ給ニ、御供ナル侍、最後ノ御事今日ノ夕部(方チイ)ハ過サセ給ハジト申ケレバ、打諾キ、殊ニ心細計ニテ、木瀬河ノ宿ニ御手水ノ爲ニ立寄給フ様ニテ、角ゾ書付給ケル。

今日迄(過ルイ)ハ身ヲ浮島ガ原ニ來テ(テゾイ)露ノ命ノ消ントゾ(ハ捨定メケルイ)思フ、

其日ノ暮方ニアフ(蓬イ)澤ニテ被レ切給ヌ。又按察使中納言光親卿ハ武田五郎信光相具奉リテ下ケルガ、富士ノスソ加胡坂ト云所ニ下シ奉リ、鎌倉ヨリノ狀ニ任セテ、冣後ノ御事只今候ト申ケレバ、兼テヨリ被レ思儲ケレ共、期ニ臨デハ、流石今生ノ名殘只今計ト思ケレバ、何計心細クモ被レ思ケン、出家セバヤト有バ、子細有間敷候トテ、僧一人尋出テ、髮剃落シ奉ル。其後暫ク暇乞、年比信ジ給ヘル法華經一部取出シ、一部迄ハ遲カリナントテ、一ノ卷ヲ披キ、眞讀畢テ(一見シ渡シテイ)後、一向稱名ニ住シ候ヘ(給ヒツヽイ)バ、他念モ無リケリ。太刀取ハ武田五郎郎等ニ内藤(ト云者)也、居給所山ノ岨ニテ片下リナル、知識ノ僧ノ衣ヲ脫デ著セ奉ル、數多ノ僧共後ロニ立覆ヒ、座敷モ片下リニ物打折惡ク見ヘケレバ、太刀取後ロニ近付テ、角テハ御身ヅカ(宮イ)ヒ、惡ク候ヌト申ケレバ、念佛

佐々木前中納言有雅古瀨ニテ斬ラル

一條宰相中將信氏遠山ニテ斬ラル

ヲ留メ見返テ、汝可レ思シ、幼少ヨリ君ニ仕ヘ、死罪・流罪ヲモ多奉行セシゾカシ、去共今可レ懸トハ、爭デカ兼テ可レ辨フ、サレバ存知ノ旨ニ任セテ申ト有ケレバ、太刀取モ目昏テ覺ケレ共、兎コソ能候ヘト申ケレバ、其言葉ニ隨テ、髮(髻綱イ)ヲモ押除、膝ヲ立直シ首ヲ延、念佛ノ聲不レ怠、殊勝ニ被レ切給ヒニケリ、見人感嘆セヌ者無ケリ。佐々木前中納言有雅ハ小笠原次郎長淸具奉リテ、甲斐國板垣庄ノ内古瀨村ト云所ニテ切ン(下著スコ、ニテ御最後ト申イ)トス、中納言(曰ケルハ)、二位殿ヘ申(入タル)旨有、其使今日歸候ハンズ覽、暫ク待ルベウヤ候ト宣ケレ共、只切トテ被レ切ニケリ。其後半時計有テ、鎌倉ヨリ助奉レト云(ノ使有ケレ共イ)フ左右有シカ共、力不レ及、定業ト乍レ云、無情ゾ覺ヘシ。一條宰相中將信氏ハ遠山左衞門尉景村具足シ、美濃國遠山ヘ下リテ(著シコ、ニテイ)、切奉ラントス。此宰相中將元來西方ニ心(無二ノ淨土宗ニテ有シガイ)ヲ懸タル人ニテ御座ケレバ、都ヲ出シ日ヨリ殊ニ念佛不レ怠付奉ル、靑侍モ猶々稱名ヲ進奉ル、中ニモ此文ヲ誦シ聞ス(給フイ)、

種々法門皆解脫、無過念佛往西方、上盡一形至十念、三念五念佛來迎、乃至一念無疑心、

甲斐宰相
中將範茂
早川ニ殺
サル

心得タル體ニテ、三度誦シテ念佛シ給ヘバ、(今ハノ時ニ臨デ)紫雲タナビキ異香薫ジ、音樂空ニ奏スト人々モ聞ケル程ニ被レ切給フ。諸人感涙難レ押、有レ心モ無レ心モ袖ヲ絞ラヌハ無リケリ。甲斐宰相中將範茂ヲバ式部丞朝時相具シテ下ケルニ、(宰相曰ヒケルハ)五體不具ノ者ハ往生ニ障リ有ナリ、(願ハ)自入水セバヤト宣ケレバ、何レニテモ御計ヒニテト申。足柄山越テ關ノ元(本イ)南ノ宿ニ至ヌ。彼宿ノ後ロノ面ニ、細谷河流タリ、名ヲ瞋(晴イ)河ト云。爰彼コ深淵ヲ尋ケレ共、山河ノ習淺ケレバ、責テ水居長ノ程アラバ能リナン、石ヲ聚テ堤ヲ築、流ル、水セキ懸ケレバ、無レ程淵ヲ成。サテ出家セバヤト宣ケレバ、安候トテ、宿ヨリ僧二人尋出ス、丹後坊・式部坊トゾ云ケル。丹後髮ヲ剃、式部戒ヲ授ク、(其後)籠ヲクミ石ヲ疊ミテ、其上ニスヘ奉リ、左右ノ膝ヲ編付テ、沈奉ラントス、聊念佛ヲ留メテ角ゾ被レ詠ケル。

思ヒキヤ苔ノ下水セキ留テ、月ナラヌ身ノ宿ルベシトハ、

トテ水ニ入給ヌ。夕日ニスキテ(水底見ヘケレバ)、念佛スルカト口ノ動ラキテ見ヘシガ、ウント云テ、築タル堤ヲ蹈破テ、淺所ニ至給ヘバ、左右ノ足編付タル差繩切タ

一院ヲ鳥羽殿ヘ遷シ奉ル

リ。大息ツテギエ死ナヌゾト宣ヘバ、又、堤ヲ築直、此度ハ指繩二筋ニテ膝ヲ結付テ、又暫ク念佛シテ、七八人シテ頸ヲ押ヘテ絞ラセ奉ル。偖モ六人ノ公卿ノ跡ノ嘆共、申モ中々疎也。身ヲ萬里ノ外ニヤドシ、詞千年ノ間傳ヘズ共、同世ノ栖ナラバ、見ルヨシモナドカ無ラン、冥途如何ナル境ゾヤ、使モ通ズル事不レ叶。黄泉如何ナル旅ナレバ歸ル事ヲ不レ得覽。ホノカニ殘ル者トテハ、主ヲ放レシ面影、見テモ彌悲キハスサミシ筆ノ跡計也。去程ニ同七月六日武藏太郎・駿河次郎・武藏前司、數萬騎ノ勢ヲ相具シテ、院ノ御所四辻殿ヘ參リテ、鳥羽殿ヘ可レ奉レ移由奏聞シケレバ、一院兼テ思召儲サセ給ヒタル御事ナレ共、指當リテハ御心惑ハセ御座シテ、先女房達可レ被レ出トテ、出車ニ取乘テ遣出ス。謀叛ノ者ヤ乘具タルラントテ、武藏太郎近ク參リテ、弓ノハズニテ御車ノ簾カヽグテ見奉コソ、理ナガラ無情ゾ覺ヘシカ。軈テ一院御幸ナル。清涼・紫宸（射山仙宮イ）ノ玉ノ床ヲ下リ（遠ザカリイ）、九重ノ內今日ヲ限ト思召、叡慮ノ程コソ恐敷ケレ。東洞院ヲ下リニ御幸ナル。朝夕ナリシ七條殿ノ軒端モ、今ハ余所ニ被二御覽一、作道迄ハ武士共老タルハ直垂、若ハ物具ニテ供奉、鳥羽殿ヘ入セ給ヘバ、武士共四方ヲ籠メテ守護シ

後鳥羽院御出家御影ヲ七條院ニ奉リ給フ

後鳥羽院隱岐ヘ遷御

奉ル。玉席(砌イ)ニ近ヅキ奉ル臣下一人モ見ヘ不レ給。錦帳ニ隔無リシ女御・更衣モ御座サズ、只御一所御座ス御心ノ程コソ哀ナル。同八日、六波羅ヨリ御出家可レ有由申入ケレバ、則御戒師被レ召テ、御グシヲロサセ御座ス。忽ニ花ノ御姿ノ替ラセ給ヒタルヲ、信實ヲ召テ似セ繪ニ被レ寫テ、七條院ヘ奉ラセ給ケレバ、御覽ジモ不レ敢、御目モ昏レ給フ御心地シテ、修明門院誘引進ラセテ、一御車ニテ鳥羽殿ヘ御幸ナル。御車ヲ指寄テ事ノ由ヲ申サセ給ケレバ、御簾ヲ引破(遣イ)セ御座テ、龍顏ヲ指出サセ給テ、見ヘ被レ參、トク御返有ト(御沙汰有ケレバイ)御手ニテマネカセ給フ樣也。兩女院御目モ暮、絶入セ給モ理也。同十三日隱岐國ヘ移シ可レ奉ト聞ヘシカバ、御文遊シテ九條殿ヘ奉ラセ給フ。君シガラミト成テ、留サセ給ナンヤトテ、御歌ヲ被レ遊ケル。

墨染ノ袖ニ情ヲ懸ヨカシ、涙計(モイ)ニクチモコソスレ、

加樣ニ被レ遊ケルトナン。御乳母ノ卿ノ二位殿アハテ參テ見進ラスルニ、譬ン方ゾ無リケリ。七條院・修明門院モ御幸ナル。互ノ御心ノ中、申モ中々疎也。御供ニハ殿上人、出羽前司重房・內藏權頭清範、女房一人、伊賀局、聖一人、醫師一人參ケリ。已ニ

都ヲ出サセ給、水無瀨殿ヲ通ラセ給フトテ、爰ニテ有バヤト被₂思召₁ケルコソ、セメテノ御事ナレトテ御歌アリ。

タチ籠ル關トハナサデ水無瀨河、霧猶晴ヌ行末ノソラ、

サテ播磨國明石ニ著セ給テ、爰ハ何クゾト御尋アリ。明石ノ浦ト申ケレバ、

都ヲバクラ闇ニコソ出シカド、月ハ明石ノ浦ニ來ニケリ、

又白拍子ノ龜菊殿、

月影ハサコソ明石ノ浦ナレド、雲居ノ秋ゾ猶モコヒシキ、

美作ト伯耆トノ中山ヲ越サセ給フトテ、向ノ岸(ミネイ)ニ細道有、何クヘ通フ道ゾト、御尋有ケレバ、都ヘ通フ古キ道ニテト申ケレバ、法皇、

都人タレ踏ソメテ通ヒケン、昔(向ヒイ)ノ路ノナツカシキカナ、

出雲國大八浦ト云所ニ付セ給フ、見尾崎ト云所也。其ヨリ修明門院ヘ御書ヲ進ラセ給フ。

シルラメヤ浮身ヲ崎ノ濱千鳥、泣〳〵シボル袖ノケシキヲ、

是ヨリ御舟ニ召テ、雲ノ波烟ノ波ヲ漕過テ、隱岐國アマ（海士イ）ノ郡苅田ノ郷ト云所ニ、御所トテ造儲タリケレバ、其ヘ入セ給フ。海水岸ヲ洗ヒ、大風木ヲ渡事、尤烈シカリケレバ

我コソハ新嶋守ヨ隱岐ノ海ノ、アラキ波風心シテフケ、

都ニハ家隆卿傳承リテ、後ノ便宜ニ、

ネザメシテキカヌヲ聞テ悲キハ、アラ礒浪ノ曉ノ聲、

同廿二日、新院佐渡國ヘ被レ移サセ給。御供ニハ、冷泉中將爲家朝臣・花山院少將義氏、甲斐兵衛佐敎經、上北面ニハ藤左衛門大夫安光（元イ）、女房右衛門佐局、以下女房三人參給フ。角ハ聞ヘシカドモ、冷泉中將爲家朝臣、一マドノ御送ヲモ不レ被レ申、都ニ留リ給。花山院少將ハ路ヨリ勞ハル事有トテ、歸リ被レ上ケレバ、イトヾ御心細ゾ思召ケル。越後國寺泊ニ著セ給テ、御船ニ被レ召ケルニ、甲斐兵衛佐敎經病大事ニ御座ケレバ、御船ニモ不レ被レ乘留メラレケルガ、軈テ彼コニテ失給ニケリ。新院佐渡ヘ渡ラセ給ヘバ、都ヨリ御送ノ者共御輿カキ迄モ、御名殘惜マセ給テ、今日計明日計ト留

六條宮但馬國冷泉宮備前兒嶋ニ各遷御

メサセ給、長歌遊バシテ九條殿ヘ進ラセ給フ。奥ニ又、

　存ヘテタトヘバ末ニ歸ル共、憂ハ此世ノ都ナリケリ、

九條殿長歌ノ御返事有。是モ又奥ニ、

　イトフ共存ヘテフル世ノ中ノ、憂ニハ爭デ春ヲ待べキ、

同廿四日六條宮但馬國、同廿五日冷泉宮備前兒嶋ヘ被レ移給フ。懸ル御跡ノ御嘆共、中モ等閑也。中ニモ修明門院ノ御嘆類少ナキ御事也。實モ一院ハ隱岐ヘ被レ移サセ給ヌ、新院佐渡ヘ被レ流サセ給フ。月日ノ西ヘ傾バ隱岐ノ御所ヘ御言傳セマホ敷思召。初鴈ガ音ノ音信ハ、佐渡ノ御所ノ御事共問ハマホ敷、人家ヲ照ス螢ハ御思ト共ニ焦レ、遠山ニ滿タル霧ハ御嘆ト共ニ晴ヤラズ。東一條院、先帝御座バ佐渡ノ院ノ御形見トハ思召セ共、慰方モハ無リケリ。七條ノ女院、老タル御身ニハ何共期セヌ都返リ、今日ヤ明日ヤト思召、御嘆ノ色日ニ随ヒテ増ラセ給宛、思召沈マセ御座由聞召及ビテ、隱岐ノ御所ヨリ、

　タラチメノ絶ヤラデ待露ノ身ヲ、風ヨリ先ニ爭デトハマシ、

佐々木廣綱ガ子勢多伽丸

七條院御返事、
中〳〵ニ荻（狄イ）吹風ノ絶（ネイ）ヨカシ、音信クレバ露ゾコボル、、
上ツ方ノ御事ハサテ置ヌ、下樣ニモ哀ナル事多カリケリ。佐々木山城守廣綱ガ子ニ勢多伽丸トテ、御室ノ御所ニ御最愛ノ兒有、廣綱罪重シテ被レ切ヌ。其子勢多伽サテシ候ハジ、定テ荒ケナキ武士共參テ、責進ラセ候ハンズラン、佐ナラズ先ニ出サセ御座候ハンハ、穩便ノ樣ニ候ナント、（申ケレバ人々モゲニモトイ）人々口々ニ申ケレバ、御室我モサ思（思召スイ）トテ、芝築地上座信俊ヲ御使ニテ、鳴瀧ナル勢多伽ガ母ヲ召テ、被レ仰ケルハ、勢多伽丸七歲ヨリ召仕テ、已ニ七八年ガ程不便ニ思召共、父廣綱ガ罪深シテ被レ切ヌ。其子ニテ（ナレバイ）可レ遁共不レ覺、武士共參テ申サヌ先ニ被レ出バヤト思召スハ如何ニト被レ仰ケレバ、母承リモ不レ敢、袖ヲ顏ニ推當テ（泪ニムセビケルガ暫有テトイ）淚ヲ流シ、兎ニモ角ニモ御計ヒニ祉（コツ）ト泣居タリ。勢多伽今年ハ十四歲、眉目心樣、紋付袴ノ著樣世ニ超タレバ、御所中モ雙ビ無ケリ。若此人被レ切給ハヾ如何ニト、見人袖ヲ紋リケル。スミレ付タル淺黃ノ直垂ヲ著タリケルガ、最後ノ時ハ是ヲ著替ヨトテ、朽葉ノ紋ノ直垂ヲ給フ。勢多伽（思儲シ事ナレ共イ）切ラレン事ト出バ、（サス）サコ

ソ（ガイ）心細モ思ヒケメ、涙ノ進ケルヲモ、サル者ノ子ナレバニヤ、去氣ナク（サラヌ躰ニイ）持成ケルゾ哀ナ〔ル。日〕來馴遊ケル兒達〔ニ〕出合テ名殘ヲ惜ミ送ラントス。此程秘藏セシ手本ヲモ（モテイ）遊ビ（物）ナド賦リ與ヘテ、各思出シ給ン時ハ、念佛申訪給ヘト云テ出ニケリ。御所中ノ上下是ヲ見ニ、目モ昏心迷ヒ、袖ヲ絞ラヌハ無リケリ。大藏卿法印覺寛ヲ召テ被レ仰ケルハ、六波羅ヘ行（向）テ云ン樣ハ、山城守廣綱ガ子、七歲ヨリ被二召使一テカ仕リ可レ出ナレバ、法師ニナシテ親ノ後世ヲモ吊ハセント思召セ共、定テ近仕ノ人不便ニ思召セ共、父罪深シテ被レ切ヌレバ、其子難レ遁ケレ共、是ガ稚ナキニハ何事ヲ（思召イ）々取沙汰申サンズラント覺ル間、先出シ被レ遣也。餘ニ不便ナレバ我ニ預ナン哉、大事有バ我ニ懸ヨト云テ見ヨト被レ仰テ、又勢多伽ニ仰ケルハ、汝不便サ限無ケレ共、力不レ及、恨敷思ナヨ。並ノ岡ヲバ死出ノ山ト思ヒ、鴨河ヲバ三途ノ河ト可レ思ト、被二仰含一、（其後）我御身ヲ被レ遊（ノ上ノ事ニヤイ）ト覺シクテ、

埋木ノ朽ハツベキハ留リテ、若木ノ花ノチルゾ悲シキ、

サテ大藏卿法印・勢多伽一車ニ乘具シテ遣出セバ、母跡ニ步跣シニテ、泣トモナク倒

ル共ナク慕ヒ行ヲ、法印（御イタハシク思シテ）車ノ後ニ乘給ヘト云ヘ共不レ乘、（六波羅ニテ聞ヘヲバシケル御心ノ中サコソトアワレナリ。角テ法印）六波羅ヘ行著テ、勢多伽ヲ先ニ立テ、御室ヨリノ御使候ト云入ヌ。武藏守出合タリ、法印令旨ノ趣ヲ申聞セケレバ、熟々ト打守リテ（暫案ジテ申ケルハイ）、誠ニ能兒ニテ候ケリ、君ノ不便ニ思召ルヽモ御理ニ候。左候ハヾ、暫預進ラセ候ハン、此由ヲ被レ申候ヘト被レ申ケレバ、勢多伽ガ母庭ニ臥轉ビテ泣悲ケルガ、此御返事ヲ聞起揚リ（有難ノ御事ヤト伏イ）、武藏守ヲ拜ミ、七代迄冥加御座候ヘトテ喜ビ（ケルモ理トゾ見エシ。角テ）車ニ乘テ返ル程ニ、叔父ノ佐佐木四郎左衞門尉信綱參リタリ。廣綱ハ兄弟（トイ）中惡ク（ナカライ）候シ事、年比被二知召一テ候。勢多伽童ダニ被レ助置候ハヾ、信綱髻切テ如何ニモ罷成候ハント申ケレバ、是ハ奉公他ニ異ナル者也。彼ハ敵ナレバ力不レ及トテ、樋口富小路ヨリ召返テ、信綱ニ被レ預。軈テ郎等金田七郎請取テ、六條河原ニテ切ントス（ベシトテ川原ヲサシテ行イ）。勢多伽御所ヨリ給ヒツル朽葉ノ直垂著替テ、車ヨリ下、敷皮ニ移リ、西ニ向テ手ヲ合セ、念佛百返計申、父ノ爲ニ回向シ、我後生ヲ祈念シ宛、首ヲ伸テ被レ討ケリ。母空キ質ロニ抱付、絕入々々呼キ（噫イ）叫有樣、目モ不

平九郎判官胤義ガ長子殘サレ他ノ四人殺サル

レ當ズ、上下涙ヲ流サヌハ無リケリ。御室ハ空キ形ヲ成共今一度見セヨト被レ仰ケル間、車ニカキ入テ歸リ參ル。是ヲ被ニ御覽ケル御心ノ中、(サコソト推ハカラル、イ)譬ン方モ無リケリ。其外東國ニモ哀レナル事多キ中ニ、平九郎判官胤義ガ子共五人アリ。十一・九・七・五・三也。(祖母イ)ウバノ尼ノ養ヒテ、三浦ノ屋部ト云所ニゾ有ケル。胤義其罪重シトテ、彼ノ子共皆可レ被レ切ニ定メラル。叔父駿河守義村是ヲ奉テ、郎等小河十郎ニ申ケルハ、屋部ヘ參テ申サンズル樣ハ、力不レ及。胤義御敵ニ成候シ間、其子孫一人モ助カリ難ク候。其ニ候者共出サセ可レ給由申セトテ遣ス。十郎屋部ニ參リテ此由ヲ申ケレバ、力不レ及、十一ニナル孫一人ヲバ留メテ、九・七・五・三ニナル子共ヲ出シケリ。小河十郎、如何ニヲトナシク御座ス豐王殿ヲバ出シ給ハヌ哉覽ト申ケレバ、尼上、餘ニ無慙ナレバ助ケント思フゾ。其代リニハ尼ガ首ヲ取ト宣ケレバ、現ニハ奉公ノ駿河守ニモ母ナリ、御敵胤義ニモ母也、惡フモ歎惜モ有間、(十郎)力不レ及、四人計ヲ輿ニ乘テ返リニケリ。鎌倉中ヘハ不レ可レ入トテ、手越ノ河端ニ下シ遣(置イ)タレバ九・七・五ハ乳母々々ニ取付テ、切ントスルト心得テ泣悲ム。三子ハ何心モナク、乳母ノ乳房ニ取付、手ズサミシテゾ

土御門院土佐へ遷御

居タリケル、何レモ目モ被レ當ヌ有樣也。日已ニ暮行バ、サテ可レ有事ナラネバ、腰ノ刀ヲ拔テ搔切々々四ノ首ヲ取テ參リヌ。四人ノ乳母共、空キ質ヲ抱ヘテ、聲々ニ呼キ叫有樣、譬テ云ン方モナシ、質(觸イ)共輿ニ乘テ、屋部ヘ歸リテ孝養シケリ。祖母ノ尼此年月育シ立馴ナシミヌル事ナレバ、各云シ言ノ葉ノ末モ不レ忘、今ハトテ出ニシ面影モ身ニ添心地シテ、絕入給ゾ理ナル。抑隱岐ノ法皇第一御子中ノ院共申、又ハ土御門院共申ケル。承元三(四イ)年三(十二イ)月御心ナラズ御位ヲスベラセ給シカバ、御恨深クシテ御座ケル。サレバ〔御不孝ノ如ニテ〕關東ヨリモ兎角ノ沙汰ニモ不レ及。〔都ニヲハシケルガ、被レ仰ケルハ、承元ノ古ヘ〕其恨〔深〕シトイヘ共、人界ニ生ヲ受ル事、是父母ノ恩也。然ルニ一院配所ニ奉レ遣ナガラ、我身都ニ安堵シテ居事、彌不孝ノ罪深カルベシ。(朕モイ)同遠國ニコソ栖メト、九條禪定殿下幷ニ右大將公經ニ被レ仰ケレバ、此旨ヲ關東ヘ被レ仰遣。左京權大夫義時以下ノ人々憐ミ奉リナガラ、此上ハ力不レ及トテ、閏十月十日土佐ノ國ト被レ定。鷹司萬里小路ノ御所ヨリ御出立アリ。御外戚土御門大納言定通卿參リテ、泣々出シ奉ツル。御供ニハ少將定平・侍從貞(定イ)元・女房三人・醫師一人

阿波ニ移御

參リツヽ、御道スガラモ哀ナル御事共多カリケリ。須磨・明石ノ夜ノ波ノ音、高沙・尾上ノ曉ノ鹿ノ聲、神無月十日餘ノ事ナレバ、木々ノ梢・野邊ノ草村、霜枯行氣色ナルニ、御袖ノ上ニハ秋ヲ殘シテ露深シ。讃岐ノ八嶋ヲ御覽ズレバ、安德天皇ノ御事ヲ思召被レ出、松山ヲ御覽ジテハ、崇德院御事押計ラハセ給テ、何事ニ付テモ、今ハ御身獨ノ御事ニ思召沈マセ給ゾ哀ナル。角テ土佐國ニ著セ給ニ、御栖居賤(チイサイ)キ由申セバ、(聽テ)阿波國ヘ移ラセ給程ニ、阿波ト土佐ト兩國ノ中山ニテ、俄ニ大雪降ツヽ、前後ノ路モ難レ分、御輿カキモ歩カネ、上下ノ輩行ヤラザリケレバ、御輿カキスヘテ如何ナルヘシ共不レ覺、院御涙ニムセバセ御座テ、

浮世ニハカヽレトテコソ生レケメ、理リシラヌ我涙カナ、

被二召仕一ケル番匠一人有。眉目形ヨカリケレバ侍次郎ト名付ラレタリ。御供仕ラント頻ニ望申ケルヲ、田舍ニテ造作ヲモセバコソ、番匠ハイラヌ。只罷留レト仰ケレ共、アナガチニ進テ參リケルガ、具足モチテ、木ニ上リテ枯タル枝共切ヲロシ、御輿ノ前ニ取積デ燒、供奉武士共ノ前ニモ燒ケレバ、下臈皆安堵ス。君モ少シ御心延サセ

御座テ、一番匠只今大切ナリトゾ被レ仰ケル。フル雪モ物ナラズシテ夜モ明ニケレバ、御送ノ人モ參重リ、御迎ノ輩モ加リケレバ、道踏分サセテ阿波國へ成セ給フトテ、

浦〳〵ニヨスル白浪事問ハン、ヲキノコトコソ聞マホシケレ、

承久三年如何ナル年ナレバ、三院・二宮遠嶋へ赴セマシ〳〵、公卿官軍、死罪流刑ニ逢ヌラン、本朝如何ナル所ナレバ、恩ヲ知臣モナク、耻ヲ思フ兵モ無ルラン。日本國ノ帝位ハ伊勢天照太神・八幡(大)菩薩ノ御計ヒト申ナガラ、賢王逆臣ヲ用ヒモ難レ保、賢臣惡王ニ仕ヘテモ治シガタシ、一人怒時ハ罪ナキ者ヲモ罰シ給フ、一人喜時ハ忠ナキ者ヲモ賞シ給フニヤ。サレバ天是ニクミシ不レ給、四海ニ宣旨ヲ被レ下、諸國へ勅使ヲ遣ハセ共、隨奉ル者モナシ。カヽリシカバ關東ノ大勢、時房・泰時・(朝時)・義村・信光・長清等ヲ大將トシテ、數万ノ軍兵東海道・東山道・北陸道三ノ道ヨリ責上リケレバ、靡カヌ草木モ無リケリ。

承久記 下之終

奥書

右兵亂之記行二于世一年尚矣。故本有二廣略一條有二脱落一。今也集二於多本一以一校畢。

于時元和四年戊午暦孟夏中十日。

承久軍物かたり　巻第一

後鳥羽院の院政

それ我朝は神こくとして、天神七代・地神五代とあひつゞかせ給ひて、そのゝちかんやまといはわれひこのみことに、御位をゆづり給ふ。これを人皇のはじめと申なり。このみことより八十二代にあたらせ給ふみかどをば、後鳥羽院とぞ申ける。御いみなは尊成（たかしげ）、たかくらのいん第四の御子、御はゝは七條院、ぞう左大臣のぶたか卿のむすめなり。治承四年七月十四日、御たんじやう、壽永二年八月廿日、御とし四さいにてくらゐにつかせ給ふ。文治五年正月三日、御げんぶく。建久九年正月十一日、御とし十九さいにして、位をしりぞかせ給ひて、第一のわうじ爲仁（ひと）のみこにゆづらせ給ひて、御身はいやしきにかたをならべ、ひざをくませ給ひて（つゝ）、ぶんぶげいのうをもつぱらとまなび給（は申せども、むかしの）ふによつて（ひしかば）、歌仙の花もさき、ぶんしやうのみもなる（なば）とかや。しかるにけんわう・せいしゆのすなほなりし御まつりごとをそむかせ

武道を好ませらる

初めて西面武士を置き士を關東より召す

承元の讓位

給ひて、よこしまにぶたうをこのませ給［ひ］（ふぞあさましき。これによて）ゆみやよくとりて、うち物にしたゝかならんものをば、ちうしやうせられけるゆへに、くに〲よりすゝみ參ることとおびたゞし。またほくめん・西面とて、さぶらひをちかくめしつかはるゝことあり。北面はむかししら川のいんの御宇にはじめをかる。西めんはこのいんの御宇にはじまりぬ。またくはんとうへ仰せて、ゆみとりのよからんものを、十人すぐりて參らせよとめされしかば、うけ給はると申て、つだのちくごの六郎・しづまわかさの兵衞二郎・はらの彌五郎・つく井兵衞太郎・たか井兵衞太郎・おぎのゝ三郎、六人を參らせければ、上くはうあさからずおぼしめしけり。但、吳王けんかくをこのみしかば、宮中にきずをかうぶらざるものなし。楚王さいようをこのみしかば、天下にうえしぬるものおほかりけりといふように、上のこのみに、下はしたがふならひなれば、此君の御ふるまひ、左かしながらくにのあやうからんことのみ［と］（ぞ）あやしみける。

繪所（だいりのてい、しらすによろひたるむしや六人、てん上にくぎやう・てん上人あり。）

承元四年十二月一日、上皇第三のわうじ守成（もりしげ）のみこを、御位につけ給ひて、第一の

御子をば、をしこめ奉らせ給ふ。これはどうぶくの御てうあいによつてなり。されば一いん・しんいん御中よからずときこえし。

關東將軍の次第

賴朝の經營

その比、くはんとうと申は、清和(せいわ)天わうのこういん、源のよしともの三なん、かまくらの右大しやうよりとも、後白河院のいんぜんを給はり、ぢせう四年の秋の比、やまきのはうぐはんをうちとりてより、文治元年にいたつて、平家の一るいことごとくうちなびかし、一天をだやかにおさまりしかば、みかどえいかんのあまりに、よりともを六十六かこくのそうつゐぶしにふせられけり。いにしへはこくし・りやうけといふばかりなりしを、この時にあたつて、くに〴〵にしゆごをゝき、郡郷(ぐんがう)に地とうをすへて、たゞつひやうらう米をあてとらるゝあひだ、こくしはしゆごをそねみ、りやうけは地とうをあだと思ふ。よりとも世をたさむること十九年にして、

將軍賴家

正治元年正月十三日、年五十三にして、世をはやうし給しかば、左衞もんのかみよりいへ、そのちやくしとして世をつぎ給ひ、將軍のせんじを給はる。御うしろみは、げしやくのおほぢとをだうみのかみ平の時まさ也。しかれどもふてうのふるまひ

將軍實朝

右大臣となる

廣元の諫言

たはしけるによて、しんめいにもはなたれ、じんまうにもそむき給ひつゝ、俄にいれいあつて、世をたもつこと五年と申十月にしよくをじし、いづのしゆぜん寺にうつされ、終に時まさがはからひとしてうしなひ奉り、その御おとゝまんじゆ御ぜん、いまだおさなくおはしますを、建仁三年九月に、せいいしやうぐんのせんじを下し給はり、十三にてうゐかぶりせさせ、さねともとぞ申ける。しだいのせうしんとゞこほりなく、中なごん・大なごん、わづか四五ねんにへのぼつて、建保六年三月六日左大しやう、同十月九日内大臣、同十二月二日右大臣ににんじ給ふ。年廿九さい、いつしかなりとかたぶけ申やからおほかりけり。明年正月廿七日には、つるがをかの八まんぐうにて、はいがおこなはるべきよしさだまりければ、都よりくぎやう・殿上人あまた下らせ給ひけり。すでにその日になりしかば、大ぜん大夫ひろもと入道かく阿、君の御まへに參り、御さうごうを見奉りて、涙をはら／＼とながし申けるは、かく阿ひとゝなりてよりこのかた、終になみだのまなこにうかぶことなし。しかるにたゞ今ちつきんし奉る所に、らくるいきんじがたし。これたゞごとゝ

もおもはれず。これにつけておもんぱかるに、故う大しやうけよりとも卿、先年とう大寺御くやうの時のれいにまかせ、そくたいの下にはらまきをちやくせられ、口中にをよんでつとめ給へかしと申ければ、もんじやうばかせなかあきらこれをききて、なんでうさることの候べき。はいがはひんそくにおよんですることなり。そのうへ大じんの大將にのぼる人、ふくを帶するぎしきなしとてとゞめければ、やめられけり。犬(とり)のこくにおよんで御出、をんみやうじちかもとへんべいに參る。たゞひさ御はらひをつとむ。さねまさ御車をよせけり。そのぎやうれつのぎしき、

鶴岡宮に拜賀

拜賀の行列

繪所

先、ゐかい四人、二行、とねりのやうなり。

次、とねり四人、二行、

一いん三人、(員)

次殿上人、二行、

花山院侍從よしうぢ

さひやうゑのすけよりつね
いよのせうしやうさねまさ
むまのごんのかみよりもち
中宮ごんのすけのぶよし
次ずいちん四人、一行、ゆみやもつ。
くはうごうぐうの大夫よりうぢ
一でうのせうしやうよしつぐ
いなばのかみもろのり
いがのせうしやうたかつね
次に御かさもち、
次せんく、二行、ゆみやもつ。
とをとうみの太郎（藤のこうとう）よりたか　さがみの太郎（平こうたう）時もり
するがの前司すへとき　藏人大夫ともちか

さがみのぜんじつねさだ　藏人大夫もちくに
むまの助ゆきみつ　たじまの藏人くにたゞ
むまのすけ時ひろ　はうきのぜんじちか時
むさしのかみよしうち　さがみのかみ時ふさ
たゞの藏人しげつな　するがの右馬助のりとし
かいのむまの助むねやす　長井左衛門大夫ちかひろ
しゆりのごん大夫これよし　右京のごん大夫よし時

次に官人、ゐぼしあかしやうぞくきる。

はだのかねみね　番長あつひで

御車、くるまぞひ四人、くろしやうぞく。うしわらは一人、あかしやうぞく。

次隨兵(ずいひやう)、二行、ぐそくきる。

をがさ原二郎長清　たけだの五郎のぶみつ
いづのさゑもんよりさだ　ときのさゑもんもとゆき

大須がさゑもんみちのぶ　しきぶの大夫やすとき
あいた城介かげもり　三うら太郎兵衛時むら
河ごえさゑもんしげ時　かとう左衛門かげかず

おの〳〵よろひもち一人、
はりかへもち一人、かたはらに行。

次ざつしき廿人、さうしきの事。

次けびいし、
大夫はんぐわんかげかど、あかしやうぞくにかぶりきる。

次御てうどかけ、かみやの事なり。やなつゝに入、弓にそへてもつ。
さゝきの五郎よしきよ、かぶりにあかしやうぞく。

次御けんもんじやう〳〵なかあきら

次下らうずいじん、二行、なへ（ゑぼし）とりきて弓やもつ
はだのきんうぢ　かねむら

さだぶん　　ちかたう

あつみつ　　あつうぢ

次くぎやう、一行、御むまにめし、各ぜんく五人づゝあり。

しん大なごんたゞのぶ

さゑもんのかみさねうぢ

さいしやう中將くにみち

八でうの三位みつもり

ぎやうぶ卿むねなが

後に衞府(ゑふ)、二行、（ひとゑなしにかみしも、なへとりてあかしやうぞく）

さゑもんの尉みつかず　同ゆきむら

みんぶのぜうひろつな　いきのかみきよしげ

せきさゑもんまさつな　ふせの左衞門やすさだ

をのでらさゑもん　いがのさゑもんみつすゑ

あまのゝさゑもんまさかげ　むとうさゑもんよりもち
いとうさゑもんすけとき　あだちさゑもんもとはる
いち川さゑもんすけみつ　うさみさゑもんすけなが
さぬきさゑもんひろつな　ごとうさゑもんもとつな
そうさゑもんたかちか　中でうさゑもんいへなが
だての左衛門ためいへ　江のさゑもんのりちか
大井さゑもんさねひら　源四郎ゑもんひでうぢ
しほのや兵衛ともなり　くない兵衛きんうぢ
わかさ兵衛たゞすゑ　つなしま兵衛とし久
とうの兵衛しげたね　つちや兵衛むねなが
さかひ兵衛つねひで　かのゝ七郎みちひろ
ゑ所。

（かき出）およそろじのずいびやうは一千よき也。わかみやの石(いし)ばしのへんにて（にちかづき給ひしかば）、御車をゝ

義時退去す

不祥事の兆

り給ふ時、もんじやうぐ〵みすをあぐれば、よりもちしぢを奉る。よしつぐは御くつのやく、さねまさ御きよをとる。右京權大夫よしときは、御けんのやくをつとめ給ひしが、宮門に入給ふ折ふし、俄にしんぐ〵なうらんし、ぜんごくらくなりしかば、もんじやうぐ〵なかあきらをよびて御けんをゆづり、たいきよしてをの〵ていにかへり給ふ。こゝにふしぎあり。しやうぐん車よりをり給ふとて、ゆうけんのつかのくるまのてがたに入たりけるを、しらせ給はでうちおらせ給ふこそ、あさましけれ。しかるに仲章（あきら）、くるしうも候まじとて、木をゆひそへてぞまいらせける。むかしりうくはうわうといひし人、はるかの道におもむくとて、車のながへおれたりけるを、つゝしまずして行けるが、ふたゝび返ることをえずして、たこくのつちとくちにけり。ぜんじやのくつがへ〔本ノマゝ〕すは、後車のいましめとこそ申に、いさめ申さゞるもんじやうばかせ、ふかくなる次第也。これのみか、御くるまのまへを、くろき犬のよこさまにとをる事、れいきうしきりになく事、かたぐ〵もていま〵しきつげありけるを、おどろかぬこそはかなけれ。さるほどに、いしばしにちかづかせ給

ふ時、いづくよりともなく、びそう三人あらはれ來て、しやうぐんをおかしたてまつる。はじめ一たちはしやくにてあはせ給へども、次のたちにぞ、御頸(くび)はおとされ給ひけり。もんじやうばかせなかあきら・はうきのぜんじもろのりもきられけり。ぜんごに候けるずい兵ども、こはいかなることぞやとて、あはてさはぎて宮中にはせこむといへども、かたきはたれともしらず。此は正月廿七日いぬの時のことなれば、くらさはくらし。うへを下に返してどよむこゑおびたゞし。かゝりける所に、かみのみやのみぎりにて、あざりこうげう、ちゝのかたきをうつとなのられしか(つると)ば、(いふ事ありて)ぐんぜいどもこれをきゝて、すなはちかのぜんじのおはしますゆきの下のほんばうをおそふ所に、こゝにはおはしまさずとて、兵どもかへりけり。さてもべつたうこうげうは、日比のしゆくいをとぐるとよろこびて、すなはちかの御くびを手にもち、うしろみのびちうのあざりが、雪の下のきた谷のいへにむかはれけるが、物などまいらせけるあひだも、御くびをばはなし給はず。然かるにべつたうのもんていに、こまわか丸と申は、三うらの平六さゑもんよしむらが二なん也。そのよ

しみをおぼしけるか。やげんだ兵衞と申ものを御つかひにて、よしむらがかたへ仰つかはされけるは、右府しやうぐんすでにかうじ給ひぬ。いまくはんとうの長たるべきものはわれなり。はやくけいりやくをめぐらすべしと、しめしあはされければ、よしむら大きにあきれ、日比しやうぐんの御をんあつくかうぶり奉れば、いまさらいたはしく思ひ、右京大夫に參りて申合ければ、すみやかにべつたうあざりをちうし奉るべきにさだまりけり。

名所

すなはちながをのしん六・さいがの二郎いげ五人の兵に仰せて、あざりのざいしよへつかはさる。べつたうはつかひのをそきことをまちかね給ひて、よしむらがじたくにいたらんとおぼしめして、山中にかゝり給ふが、その夜しも大雪ふりて、道にまよふておはせし所に、ながをの六郎ゆきあひて、ちうし奉らんとす。べつたうははやわざ・ちからわざ人にすぐれ給へば、さうなくうたれ給はず、こゝをせんどとたゝかひ給ふ。

公曉討取らる

繪所、山中に雪ふりたる所に、ほうし（とし十九）の衣の下にぐそくきて、むしや五人ときりあふ所。

【上之終】

（かき出し）玄かれども、たせいにぶせいかなはねば、ついにうちとられ給ひけり。このべつたうと申は、う大しやうどのゝ御まご、きんごしやうぐんの二なんなり。御はゝはかもの六郎しげなかゞむすめにてぞおはしける。みなしごにておはせしを、そぼの二位のぜんに、ふびんにおぼしめし、はぐゝみそだてゝ、十七さいと申十月十一日に、つるがをか八まんぐうのべつたうしよくにふせらる。ことし三とせになりけるが、御所の中にへんげのものありて、女のすがたとあらはれ、うへをうかゞふ。いかにもして【ざいしよ】（ゆくゑ）を見んともとむれども、あしはやく身かろくして、まぼろしのごとくに成給ふゆへ、御ざい所を見たる人もなし。いまおもひ合すれば、べつたうあざり、しやうぐんをうち奉らんために、三とせがあひだうかゞひ給ふといへども、終にほんまうをとげ給はず。このはいがのじせつを、天のあたへとよろこびておぼしたつ所に、うきやうの大夫は、御けんのやくにさだまりけるよしきこしめ

しければ、まづ一のたちにうち給ふ所に引かへ、なかあきら［かはり］（御けんのやくをつとめ）しゆへにこそ、あへなくうたれけるとかや。

将軍實朝の葬儀

あくれば廿八日、しやうぐん家の御さうれいをいとなまんとする所に、御くびのありかしれざりければ、いかゞせんとまどふ所に、きのふ御所を御しゆつのとき、きんうち御びんに參りければ、びんのかみを一すぢぬかせ給ひて、御かたみとて給はりつゝ、

實朝の詠歌

いでゝいなばぬしなきやどとなりぬとものきばのむめよわれをわするな

と、くちずさみ給ふこそいまはしけれ。その御かみを御ぐしにもちひて、御くはんに入奉り、せう長するゐんのかたはらにほうぶり奉る。この日、みだい所も御しゆつけあり。御かいしはぎやうゆうそうづなり。また長井さゑもん大夫ちかひろ・むまの助時ひろ・じやうの介かげもり以下、す百人の大みやうども、こと〴〵くしゆつけしたり。あはれなるかな。

公卿殿上人京都へ歸る

こんど都よりくだり給ひしくぎやう・てん上人は、つたへ聞ふじのたかねをはじめとして、めい所〳〵を見んことよと、心よくおぼしけるに、おもひの外なるむじやうにあひて、各かなしみの色をふくみて、なく〳〵か

へりのぼられけるが、うきしまが原をとをり給ふとて、かすめる空ののどかなりけるに、すがたも見えぬかりのおとづれけるを見給ひて、さねうぢ卿、かくぞ思ひつづけ給ひける。

西園寺實氏の詠歌

春のかりの人にわかれぬならひだにかへる空にはなきてこそゆけ

ときこえければ、きく人そでをしぼらぬはなかりけり。

繪所ところはふじの山のふもと、かいへんもみゆる。馬にのりてくろきしやうぞくのくぎやう五人、そのほかともの人々都へのぼるてい、くもゐにかりのとぶ所をかくべし。

實朝殺害のよし京都に達す

きさらぎ二日、加藤はんぐはん六はらにはせつき、右府將軍御たがいのよし申ければ、京中のきせん・なん女きゝつたへ、東西をうしな〔ひ脫カ〕てなげきかなしみけり。かまくらには三代將軍の跡たえ、しよくをつぐべき君だちもましまさねば、あまみだい所、しばらくせいだうをきこしめしけり。然れども女身は不定なれば、憚おぼしめして、しのゝ判官ゆきみつを御使として、みかどへそうし申されけるは、六でうのみや・れんぜいのみや御兩所の內御一人、くはんとうへ御下かうましまさば、將軍家とあふぎ奉るべしとのたまふ所に、一院いかゞおぼしめしけん。京とゐなかに

宮將軍の東下を奏請す

最勝四天王院を毀つ

河野冠者時元院宣により鎌倉をはかる

御兄弟ならび給はんこと、いかゞあるべからんとて、りやうじやうし給はず。

[ゑ所]

これにつけても君のえいりよ、万人のおどろ[くほど]（き）あやしみ奉る事ありけり。先三でうしら川のはしのへんに、さいせう四天わう院と名付て、てうぶくのだんを立て、もつぱらくはんとうをじゆそし給ひしが、將軍うたれ給ふてのち、しら川の水のけがれんもおそろしとて、いそぎこぼち捨られけり。さて又しやうぐんの御位、たび／＼のぢもくに、くはぶんにすゝませ給ふことは、くはんうちにせんためとぞ仰ける。又大内のしゆごと申は、故源三位よりまさ卿より、そのまごさまのかみよりもち、さうでんして候けるを、西めんをさしつかはしてせめ給ひしかば、のがるるかたなくして、はらかききつてしにゝけり。又するがのくにゝ、阿のゝくはんじやときもとゝいふものあり。これはよしつねの一ふくのあにゝ、あのゝほつきやうせんせいが子なり。この比、一いんよりいんぜんを給はり、くはんとうをほろぼすべきよししたくして、しんざんにじやうくはくをかまへ、くに／＼のせいをもよほ

仁科盛遠な西面の武士に加ふ

義時盛遠の所領を沒收す

長江倉橋兩庄地頭改易な命じ給ふ

すときこえしかば、右京大夫よし時大きにおどろき、かねくぼの兵衞ゆきちかいげの兵をさしつかはし、さんぐ\にたゝかひて、つゐにうちほろぼしてけり。こゝにまたしなのゝくにのぢう人、にしなの平四郎もりとをといふ侍あり。十四・十五の子をもちけるが、いまだげんぶくもせず。さる玄ゆくぐはんあるによりて、くまのまうでのおりふし、上くはうのみくまのまうでありしかば、道にて參りあひ奉りけり。上くはういかなるものぞと、御たづねありければ、にしなの四郎平のもりとを、同二人のなんしにて候と申ければ、上くはう、かの子どもを御らんずるに、いづれもきよげなりければ、ゐん中にめしつかはれんとて、やがて西めんの衆になされける。もりとを子どもをめし上られしかたじけなさに、みづからもゐんざんし、みやづかへ申ければ、う京の大夫これをきゝ、なんでうくはんとう御をんのさぶらひ、御ゆるされもなくして、いん中の御ほうこう心えずとて、かの所領二か所もつしゆせられけり。又つのくに長え・くらはしといふ兩庄は、一院の御ちやうあいかめぎくといふ白拍子がちぎやうなるを、地とうこれをこつしよしけるによつて、かめぎ

義時院宣を拒む

くこれをいきどをり、院へそうしなげきけり。これによりて、くはんとうへちよくしをたてられ、もりとをが所領返しあたふべき事、かめぎくがちぎやう所の地とうゑよくかいたいすべき事。此二か條すみやかにちよくにをうじ奉るべきよし、右京大夫がもとへ仰下されけり。右きやうの大夫よしとき、ちよくぢやうをうけ給て、ちよくたう申さんその爲に、一千よきのせいを引ぐし上らくせられけり。このよし時と申は、かうづけの介平の直方(なをかた)に五代のそん、ほうでうとをたうみのかみ時まさが二なん、こ右大しやうどのゝこじうと、あまみだい所のせうとにておはしければ、世の人おもんじて、このげぢにしたがはぬはなかりけり。都に上ちやくせしかば、いんざんして、仰のおもむき一々にちよくたうせられけるは、先地とうしよくと申ことは、いにしへはなかりしに、故う大しやうよりとも卿、平家をうちほろぼしたるげんじやうに、後しら川の院、日本ごくのそう地とうを給はりたるなり。てうてきついたう六かねんがあひだ、あるひはおやをうたせ子をうたせ、あるひはしうをうたせ、いへの子をうしなひたる御家人どもに、くんこうの忠なく〵に忠た

九條道家の三男頼經鎌倉將軍となる

がひて、わかちたびたらんぢとうゑよくを、させるざいくはもなくして、よしときがはからひとして、あらため申べきやう候はずとて、きよゝうし奉らざりしかば、君大きにげきりんあつて、その時よりいよ〳〵、くはんとうをほろぼさばやとぞおぼしめしける。さてまたくはんとうのゑやうぐんには、くはうみやうふじのせつしやうみちいへこうの三なん、ことし二さいにならせ給ふをぞ、さだめ申されける。是は一でうの二位の入道どのゝ北のかたはよしともの女、こう大將どのゝ一ふくの御いもうとなり。その御むすめさいをんじの大しやうきんつね公の北のかたなり。その御むすめ。みちいへこうの北のまん所となり給へば、はゝかたは源氏なればとて、これをゑやうじ給ふとかや。くはんとうより三うらの太郎兵衛・平九郎さゑもんの尉いげ十二人の大みやうを、御むかひにのぼせられしかば、承久（せうきう）元年六月廿五日、都をたゝせ給ひて、七月十九日のむまのこくには、かまくら[に]（ちかきかたせといふ所に）つかせ給ひけり。たちまちにせつくはんのいへを出で、ぶしの大しやうにそなはり給ふ[ぞ]（はん事）、めづらし[き]（かりける次第也。）。みちすがらのよそほひ、花をかざり[てしかば]（しありさま、）たぐひなきけん物也。かま

後鳥羽院、鎌倉を亡さんと思召す

平判官胤義が所存を問ふ

くらにありける人々、しまづさゑもん・いとうさゑもん・をがさはらの六郎をはじめとして、あまたの大名〔さがみ川まで〕（みな〳〵かたせまで、わか君の）御むかひに出たり。時のきら後のおぼえ、ゆゝしかりけるありさまなり。

繪所。かまくらちかき所〔かはのはたふなばし〕二さいのわか君こしにのり給ふ。めのとの女ばう同のゐ。御供の女ばうののり物、あまたあとさきに、ぶしどもむまにのりて御ともする所なり。

去ほどに、一院はうきやうの大夫がくはぶんのふるまひ、やすからずおぼしめしければ、ひとへにくはんとうをほろぼさんと、えいりよさだまりしかば、くに〴〵の兵どもをことによせて、めされけるほどに、たとひくはんとうに心ざしふかきともがらも、ちからおよばず、めしにしたがつて、しこうするやからおほかりけり。ここにくはんとうのさぶらひ、平九郎はんぐはんたねよしといふものあり。大ばんのつゐでにざい京して候けるが、一ゐんこのよしきこしめされて、のとのかみひでやすをめされて、抑、たねよしはくはんとうゑこうの身として、久しくざい京するは何事ぞ。もし存ずるむねあるか。たづねきけと仰られければ、ひでやすうけ給はつて、雨ふりしづかなる夜、平九郎はうぐはんたねよしをまねきよせて、門さしかた

胤義所存を陳ぶ

めてほかの人をばよせず、たゞ二人むかゐ居て、しゆえんしてあそびけり。夜ふけて後、ひでやす申けるは、くはんとう御ほうこうの御身にて御ざい京は、いかやうなる御しよぞんにて候やらん。ない／＼たづねうけ給候へと、御きしよくにて候といひければ、たねよし聞て、べちのぎは候はねども、たうじたねよしがあひぐそくして候もの、故う大しやうどのゝきり物、いほうばうしやうくはんがむすめにて候が、故さゐもんのかうのどのに思はれまいらせて、わか君一人まうけ奉りしを、うきやうの大夫に、ゆへなくうしなはれ侍れば、うき物にあさ夕すがたをみする事よと、あまりになげかしく候あひだ、さてちからをよばず、かくて候也と申す。ひでやす是を聞、じたいよしときは、ゐん中の御きしよくよからぬものなれば、いかにもしてうたせ給ふべき御はかりごとは候はぬかと申ければ、

胤義の豪語

[ゐ所]・

たねよし、一天の君のおぼしめしたゝせ給はんに、なんでうかなはせ給はぬことの候べき。につぽんこくちうだいのさぶらひども、仰をうけ給はらば、いかでかそむ

院胤義を召す

院諸國の士を召す

きまいらせ候べき。中にもしやけうにて候みうらするがのかみこそ、きはめてをこのものにて候へば、につぽんこくのそうついぶしにも、なされんとのせんじを下され候はゞ、よもじし申候はじ。もしさもおぼしめし候はゞ、たねよしもないく〵申つかはし候はんとてかへりにけり。夜もあけければ、ひでやすはかやうゐんどのゝ御所へ參りて、たねよしかくこそ申せとそうしければ、一ゐんしつぼにいらせ給て、やがてたねよしをめしよせられ、ちよくもんありけるに、いぜんひでやすがそうし申むねに、すこしもたがはずごん上しければ、いまはかうよとおぼしめされて、とばのせいなん寺のやぶさめそろへと御ひろうあつて、しよこくの兵どもをめさるゝ所に、やまと・やましろ・あふみ・たんば・みの・おはり・いが・いせ・つのくに・かはち・いづみ・きのくに・たんご・たじま以上十四かこくの兵ども參りけり。くらのごんのかみきよのりうけ給はつて、ちやくたうを付ければ、むねとの兵一千七百人とぞしるしたる。

繪所、だいりの庭、ぐそくきたる兵、あまたなみゐたり。そくたいのてん上人、ちやくたうつくる所。

西園寺公經誅戮の評定

德大寺公繼の意見

一院はなはだえいかんあつて、いよ〳〵御心たけくならせ給ひつゝ、くぎやう・てん上人をめして、こんどの御大じにつき、せんぎまち〳〵なり。中にも、ともゑい大しやうきんつね卿は、たうじくはんとうのよしみあるものなれば、かれをうたんやいなや、ちよくもんありければ、くぎやう・てん上人、くちをとぢて物も申されず。かゝりける所に、とく大寺のおとゞ申されけるやうは、かのともへの大しやうと申は、させるゆみやとりにても候はぬを、おぼしめし立せ給ふことのはじめに、先うたせ給はんことかろ〴〵しく、もし又うたれ候はぬものならば、御大じのをもらせ給ふべければ、かさねて玄づかに御はからひ候べし。大かたこんどの御むほんの御事、玄かるべきともおぼえ候はず。そのゆへは故法わうの御時、きそさまのかみよしなか、ちよくめいをそむきて、らうぜきをふるまひけるを、よりともに仰付られて、ほふぼさるべき所に、いきのはうぐはんともやすと申すいくちなしが、すゝめにつかせ給ひて、ゐん中に兵をめされて、かせんせさせられ候により、あさましきことゞも出きたりけり。そうじてこのくにをあしはらこくと申ことは、あしの葉

公經伊賀光季に警告す

にゝたるゆへにて候。そのふくらはとうごくにあひあたり候へば、ぶしもとより おほくして、えたがへさせ給はんこと、なんぎの次第に候べし。みかたの兵、わづ か千が一にもおよびがたし。よく〳〵ゑいりよをめぐらさるべく候べしと、そうし 給ひければ、一ゐんもつての外の御きしよくなりけり。されども德大寺のおとゞ、 あながちに申さるゝによつて、たちまちうしなはるべき大しやう、きんろうにぞな だめられけり。さらばいそぎ大しやうめせとてめされしかば、大しやうはかやう 院殿へ參られけるが、ちからのかみなかひらといふものをつかひにて、いがのはう ぐはんみつすゑがもとへ申されけるは、せいなん寺のやぶさめぞろへと御ひろう あつて、かやういん殿へめされ候ほどに、すなはちそれがしは、たゞいまちよくに をうじて參るなり。えかるにそのぎなくて、寺の大衆をえづめらるべしと聞ゆ。い かさまにも、世中をだしかるまじとおぼえ候へば、御へんはたとひめさるゝとも、 さうなく參り給ふなよ。いづれもかさねて、しさいを申つかはすべしとぞ申され ける。それよりともへの大しやうは、かやう院殿へまいられければ、こじうとの二

公經父子幽閉せらる

位のほういんそん長、大しやうのなをしのそでを引て、ばゞ殿になしこめける。ゑそくのゑん中なごんも、おなじくめしこめられけり。そのゝち上くはう、平九郎はうぐはんたねよしをめされて、ちかひろほうし・いがのはうぐはん、これらをばいかゞすべきとおほせられければ、たねよし申けるは、ちかひろ入だうは、めされば參り候べし。みつするゑは右京大夫にえんじやにて候へば、めさるゝともよも參り候まじ。いかさまにも先兩人をめされ、ことのゑさいを御らんじて、その時こそ、うつてをもさしつかはさるべう候へと、はからひ申せば、もつともしかるべしとのちよくぢやうにて、先ちかひろ入だうがもとへ、ちよくしを立てめされしかば、入だういぎにもをよばず、すなはち五十きのせいをあひしたがへ、いんざんしけるが、いがのはうぐはんがもとへ、つかひを立て申やう、かやういん殿へめされ候ほどに、すでにたゞ今參る也。その方へは御つかひは參らぬかといひければ、

大江親廣院參

みつするゑ（いがのはうぐはん）が返じには、いまだこなたへは御つかひは見え申さず候。たとひめされ候とも、いささか承るしさいの候へば、さうなく參り候まじとこたへけるを、少輔（ちかひろ）入道これを

親廣起誓文を奉る

もさとらず、かやう院どのへまいりたれば、すなはちてん上ぐちへめされ、一ゐんぢきにおほせ下されけるは、こんど御大じをおぼしめしたつことありて、兵をめさるゝことあるによつて、これにありあふ兵みなちよくにしたがひ奉る。しかるになんぢ、よし時にしよくせんか。またみかたに参るべきか。たゞいま申きれとぞ仰ける。ちかひろ入道、こはいかにと存ずれども、ぢきのちよくぢやうにてはあり、とかくじたい申べきようなかりければ、御かたの御せいにくはゝり、御大じにたち候べしと、ちよくたう申ければ、一院きこしめし、そのぎならば、たゞいまきしやうをかきて、まいらせよとのたまへば、入道のがるゝことをえずして、ゐながらきしやうもんをかきて奉る。さてこそ御しよ中に候てけり。

繪所、（だいりのてい、上くはう御れんの内におはします。ちかひろ入だうすのこのうへにゐる。まへにすゞり有。てん上人一人、ふみのやうなる物をもちて、一いんの御まへに参り見せ奉る所也。）

上くはう、このよし御らんじて御心よげにおぼしめし、院中にてめしつかはせ給ふとかや。

せう久の物かたり　上

巻第二

光季召に應ぜず

そのゝち上くはう、いがのはうぐはん[めせとて]（みつすゑ宿所へ）、御つかひをつかはされ、いそぎ參れと仰ければ、みつすゑこのよしうけ給り、ちよくにをうじ[奉り]（て）院參（いんさん）仕べく候へども、この比、京とに何とやらんおぼつかなき事の候へば、いさいにうけ給はりあきらめ候はずば、さうなくはえ參るまじとぞ申ける。一ゐん此よしきこしめし、べちのぎにあらず、ぢきにおほせ下さるべきむねあり。すみやかに參れと、をし返し仰つかはされければ、みつすゑかさねての御返事には、みつすゑはくはんとうの御だいくはんとして、かくてあり合候へば、うへの御大じ候はんには、まづ〳〵うけ給らんなれば、仰をうけ給はりて、一ぱうへはまかりむかひ候べし。御所へはえまひるまじく候と申せば、さてはこのものは、大事をもれきゝけるか。たねよしが申でう[すこしも]（に）たが[へ]（は）ず。[さらばうてとて]（いそぎ）うつてをむけられんと[す]（て）、おの〳〵よ

ういせられけるが、こんやはよもふけぬとてとゞまりぬ。ふけゆくまゝに、はうぐはんのらうじうども、一所によりあふて、いくさのせんぎひやうぢやうしけるが、こんどはうぐはん殿、御身にあやまりなふして、大ぜいにとりこめられ、さうなくうたれさせ給はんこと、ほいなきことにて候へば、こんやの中に都を出させ給ひて、みの・おはりまではせ給へ。それよりもかまくらへは、さりとも三四日にはつかせ給ひぬべし。さなく候はゞ、ほくろくだうにかゝらせ給ひて、御船にめし、ゑちごのふちうにつかせ給ひ、しなのへこえさせ給ひて、それよりかまくらへつかせ給ふか。此兩ぎ御はからひあるべしと申ければ、判官これをきゝて、それこそしかるべきことならず。かまくら殿もおぼしめすやうありてこそ、都のしゆごにもすへをかせ給ひつらめ。しかるに一天の君の、につぽん一の御大じをおぼしめし立ほどにては、あからさまの御はからひにてやはあるべき。いまはさだめて、みちみちせきぐもかためてぞあるらんに、一まとものがれぬものゆへに、かたきにうしろを見せたりなんどゝ、かまくらへきこえんことは、あにくちおしきしだいならずや。

光季籠城に決す

もとより身にあやまりなくて、一天の君をかたきにうけまいらせ、わうじやうにかばねをさらし、名をばんだいのくもにあげんことこそ、ねがふ所のさいはひなり。一引も引まじき物をといへば、そのゝち郎等ども、いけんにもおよばず、ぬけ〳〵に一人・二人おち行ほどに、のこりとゞまるともがらには、あつたの三郎・同四郎・同うこん・むとう二郎・ゑほのや藤三郎・かたぎり源大夫・大助又太郎・そのゝ平二郎・しそくや次郎・せいしよの太郎・ちぶの二郎・くまわう丸をはじめとして、一人たう千のともがら、廿七人ぞのこりける。判官はちやくしじゆわうくはんじやとて、ことし十四になりけるわらはげんぶくして、光綱と申けるをめしよせて、なんぢことし十四さいとは申せども、としよりもいとけなければ、いくさにあはんことといかゞあらん。くはんじやばら七八人あひぐしておちよかし。みつすへはかまくらどのゝきこしめさるゝこともあれば、都にてかばねをさらさんとおもふなり。なんぢいまだおさなければ、あねのちばがもとに身をよせて、しゆつしをせず、十七八にもなりて、人のわがちうだいを思ひしるほどならばしゆつしをせよ。はや〳〵おち

光季子息壽王に諭す

壽王父と共に死なん事を乞ふ

よと申ければ、じゆわうしりぞきて、ちゝがかほを見あげ、そでをかいつくろふて申けるは、ゆみやとるものゝ子どもの、十四五ばかりにならんずるが、まのあたりちゝのかたきにうたれん所にて、しなずしておちて候はゞ、ようちなればとて、よもゆるし候はじ。おやをすてゝにげたるふかく人とて、あさ夕人にわらはれんは、はづかしきことに候はずや。ちばの介もしたしくは候へども、ゆみやとる物にて候へば、さだめてみれんに思はれ候べき。たゞ御ともにこそ（を申て）、いかにもならんと存候也とぞ申（へ。たゞし）かまくらよりまかりのぼり候し時、母にて候ものゝ名ごりをおしみて、又いつ比かとのたまひしを、やがて御ともして下申べきと申て候しが、いま思ひ候へば、その時がさいごのわかれにて候けるぞやと申て、涙をはら〳〵とこぼしければ、判官もあはれに思ひて、いしく申たり。なんぢおさなければ、一まづおちて命をもたすかり、みつすへがあとをもつぎ、世にもあれかしと思ひてこそ、おちよとはいへども、ともせんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひなれ。ぢぶの二郎、あのじゆわうに物のぐせさせよと申付しかば、うけ給はると申て、ちやう

光季最後の酒宴

けんのひたゝれこばかまに、もえぎにほひのこはらまき、十五さしたるそめ羽の矢、しげとうのゆみをぞもたせける。ちゝのはうぐはんは、しげめゆひのひたゝれこばかまに、よろひ一兩まへにをき、ゆみはり、や二すじまでならべ立て、かたきのよするを待けるが、はうぐはん日比なれそめし忘らびやうし、または心ざしふかゝりけるともがらをまねきよせて、夜もすがらしゆえんしてこそあそびけり。そのけしきふるまひ、こと葉にはいはざれども、さすが此ほど京中のさはぎ、あまねく人しる事なりければ、これぞさいごのさかもりなるらんと、袖をぬらさぬはなかりけり。かたみかとおぼしくて、いへのうちのざいほうども、こと〴〵く人々にくばりあたへ、あかつきちかふ也ければ、をくり返しけり。わづかにのこるものとては、忘うぶう七人ばかり也。はうぐはんの忘ゆく所は、たかつぢよりは北、京ごくよりはにしなり。京ごくおもてはむなもん・平門にて大もんなり。たかつぢおもては土門にて小もんなり。あつたの三郎がはかりごとには、大もん・小もんひらきて、てきを思ふやうに入て、うちじにせんとぞ申ける。同四郎が申けるは、此ぎ忘かるべくとも

存候はず。大せい思ふまゝにこみ入なば、みかたかほどの小ぜいにてゆみをも引、たちをもぬきあはせ候べきか。てどらへにこそならんずれ。大もんをばさし、小もん一ぱうをひらきて、よせこんてきの物のぐのけ色につき、又は名だいめんにつきて、ゆみや・うち物思ひ〳〵にとりもつて、うちじにをして、名を後代にあげんとこそ存候へと申ける。此義もつともしかるべしとて、京ごくおもての二のもんをばさゝせて、たかつぢおもての土門ばかりをひらきてあひ待けり。あくれば承久三年五月十四日、ゐんの御所よりむけらる大將には、のとのかみひでやす・平九郎はんぐはんたねよし・せう入道ちかひろ・やましろのかみひろつな・さゝ木のや太郎はんぐはんたかしげ・ちくごの入道ありのり・しもふさのぜんじもりつな・ひごのぜんじありとし・ちくごのさゑもんあり長・まのゝ左衞もんのせう時つら、これらをはじめとして、八百よきにてぞむかひける。たかつぢおもてには、せうまうありとてよばはりけるを、はうぐはんこれをきゝ、よもせうまうにてはあらじ。てきのよする馬けぶりにてぞあるらんといひもはてねば、うんかのせいをしよせて、時をどつと

つくる。一ばんにかけ出たるは平九郎はんぐはんがてのもの、しなのゝくにの住人志賀の五郎とて、くろかはおどしのよろひきて、あしげの馬にのつたるが、まつさきにすゝんで名のりける所を、あつたの三郎よつ引てはなつ矢に、馬のふとばらゐさせけり。

繪所、まちやのやうなる所に、つぢかまへもん二つあり。ついぢのうへにやぐらあり。やぐらの内に兵四五人、弓をいるところ、よせ手馬にのりてあまたあり。くろきよろひきたる男、あしげ馬にやないたてられたる所。

二ばんにおなじき手のもの、いはさきむまの丞うをしよせたり。あつた右近がはなつやにむまのもゝをいられてのきにけり。三ばんにおなじきてのもの、いはさき彌平太おしよせたり。こかいないられて引しりぞく。四ばんに一もん也けるたか井兵衛太郎とてよせたりけるが、あまりにてしげくいられて馬をはなれ、たちをぬひてひたいにあて、たゞ一人うちている。いがのはんぐはんがらうどうども十四五人、下にをり立て、やさきをそろへてさんざんにいる。あまりにきびしくいられて、さつと引てぞあがりけるが、えんの上よりさゝへているに、ゆんでのもゝのめ

三浦胤義伊賀判官と名乗合ふ

てのこがひないられて、らうどうがかたにかゝつてぞのきにける。京極おもてにひかへたるよせでの中に申けるは、いつまでかくはまもらんずるぞ。大もんをうちやぶれとのゝじりければ、はんぐはんこれをきゝて、かたきにもんやぶられん事こそくちおしけれ。とてもかなはぬ物ゆへに、治部二郎もんあけよといひければ、うけ給はるとて、二のもんをひらきたれば、京ごくおもてにす百きひかへたる兵ども、むまのはなをならべて、我さきにとみだれ入。ひおどしのよろひにしらあしげなる馬にのつたるむしや、まのゝさゑもんのぜう時つらと名のつてあひちかづき、いかにはうぐはん、なにとていくさのにはへは見えぬぞ。はうぐはん聞て、みつすゑ爰にあり。とふはたぞ。時つらとてあひぢかにさしよりたる所を、はんぐはんよつ引てはなつやに、時つらがよろひの引合、のぶかにいさせてのきにけり。その次に三うら平九郎判官たねよしをしよせて、いかにみつすゑ、なにとておもてへはみえぬぞ。てうてきとなりまいらするは、めんぼくにてこそあるに、いつまでこもり給ふぞ。いそぎ出てせんじのおもむきをうけ給はれかし。きたなきものかなとい

佐々木高重と壽王冠者

ひければ、いがのはんぐはん聞もあへず、なにと申ぞたねよし、わどのが君をすゝめ參らせて、世をうばはんとすることをば、みつするしらぬにてはなし。てきおほき中にもなんぢこそ、いしゆふかきかたきなりとて、よつ引てはなちければ、平九郎はんぐはんがもちたりけるゆみの鳥うち所を、はたといけづりて、ゆんでのかたにならんでひかへたるはりまのくにのぢう人、はらだのむまのぜうがくびのほねにあたりて、むまよりおちて死にけり。こゝにまた、さゝ木や太郎はんぐはんなかしげとてよせたり。じゆわうくはんじや、えんに立出て申けるは、人はいくらもよせ給へども、見しらねば、はづかしくて物も申さぬが、や太郎はんぐはん殿とうけ給はるほどに、じゆわうくはんじやこそ是に候へ。かねては子にやしなはん。親にならんと御やくそくありしをば、よも御わすれ候はじ。それがしもわすれ奉らず。給はりて候矢をこそ、いまだもちて候へ。おそれ入候へども、おやにて候もの、たゞいまうちじに仕り候べければ、さいごのともを仕候はんためなれば、參らせをかんと存ずるとて、よつ引てはなちければ、つるはしりの三のいたまで、いはしらか

しけり。十三四のこくは〔ん脱カ〕じやなれば、心ざしのゆくほどはやさしけれども、さすがうらかくまではなかりけり。彌太郎はんぐはんこれを見て、はげたるやをさしはづして引しりぞ[く]（き）、人々これ御覧候へや。じゆわうくはんじやにいられて候ぞ。うつゝに子にせん。おやにならんとやくそくして、したしくならんためにゑぼしきせ、むこにとらんとまでやくだくしたりしが、たゞいま申つること葉のおとなしさ。心中のはづかしさよ。ぢたいはわうどにすむ身ほど、かなしかりける物あらじとて、その日はいくさもせざりけり。みる人なさけありとかんじつゝ、みな涙をぞながしける。よせでは大せいにてみだれ入、じやうの中はこせいなりければ、ふせぎたゝかふにりをうしなひ、わづか七八人ありける兵も、いぬいのかたのついぢをのぼりこえておち行ければ、いまはあつた三郎・同四郎ばかりのこりけるが、三郎はいたで三がしよまでかうぶりて、たちを杖につき、よろ[ぼひ]〳〵はんぐはんのまへに參りて、いまはかくまかりなり候ほどに、ゆみも引えず、たちもたれ候はねば、日比は御ともと存候へども、てきの手にかゝり、犬じにに仕候はんよりは、先立

壽王冠者の最後

奉て之での山にて、まち參らせ候べしとて、さびたるたちをとりなをし、きつさきをくちにふくみ、つばもとまでつ〔らぬ〕ぬかれてぞふしにける。之ゆく所に火はかゝりぬ。あつたの四郎はふせぎやいる。はんぐはんはじゆわうくはんじやをまねきて、時こそよくなりたれ。はや〳〵じがいせよ。いひつること葉にたがはず、あひかまへてよくふるまへ、じゆわうといひければ、じがいはいかやうに仕候やらんととへば、たゞはらをきるといふ。じゆわうすなはち、はらまきのたかひもきつてをしのけ、ひたゝれのひもときくつろげて、あかぎのつかのかたなをぬき、つかをとりなをし。〔きらん〕〳〵としけるが、さすがおさなきゆへにや、さうなくきりえず。ちゝみつするこれを見て、あつぱれじがいや。かまへて之そんずな。火こそゆゝしけれといひければ、じゆわうきゝもあへず、つい立て、かたなをもちながら火にとびいらんと之けるが、たび〳〵ほのほのかほにふきかゝりければ、いくほどのがれんいのちとや。はしりかへり〳〵、二三度までしたりければ、ちゝ光季これを見て、めくれ心もきえければ、いかにじゆわう。こなたへよれとて、てをとりてひざにの

伊賀判官自害

熱田四郎自盡

せ、おやとなり子となるも、ぜんせのちぎりといひながら、なんぢほどにちぎりふかゝりける子はよもあらじ。おさなければ、おとしてあとをもとぶらはれんとおもへども、供せんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひ、けうやうほうをんのいとなみにもすぐべし。死出の山をもろともにこえん事こそうれしけれ。人手にかけじと思ふにより、我手にかくるぞ。あひかまへてうらみとおもふなとて、とつて引よせ、くびかききつて、ほのほの中へなげ入、めもみやらず、ひがしのかたにむかつて、かうべをかたぶけ、なむきみやうてうらい、かまくらのわかみや三所ごんげん、うきやうの大夫のためにめいを捨、わうじやうのつちとまかりなる。ほんぢはさいはうごくらく世界のけう主なれば、むかへ取給へと、十念たからかにとなへて、はら十文字にかききり、ほのほの中にとび入けり。ふせぎやゐたりしあつたの四郎、このよしをみて、いまはかうよとおもひて、ゆみやをからりとすて、はら十もんじにかききつて、終にむなしくなりにけり。あはれ也けるありさま、たとへんかたはなかりけり。

京方凱旋して引上ぐ

後鳥羽院胤義を召して關東の樣子を諮詢し給ふ

給所、やかたのやくる所、ほのほの中にかたぬきて、ちによごれたるもの二人、やけてゐる所。えんのうへにゆみやをすてゝ、はらきつてうつぶしにふす。もんのうちとには、かたき大ぜいみだれ入、ゆみいる所。はうぐはんふしじがいして後は、ふせぐ兵もなかりければ、よせでの兵思ふやうにみだれ入、けぶりの中よりやけくび少々ひろひとり、御所をさしてぞかへりける。一ゐんなのめならず、ゑいかんましくして、はやくけんじやうおこなはるべきよし仰られければ、たねよしかしこまつて（可脱カ）申やう、かほどのことに、なんでうけんじやうをおこなはるべき。御大じをはたしとげられてこそと申ければ、いしくも申たりとぞのたまひける。あはれやな。みつするはきのふまでは、かまくら殿の御だいくはんとして、都のしゆごにすへられしかば、しゆく所はくうでんをよそほひ、世のおぼえ時のきら、かたをならぶる人もなかりしに、けふは一天の君のてうてきとなり、身をいたづらにけんのさきにつらぬきしかば、家はむなしく一ぺんのけぶりと、のぼりけるこそいたはしけれ。さるほどに、上くはうたねよしをめされて、たうじかまくら中に、よし時と一味すべきもの、たしかにいかほどあらんとか思ふと、御諚ありければ、たねよしこのよしうけ給はり、よし時いまてうてきとなり候なば、

諸寺の僧徒を召させらる

奈良法師僉議の上官軍に應す

日比つきしたがひしものも、さだめて心がはりぞ仕候はん。すいりやう仕るに、千人にはよもすぎ候はじと申ければ、上くはうげにもとおぼしめす所に、こ玉たうに庄の四郎兵衛と申もの、おなじく御まへに候けるが、これははうぐはんどのゝ御ひがごとにて候べし。なんでう千人のみに候はんや。三代しやうぐんおはつて後は、日本ごくのさぶらひ、いづれかよし時がをんをかうぶらざるものや候べき。いかにすくなく候とも、一万人は候べき。かう申いへさだほどのものも、くはんとうにあり合候はゞ、などかかのげぢにしたがはで候べきと申ければ、上くはうきつくはいにも申物かなと、御きしよくあしくおはしける〔がカ〕[は]、後にこそよく申たりとはおぼしめされける。こんどの御むほんに山々・寺々のそう・法しどもをもめされけり。先くまの法しには、たなべの法いん・十まんほつけう・わうほつけう・まんごうせんじぞまいりける。山法しにははりまのじゆしや・こだかのちしやうばう・たんごばうぞまいりける。きよ水法しには、きやう月ばう・きしやうばう・などぞ参りたり。なら法しをもめされければ、おの〳〵せんぎして申けるは、むかし平家のあくぎやく

院宣を諸國に下し給ふ

によつて、このてらをやきはらひ、あとかたもなかりしを、かまくらのこう大しやうけ、ちからをはげまし、たうごくのしゆご人をとゞめて、とう大・こうふくの兩寺をさいこうし、くやうの日は上らくして、みづからしゆごをくはへ、ずいぶん心ざしふかゝりしかば、もし源平の中にあらそひ出來ば、いくたびも志らはたのかた人せんこそ本意なれども、これはまた一天の君の仰なるを、わうどに住ながら、いかでか志たがひ奉らせでもあるべきなれば、わが大衆少々參らせけり（んとて）。がくしやうにはとごのかく志ん、だう志ゆにはえんをん法し、これらをはじめとして、ことをこのむあくそうとぞきこえし。（共、あまた參らせけり。）

繪所、（だいりのてい、にはに法しむしやあまたあり。てん上にくげあり。）

さてもかやういん殿には、くぎやうせんぎありて、くに〴〵へいんぜんつかはさるべきよしにて、あぜちの中納言みつちか卿うけ給はつてこれをかく。そのおもむきは、うきやうのごん大夫よし時てうてきとなれり。はやくついたうせしむべし。けんじやうはこうによるべしとぞきこえし。以上七つうなり。とうごくへは、たけ

なれまつ院使となりて關東に向ふ

義時の體度

だ・をがさはら・ちば・をやま・うつのみや・みうら・かさいにぞ下さるゝ。御つかひには、なれまつと申て、きばめてあしはやきものあり。かれをえらばれてぞくだし給ふ。平九郎はんぐはんが、わたくしのつかひをも、あひそへたり。せう久三年五月十五日のとりのこくに都を出で、おとらじまけじとくだりけるほどに、同十九日のむまのこくに、かまくらちかきかたせといふ所につきけり。はんぐはんのつかひは、あんないしやにて先にかまくらへ入て、するがのかみに、文をまいらせければ、やがてひけんして、返事を申べけれども、道のほどはゞかりあれば、わざと申さぬと申せとてをひ出しけり。そのゝち、この文をくる〱とかひ（い）まい（き）て、うきやうの大夫のもとへもちむかひ、すでに世中こそみだれて候へ。去ぬる十五日、いがのはんぐはんみつすゑうたれぬると、たねよしがわたくしの文御らんぜよとて、よし時のまへにさしをきけり。おりふしごん大夫は、しよ入にたいめんしておはしけるが、このふみをひけんして、よし〱、さては御へんの手にこそかゝり侍らめと申されければ、するがのかみうちしりぞき、これこそ心えぬ御こと葉かな。平家つ

なれ松捕へらる

いたうよりこのかた、たび〳〵たゝかひにちうせつをいたし、一度もふちうのぎ候はず。じこんい後もまつたくそりやくを存ずべからず。もしこの事、いつはりにて候はゞ、とをくはみくまのゝたけ、ちかくはいづ・はこね両所、べつしてわかみや三所、ことさらたのみ奉るみうらの十二天・くりばま・もり山、すべて日本ごく中、大小のじんぎ、みやうたうちげんし給へ。御うしろぐらきことは候はずとぞ申ける。ごんの大夫うちえみて、さては心やすく候。さればこの大じは、かねてより存じまうけし事也。いまゝでえんいんしたるはふしぎ也。（さて）いんぜんの御つかひなれ松は、さだめてかまくら中にぞあるらんに、さがせとて（めしよせよとて）尋ねられけり。なれ松はなにとやらん人のきしよくかはりて、さはがしかりければ、かさ非がやつのあるものゝいへに、かくれゐたりけるを引出し、引ぱりてぞ参りける。さてゐんぜんをば、うばふがごとくをしとつて、大かたはよませつゝやきすてられけり（なれ松はいましめをかれけり）。さてうきやうの大夫は、するがのかみをあひぐして、二位どのゝ御所に参り給ひて、世中こそすでにみだれて候へ。去ぬる十五日に、みつするうたれて候うへは、世上の事いかゞ御は

二尼禪尼政子義時泰時の問に答ふ

からひ候べきやと申されければ、二位のぜんに、つまどの間へ御出ありて、御れんなかばゝかりあげさせ、御覽じ出してのたまひけるは、につぽんこくには、女ばうのめでたきためしに、あまをこそ申なれども、あまほどに物思ひふかきもの世にあらじ。故どのにあひそめまいらせし時は、世になきふるまひするとて、おやにもにくみそねまる。そのゝち平家のいくさはじまりしかば、手をにぎり心をくだき、しやうじんけつさいして、佛神にきせいをいたし、やすからぬおもひにて、六年がほどはあかしくらし候しに、平家ほどなくほろびしかば、さても世中をだしくとこそおもひしに、いくほどなく大ひめ君にをくれ參らせて、なにごともおぼえず、おなじ道にとかなしみしを、故殿（ことの）、ひめ一人なければとて、さのみ思ひしづむことやはある。なきものゝためにも、つみふかき事にこそなんと仰られしかば、かならずその御詞になぐさむとしもはなけれども、あけぬくれぬとせしほどに、あまつさへ故殿うせさせ給ひしかば、この時こそかぎりなりけれと思ひしを、きんごしやうぐんいまだおさなくましませば、故どのにをくれ給ひて、いかゞと思ひ參らするだにも

せんかたなきに、一度に二人にをくれ給はんこと、いたはしく見すてがたく思ひまいらせしほどに、この人さへうしなはれ給ひしかば、たれをたのむべきかたもなくなりはてゝ、かまくら中にうらめしからぬものもなく、思ひしづみしかども、また故(こ)大臣(おほいまうち)殿の、よるかたもなきみなしごとならせ給ひ[し](て)いかでかみすて給ふぞ。いづれか御子にて候はぬかと、おとなしくなげきのたまひしかば、げにもいたはしくて、むなしくあかしくらし候しに、あげくには大臣殿さへうせさせ給ひしかば、これこそうき世のかぎりなれ。なにゝいのちのながらへて、かゝる物を思ふらんと、いかなるふちせにも身をなげて、むなしくならんと思ひ立しに、われむなしくならば、かまくらはかせぎのすみかとなりはてん。三代しやうぐんのぼだいをも、たれかはとぶらひ奉るべき。まことに思ひたつならば、先よし時御まへにて、某がいして御とも仕らんとちうや立もさらず。そこにいさめなげかれしほどに、人々のいさめもだしがたくて、けふまでつれなくながらへ[て](つ)ゝかゝるうき事をきく[そとて](こそあさましけれ)、と御そでをかほにあて給ひしかば、兩人も涙をながされけり。

政子諸士の意見を問ふ

諸士粉骨を盡さん事を誓ふ

繪所、御てんみすなあげて、おくにあましやうぐんおはします。しきゐへだてゝ、おちまにさぶらひ二人、よしとき、よしむら、女ばうたちいくらもあり。男はあるまじ。去程に御一もんをはじめとして、その名きこふるさぶらひたちを、二位どのゝ御まへにめして、こんどの御大じのいけんをとはる。覺阿・善信ら申ていはく、いかさまにもぶしどもをさしのぼせられ、官軍をせめほろぼさんにはしかじと申せば、二位殿もしかるべしとりやうじやうし給。いかに侍どもたしかにきけ。につぽんこくのさぶらひは、むかしは三とせの大ばんとて、ていとをしゆごする事、一ごの大じと思ひ、いへのこらうどうまで、はれらかに出たちてのぼるといへども、三とせのざいきやうにちからつき、くにゝくだる時は、かちはだしにてかへりしを、故う大しやう殿、これをあはれませ給ひ、三とせを六月につゞめ、ぶんにしたがひ、人のたつせるやうにしはいし給へば、よろこぶ事かぎりなし。かゝる御なさけふかき御心ざしをもわすれまいらせ、こんど京がたの御かた仕らんか。またくはんとうに御ほうこう仕らんか。たゞいまたしかに申きれとのたまひしかば、これをうけ給はる大名・小名、みな〳〵涙をながして申けるは、心なきてうるい・ちくるいまでも、

鎌倉軍談

人のをんをかんぜずといふことなし。ましていはんや、にんげんの身として、だいだいかうをんをいたゞき、あに木石におなじからんや。一めいをばまいらせをくうへは、ちからのをよばんほどはせめたゝかひ、かたきのだんをまくらとして、うちじにせんより外の事候はずと、おの〳〵一同に申ければ、御心よげにぞおぼしめ[ばしける]し候。あくれば五月廿日のさうたんに、かまくら中の大みやう・小みやう、うきやうの大夫のもとにあつまりて、いくさのせんぎありけり。むさしのかみやす時、みかたことの外ぶせいにて候へば、兩三日も延引し、ゑんごくのむしやをまちそろへ、上らくせばやと申されければ、うきやうの大夫これをきゝ、いや〳〵その義しかるべからず。よし時は君の御ために、もつぱらちうをつくし、いまだふぎなし。ゑかるにあやまりなふして、ちよつかんをかうぶるうへは、百千まんぎのせいありとも、天めいにそむかばいかでかりあらん。てうてきと成ぬる身の、へんじもゆよすべ[き脱カ]にあらず。とく〳〵罷のぼりて、くはほうにまかせて、いくさせよといさめ給へば、おの〳〵いぎにおよばず、めん〳〵宿所にかへり、思ひ〳〵に出たち、五月廿一

五月廿二日關東勢鎌倉を發す

日、ふぢさはさゑもんの尉きよちかゞゆゐのはまの家にかどでして、同廿二日うち立ける。先とうかいだうよりせめのぼる大しやうぐんは、さがみのかみ時ふさ（よしときのおとゝ）・二ぢんにはむさしのかみやす時（よしときのちやくなん）・三陣にはむさしのぜんじよしうぢ（源氏よしかねがなん）・四陣にはするがのかみよしむら（みうらの介よしずみが男）・五陣はちばの介たねつな。

此人々にあひともなふともがらは、

あいた城（じやうの）介入道　もりの藏人入だう
せうはんぐはん代　するがの二郎
さはら二郎ざゑもん　同三郎さゑもん
同　又太郎　あまのゝさゑもんのぜう
かのゝ介入だう　後藤さゑもん
を山新ざゑもん　中ぬま五郎
いぶき七郎　うつの宮四郎
ちくごの太郎左衛門　かさいの五郎兵衛

すみだの太郎　　同彌平次
さうまの三郎ふし三人　　こくぶ三郎
大須が兵衞尉　　さ野の小二郎入だう
同七郎太郎　　同八郎
いさの大しん太郎　　江戸の八郎
あだちの三郎　　さゞめの太郎
はしの太郎　　はや川平三郎

をか島きちざゑもん・たん・こ玉・いのまた。さがみのくにゝは、ほんま・しぶや・はたの・まつ田・川むら・いひ田・なりだ・どひ・つちや。いづのくにゝは、いとうさゑもんのせう・うさみ五郎兵衞・同與一。するがのくにゝは・おきつさゑもん・かんばら五郎・やきの九郎・しゆくや二郎、これらをはじめとして、十万よきにてのぼりけり。とうせんだうの大しやうぐんには、たけだの五郎ふし八人、をがさ原二郎ふし七人、とを山さゑもんの尉・すはの小太郎・いぐむまのせう入道、以上そのせい五まんよきにてせめの

東軍の諸勢鎌倉出發

ぼる。ほく六だうの大しやうには、しきぶのせうとも時・なごや殿。やすときの弟也。ゆふき七郎ともひろ・さゝ木の太郎のぶざね、い上そのせい四万よきにてせめのぼる。とうかい・とうせん・ほくろく三の道よりせめのぼるぐんぜい、すべて十九まんよき也。かまくらにとゞまる人々には、大ぜん大夫入道・うつのみや入だう・かさいいきの入道・はやとの入だう・しなのゝみんぶの大輔入道・おきの二郎さゑもん等なり。そうじておやのぼれば子はとゞめられ、子がのぼればおやはとゞまり、ふし・きやうだい引わけて、のぼせらるゝはかりごとこそおそろしけれ。

繪所、かまくらのやかたより、あかはたさゝせてむしやども出たつ所。しらすにもあまたゐこぼれたる所。

五月廿二日より廿五日にいたるまで、はう〴〵のしよぐんぜい、こと〴〵くかまくらを立けり。あくれば廿六日、こんどのいくさぶゐの御きたうのために、つるがをかの八まんぐうにて、にんわうかうをおこなはる。かうしはあんらくばうほつけうてうけい、どくしはみんぶきやうりつし隆修（りうしゆ）とぞきこえし。同廿七日には、ゐんせんの御つかひなれ松丸を、うきやうの大夫のまへにめし出し、うけぶみをへんし

泰時の返信并に口上

んす。すなはちしんしはんぐはん代たかくにゝかゝせられけり。そのうへ口上に申さるゝやう、よし時むかしより、君の御ためにちうあつてわたくしなし。しかるをいちよくの身と罷なり、ついたうを給はるうへは、ごんごにおよばず。君はぶだうを御このみましませば、舍弟の時ふさ・ちやくしやす時・二なん朝時(とも)らをはじめて、十九万よきのせいを參らせ候也。これらにいくさせさせて、御けん物ましませ。なをしもふそくにおぼしめさば、三郎しげとき・四郎まさむらをあひぐし、よし時もまかりのぼり、はな〴〵しくいくさして、御めにかけ申さんと、そうもんせよとてをい出されけり。日比はゐんぜんの御つかひとして、くはんとうへくだりなば、大みやうどもにちそうせられ、引出物えてのぼらんとこそ思ひしに、引かへてからきめにあひ、ふしぎのいのちたすかりてければ、道すがらも吾が身はもとの身か。おぼつかなしと、かしらをさぐりあしをなで、夢ぢをたどる心地しけるが、一兩日すぎてこそ、まことのわが身と覺えけり〔れ〕。うかりしかまくらを立出てより、夜を日につぎてのぼる程に、六月一日のむまのこくに、都にかへりのぼりしかば、なくな

院使なれ松著京にて勅答

くかやうゐん殿へ参りける。くぎやう・てん上人、なれ松をみ給ひて、きそひよろこび、てうてきよし時うつべきものはたれか、たしかにうけ給はるぞ。かせんははじまりたるか。いかに〳〵と申されければ、なれ松はうつぶしになりて、しばしは物も申さず。人々、道のくるしみにかくはあるよと思はれける所に、やゝ久しうありて、心をしづめて申けるは、それがし夜を日につぎてくだるほどに、五月十九日のむまのこくに、かまくらちかきかたせといふ所につく。平九郎はんぐはんの使はあんないじやなれば、先かまくらに入て、するがのかみに文を付候へば返事はせず、やがてこの文をよし時のもとへもち行て、見参に入るほどに、かまくら中、もつてのほかにそうどうなり。あまりさはがしく候ほどに、たゞごとにあらじと存候へば、それがしかさいのやつの［さる］（とある）宿に忍のびしを、やがてさがし出され、よし時のまへに引はり出され、ゐんぜんこと〴〵くうばひとられぬ。そのうち人にあづけられ、すでにうしなはれんと思ひつるに、同廿七日に、又ごんの大夫のまへにめし出して申されけるは、君よりぐん兵をめされ候ほどに、かいだうより十万ぎ・山だ

京方の軍配

うより五まんぎ・ほくろくより四まんぎ。三の道より十九まんよきをさしのぼせ候ほどに、いくさせさせて御らんじ候へと、申せとあざむかれ候。とうせん・ほくろくはいざしらず。かいだうのぐんぜいは、五六日がほどは、野も山もこと〴〵くむしやにて候つるが、十まんよきとは申せども、百まんぎも候べしと、ふるひ〳〵申ければ、くぎやう・てん上人、これをきゝけうをさまし、色をうしなへり。さらば方々へくはんぐんをさしつかはし、これをふせがるべしとて、とうせんだう大井のわたりへは、するがの大夫はんぐはんこれのぶ・ちくごの左衛門ありなが・かすや四郎ざゑもんひさすゑ、これらをはじめとして、西めんのさぶらひ二千よきをむけらるゝ。鵜沼(うぬま)のわたりへは、みのゝもく代たちはきさゑもん尉・かん地くら人入道おやこ三人、これらをはじめとして一千よき。いたばしへは、あさひはんぐはん代海泉太郎、そのせい一千よき。いけぜへは、ときはんぐはん代・せきのさゑもんのぜう一千よき。まめどへは、のとのかみひでやす・さゝきやましろのかみひろつな・しもふさのせんじもりつな・平はんぐはんたねよし・さゝきはんぐはんたかしげ・かゞみのうゑもん

ひさつな・あきのそう内さゑもんのせうをはじめとして、都合一万よき也。食渡へは、あはの太郎入道・山田さゑもんのせう五百よき。ひえ島へは、彌二郎さゑもん・ながせはんぐはん代五百よき。すのまたへは、かはちのはんぐはんひでずみ・山田の二郎しげたゞ一千よき。いちわきへは、かとういせのぜんじみつさだ五百よきにてむかひける。

繪所、だいりより兵ども、はう／＼へむかふてい也。しらはた・あかはた色々さしてよし。

以上くはんぐん都合一まん七千五百よき、六月三日に都を立て、はう／＼へぞむかひける。

巻第三

時房遠州橋本に著陣

關東よりせめのぼる軍兵、とうかいだうの先陣さがみのかみ時ふさ、とをたうみのくにはしもとの宿に付給ふ。こゝに遠江住人うちだの四郎が申やう。十九きつれたるむしやの、はやたかし山に入ぬと申しければ、さがみのかみ、いか成ものなれば、先陣をこえてさきざまへはとをりけるぞ。もしてきのたばかりて、大ぜいにまぎれてのぼる事もあるらん。各おつかけて、かたきかみかたか。たづねきけとのたまひしかば、うけ給はると申て、うちだの四郎・同六郎・にいのゝむまのぜう、これをはじめとして、六十よきをつかけたり。十九きのせいは、たかし山をもはせすぎて、みやぢやまへうちかゝり、をとわ川のはたにをり立て、いまはさりとも、つゞくかたきよもあらじと、むまのあしひやし、あふぎつかふてやすみける所に、うち田の四郎はせつき、谷をへだてゝつかひをもていひけるは、そこにひかへ給へるは、いか

宮路山合戰

築井四郎自害

なる人にて候へば、せんぢんをこえてとをり給ふぞ。かたきかみかたかうけ給はれとて、さがみのかみ殿の御つかひに、とをたうみのくにの住人うち田のものどもが參て候といはせければ、十九きのせい、これはしもふさのかみが一ぞくに、みうらつく井の四郎太郎と申ものにて候。この比くはんとうに所用ありて下候しが、都にさはがしきことの出來たるよしうけ給候へば、まかりのぼる所に、こゝにて大せいに參りあふこそ、うんのきはめちからおよばず。一人もきたなげにはしすまじ〔き脱カ〕・ぞ。あひぢかによれとぞ申ける。うちだの四郎きゝもあへず、六十よきにてをしよせたり。つく井の四郎、とある小家にはしり入、四方のかききてをし立、たてこもつて、さしつめ引つめさん〴〵にゐる。うちだがものどもいをとされ、いのちをうしなふものおほかりけり。つく井の四郎やだねつくれば、とてもうちかつまじきもののゆへに、つみつくりて何にせんとて、うしろみ也けるあはのぐんじといふものと、さしちがへてしにければ、らうどう四人もじがいしてしにゝけり。のこる十三きのらうどうども、山のそばをつたひて、大道にさがらんとしけるを、てきあとに付

東軍東海道諸方の手配

て、いかにや、しうと一所にしなぬはおつるか。きたなしかへせとのゝしりかゝれば、なんでう主のせんどを見すてゝ、いづくへかおつべき。いくさせうためぞや。よせよ人々とて、引立たる馬なれば、ひた〱とうちのつて、十三きくつばみをならべて、大ぜいの中へをめひてかゝり、火花をちらしたゝかひける心ざしのほどは、やさしくたけくいさめども、一きに四五きわたりあへば、かなひがたくぞみえにける。くんでおつればいやがうへにおちかさなり、とてをさへてくびをとる。

第一繪所、（山中にていくさ、一人に四五人むかひていくさする所、くんでくびとらるゝ所、いろ〱あり。）

かゝりしかば、十三きの兵どもこと〴〵うちとられぬ。しどう十九人のくび、もと野がはらにきりかけたり。あけの日、さがみのかみとをられけるが、これを見給ひて、十九きの兵一人もおちず、うちじにしたるゆゝしさよ。あたら兵かなと、念佛してぞすぎ給ふ。六月五日たつのこくに、しよぐんぜい、たはりのくに一のみやに付しかば、はう〴〵いくさのてわけをぞせられける。先うぬまのわたりへは、もりの藏人入道さい阿、まめどへは、むさしのかみやす時・するがのかみよしむら、いけ

武田信光家人の諫を排く

せへは、むさしのぜんじよしうぢ、いたばしへは、かの丶介入道、すのまたへは、さがみのかみ時ふさ・城介入だうむかひけり。　さて〳〵東山道の大しやうぐんたけ田の五郎のぶみつは、くにを立れける日は、十死一生といふ悪日なりければ、跡にのこれるさいしをはじめて、おの〳〵これをいみはゞかりて、明日御出候へといさめけれども、信光はいさゝかもちいず、十死一生といふ事は、おほく出てすこしかへるといふ日也。　もとより軍に出る身の、ふたゝびいきてかへらんとは思はず。これこそ吉日なればとて、すぐにうち立、をがさ原の人々とうちつれてのぼるほどに、市原といふ所にて、ゐんぜんの御使に行合たり。　たけだ・をがさ原の人々に、京方へ参れとの仰也。　をがさ原二郎、たけ田がかたへ云しやを立て、この事いかゞはからひ給ふぞや。　長清（ながきよ）はこの御つかひを切てすてんとこそ存候へと、いひをくられければ、信光（のぶみつ）も、さこそ存ずれとて、三人の御つかひを、一人はいそぎのぼりて、このおもむきをそうせよとておひ出し、二人はきつて捨けるこそあさましけれ。

東山道の軍勢大井の渡へ著陣

六月五日のくれがたには、東山道のせい、うんかのごとく、大井のわたりへ付にけり。

信光子息小五郎に大井渡の先陣を勸む

先たけだの五郎ふし八人・をがさ原二郎おやこ七人・とを山さゑもんのせう・すわい小太郎・いぐのむまの入道・なんぶの太郎・あさりの太郎・平井の三郎・同五郎・あきやま太郎兄弟三人・二のみや太郎・ほしな次郎おやこ三人・つく井の次郎・河野の源次・小やなぎ三郎・西寺三郎・ありがの四郎おや子四人・へん見の入道・とゞろきの二郎・ふせの中つかさのせう・みかの中三・もち月の小四郎・同三郎・ねづの三郎・矢原太郎・ゑほ川三郎・をやまだの太郎・ちのゝ六郎・くろ田ぎやぶのせう・大がき六郎・うんの左衞門の尉、これらをはじめとして五萬よき、河のはたに陣をとりたり。こゝにたけ田の五郎のぶみつは、あまたの子どもの中に小五郎をまねきて、いくさのならひは、おや子をもかへりみねば、ましてたにんは申にやをよぶ。一人ぬけ出てさきをかけ、かうみやうせんと思ふがほんいなり。汝をがさ原の人どもにゑられずしてぬけ出、大井のわたりの先陣をつとめよかしといはれければ、小五郎それがしもさこそ存候へとて、一二町ぬけ出で、河のはたにすゝみけり。そのせい廿騎とぞみえし。其中にむとう新五郎といふらうどうあり。童名はあらむしやとぞ申ける。すぐれ

たるすいれんのたつしやなりけるを、よび出して、大井のわたりのせぶみして參れとてさしつかはす。新五郎、やがてさしかへり、せぶみをこそしおほせて候へ。但川のにしのきしたかふして、馬をあつか[ひ](はん事)かたし。むかひのわたりせ七八段がほど、ひしをうへながし、河中には、らんぐいをうち、つなをはへ、さかも木を引てながしかけたりしを、四五だんほどひしぬきすて丶ながしつなをきり、さかもぎを切て、馬のあげ所にはしるしを立てかへり參りぬ。それをまもらせ給ひて、わたさせ給へとぞ申ける。小五郎き丶もあへず、川に馬をのり入ける所に、たけ田が郎等しなの丶くにの住人ちの丶五郎・同河上さこん、さきざまにうち入わたしけるが、むかうのきしより、くろかはおどしのよろひに、月毛の馬にのつたるむしや、くろ羽の矢おひ、ぬりごめとうの弓もちたりけるが、河のはたの下のだんにうち下て、これへわたるはなにものぞ。かう申は、しなの丶國の住人大妻太郎かねずみなりとぞ名のりけ[り](る)。二人のむしや是をき丶、是はたけ田小五郎殿のてのもの、しなの丶くにの住人ちの丶六郎・同川上左近、この川のせぶみするなりと名のりければ、かねずみ、

大妻太郎討死

内藤八郎目を射らる

千野六郎はわれらが一もんなれば、すは大明神にゆるし給はる。川上殿におゐては、申うけ給はらんとて、よつ引て丁といる。左近(さこん)がひき合をのぶかにいさせて、さかさまにおちてながれけるに、千野六郎、これにもおくせず、やがてつゞひてわたしければ、かねずみ、千野はもとより大明神にゆるし給はりぬ。馬におゐては申うけんとて、よつ引て丁といる。六郎がゆんでのきつつけのうしろのあまりを、のぶかにいさせて馬たふれころびければ、かちだちのむしや六人よせ合、つゐに六郎をうちとりけり。次におなじ手のもの、ときは六郎わたす。これも大妻太郎に、よろひの草ずりのあまりをゐさせておちたりけるを、かの六人よせ合てうちとりぬ。次にあづまの太郎も、いおとされてながれにけり。次に内藤八郎わたす處に、まつかうのはづれいさせて、ち目にながれ入ければ、うしろもまへも見えざりければ、馬のかしらをくだりざまにあしくむけて、やがてまきしづめられけるが、くつきやうのすいれんなりければ、さかも木の根にとり付て、心をしづめ思ひけるは、これほどの手にてよもしなじ。物ぐしてはたすからじ。此よろひはちうだいの物なり。

武田信光息小五郎を勵す

いのちいきたらば、その時とらんと思ひて、ものゝぐぬぎ、上おびを以て、さかも木のね[を]にまとひつけて、むかひのかたへはひけるほどに、しかるべきことにや。わたりせより下、人なき所にはひつき、こしよりうへはあがりたれども、京がたのもの。し人のながれよりたりと思ひてめもかけず。そのゝちえんじやたづねきたりてたすけける。後にすいれんを入て、川底なるよろひをとりたりけり。そのゝち武田(たけだ)の小五郎、やがてうち入てわたしけり。あひともなふともがらはたれ〴〵ぞ。あにの惡三郎・おとゝの六郎・同七郎・むとう五郎・しん五郎・内藤七郎・かはちの次郎・いはさき五郎、これらをはじめとして、百きばかりのせいにてわたしけり。京がたのせい、むかひのきしよりさしつめ引つめはなしける矢、雨のあしのごとくなれば、あるひはむまをいさせ、あるひは物のぐのすきまをゐさせて河へ入。これをもかへりみず、のりこえ〳〵わたしければ、たけ田の五郎信光(のぶ)、川ばたにうちのぞ[む]んで、いかに小五郎、日比のこと葉もあり。よくふるまへ。てきにうしろを見せて、こなたへかへらば人手にはかくまじきぞ。たゞわたせ。そこにてしねとのゝじりければ、小

帶刀左衞門敗北

五郎元來、てきに目をかけて思ひきつたるうへ、ちゝがけうくんのはげしければ、おもてもふらず、さゝめかひてわたしけり。をがさ原の次郎これをみて、たけだの人人にだしぬかれけるぞ、やすからぬことかなとて、うち立てぞわたしける。京がたのぐんせい、河ばたにおりひたり、しばしはさゝへて見けれども、大せいうんかのごとく、うち入〳〵わたしければ、かなはじとや思ひけん。上のだんへ引しりぞく。

去ほどに、大炊(おほい)のわたりにいくさはじまり、京がたまけ色に成て引しりぞくときこえければ、鵜沼(うぬま)のわたりへむかふたるみのゝもくだいたちはき左衞もん尉、くちおしき事かなとて、五十きばかりにてはせきたり、七八度がほど、をい返し〳〵たゝかひけれども、終にかなはずして引しりぞく。みのゝくにの住人はちやのくはんじやは、しなのゝくにのぢう人いづの二郎とくんでおちてうたれにけり。ちくごの六郎さゑもんは、くろかはおどしのよろひにむらさきのほろかけて、白月毛なるむまにのりおち行所を、武田七郎よきかたきと目をかけ、きたなし返せとよばゝりければ、六郎さゑもん、きゝもあへずとつて返し、御所やきといふたちをぬひて、七郎

がおしならべたる處を丁とうつ。むまのひらくび・たづなぐはへにふつときつておとしければ、七郎はあぶみをこえており立たり。この間に六郎さゑもんはのびにけり。

繪所、川をむしやどもわたす所、むかふにゆみいる所、兵どもにぐる所、くろきよろひにむらさきのほろかけて、あしげ馬にのつたるむしや刀をぬき馬のくびをきりおとせば、ぬしはおり立たるところたかくべし。

御所燒の由來

抑御所やきと申たちは、上くはう、いへまさといふかぢをめしてつくらせ、君御てづからやかせ給ふたちなりけり。くぎやう・てん上人をはじめて、ほくめん・西めんのともがらにいたるまで、御きしよくよきほどのものには、みな〱給はりけるが、ちくごさゑもんも、こんど都を出けるとき。給はりけるとかや。たけだの七郎は、むまはきられぬ。のりかへはなし。いかゞせんと、四方をきつとみまはしければ、てき・みかたののり捨たるはなれ馬、いくらもある中に、あしげの馬のたくましきが出きたりけるを、下人引てのせたりける。こゝにまた京がたより、大竹小太郎いへたうとてかけ出たり。よせがたよりしなのゝくにの住人いはて三郎ふし二人、むかふざ

大竹家任討死

大妻太郎の遺言

まにあゆませより、いかに大竹殿、御へんはもとは、むさしのくにの住人、くはんとう御をんの人ならずや。侍は草のなびきとはいへども、後代の名こそおしけれ。あしくも見え給ふ物かなとはぢしめられ、すこしためらふ所に、いはてふしをしならべてくんでおち、やがておさへてくびをとる。この大竹小太郎と申は、上くはうくはんとうへ、侍のすまふとつてさたゝかならんものを、まいらせよとめされしかば、をかべのむまのぜうと、この大竹とをならべて、ちからはなを大竹こそすぐれめとて、参らせられけり。もとは家光と名のりけるを、院の西めんの衆にめされて、家任(いへ)とはあらためけり。京がたやぶれければ、大妻太郎・中三郎・小島四郎。三きつれておち行けるが、大妻太郎、二きの人々に申やう、吾はいたでをふたれば、おつるともおちえじ。こゝにてじがいをすべしと思ふ也。わとのばらは手もをひ給はねば、おちのびていくさのやうをもひろうし給へ。もし君の御代めでたくば、都にある二さいのなんしに、ぐんこうを申あたへて給へとて、山のかたへ入けるが、さしやう終に忘れざりけり。平九郎はんぐはんたねよしは、大井戸のわたりやぶるゝ

三浦胤義大井の渡へ發向

こととこそやすからね。いざ行むかつて一いくさせんとて、ゑもふさのせんじあきの宗内さゑもん・いとうさゑもんをはじめとして五百よき、大井のわたりへはせむかふ。のとのかみひでやす、大井のわたりはすでにやぶれて、かたき大せいうち入たれば、かたきにをしへだてられては、ゆゝしき大事也。君よりの御ぢやうにも、もしおはり河やぶれば、引ゑりぞきて、うぢ・せたにてふせげとこそ仰つれ。ひでやす

胤義大井渡を落つ

におゐては、まかりのぼる也といひければ、平はんぐはんくちおしくはおもへども、むねとのみかたがかくいふなれば、力およばず、引つれておちゆきけり。

東軍大豆渡を渉る

まめどへは、さがみのかみ・あしかゞむさしのぜんじむかはれけるが、あそぬま小二郎ちかつなをめして、川をわたし、むかひのけしきを見せられければ、京がたの兵は、こと〴〵くよひよりおちうせたりければ、やかたどものこりて人はなし。ぐんせいどもこれをきゝ、いくさにあはぬをむねんにおもひ、てきにをつかんとわたすともがらたれ〴〵ぞ。いぐの六郎あり時・ぜんさゑもんの太郎・をかじまのきちざゑもん・山田五郎兵衛入だう・きの五郎兵衛入道・あふのぎやうぶのぜう・ゆらのさこ

筵田の迫合

ん・あほき兵衛・志んかい兵衛小次郎・めぐろの太郎・さがらの三郎・かぢのたんない・同中つかさ、これらをはじめとして、一どにさゝめかいてわたし、道をよけてすゝみ行ほどに、みのゝくにゝ、むしろ田といふ所にて、京がたのせいにをつ付たり。こゝに京がた返し合、さん〴〵にたゝかひけるが、おちあしのことなれば、いくさもはか〴〵しからず、一きに二三人せめかゝりければ、くみおとし〳〵、のこりすくなにうちとられ、ちり〴〵におちて行。おち行せいの中に、山田の二郎志げたゞは、こんど大しやううけ給はてむかふたる身の、いづくにてもはかばかしきいくさもせず、はぢある矢をもい出さずおちてのぼり、君より御たづねあらんには、何事をかこたふべき。こゝにて一いくさせんと思ふ也とて、くいせ川のにしのはたに、九十よきにてひかへつゝ、よせくるてきをまちゐたり。

杭瀬川合戦

こゝにおくせいに、をかじまのきちざゑもん、よきかたきとめをかけてはせよせたり。むかひにひかへ給ふはたぞ。これは山田二郎志げたゞなりとこたふ。さてはよきかたきござんなれ。これ(こう)中は、あふしうの住人をかじまのきちざゑもんよとて、矢(や)合するほどこそあれ。さ

加地丹内討死

ん〴〵にわたしあふ。山田の次郎が郎等には、水野左近・大かね太郎・大田の五郎兵へ・とう兵衛・いよばう・あらさこん・兵部坊、これらをはじめとして九十よきの兵、河のはたにをりくだり、さん〴〵にたゝかふ。あるひは川中にていおとされ、うきぬしづみぬながるゝあり。あるひはいたであまた所あふて引しりぞくもあり。東がたよりかぢのたん内と名のつてわたしけるが、かたきのいるやに、くらのまへわよろひごめ、しりわにいつけられけるが、しばしはたもつやうに見えけるが、終にはまさかさまにおちてぞながれける。又さがらの三郎もわたしけるが、まつかうのあまりをいさせて引しりぞく。又はたのゝ五郎は、やじりもなき矢にてまつかういさせて引しりぞく。

繪所、かはの中のかせん、一はうはきしに馬をたてゝ弓いる。一方は河中をわたす。あるひはながるゝ所、引しりぞく所いろ〳〵。

大將軍むさしのかみは、河のはたにうちたつて、いくさのげぢせられけり。これを見てぐん兵ども、てきのいるやもいたまず、のりこえ〳〵、をめきさけんでわたしけるほどに、うんかのせい、にしのきしにさつとあがる。山田次郎しばしさゝへてたゝ

京方敗北

かひけるが、かなふべき[は]うあらざれば、にしをさいて落行ける。こゝにむさしのくにのぢう人、たかえだの二郎だゞ一き、おつるてきに目をかけ、ほそなはてにかかつておふて行。おちむしや七八きとつて返し、高えだを中にとりこめて、あまさじとたゝかふほどに、たかえだの次郎、かぶとをもきりおとされぬ。そのほかいたであまた所おふて、よこざまにふしたりけるを、てきつとより、くびをとらんとしける所に、跡よりみかた大ぜいにてつゞきければ、うちすてゝおち行けり。大將軍むさしのかみ、はせよせて見給ふに、よろひもあけになつて、たれとさだかに見し[らね]はず。いまだかたいきのしければ、いか成ものぞととひ給ふ。手おひ、いきの下にて、これはむさしのくにの住人たかえだの二郎と申者にて候と申す。むさし

高枝二郎の奮戰

のかみあなむざんや、このものはいたでおふたりとて、よく〳〵見せられければ、大小のきず廿三ケ所おふたりけり。この手にては叶ぬまじ〔き脱カ〕ぞとて、御つかひ一人そえ、かまくらへ下されけり。御ことばには、むさしのくにの住人たかえだの次郎と申もの、六月六日、くいせ川のかせんに手あまたおひ侍るが、道にてはいかにも

りやうぢかなひがたく候あひだ參らせ候。ずいぶんちうをつくしたるものにて候へば、たすかり申やうに御はからひ候べしと、右京大夫殿へ申をくり給へるぞやさしけれ。去ほどにとうごくの兵ども、京ぜいのおち行を、おつかけ〴〵行ほどに、いぐの六郎あり時が手に、いさの三郎ゆきまさといふもの、山田の二郎に目をかけておつかけたり。山田の二郎は、かなたもこなたも草おひしげり、底もみえざる所へ、馬のえりあしふみはづし、あふのきにたふれけり。いさの三郎はせよせて、いかなるものぞとゝへば、山田、堀の底よりこれは志げたゞ。わ殿はたぞ。いさの三郎ゆきさまと名のりもあへず、ほりのそこにとび入、ほりの底にて引くんで、上になり下になり志ばしたゝかふたり。いさの三郎が下人これを見て、志うがいくさせば、よりてたすけふとは思はずして、けんぶつしてゐたりけり。山田がらうどう藤兵衛尉は、志うはいかに成給ふぞと思ひ、とつて返し見ければ、ほりのそこに兵二人見えけり。あやしやとて馬よりとびをり、これにおはしますかとて、志うの山田を引おこし、我馬にかきのせおち行所を、いさをつつき。かぶとのてへんを引け

東軍野上垂井に陣す

東軍宇治勢多の軍評定

れども、大ぢからのしげたゞなりければ、ふつときつておちのびぬ。いさはかたきうちもらしたれども、むま・くらをうばひとめたれば、その日のかうみやうにぞ成にける。去程に山だう・かいだうの大ぜい、一ッになりてをしのぼるほどに、野も山も兵どもぢうまんして、いく千まんともかずしらず、野上・たる井にぢんをとつて、いくさの手わけをせられけり。するがのかみよしむらはからひ申けるは、さがみのかみ殿はせたへ御むかひ候へ。くごのせへはたけ田の五郎むかはれ候へ。うぢへはむさしのかみ殿御むかひ候へ。いもあらひへはもりの藏人入道殿。よしむらはよどへまかりむかひ候はんと申せば、さがみの守の手に、ほんま兵衛尉たゞいへすすみ出て申やう、あつぱれするがのかみ殿は、あしき御はからひや。さがみ殿の手のものは、いくさなせそと存ぜらる[か]ゝと申せば、するがのかみ、この事こそ心得候はね。よしむらむかしより御大事におふて、度々かやうの事を見をきて候。一とせ[平家]木曾ついたうのとき、くはんとうの大ぜいさしのぼせられ候しに、せたへは三かはのかみ殿、うちへは九郎判官殿むかはせ給ひ、上下手をあはせ都をせめおとし、

北陸道勢迎へとして小笠原長淸馳向ふ

終にいくさに御かち候へば、ぜんきの吉例を引てかくは申候ぞ。いかでかいくさをとゞめ奉るべき。かやうに申さるゝ所存は、せたへはてきのむかふまじきとおぼしめさるゝか。いくさは所にはよらず。たゞ兵の心にこそよるべけれと申ければ、ほんまはじめのことばにはにず、とかく申むねもなし。むさしのかみも、するがのかみと同心せられけり。こゝに忠きぶのせうともときは、ほくろくだうをのぼられしが、道のなん忠よたるゆへか。いまだのぼりつきたりともきこえず。都へせめ入ん日、一方すきてはあしかりなん。をがさはら殿はほくろくだうにむかはせ給て、とも時見つぎ給へとのたまへば、次郞ながきよはせんだうのあく所にて、馬どものりつからかして候へば、いかゞ候はんと申されければ、むさしのかみ、さらばせいをつけ申べし。たゞむかはせ給へとて、ちばの介・ちくごの太郞さゑもん・中ぬまの五郞・いぶきの七郞、これらをはじめて一まんよきあひそえらる。ながきよこの人々をあひぐし、こせきにかゝり、いぶき山のふもとをへて、ほく六だうへぞむかひける。

北條朝時越後蒲原に着陣

市降浄土の小道合

給所、（大ぜいのむしや、あふみの水うみのはた、いぶき山のふもとをとをりける所。）

去ほどにしきぶのせうとも時は、五月卄日ゑちごのこうに付てせいぞろへして、ゑちご・ゑつ中のさかいなるかんばらといふ所に付給ふ。この所こそ北ろく道第一のなんぢよ、一はうはきしたかふして、人馬さらにとをらず。一方はあらいそにて風はげしければ、船心にまかせず。岸にそふたるほそみちは、わづかに馬一きとをりかぬるみちなり。市降・じやうどゝいふ所に、京がたよりさかも木を引て、みやざきさゑもん一千よきにてかためたり。うへの山にはいしゆみはりたて、かたきよせばはづしかけんとよういしたり。人々いかにとあんじける所に、しきぶのせうのはかりごとに、いくらもありける牛をとらへて、角にたい松をゆいつけをひはなしたりければ、うし、たい松におそれてはしりとをる所を、上の山よりすはやかたきのよせくるはとて、いくばくのいしゆみを、一度にはつとはなしかけたりければ、おほくのうしどもころされけり。此はかりごとによて、兵どもいしゆみのなんをばのがれたり。さかも木どもをば、あしがるを入て取のけさせとをりけるほどに、六

京方仁科頼朝宮城野定範砥並山を固む

砥並山合戦

刑喜坊現覺討死

月八日のくれほどに、はんにやのにつき給ふ。こゝにかゞとゑつ中との堺にとなみ山といふ山あり。ふもとにくろさか・しほとて二のみちあり。この所に京がたよりぐんせいをむけられたり。となみ山にはにしなの二郎もりとも・みやざきさゑもんさだのり二千きにてかためたり。しほにはかすやさゑもんあり久・いわうさゑもん・かゞのとがし・井上・つばた・ゑつ中ののしり・河上・いしぐろのものどもをあひしたがへてかためゐたり。しきぶのせう、まだあけがたの事なるに、うんかのせいをもてをしよせ、時をどつとつくりければ、しやうのうちよりも出合、さんぐ\にたゝかひけるが、かたきうんかのせいをもて入かえぐ\せめければ、つゐにせめおとされて、ちりぐ\におちて行。その中に九郎はうぐはんよしつねの一ぷくのきやうだい、かすやさゑもんがおとゝ、ぎやうぶばうげんかくと名のつて、うち物して終にうちとられけり。しきぶのせうは、となみ・しほをもうちやぶり、かゞのくににみだれ入。こゝにみのゝりつしやくはんけん、水尾坂をほりきりて、さかもぎ引て待かけたり。そこをもうちやぶりのぼるほどに、しちぜんのくにゝせめ入給ひ

後鳥羽院日吉へ遷御

けり。さるほどに山田の二郎しげたゞは、くいせ川のいくさにうちまけ、都へかへりのぼりつゝ、賀陽院(かやういん)の御所へ參りつゝ、はう〴〵のくはんぐんいくさにうちまけ、けうとら都ちかくせめよせ候なり。いかにも御はからひあるべきよしそうし申ければ、上くはういかゞおぼしめしけん。六月八日とりのこくに、日吉のやしろに御かうなり、御ともの女ばうたちはみな御くるまにめす。一ゐんは御なをしの下にはらまきをめし、御きばにめしてひがさをさしかく。しんいん(つちみかどの院)は御布衣、しんいんならびに六でうのみや・れんぜいのみや三所は、御なをしにてみな御きばなり。先そん長法印がをしこうぢのいへ泉坊に入御し給ひ、たそがれにをよんで、えい山にみゆきし給。ぐぶの人々には内大臣さだすけ・ちかかぬ・のぶなり・たかちか・そん長、みなかつちうをたいせり。主上(はやなり)もひそかに女ばうごしにめされて行幸なる。ことし四さいにならせ給ふが、大しやうごくのむすめ中納言のつぼねと申人あひそひ奉る。けんじは御こしにおはします。しきじはすけより・ともざね也。こゝにともへの大將ふしも、御かうの御ともせられしを、二位の法いんそん長、あつぱれ大將を

院叡山より還幸して四辻殿に移らる

くみおとしうたばやと、玄きりにめをかけ玄たくせられけるを、玄そく玄ん中納言さねうちきつと見とがめて、二人が中にをしへだゝり〳〵せられしかば、尊長さとられたりと思ひて、さうなくもくみえず、はう〳〵さかもとに付給ひしかば、主上・上くはうはかち井の御所へ入御なりければ、雨玄んわうは十ぜんじにこそやどらせ給ふ。

繪所、上くわうさかもとにつかせ給ふていゝ。主上もおなじ。四ツの御とし。

そのゝち天台座主、君の御まへに參らせ給へば、上皇玄ゆとのちからをたのませ給ひて御かうなるよし、ちくぢやうありけるに、座主申されけるやうは、むかしは山もんのいせいがうせいにて、君をも玄ゆごし奉り候しかども、今は玄ゆとすいびして侍るうへ、はか〴〵しき大衆どもは、こと〴〵くみおがさき・せたのかたへとて、はせむかひ候ぬれば、いかさまにもこの所におはしましては、玄ドうよくおはしますまじきよしそうし給へば、上くはう御ちからよはりつゝ、同十日のあけぼのに、みやこへくはんかうあそばして、四つぢ殿へいらせ給ひて、四はうのもんをと

公經父子の勅勘を許さる

ぢて、とかくのさたにもおよばせ給はず、ともへの大志やうふしは、さしもめしうどのごとくいましめられ給へども、こんにちちよつかんをゆるされ給ふ。これはきのふのくれほどに、よし時ほろびぬるよし、浮説をきこしめすによつてなり。然るになをもけうとら、方々よりせめのぼり、うぢ・せたへもちかづくよしきこえければ、同十二日の早朝に、かさねて官軍を志よはうにつかはさるゝ。

京方宇治勢多に向ふ

先せたへは山田の次郎志げたゞ・いとうさへもん、山ほうしにはりまのりつしや・小たかのしようち坊・たんご坊、これらをはじめとして三千よきをむけらるゝ。くごのせへは、のとのかみひでやす・平はんぐはんたねよし・みんぶのせう入道ちかひろ・さゝ木彌太郎はんぐはんたかしげ・中でう志もふさのせんじなりつな・あきの宗内左衛門をはじめとして、一万よきにてむかひけり。うぢばしへは、さゝきの中納言ありまさ卿・かひのさいしやう中將のりしげ、うゑもんのすけともとし、武士には、さゝきやましろの前司ひろつな・志そく太郎さゑもん・いせの前司きよさだ・ちくごの六郎ざゑもん、くまの法師には、たなべの法印・十まんほつけう・まんごうぜんじ、ならの法しに

は、とごのかくしん・えんいん法しをはじめとして、一万よきにてむかひける。まきのしまへはながせはんぐはん代・かはちのはんぐはん・あだちの源三ざゑもん、五百よきにてむかひけり。いもあらひへは、一條のさいしやう中將のぶよし・二位の法印そん長、一千よきにてむかはられけり。ばうもんの大納言たゞのぶ卿は、一千よきをあひぐしてよどへむかはる。河野四郎入道みちのぶ・ゑそく太郎、五百よきにてひろせへとてぞむかひける。

繪所、うぢはしをかき、はしいたはづし、川中にらんぐいをうち、大づなを引、さかも木をゆい、北のきしばたにやぐらあげ、しらはたたてゝ、ぐん兵あまたぢんどる所。

洛中にはさゝき中つかさ入道きようれん以下、院御所にゑこうして、方々いくさのいけんをはからひけり。

巻第四

北條時房野路に陣す

六月十二日、海道の大將さがみのかみ時房、せたのはしちかくをしよせ、野路にぢんをとりたまふ。はやりをの兵ども、河ばたにをしよせみれば、橋いた二けん引おとし、かいたてかきて、山田次郎を大將として、山法し少々ぢんをとりたり。さがみのかみ手のもの、はしみの太郎・さゝめの二郎・はや川三郎以下、はしづめにをしよせてたゝかひけるが、かたきにてしげくいしらまされて引しりぞく。二ばんに江戸の八郎・あだちの三郎・さぬきの太郎三人、けたをわたりてむかひにつかんとしけるが、

勢多橋合戰

あまりにつよくいられて、二人は引しりぞく。あだち三郎はよろひよかりければ、しばしさゝへてゐたりしかども、てしげくいるほどに、これもこらへかねて引しりぞく。三ばんにむら山とう八人、けたをわたりけるが、それもいしらまれて引しりぞく。四ばんに廿人つれたる兵、はしげたをわたりて、かいだてのきはまでせめよせ

播磨竪者奮戦

たり。　かたきさしつめ引つめいけれども物ともせず、その中にくまがへ平内左衞門・くめのさこん・いはせのさこん・同五郎兵へ・こえづか平太郎・よしみの十郎・しそくの小次郎・ひろた小次郎、たちをぬひて三のかいだてをきりやぶつて、しころをかたぶけせめよするを見て、山法し一たゝかひもせず、さつと引てのきにける。山田次郎このよしを見て、らうどうあら左近をつかひにて、いかに大衆たちはあれほどの小ぜいに、いかにひかせ給ふぞ。返し合せ給へ。うしろをばかため申にといはせければ、はりまの竪者、なんでう引しりぞくべきとて、引返してたゝかひけり。山法しらはかちだちのたつしやなり。そのうへ大だち・なぎなたをもてしげうう〔くカ〕ちければ、ぶしは心こそがうなれども、小太刀にてふせぎたゝかふほどに、九人が中六人は、かいだてのきはにきりふせらる。こゝに平内左へもんとはりまの竪者と引くんで、うへを下へとをし返し、をし返されしける所を、竪者が下法師つとよりて、なぎなたをもつて、平内左衞門がをしつけを、ちやう〳〵と二うち・三うちしたたかにうつ。うたれてひるむ所を、山田次郎がらうどうあらさこんおち合、平内左

平内左衞門討死

宇都宮四郎頼業勢多に著陣

衞門がくびをばとつてけり。よしみの十郎ふしもつゞひてたゝかひけるが。しそく小次郎かいだておひけるをかたに引かけて、川ばたまでのびたりけるが、かたきうしろより、てしげくいけるほどに、こらへかねて小次郎をば川へなげすて、吾身もともにとび入けり。十郎はひごろすいれんのたつしやなりければ、川底にて物ぐぬぎすて、をよぎかへつてたすかりけり。いまはくめの左近一人のこりしを、あたら兵うたすなとて、ならのきち四郎・平五郎、かれこれ四五人はしげたをわたつてくめをのりこえ、おもてに立てぞたゝかひける。こゝにうつのみや四郎頼業(よりなり)。ちゝの入道を待て、大ぜいに三日さがりたりけるが、こんにちせたに付てみれば、はしのうへのいくさの最中なり。しかれどもはしより一町ばかりうちのぼりて、河のきしにぢんをとり〔ゐカ〕。あひしたがふ人々は、くまがへ二郎兵衞なをいへ・たかだむしや所以下五十よきとぞ見えし。京ぜいこのよしを見て、さしつめひきつめさん〴〵にいる、や雨のあしのごとし。うつのみや四郎以下、河ばたにうちたつておの〳〵矢をいる所に、くまがへはいまだゆみをひかず。いかにやをはなち給はぬぞといは

福地十郎俊政宇都宮四郎頼業矢を射かはす

れければ、たの〳〵存じのごとく、一のたにのかせんにゆんでのこがひなをいさせて候により、とをやを仕ることあひかなひ候はずとて、ざつしきとねりどもを引つれて、てきのいすてたる矢をひろひあつめさせ、みかたのまへにくばりていさせける。かゝりける所に、うつのみや四郎よりなりがかぶとのはちをいけづりて、はちつけのいたにしたゝかに、矢一すぢ立たり。よりなりやすからず思ひて、ひきかなぐりてみれば、しらのに山鳥羽にてはひだりけるが、十三ぞく三ぶせぞ候ける。くずまきぎはにうるしをもて、しなのゝ國の住人ふく地の十郎としまさとやしるしをしたり。うつのみやこのやをうちすて、おなじく十三ぞく二ぶせありけるくろはのや[をぬき出し]（の）、うつのみや四郎よりなりと矢しるししたるを。よ[ひつ]〔つぴ〕きて兵とはなつ。川のおもて三町あまりをいわたして、川のはたに山田の次郎しげたゞが、からかさゝせ、いくさのげぢして立たりけるよろひの袖に、うらかく計にいつけたり。重忠あやうくや思ひけん。からかさをとらせて、だんのうへゝあがりけり。みをがさきをかためたるみのゝりつしやくはんげん、このよしをみるより

時房戰を中止せしむ

も、やすからぬ事に思ひて、小船にこぎのり河中にをし出し、さしつめ引つめさんざんにいる。うつのみやよりなり、又例の巾ざしとてつがひ、かなぐりはなちにいければ、まさきにすゝんだる兵のくびのほねにいあてられ、やにはにたふれて水ににけり。

給所、せたのはしかせん、山法師共もあり、ぶし共も有。

その次に、くろかはおどしのよろひきたる法しむしや、舟ばりにつ立あがり、さんざんにいける所を、うつのみや、二のやをつがひていければ、引合をのぶかにいさせて、河中へたふれ入にけり。せたのいくさは、一日・二日にことゆくべきとも見えざれば、大將軍さがみのかみ時ふさ、ぎやうぶ兵衞をめして、志ばらくいくさをやめよとげぢせられければ、おの／＼ゆみやをとゞめ、志ばしやすみゐたり。こゝにぐごのせへは、藏入道がうけ給はてむかひけるが、上の山よりめじか一ツおちきたれり。兵共、あれや／＼とさはぐ所に、かひの國の住人平井の太郎たかゆき、くつきやうの弓の上手なりければ、上やのかぶらうちつがひ、三だんばかりにつめよせ

三浦泰村宇治にとゞまり泰時の軍に應す

て、おもふ志らげのもとを兵といければ、志かはのけにたふれて志に〻けり。むさしのかみやすときは、その夜はいははしにぢんをとり、明ければうぢへむかはる。むさしの前司よしうぢ・するがのかみよしむらは、大わたりへむかふなれば、おのおのいとま申てうちとをる所に、よしむらが二なんするがの二郎は、うぢにとゞまらんとす。ちゝ、このよしをみていかにとゝへば、やすむら（するがのかみ）御とも仕べう候へども、くはんとうにて、むさしどのゝ御とも仕候はんと申て候へば、いまさらへんがいは、いかゞと存候へば、やすむらはむさしのかみ殿の御手につきて、いくさ仕候べし。ちゝの御手も、見すて申がたく候へども、御ともに三郎みつむらも候へば、心やすく存候ほどに、とゞまり侍る也といへば、ちゝよしむら、さてはちからおよばずとて、やすむらをかたはらにまねきよせ、わかきものなれば、かまへていくさにあやまちすな。河にのぞんでは、とこそふるまへ。てきにあふてはかくこそたゝかへと、心しづかにけうくんして、むねとのらうどうさのゝ與一・めのとの小河太郎・小河五郎・あその太郎・同三郎・山ざき三郎・なはの藤八以下五十きすぐりて、やすむらにつけて

泰村宇治橋の邊にて戰ふ

とゞめをき、わが身も五十きのせいを引ぐし、大わたりへとてうちとをる。やすむらは五十きのせいをあひしたがへ、うぢばしのへんにをしよせ、いくさもよひせられけり。時しも雨、しやぢくのごとくにふりければ、馬よりおり物のぐぬぎかへ、はしづめにつたちあがり、大をんじやうにて名のるやう、これはくはんむ天わうより、十三代のべうゑい、さがみのくにの住人みうらするがの次郎やすむら生年十八と名乘て、かぶとをばぬひで郎等にもたせ、さしつめ引つめさん〴〵にいる。むかふのきしには、かいのさいしやう中將、くまの法し・なら法しをあひともなひ、こんがら・せいたかを、かさじるしにつけたるはたどもをうちたてゝ、風にひるがへる所へ、やすむらてしげくいわたしければ、色めきてぞ見えける。するがの二郎がらうどうに、小河の太郎と申ものは、せい兵のてきゝなるが、しうと立ならんで、かなぐりはなしにひたとはなつ。むかふのきしへは、ふつうのやはとゞくべしとも見えざる所に、まくのうちへ雨のふるごとくにいこみければ、大しやうさいしやう中將こらへかねて、うへのだうの内へ引給ふ。

武藏守泰時出陣

縮所、うぢばしのきはにたてをつかせ、ひがしのはうにむしや二き立て弓いる所、にしの川ばたにまくはりて、兵ども弓いる所その日もくれければ、するがの二郎はいくさにつかれて、をの〱はしづめを引志りぞき、びやうどう院にぢんをとる。去ほどに、やすむらうぢばしのかせんに、いしらまされて引志りぞくよしきこえければ、大しやうぐんむさしのかみ、大きにおどろき給ひ、こはいかに、いくさは明日のさうてんとこそさだめけるに、はやかせんはじまりけるか。つゞけ兵とのたまへば、平三兵衞もりつな、このよしをうけ給はて、大しやうぐんの仰也。いそぎはしのてにむかひ給へとのゝ志りけれども、比は六月もなか、ごくねつし、大雨しやぢくをふらし、物のぐをとをし、馬上たきをながしければ、馬人立かね、めもみあげざりけり。こはそもいやしき土民の身として、十ぜんばんぜうの君にむかひ奉り、ゆみを引矢をはなてば、かねて天ばつもかうぶるかとおぢをのゝき、大しやうの御出にこそ御ともを申。うち志にをもすべけれとて、あへてうつ立ものもなかりければ、むさしのかみ聞もあへず、さらばうち立。兵どもとてかぶとのをゝ志め、馬にうちのりかけ出給へば、す千ぎのぐん兵、一き

秦村の軍任詩におりければ更に新手入替つて合戦す

渋谷野五[illegible]な入らる

ものこらずおひしたがふ。はしづめにせめよせ給へば、するがの二郎、まことにたたかひけるよとうち見えて、やの二すぢ・三すぢをりかけぬ兵もなく、いたで・うすで、一か所・二か所おはぬ兵もなかりければ、あらてを入かへ、はしのゆきげたにつきてたゝかふ所に、一ばんにさうまの五郎兵衛・どひの二郎さゑもん・なゆた半兵衛・うち田四郎・吉川小次郎をしよせて、しばしたゝかふ所に、せう〳〵てをふて引しりぞく。二ばんにしんかい兵衛・まちのゝ次郎・ながぬま小四郎、はしげたをわたつて、かいだてのきはまで、せめよせてたゝかひける所を、かたきあまたよせ合て、三人一所にてうちとりけり。三ばんにかぢの小次郎・いはせの七郎、これもはしげたをわたりて、さん〴〵にたゝかひ、うすでおほまたおふて引しりぞく。四ばんにはたのゝ五郎のぶまさと名乗て、ゆきげたをわたり、かいだてのきはにせめつけたり。このゝぶまさは、去ぬる六月くいせ川のいくさに、やじりもなきやにて、ひたひをしたゝかにゐられたるが、うすだかにはれあがりて、むかひも（をみるに）はれやかにみえざれば、ふりあふのきて、きのかたを見んとしける所に、かたきのいるや、雨のあしのご

鹽ノ父子ノ奮闘

とくなれば、右のまなこにいこまれて、すでに川へおち入らんとしけるが、心をしづめはしげたにとり付て、しばしはたゝずみけれども、さきへむかはんもまなこにみえず。引かへさんも、てきにうしろを見せじと思ひければ、しんたいこゝにきはまれり。こゝにのぶまさがらうどう三郎のり久といふもの、はしげたをするくとわたり、しうをかたに引かけ、みかたのぢんへかへりつゝ、しばのうへにうちふさせて、二人たちより、ひざをもつてしころをおさへ、矢をぬきければ、ちのながれ出る事、たきのごとし。よろひはくれなゐにぞへんじける。五ばんにむさしの國の住人しほのやさゑもんいへうぢ・しそく六郎ざゑもんいへとも、をしよせてたゝかひけるが、かたきのいるやにまつかういられて、ちゝのいへうじのけにたをれければ、しそく六郎、ちゝをのりこえたゝかひけるが、これもあまたてをひければ、ちゝをかたに引かけてぞのきにける。その次に、みや寺三郎・すぐるむまのぜう・いひだか小二郎・たかたむしや所・大たか小太郎・をきつ左衛もん・たかはし九郎・しゆくや次郎・たか井小次郎以下、われおとらじとをしよせてたゝかひけるが、京がたよりな

奈良法師土護覺心圓音の奮闘

泰時令して宇治橋の戰を止めしむ

ら法しとごのかくしん・えんをん二人出きたり、よ人ははうはう渡りけるはしげたをおどりはね、なぎなたうちふつて、きよくをふるまふてたゝかひければ、重ごくせい、にくき法しのふるまひかなとて、さしつめ引つめさん〴〵にいるほどに、ゑんをんがあしの大ゆびをはしげたにいつけたりければ、はたらくべきようなかりけり。あとにつゞひたるかくしん、このよしをみるよりも、たちをぬひて、いつけたりけるゆびをふつときりすて、かたにかけてぞのきにける。むさしのかみやす時、はしのいくさのていを見給ふに、はか〴〵しくせうぶあるべしともみえざれば、平三もりつなをめして、しばらくいくさをとゞむべきよし、げぢせられければ、もりつなこぐそくにたちばかりはきて、しろきほろをさつとかけ、うぢばしのきはにすゝんで、大しやうぐんよりの仰也。おの〳〵しばらくいくさをやめられ候へ〳〵とのゝじりければ、兵どもしばしはきかぬよしにて、いさみのゝじりたゝかひけれども、いくさしたらんものは、御かんだうあるべきよし、たび〳〵に申ければ、これをきく人一人・二人、ゆみやをはづしかへるほどこそあれ。終にはしのいくさはや

泰時宇治川を評定す

芝田橋六郎兼能宇治川の瀬踏を行ふ

みにけり。

繪所、うちのはしのうへのかせん。

むさしのかみやす時、しばたきち六をめして、いかにかねよしうけ給はれ。はしのうへのいくさ計にては、みかたのうたるゝばかりにて、終にはか〲しからじとおぼゆれば、いまは川をわたさんより外はなし。しかるに、きのふけふの大雨にみかさまさりてみゆれば、ことの外なんぎのわたりなるべし。いづくにかあさせやある。なんぢせぶみ仕れかしとのたまへば、うけ給はると申て御まへを立けるが、又とつて返し、けんじやを後はるべうや候らんと申ければ、もつともと仰られ、すなはちなんでう七郎をぞ付られける。二き馬にうちのり、まきのしまのかたへ下りざまにうちけるが、むかひ（しも）の方より、はくはつなるおきな一人出きたれり。しばた、このおきなにむかつて、この川はみかさおびたゞしうまされば、いづくをせともしりがたし。なんぢはたう所のあんないしやとみえたり。あさせのとをりを、たしかに申せとありければ、おきな、さん候。ふしみのつこそあさせにて候へば、御わ

佐々木四郎信綱芝田橘六兼能宇治川の先陣を爭ふ

たり候べしとをしへければ、かねよし大きによろこび、川ばたにとびおり、はだかになりて、かたなをくちにくはへておよぎわたる。なんでう七郎がみるゆへに、あさき所もふかきやうにもてなし、はやき所はのどかなるやうにふるまひて、中島にをよぎつく。　むかひをみれば、かたき大ぜいにてひかへたれば、これよりむかふ[も]（までも）、さこそあるらめとみわたして、やがてとつて返し、大將の御まへに參り、せぶみこそ仕りて候へと申ければ、折ふし御まへに、さゝ木四郎さゑもんのぶつなしこうしたりけるが、しばたがことばをきゝもあへず、ゐたる所をつい立て、馬にひたとうちのり、くだんの川せにははせて行。しばたこれを見て、あなくちおしや。すでにさゝ木にさきをせられんよと思ひて、おなじくはせて行ほどに、さゝ木はさきに立て、しば田殿、せはこゝ候かといへば、いまだはるかのさきにて候ぞといひもあへず、さきにせぶみしたる所へ馬のはなを引むけ、　がばとおとし入ければ、このほどの大雨にて、川おもてにしらなみひるがへるにおどろきて、はな風ふきてとつてかへす。このひまにさゝ木の四郎さゑもん、がばとうち入たり。さゝ木が馬は、くろくりげ

佐々木四郎信綱宇治川の先陣

佐々木四

なる馬の八寸ばかりもあるらんとおぼしくて、したをしろかりけるが、なをばおつぼねと申て、右京大夫ひざうしてかひ給ふ名馬也。こんどのいくさに、かうみやうせよとて給はつたる也。しばたがうまは、かげなるむまのふとくたくましきが、立波と申てこれもきこふる名馬なれども、いまだのり入ざるによて、物におびゆるなり。しかるにさゝ木がむまのおつるを見て、しばたがむまも同うち入つゞゐたり。河中までは、さゝ木が馬のあぶみにはなをすらせけるが、しだいにさかりて、二たんばかりぞをくれける。さゝきはいまだむかふのきしへもつかずして、馬のうへにつつ立あがり、あふみのくにの住人さゝ木の四郎さゑもんの尉のぶつな。けふのうぢ川のせんぢんぞやと、たからかに名のりければ、同じくつゞひたるしばたも、あふしうの住人しばた吉六かねよし、けふのうぢ川のせんぢんぞやとたからかに名のりける。

繪所、

さゝ木の四郎は、むかひの中島にうち上りたれば、しそくさゑもん太郎、生年十五

郎信綱が息左衛門太郎宇治川を往還す

になりけるが、しろきかたびらをきてたちをくびにかけ、父がむまのしりがいにとり付てあがりければ、たか〔のぶ〕つなきつとみかへりて、むかひの川ばたまではみえつれども、これまでわたるべきとは思はざりつるに、さすが吾子也。いくらの兄弟ありとも、をのれにまさるはよもあらじ。このゝちいか成あひしをまうくるとも、なんぢに思ひかゆることあるべからず。いしうもこれまで參りたり。いまは是よりとくとくをよぎかへりて、むさしのかみどのへ、せぶみをこそ仕て候へと申せといひふくむ。これはすはだなるものを、てきの矢にあてんことがいたはしければ、すかし返さんため也。さゑもん太郎これをきゝ、いや〳〵、しげつなもいづくまでも御供申さんといへば、のぶつな、やはらかにいはく、よもかへらじと思ひて、いかに汝はさては親のめいをそむくか。いそぎかへりて、このよしを申せといはれて、ちからおよばずをよぎ返り、むさしのかみ殿に參りて、此よしかくと申て、又とつて返し、ちゝのあとを尋て、をよぎわたりけるが、こうずいのみなぎりおつるを、ゆきかへり三度までわたりければ、さすが身もつかれて、おち入らんとする事たび〳〵なれ

東國諸士渡川

關左衛門左島四郎流沒す

ば、くびにかけたるぢうだいのたち、あまりにをもかりけるほどに、おしくはおもへども、河へなげ入たすかりて、むかひのきしへをよぎつく。さゝきが河をわたしけるをみて、つゞひてわたしけるともがらは、中山五郎二郎・さのゝ與一・うらのゝ太郎・よこみぞ五郎・ゑら井の小太郎・たごのそう内ら也。あきばの三郎もつゞひてわたしけれども、後にさゝ木に御尋ありける時、いかゞ思ひけん。のぶつなはみ申さず候と申けり。その次に、をがさ原四郎・うつみ九郎・かうのゝ九郎四郎・むまのせう・てしがはら小三郎・ながえの與一平六、い上七きつらなつてわたしけり。その次には、わかさの兵衞入道・せきのさゑもん・をのでら中つかさのせう・さつしま四郎・四騎うちつれてわたしけるが、わかきむしやの馬もつよかりけるは、ゑさいもなふしてわたりつく所に、せきのさゑもんはらうむしやにて、馬はよはし。をしおとされければ、さつしま四郎は、はるかのさきにわたしけるが、ゑうとのせんどをみすてがたさに、むまのたづなをとつて返し、せきさゑもんが馬にをしならべんとしけるが、さかまく水にをし入られ、二人ともにゑづみてうせにけり。このさつしま兵

安東兵衛等十四騎流沒す

阿保實光鹽谷家經流沒す

衞くにを立ける時、つまの女ばう申けるは、吾ちゝはたのもしき子一人ももち給はねば、さこそ力なくおはしまさん。日比われに御なさけをかけ給ふなれば、みづからがこと葉のすゑたがへ給はず、あひかまへて吾ちゝを見はなし給ふなと、いくさに出るふしたまで、かきくどき申ければ、その詞をや思ひ出しけん。おなじ水の底にしづみけるこそあはれなり〔れ〕。後にこきやうにつたへ聞て、かくいはざりせば、二人にはをくれまじ物をとて、なげきかなしめどもかひぞなき。あんどう兵衞・同藤内さゑもん、十四きうちつれて、大せいわたりし所より、ふかき所にがばと入、大せいよりもさきにわたさんとはげむ所に、うはてのふかき所にてはあり、一きも見えずしづみて失にけり。むさしのくにの住人あぶのぎやうぶのぜうさねみつ・しほのやみんぶのぜういへつね、とうごくのおのなるが、しよりやうもさかひをならべて、あさ夕申むつびければ、今日もいひ合せ、一所にわたさんとて、河ばたにのぞみける所に、二人が子どもも同じくわたさんとて、跡につゞきたり。ちゝこれを見て、わかきものどもをうしなはん事を、ふびんにや思ひけん。むさしのかみどのへ、御つ

馬筏を組みて宇治川を渡れる諸士

かひに參らせければ、二人の子ども心えて、とかく御ともにこそ候はめと申せば、ちゝ大きにいかり、こざかしきやつばらかな。たゞとく參れ。われらゆみとりの、八しゆんにさへあまりておしからぬいのち、やまひにてしなんはくちをし。人なみにかく御大じにあふて、しなんはほんまうならずやとて、二人うちつれがばとおとしけるが、川中までもわたしえずしてしづみけり。其後、馬いかだをくみてわたしける人々には、くせのさゑもん二郎・み山やとう太・せんうゑもん太郎・あきの庄二郎・かたほみんぶ四郎・山のうちや五郎・たかだ小太郎・なりた兵衞・めかげの四郎・かんざは八郎・ならの八郎・しな川六郎太郎・しのむら彌三郎・とよしまや太郎・いさの大しん太郎・さうまの五郎・子そく三人・物いの二郎太郎・しもつま小次郎・さゝ八郎入だう・同二郎太郎・しぶや平三・木戸のきやうぶのせう・ひらつかせう太郎・かすがぎやうぶ三郎・あだち平内・ながへの小四郎・いひだのさこん・しほのや四郎・どひの三郎・中の藤八・なり田の二郎・ひらしまの三郎・同平四郎・同四郎太郎・平三五郎・島小二郎・大河津小四郎・つしまのさゑもん次郎・ゆはら六郎・をかべの六郎・いひだか六郎・

春日刑部三郎泰時の渡河を諫む

かねこの與一太郎・大くら六郎・さぬきのさゑもん六郎・大しほ太郎・うら野の四郎・ふせのさゑもん次郎・あがたさゑもん四郎・かたぎり六や太・藤太さゑもん・いゝじま太郎・大たか六郎・をかべの介・庄の三郎・いし田さこん・いゝぬま三郎・さくら井二郎・しまづ二郎・いし川三郎・さいとうさこん・いまいづみ七郎・しほのやごん次郎太郎、これらをはじめとして、むねとのもの九十六人、うちつれ〳〵わたしけるが、たすかるものはすくなく、ながるゝものはおほく、上下八百よきながれてしにけり。しなのゝくにの住人かすがぎやうぶ三郎ふし、一どにうち入わたしけるが、子はたちまちしづみてしす。ちゝもをし入られしを、くがにのこりし郎等、ゆみのはずを入てさがしけるにぞ、さうなくとりつきて引上られ、川ばたに大いきついて休みける所に、大しやうむさしのかみ、このよしを見給ひて、兵どものうんつきば、大しやう一人とゞまりてなにかせん。やす時もともにうち入、ししやうをさだむべきとて、川ばたに馬を引むけ給ふ時、ぎやうぶ三郎馬よりとんでをり、むさしのかみの馬のくらつぼにしかととり付、いかにかく口おしき御はからひは候ぞ。こゝは大將の

わたす所にては候はず。いくさのならひは、千きが一きになるまでも、大將はいのちをまたふしてこそ、うちかたせ給ふべけれととゞめ奉れば、むさしの守、思ふやうあり、はなせとて、むちにてこうでをうたれけれどもはなし奉らず。

所

かゝりける所に、みかたのせい百きばかりはせきたり、むさしのかみのむまのまへに、はせふさがりければ、ちからをよばずとゞまり給ふ。

繪所、

これ玄かしながら、ぎやうぶ三郎が、河をわたせしよりもかうみやうなりとぞきこける。するがの二郎やすむら川をわたさんとてかけ出けるを、めのと子の小河の太郎みつゝきにすがり、こはいかなる御事にて候ぞ。ちゝの御ともをもせさせ給はで、こゝにとゞまり給ふは、むさしのかみ殿と一所にとちぎり給ひしゆへにあらずやと、引とゞめ參らする所に、むさしのかみこれを見給ひ、いかにや、日比のけいやくはたがひぬるかどのたまへば、ことはりにふくしてとゞまりけり。むさしの太郎

小河太郎三浦泰村の渡河を諫む

小熊太郎北條時氏の渡河を諫む

時氏も、川をわたさんとて、川ばたにすゝまれけるを、むさしの守、いかにやす時をすてんとはせらるゝぞ。ともかくも一所にてこそなり給はめと、のたまひけるをきゝも入給はず、すでに川にうち入給ふ所を、をぐまの太郎、たづなにとりつき、殿はにつぽん一のふかくゐんや。大しやうぐんたる人は、いかにもはかりごとをめぐらし、兵どもにいくさをすゝめて、うちかたせ給はんようなり。これほどに、馬・人たまらずおぼれ侍る河水にむかひて、御いのちをうしなはせ給ひては、河のかうみやうか候べきと申せば、時氏、思ふやうあり。たゞはなてとてむちふりあげ、をぐまの太郎がひぢをゑたゝかにうたれければ、さらばとてはなし奉り、わが身もつゞゐてわたすほどに、せきのはんぐはん代さねたゞも同じくつゞけり。三きの兵、ことゆへなくむかひのきしに付給ふ所に、万年九郎ひでよし、さきにわたしけるようち見えて、むかふざまに出きたり、時氏、いかに汝は、只今こゝに参りたるこそ、比の千き・万きが心地すれとのたまひて、うちつれきしにさつとあがり給ふ所に、さがみのくにの住人とがのたの三郎かげたか、生年十六、むねとのてきと引くんで、

宇治の戰

東軍悉く河を渡す

をしならべてどうとおつ。かげたかはこくはじやなり。てきは大のおとこなれば、やがてとつてをさへて、すでにあやうかりける所を、むさしの太郎、弓と〔にカ〕やをうちつがひ、大物いにい給へば、てきの草ずりのあまりにしたゝかにたつ。すこしよはる所を、下人つとはしりより、てきのてへんに、てをかけてゑいといふて引返す所〔ほど〕に、かげたかやがてをきなをり、をさへてくびをとつてけり。こゝにするがの二郎がてのもの、源八といふもの、しうよりさきざまに川をわたしたるが、時氏はわたし給へども、やすむらは見えねば、こはいかに、しなば一所にてとこそちぎり給ひしに、さてはながれ給ひけるかとて、川のおもてを見わたしたれば、三うらのかさしるしさしあげてわたす兵ありけり。あはや、わがしうのわたし給ふとみて、よろこぶほどに、やすむらしうじう五きにてうちあげたり。時氏のせい、ぜんごに五百よきわたしけり。みかたは河をわたしつれば、かたき・みかたぶんみやうならん。それをしるしにうてや兵どもと、かうじやうにげちし給へば、兵どももいさみにいさんでたゝかひける。こゝに京がたより、あか地のにしきのひたゝれに、もえぎには

右衛門佐朝俊討たる

小河太郎二度の高名

ひのよろひに、すそがな物うつたるをゆらりとき、ゑらぼしのかぶとにきりふのやをひ、くれなゐのほろをかけ、あしげのむまにうちのつて、たゞ一人かけ出たり。東ごくぜい、あはやよきかたきと目をかけて、くまん〱とする所に、するがの二郎がらうどう小河の太郎よせあはせ、くんでおち、終にくびをとつてけり。後にきこえしは、うゑもんのすけともとしといふてん上人なり。君のいくさまけ色にならば、うちじにすべきよしいひさだめて出られけるが、そのこと葉をたがへず、ゆみやとりの身にてもおはせざりけれども、うちじにし給ふこそやさしけれ。又京がたよりひおどしのよろひきて、白月毛なるむまにのり、長ふくりんのたちはひてかけ出たり。うちゑみたるをみれば、かねぐろなり。小河太郎これを見て、よきかたきぞとおもひ、をしならべて、くむ所を、（くまんとする所を）かぶとのまつかうぬきうちに丁とうたる。小川太郎、めもくれ心もきえけれども、よろひの袖につよくとり付、引ふせ、二ひきがあひだにどうとおつ。おつるとひとしく心をゑづめてみれば、わがくんだるかたきのくびはなかりけり。こはいかにと見る所に、そばにゐたりけるいづの

佐々木氏綱討たる

荻野太郎討たる

中條次郎左衛門討たる

土護覺心の事

くにの住人平馬の太郎がとつたりけり。

繪所、

小河の太郎これをみて、いかになんぢはひが事するかといひければ、平馬の太郎、くびをば返しぬ。また京方より、さゝ木太郎さゑもん尉うぢつなとなのつてかけ出たり。おぢの四郎ざゑもんこれを見て、太郎ざゑもんよきかたきぞ。あますな兵ども、中にとりこめ、うてやものどもとげちしければ、太郎ざゑもんこれをきゝ、いかゞ思ひけん。かい〔くびカ〕ふつて引所を、三うらのあいば三郎よせ合て、をしならべてくんでおつ。三郎は今年十七さい、きこふる大力也ければ、やがてをさへて、うぢつなをばうつてけり。又おぎのゝ次郎と名のりてかけ出たるを、是もおなじくうちとりけり。又中でう二郎ざゑもんと名のつてかけ出たる所を、あふしうの住人みや木の小四郎つとより、川ばたにくむでおつ。中でうも大力也ければ、上になり下になり、しばしはせうぶもなかりしが、終に中でうくみふせられてうたれにけり。又なら法しにとごのかくゑんといふ法師、たゞ一人かけ出て、さんぐ\にたゝ

四部法印同千王禪師

かひけるが、みかたのせいのおち行けしきをみて、とてもかなはじとや思ひけん。東をさしておちて行。てき三十きばかり、跡を志たふておつかけたり。志かれどもかく志んは、ぐはんらいかちだちのたつしやなりければ、馬にもをつかれずはしり行ほどに、三室堂のうちへはしり入、あるそうばうを見れば、はくはつなる法し一人あり。かれがまへに立より、物のぐぬぎすて、やがてこの法しをまねきえんに出て、かみをそらせてけり。てき三室にをつかけてきたり、うちへ入てみるに、もののぐのそばに法し一人ゐたりけるを、かたきぞと心えて、やがておさへてくびをとる。むざんなりしことども也。くまの法師に、たなべの法印が志そく千わうせんじとて、十六さいになりけるが、ふし一所にかたきにかけ合、さん〴〵にたゝかひけるが、千わうはあまたのてきにとりこめられてうたれぬ。ちゝの法いんは、このよしを見ておち行ける跡より、てしげくをつかくるほどに、やがて馬よりとんでをり、くろの中にはひかくれたりけるを、あまたのてきつゞきてたづぬるとて、法いんがうへをばこえけれども、終にこれを見つけざるは、くまのゝごんげんの御たす

けにやと、ありがたくぞおぼゆる。

ゐ所、

かゝりし所に、大わたりにむかはれしむさしのぜんじよしうぢ、ざいけをこぼち、いかだをくみて、大せいをとりのせわたしつゝたゝかひけるゆへに、くはんぐんことごとくはいぼくしたりけり。

巻第五

東軍宇治橋北の在家に放火

後鳥羽院敗軍の將士四辻殿へ入るを拒む

承久三年六月十四日、はうぐ〳〵へむけられけるくはんぐんはいぼくせしかば、木ばた・ふしみ・をかのや・くはんじゆ寺へんにて、東ごくぜいにをつゝめられ、くみおとされうたるゝもの數をしらず。そうはんぐはん代、うちばしの北のざいけに、火をかけたれば、くごのせ・うがひのせ・ひろせ・まきのしま所々にむかひたる官軍ども、これを見て、みなちり〴〵におちて行。とゞまるものは一人もなし。少輔入道ちかひろも、あふみのせきでらをすぐるまでは、四百よきとみえけるが、次第〳〵におちうせて、三條河原をとをるときは、わづか百きにもたらざりけり。のとのかみひでやす・平はんぐはんたねよし・山田次郎志げたゞ、そのせいわづかにうちもらされ、四辻殿へはせ參り、いくさのしだいを申あげんとしければ、一院いかゞおぼしめしけん。四方の御もんをかたくとぢさせ、うちへも入られず。ぶしどもは、これより

東軍大和地より亂せんとす

後鳥羽院敗軍の報を聽き加茂に遷幸し給ふ

後鳥羽院院宣を泰時に下す

いづちへもおち行べしとのたまへば、たの〳〵あきれて、さらば犬死せんよりも、てきにむかつて志なんとて、うちのかたへぞはせ返しける。するがのかみよしむらは、よどぢをわたして、たかばたけにぢんをとり、明ければむさしのかみと一所になりて、やまとぢにかゝりて都へのぼる。去ほどに、けうとらすでに方々のせきうちやぶりて、御所ぢかくせめよるときこえければ、一院をはじめ參らせ、みやみや・女院さはがせ給ふ事なのめならず。つちみかどの院・志ん院、かものやしろへりんかうある。六でうのみや・れんぜいのみやは、貴船のかたへとおち行給ふ。御ともに侍る人々も、みなかちはだしにて、とうざいにまよひしありさま、かのてんほうのみだれに、げんそう、志よくのくにゝおもむき給ひしありさまも、かくやとおぼえてあさましき。むさしのかみやす時、ひぐちがはらにつき給ひし時、大夫さうくはん國宗、いんぜんをもちてはしり參る。むさしのくにの住人ふち田三郎、いそぎ馬よりとんでおり、院宣をいたゞきてはいけんす。そのおもむきは、こんどのかせんのぎ、まつたくえいりよのおもむき給ふ所にあらず。たゞばう志んらがすゝ

東寺の合戰

め奉り、申おこなふによつて、ふりよのなんおこれり。いまより後は、東士らが申うくるに志たがつて、せんげせらるべきなれば、洛中におゐては、いさゝか狼戾にもおよぶべからずとぞのせられたり。

五ノ一
繪所、やす時、馬よりおり立、しよぐんぜいみなかしこまる。むしや一人かしこまていんぜんをよむ。ちよくしはそくたいにて立てゐる也。

平はんぐはんたねよしは、うぢへむかはんとてはせけれども、官軍はおちうせ、とうごくせい、うんかのごとくにてせめ來ければ、はか〴〵しきてきにあはんこと、かたからんと思ひ、とつて返し、東寺のついぢの内に引こもり、四はうのもんをとぢて、志ばらくいきをつきゐたり。かたきこれを見るよりも、四はうを七重・八重にかこみてたゝかふたり。其中にするがのかみのてのもの、さはらの次郎・あまのゝ左衞門尉はせむかつて、これを見て、てきこそおほけれ。あの殿原といくさして、何かせんとてすゝまず。されどもさはらの又太郎、廿きばかりにてすゝみ出てたたかふ。平九郎はんぐはんこれをみて、わぎみはおなじ一家といひながら、たねよしにははうしあるべきとこそおぼえしに、すゝみよるこそにくけれ。あれうても

のどもといひければ、はんぐはんが舎そく太郎兵衞・次郎兵衞・たか井兵衞太郎をつかけてゆく。さはら又太郎、一方をかけやぶりて、東寺のひんがしうらを、南へむかつておちゆく所を、あひぢかにをつかけてせめければ、これは又太郎にはあらず。藤内ゆきなりぞといひければ、いづれにてもきらふべからず。たゞうてやものどもと、ほりのきはまでせめつけて、かぶとのはちをはたとうつ。又太郎はやわざのものなれば、馬をはなれてほりをゆらりとゝびこえ、むかひのふけたにぞ立たりける。太郎兵衞これを見て、いかにきつねのばけそんじたるかといへば、又太郎さないひそ。とのばらをもみそだてたり。かげよしをうちたりとも、かつまじきいくさなり。わどのばらをうちても、むようの事也といひければ、太郎兵衞以下それよりとて返し、ちゝはんぐはんに、このよしを告ければ、みな〳〵興に入にけり。又すみ田の太郎・同彌平次ことにすゝんで、はんぐはんにめかけたゝかひけり。あひぢかにより合所を、はんぐはんは馬よかりければ、つとゝをる。はんぐはんの郎等みとの源八、舎うをうたせじと思ひ、彌平次にをしならべてくむ所を、彌平次がらう

三浦兼義高井兵衞時義と刺違ふ

三浦胤義一族に形見を送る

どうおちあひて、源八をおさへてくびをとらせけり。平はんぐはんの二男二郎兵衞かねよしは、たか井兵衞太郎とたゞ二人、てきにをしへだてられ、ひんがし山のかたへおち行けるが、地ざうだうのおく、竹のはやしの中へ引こもり、物のぐぬぎすていひけるは、いかにたか井殿、御へんはおなじ一もんの中にても、ことさらきやうだいのむつびをなし申せしにたがはず、たゞいまも一所にて志なん事こそ本くはいなれ。かまへて心づよくさし給へとて、かねよしは十六、たか井は十七、さしちがへてぞ志にゝける。ちゝの平はんぐはんも、さん〴〵にたゝかひけるが、あまたの家の子・らうどうども、あるひはうたれあるひはおちうせて、いまはふし二きにぞなりにける。こゝにひんがし山のかたはらに、いさゝかはんぐはんのゆかりあり。これは故はたけ山六郎がむすめ、人まろといへる人なり。はんぐはんふし、かしこに行給へば、かの女ばうげざんして、あまりにつかれ給ふと見え申候とて、ほしいひあらはせ、さけなどとりいでゝすゝめけり。はんぐはん志ばらくきうそくし、びんのかみをきりて、九につゝみわけたり。一をばやへのあまうへに奉る。一

胤義と郎等藤四郎

をばうずまさの女房につたへ給へ。一ッをばわ御ぜんとりてをき、見んたびにねんぶつ申てとぶらひて給はれ。のこりをば六人の子どもにとらせて給はれとて、なく〳〵人丸にわたしける心の中こそあはれなれ。さてもたねよしは、このまゝここにて忩がいすべかりける身の、うずまさにあるおさなき子どもを、いま一たびみたく思ひて、わが身と太郎兵衛と人丸と三人、下すだれかけたる女車にのりぐして、うずまさのかたへと心ざしける所に、木の島のやしろのまへをすぎける時、むかふにてきのみち〳〵たるよしきこえければ、日をくらさんために車よりおりて、ふし二人は、やしろの中にかくれゐたり。

五ノ二 給所、やしろのまへに車あり。やしろのうちにむしや二人あり。うしわらはあり。

こゝに藤四郎よりのぶ入道といふものは、もとは平はんぐはんのらうどうなるが、さることあつて忩ゆつけをとげ、かうや山におこなひすましてゐたりしが、都にいくさはじまり、はうぐはんうちまけ給ふよしをきゝて、心もとなくおもひのぼるほどに、こゝかしこたづねけれども、いくさみだれのおりからなれば、そのゆくゑさ

三浦胤義の子息太郎兵衞自盡す

だかならず。もしうずまさなる所に、おはしまさんと思ひたづね行ほどに、木のしまのやしろのまへをとをる時、あれ〳〵といふこゑのしけるほどに、あやしやとそなたをきつと見てあれば、いにしへわがしうの平はんぐはんにてぞ候ける。ふしぎやと思ひ、いかにこゝにはおはすぞととひければ、判官さればよ。いくさにうちまけしかば、すでにじがいをせんと思ふ所に、うづまさに侍るおさあ〔なカ〕ひものどもを、いま一めみたく思ひて、これまでは來りつれども、むかふにてきのみち〳〵たるよしきこふれば、こゝにて日のくるゝをまつなりとかたり給へば、入道これをきゝて、日のくれて候へばとて、よもとをらせ給はんことかたく候べし。せき〔あまの〕のさゑもん三百よきにて、みち〳〵て候へば、いまはおぼしめしきらせ給へかしと申ければ、はんぐはんいまはじがいござんなれ。太郎兵衞いかにといへば、たねのぶ心〔得脫カ〕侍るとて、びんのかみをきり、入道にとらせ、なんぢこれよりうづまさに參り、はゝ子に申さんずるやうは、いま一たびげざんに入參らせ、さいごの御いとまをも申さんと存候て、これまでまかりて候へども、てき道すがらみち〳〵て候へば、これにてじ

がい仕候なり。おとゝにて候かねよしは、東寺のいくさにをしへだゝり、たかゐ兵衛太郎時よしと二人、東山のかたへおち行侍つるが、いまはさだめてうたれてこそ候らめ。さても去年のはるのちもく、きやうだい一どに兵衛尉になされしかば、た人もうらやみ。はゝうへも御よろこびありしかば、たゞいまにじゆりやう・けびいしにもなりて、いま一度よろこばせ奉らんと思ひしに、さき立參らするこそ、心うくかなしく侍ると申せとて、よろひぬぎすて念佛となへて、はらかきゝつてふしたりけり。其後、はんぐはんは入道をちかづけ、吾身ふしがくびをとり、いま一度うずまさのものにみせて、さてするがの守どのに奉て申べきやうは、一家をことぐ〵くうしなひはてゝ、一人世におはさんとの御心ざしこそ、たぐひすくなく候へと、申せといひふくめ、にしにむかつて、十ねんたからかにとなへ、はらかきゝつてふしぬ。藤四郎入道なく〳〵、ふし二人のくびをとり、うずまさのかたへ行、女ばうに見せ奉りければ、これはゆめかやなさけなやとて、くびにいだきつき、人めもつつまずはぢをもかへりみず、なげきかなしむこと、せんかたもなきありさまなり。

義村胤義の首を抱へて泣く

山田次郎父子自盡す

五ノ三 ゑ入、やたいあり。わかき女ばうくびをかゝへてなく所。そのそばに衣きたるほうしあり。かしこまりてゐる。

入だう、このよしを見まいらせ、もしてきのみだれ入て候はゞ、むたいにうばひとり侍るべし。　あひかまへて御事に見せ奉りて後は、するがのかみ殿へまいらすべしとの、御ゆいごんにて候へば、いまはこなたへ返し給はれとこひけれども、女房はなほも名ごりをおしみて、いだきかゝへてかなしみ給へども、入道、つゐにうばひとりて、するがのかみ殿へもちて參り、一御ゆいごんをくはしく申てみせければ、さすが一ぷく一しやうのきやうだいなれば、まことにふびんにぞ思はれける。そのゝちかのくびをば、むさしのかみ殿へをくられけり。　山田次郎しげたゞは、はうばうにていくさにうちまけしかば、わづかふし三人、さがのおくにおち行[あ]（け）るが、つかれにのぞみければ、ある川の邊にをり立、各水をのみける所に、ゑげたゞ、あはれ世にありし時、くどくぜんごんをもすべきものを、後生のくげん心ぐるしけれといひければ、ゑそくいよの房、さいつ比大ぜう經ゑよしやし、くやうせられて候へば、これにましたるくどく、よも候はじと申所に、あまのゝさゑもんがてのもの、大

北條時房同泰時六波羅の邸に移る

佐々木中務入道盡自

せいにてをしよせたり。しそくいづのかみ、ゆみとやをさしくはへ、すみやかに御しがい候へとて、ふせぎやいるひまに、ちゝのしげたゞ・ふしは（おとゝの）いよのばうはしがいしたり。いまは吾身一人になり、散々にたゝかふ所には（あ）またの手をひ、終にいけどられけるぞ悲しけれ。こんにちすでにくはんとうの御きたう、けちぐはんにあたれり。佛力のふしぎさ、しんずべし〳〵。あくれば六月十六日、さがみのかみ時ふさ・むさしのかみやす時、くはんぐんこと〴〵くたいさんせしかば、六はらのていにうつり給ふ。こゝにさゝ木中つかさの入道きやうれんは、ぐはんらい關東御ひいきの侍なりしが、こんどいかゞ思ひけん。院御所へ參りて、せめぐちへはむかはず、はうばういくさのいけんを申されしが、官軍はいぼくのよしきくよりも、わしのたといふ所にとぢこもり、終にじさつしてけり。去程に、清水の住侶きやう月法師・にしごりのはんぐはん代・かん地の藏人よりつね入道・たゞの藏人もとつな・後藤はんぐはんもときよ・ちくごのかみありのり・さゝ木やましろのかみひろつな・けびいしよしのり、以上こゝかしこにて生どられ、六はらにゐて參る。中にも鏡月法し

鏡月法師詠歌に依て師弟三人罪を許さる

は、そのつみすでにおもければ、しざいにさだめられける所に、此法し、むさしのかみ殿へ申されよとて、

ちよくなれば身をばよせて（すてイ）き物のふのやそうぢ川のせにはたゝ（らイ）ねど

とくちずさみければ、やす時、この歌をかんじ給ひて、さしものつみをゆるさるゝのみならず、師弟三人のいのちをたすけ給ふこそありがたけれ。たけきものゝふの心をもやはらぐるは、和歌よりよろしきはなしと、紀のつらゆきがかきとゞめしこと葉の末、げにもとおぼえてあはれなり。

後鳥羽院四辻殿に遷御

おなじき廿日、一院、四つぢ殿にうつらせ給ふ。

張本人の交名を六波羅に下さる

すでに相州・武州（さうしう・ぶ）いんざんすべきよし、きこしめしければ、さへぎつてちよくしを立られ、ちやうほんの人々におゐては、けうみやうをしるし出さるべし。しばらくぶしのさんかうを、とゞめ申べきよし仰られければ、おの〱仰にしたがひ給ふほどに、くぎやう六人のきやうみやうをしるし、六はらに下さる。ばうもんの大納言たゞのぶ卿・中のみかどの中なごんむね行卿・前中納言ありまさ卿・あぜちの中納言みつちか卿・かいのさいしやう中將のりよし卿・一でうのさいしやう中將

公卿の仕置

熊野法印以下六條河原にて斬らる

のぶよし等也。やがてばうもんの大納言をば、ちばの介にあづけらる。中のみかどの前中納言をば、をやまの左衞門にあづけらる。あぜちの中納言をば、たけ田の五郎にあづけらる。さゝ木のゝ中納言をば、をがさ原二郎にあづけらる。かいのさいしやう中將は、しきぶのせうとも時にあづけらる。一條さいしやう中將をば、とを山さゑもんにあづけらる。この人々の心の中、やるかたもなきかなしさ也。跡にとゞめをかせ給ふさいし、袖をつらねし月卿うんかくにもとをざかり、あらけなき物のふにしゆごせられ、思ひの外なる山野にさまよひ、物がなしき月をながめ給ふぞあはれなり。

六月廿九日の夜、くはんとうの御つかひあんどう左衞門みつなり六はらにつく。これむほん人くぎやうをはじめて、みな城(き)外にうつしまいらせ、うしなひ奉れとの事也。これによつて、くまのゝ法いん・あんどう（あまのゝ）四郎ざゑもんをはじめとして、いけどりのともがらことごとく六條川原に引出され、くびをはねられけるこそかなしけれ。

後藤基綱その父を斬る

西八條の尼公坊門忠信の赦免を願ふ

五ノ四 繪所、ひたゝれきたる侍ども四五人きらるゝ。その中に法し一人あるべし。

中にも後藤大夫はんぐはんもときよをば、しそくさゑもんもとつな、申うけてきつてけり。他人にきらせて、けうやうしたらんこそしかるべけれ。子の身として、まさしく大をんのちゝを、ちうしけるもとつなが心こそあさましけれ。その比、西八でうのにこうと申は故うふしやうぐんの御こうしつ、ばうもんの大納言のいもうとにておはします。これによつて、二位どのへも、ぶしうへも御つかひを立て申されけるは、あまが身にて、京・かまくらいづれをわきて、思ふには侍らねども、二にとれば、かくて侍るも、そなたの御はぐくみにてこそ候へ。そのうへ、故おほいどのゝ御ことを思ひまいらすれば、かまくらのかたむかんことは、一人のなげきとおぼえて、はじめみつするがうたれし朝より、うぢのおちん夕まで、袖の下にてぬかをつき、神佛にきせいし奉りし事、それにはより候はじけれども、かまくらのをだしきことゝうけ給はれば、身一のよろこびにて候。それにつき、かの大納言は一方の大將なれば、そのつみ、のがれがたくおもひまいらせ侍れども、させる弓やとる

坊門大納言忠信赦免

中御門中納言宗行の詩詠

身にても候はず。故おほいどのゝしやうりやうになだめられて、このたびのいのちたすけさせ給ふべくや候と、申されければ、二位どの、あはれとおぼしめし、さらば大納言をば、たすけ奉れとの御つかひをのぼせられしが、とをたうみのくにまひざかにて、大納言殿に參りあひしかば、それよりたゞのぶ卿は、都へかへりのぼられければ、あひともなふてくだり給ふ。あぜちの中納言、このよしを御覽じて、かへる浪こそうら山しけれといはれければ、大納言、これもゆめにてや候らんと計にて、たがひにわかれ給ひけり。中のみかどの中納言むね行卿は、をやまのさゑもんとも長ぐし奉てくだりけるが、とをたうみのくにきく川の宿に付給ふ。こゝをばなにといふ所ぞととひ給へば、きく川と申とこたへければ、中なごんすゞりをこひよせ、やどのはしらにかきつけ給ふ。

むかしはなんやうけんのきくすい、かりうをくんでよはひをのぶ。いまはとうかいどうのきく川、せいがんにやどつていのちをうしなふ。とかきとゞめてすぎ給へば、をりのぼりのきせん上下、むなしきふでの跡を見て、淚をながさぬはな

かりけり。

五ノ五
ゑ入所、立ゑぼしきたる人を馬にのせ、あとさきにはぶしどもけいごしてゆく所、とし五十ばかりの人。あたりには山あり。

あけゝれば、浮島が原をとをらせ給ふに、御ともに候けるさぶらひ、御さいごの御事、けふの夕にはすぎさせ給ふまじと申ければ、中納言うちうなづき給ひて、木せ川の宿に御てうずいの爲とて、立より給ひ、かくぞかきつけ給ひける。

けふすぐる身を浮島が原にてぞつゆの命は捨さだめける

宗行あひづの原にて斬らる

つゐにその日のくれがたに、あひづの原にてちうし奉る。とし四十七。あはれなりしありさま也。又あぜちの卿は、たけ田五郎のぶみつあひぐし奉てくだりけるが、ふじのすそかごさかといふ所におろし奉る。のぶみつ申けるは、すでに御ことをちうし奉るべきよし。かまくらよりの御つかひ參りて候へば、たゞいまこの所にてちうし奉るべし。御さいごの御よういあそばし候へと申ければ、みつちか卿、かねてより思ひもうけられしかども、いまはの時にのぞんでは、さすがこんじやうのなごり、たゞ今ばかり心ぼそくや思ひ給ひけん。しばらくありてしゆつけせばやと

按察大納言光親加胡坂にて斬らる

のたまへば、ゑさい候はじとて、あたりよりそう一人たづね出し、かいたもたせ出家せさせ奉る。その丶ち又、ゑばしのいとまをえさせよとて、法花經をとり出し、一ぶまでよまんは、ゑこくうつりなんとて、一のまきのひもをとき、あら〳〵とよみわたし、にしにむかひ、せうみやうをとなへ、たねんもなきありさま也。

繪所、たてゑぼしきたるくげ一人、山のきはにて經をよむ所。さいごのありさまなれば、しきがはしかせ奉り、見はりにぶし四五人あるべし。

たちとりはたけ田の五郎がらうどう内藤七郎といふものなり。あぜち卿のすはり給ふ所、山のそばにて片さがりなれば、かくては御みやづかひ、あしうや候はんと申せば、あぜち卿、ねん佛をとゞめ、うしろを見かへりて、なんぢよくきけ。われ年久しく君につかへ奉り、おほくのしざい・るざいのぶぎやうせしむくひに、いまかかるめにもあふぞかし。あまり心にまかせて申物こそ（かなと）いはれければ、たちとりもさすがあはれに思ひまいらせけれども、かくなをらせ給へかしと申ければ、その時、ひざを立なをし、くびをのべ、念佛の聲おこたらず、ゑゆせうにきられ給ひけり。此卿は、こんどの御むほんに、いんぜんをかき給ふ人なれば、そのつみすでにをも

前中納言有雅甲斐同古瀬村にて斬らる

宰相中將信能遠山にて斬らる

しとて、かくゑざいにおこなはれけるが、後に一ゐんせんかうののち、此卿、君をいさめ奉りしかん狀す十つう、のこりとゞまりて出たりしかば、さうしう・ぶしうも、こうくはいせられけるとかや。さゝきのゝ前中納言は、をがさ原の次郎ぐし奉りて、かひのくにいたがきの庄のうち、ふるせむらといふ所にて、すでにちうし奉らんとす。中納言のたまひけるは、吾二位殿へ申むねあり。そのつかひ今日かへるべし。それまでまたゐべうもや候らんといはれけれども、たゞきれとてきり奉る。そのゝち、はんじばかりありて、二位どのより御つかひ、たすけ奉れとの左右ありけれどもちからをよばず。ぢやうごうといひながら、なさけなくぞおぼえし。一條のさいしやう中將は、遠山ざゑもんのせうかげともあひぐし奉り、みのゝくにとを山へくだりて、きり奉らんとす。このさいしやう中將は、ぐはんらい西はうに、心をかけたる人にておはしければ、都を出し日より、ことに念佛おこたり給はず。あをざぶらひの一人、御ともに候けるが、こざかしくせうみやうをすゝめ奉り、此もんをじゆしてきかせ奉る。

しゆく法もんかいげたつ。むくはねんぶつわうさいはう。上じん一ぎやうし
　十ねん。三ねん・五ねん佛らいかう。ないし一ねんむげしん。
ととなへければ、宰相中將心えたるていにて、三どじゆし、ねん佛をこたり給はず。いまはの時にをよんで、しうんたな引、いぎやうくんじ、をんがくこくうにそうすときこえし程に、終にきられ給ひけり。心なきも心あるも、袖をしぼらぬはなかりけり。かひのさいしやう中將をば、しきぶのぜうとも時あひぐしてくだりけり。しかるに五たいふぐのものは、わうじやうにさはりありときけば、みづから水に入たきぞとのたまへば、とも時、いづれにても御はからひにこそ、したがひ侍らめと申て、すなはちあしがらの山をこえ、せきのもとの宿につく。かのうしろの山に、ほそき谷川ながれたり。さもあさき川なれば、ふかき所をもとむれどもなかりけり。ゐだけさへあらばよかりなんとて、いしをあつめてつゝみをつき、ながるゝ水をせきかけゝれば、ほどなく淵となれり。そのゝち、出家のしたきとのたまふほどに、ちかきあたりより法しをたづね出し、かいをさづけ、かみをそりをとし奉り、さて

信能の詠歌

かごをくみて石をたゝみ入、そのうへにすへて、さうのひざをあみ付て、志づめ奉らんとしければ、いさゝかねん佛をとゞめて、かくぞ詠じ給ひける。

思ひきやこけの下水せきとめて月ならぬ身のやどるべしとは

と詠じて志づみ給ひしが、水底にていまだねんぶつし給ふかとおぼしくて、おとのしければ、人々ながめゐる所に、うんといふて、ふんぞり給ふほどに、つきたるつゝみやぶれて、あさき所にいたり給へば、さうのあしにあみ付たるさしなはきれたり。さいしやう中將大いきつきて、ゐしなぬぞとのたまへば、又つゝみをつきなをし、さしなは二すぢにてひざをゆひつけ、七八人してかしらををさへて、おはらせ奉るこそいたはしけれ。すべて六人のくぎやうのなきあとのありさまこそかなしけれ。身は万里の外にやどし、こと葉は千年のあひだにつたへずとも、おなじ世にだに住給ふならば、たがひにあひみるよしのなどかなからん。めいどいかなるさかいぞや。これにかよふものなし。くはうせんいかなる旅ぞや。これにゆくものふたゝび返るためしなし。あはれなるとも申ばかりはなかりけり。

五ノ六

繪・所は山の中、たに河のそばに、ぶしどもあまたならひところ、たに水の中には、大きにくみたるかごあり。水ひた〳〵にあり。人これをなさへてゐ申候。

北條時氏足利義氏四辻殿を守護す

後鳥羽院を鳥羽殿へ幽閉し奉る

巻第六

おなじき七月六日、むさしの太郎時氏・むさしのせんじようち、す万ぎのせいをひきぐし、院の御所四辻殿へまいり、四はうをけいご仕り、とば殿へうつし奉るべきよしそうもん申ければ、一院、かねておぼしめしまうけさせ給たる御ことなれども、さしあたつては、御心まどはせおはしまして、まづ〳〵女ばうたちを出さるべしとて、出車にとりのせてやり出されければ、ぶしども、もしむほんのものやのりたるらんとて、ゆみのはずにて、御くるまのすだれをかゝげてみ奉るこそ、なさけなくみえしか。やがて一いんもみゆきなる。こやさん・せんきうのたまのゆかをさらせ給ひて、こゝのへのうち、けふをかぎりとおぼしめすゐいりよのほどこそ、御いたはしけれ。東のとう院をくだりに御幸なれば、あさゆふみゆきなりたりし七條どのゝのきばも、今はよそに御覧ぜらる。つくりみちまでは、ぶし共物のぐにてぐ

後鳥羽院御出家せさせ奉る

ぶつかまつり、鳥羽どのへいらせ給へば、四方をかこみて、きびしくしゆごし奉る。玉たいのみぎりに、ちかづき參らするくぎやう・てん上人も參らず、きんてうのもとに、よそほひなしゝ女御・かういもしたがひ奉らず。たゞ御一所おはします御心のほどこそあはれなる。同八日、一院御しゆつけあそばすべきよし、六はらより申入ければ、すなはちおむろの道助(にょ)法親王をめされて、御かいのしとして、御かざりをおろさせおはします。たちまちに花の御すがたをかへさせ給ひて、すみぞめの御衣をめさるゝにも、御涙にぬるゝ計也。すなはち御すがたをにせゑにうつさせ、のぶざねをめして、七條院へ奉らせ給ければ、女院は御覽じもあへず、御め[に](も)くらませ給ふ心地し給ふ。

六ノ一 ゑ、とし四五十ばかりのけだかき上らふのまへに、法師のかたちをかきたるまき物一つあり。なく〳〵これをよみ給ふ。御まへに、女ばうたちあまたなみゐてなく所。

そのゝち、しゆめいもん院をさそはせ給ひて、一御くるまにめして、鳥羽どのへいらせ給。ことのよしをうかゞひ給へば、法わう御れんを引やらせおはしまし、れうがんをさし出させ給て、いまはとく〳〵御返りあるべきよし、おほせられければ、

後鳥羽院隱岐に遷幸

院の御製

御兩所の女院、御めもくれて、たえいらせ給ふもことはりなり。おなじき十三日、法わうおきのくにへせんかうあるべきよしきこしめせば、やがて御ふみあそばして、九條院へ奉らせ給ふが、君しがらみとなりて、とゞめさせ給ひなんやとて、

すみぞめの袖になさけをかけよかし涙ばかりもくちもこそすれ

ときこえければ、御めのとの卿二位殿、あはてゝ參らせ給ひ、玉たいを見まいらせ給ふに、たとへんかたもなき御ありさま也。七條院・しゆめいもん院も、御かうありて見奉らせ給ふ。たがひの御心の中、いか計の事かおぼしけんとあはれなり。すでに御出ときこゆれば、ぐぶのてん上人には、くらのごんのかみきよのり・さゑもんのすけよしもち入道・ではのぜんじしげふさ。くすしにはせやくいむながなり入道、女ばうにはいがの局參けり。都をすぎさせおはしまして、みなせ殿をすぎさせ給ふ時、

たちこむるせきとはならでみなせ川きりなをはれぬゆく末の空

せめてはこゝにてもあらばやなどゝ、おぼしめすこそいたはしけれ。はりまのく

にをもすぎさせ給ふ時、こゝはいづくぞと御たづねありければ、あかしのうらとこたへ申ければ、

都をばくらやみにこそ出しかど月はあかしのうらに來にけり

しらびやうしかめぎく、御ともに侍しが、

月影はさこそあかしのうらなれど雲井の秋ぞなをも戀しき

みまさかとはうきとのさかひなる中山をこえさせ給ふ時、むかふのきしにほそきみちあり。いづくへかよふ道ぞと、御たづねありければ、都へかよふふるき道にて侍ると申ければ、

都人たれふみそめてかよひけんむかふのみちのなつかしきかな

六ノ二
し入、法わうを御こしにのせ申、ぶしどもぜんごをけいごし、山中たとなる所。御ともにくげ衆もあり、女ばうたちもあるべし。

七月廿七日には、いづものくに大はまのみなと、みおがさきと申所につかせ給へば、御とものぶしどもは、みな〳〵御いとま給はり、都へかへりのぼりけるほどに、法わう御涙のひまよりしゆめいもん院へ、御しよををくり奉らせ給ふが、

一院隠岐國へ著御

しるらめやうきめをみおのはまちどりなく〳〵しぼる袖のけしきを

これより御ふねにめし、くもの波・けぶりの浪をこぎすぎて、八月五日と申には、おきのくにあまのごほりかり田のがうと申所につかせ給へば、りやう玄ゆ、あやしき御所をつくりまうけてうつし奉る。かいすいきしをあらひ、山風木をわたることはげしかりければ、法わう、かくぞおぼしめしつゞける。

我こそはにいしまもりよおきのうみのあらき浪風心してふけ

と、哀也し御ありさまなり。

繪所、あたりに山あり。まへに波たかきうみあり。山のそばにあやしきいへなかくべし。そのうちに、法わうしろき御小袖衣めし、しんごんのけさかけ給ふべし。御とし五十あまり。御そばにわかき女ばう・法しもてん上人も候べし。おの〳〵うみをみ給ふていなり。

藤原家隆贈歌

さてもおきの法わうの御ありさま、あはれにおはしますよし、都へきこえければ、家隆卿ある人のたよりに、

ねざめしてきかぬをきゝて悲しきはあらいそ波のあかつきの聲

新院佐渡へ遷幸[illegible]

七月廿二日、玄んゐんさどへせんかうあるべきよしきこえけり。ぐぶの人々には、

れんぜいの中將たゞめいへ朝臣・花山院少將よしうぢ・かひの兵衞のすけのりつね。上ほくめんには、とうのさゑもん大夫やすみつ。女ばうには、うゑもんのすけ以下三人まいり給ふ。かくはきこえしかども、爲家朝臣は、一まどの御をくりをも申されず、都にとゞまり給。花山院少將は、いさゝかいたはることありとて、道よりかへりのぼられければ、いとゞ御心ぼそくぞおぼしめしける。ゑちごのくにてらどまりにつかせ給ふて、御船にめさんとしける時、うひやうゑのすけのりつね、やまひ大じにおはしけるが、御船にもまいらず、やがてかしこにてうせ給ひけり。しんゐんは、かれこれにをくれ給ふて、御心ぼそさかぎりなかりければ、御をくりのぶしども、けふばかりゐす計ととゞめさせ給ふが、さどのくにゝも付給へば、みな〳〵御いとま給はり、かへりのぼりければ、御なみだとゝもに御書をあそばし、九でう院へをくらせ給ふ。そのおくに、

ながらへてたとへば末にかへるともうきは此世の都なりけり

ときこえ給へば、九條院、御かほにをしあてゝなげかせ給ふことたとへんかたなし。

六條宮は但馬に冷泉宮は備前に移させられ給ふ

修明門院の御愁嘆

ある時たよりありけるに、御返しあり。

いとふともながらへてふる世中のうきにはいかで春を待べき

同廿四日、六でうのみやは、たじまのくにゝうつされ給へば、ひたちばうじやうめいあづかり奉る。同廿五日、れんぜいのみやは、びぜんのくにとよをかの庄こじまにうつされ給へば、さゝ木のぶざね法師、これをしゆごし奉る。このみや〳〵の御跡の御なげきども、申もをろかなり。なかにもしゆめいもん院の御なげきのありさまこそいたはしけれ。法わうは、おきのくにゝうつされ給へば、月日の西にかたぶかせ給ふにも、御ことづてせまほしくおぼしめし、しんゐんのさどのくにゝうつされおはしませば、かりがねのおとづるゝにも、御ゆくゑとはまほしくおぼしめす。人家をてらすほたる火は、御おもひとゝもにこがれ、とを山にみてるくもきりは、御なげきとゝもにはれやらず。しんいんの御かたみとて、とう一條院・せんてい御兩所おはしませども、御らんぜらるゝおり〳〵は、御なぐさみとはならで、いとゞせんかたもなき御なげきのみとぞなれりける。

七條院と後鳥羽院との贈答

佐々木廣綱子息勢多伽丸

六ノ三
ゐ入、やたいみすかけて、五十ばかりのうつくしきけだかき上らふ一人と御そばに七ツばかりのおとこ君、これにわうの御子也。又十四五のひめみや一人おはします。あいあけて、みやづかひの女ばうあまた有。みな〳〵なく所なり。五十ばかりの人は女院なり。七ツばかりの人はせんていなり。ひめみやは、せんていの御あねなり。いんの御所のかゝりをかくべし。

七條の女院は、おひたる御身には、いつともごし給はねども、都へかへらせ給はん事、けふやあすやとおぼしめす。御なげきの色、日にそたがひて、まさらせ給ひつつ、おぼしめししづませ給ふよし、おきの法わうきこしめして、

たらちねのきえやらでまつ露の身の風よりさきにいかでとはまし

七條院御返事、

中々におきふく風のたえねかしおとづれくればつゆぞこぼるゝ

うへ〳〵の御事はさてをきぬ。こゝにまたさゝ木やましろのかみひろつなが末の子に、せいたか丸といふわらはゝ、にんわ寺御室の御所、御さいあいのちごにてぞ候ける。ちゝの山しろのかみは、ぢうくはのものにてちうせられしかば、その子にて侍れば、せいたか丸をも、さだめてつみにぞおこなはるべう候べし。あらけなきぶしども、參り侍らぬさきに、六はらへ出させ給はゞ、をんびんのやうに候べしと、

人々くち〴〵に申あげければ、おむろ御みづからもさおぼしめすとて、ゑばついちの上座ゑんゑゆんを御つかひにて、なるたきに侍るせいたか丸がはゝをめして仰られけるは、せいたか丸、七さいよりめしつかはれて、今十四さいまでは御前を立さらず、ふびんにおぼしめしける所に、ちゝのひろつな、つみおもふしてきられぬ。その子にて侍れば、のがるべしともおぼえず。ぶしどもまいりて、さがし申さぬさきに、出さばやとおぼしめすは、いかにと仰られければ、はゝうけ給はりもあへず、たもとをかほにをしあてゝ、なく〳〵申上げるようは、ともかくも御はからひのなをざりには、侍るまじけれども、と申て、ひれふしてをめきさけぶ。せいたかはみめかたち心ざま、世にすぐれたりければ、御所中にならぶかたなきちごなりければ、みる人ことにあはれを、もよほさぬはなかりけり。せいたか丸、すでに御所を立出んとしければ、さいごの時は、これをきかへよとて、くちばのあやのひたゝれを給はりけり。日比なれむつびけるちご・どうゑゆく、おの〳〵なごりをおしみ、たもとにとりつき、袖をしぼりけるありさまをみても、せいたかゞ心の中、さこそありけ

めども、さるもの丶子なりければにや。さらぬていにもてなし、とし比もてあそびしだうぐ、ひざうせしてほん・さうしまで、こと〲くとり出し、ちごたちへくばりあたへ、おの〱これを御らんじ候はんおり〱は、一ぺんの念佛をも、御ゑかうあつて給はれと、申けるこそあはれなれ。さておむろよりの御つかひには、大くら卿法印かく〱はんにてぞ候ける。その御こと葉には、さ丶木山しろのかみひろつながばつし、七さいよりめしをかれて、ふびんにおぼしめさるれども、ち丶、つみおもうしてきられぬれば、その子として、さだめてつみのがれがたからんか。しかるにいまだいとけなければ、なにほどの事をか仕るべきなれば、法師になして、ち丶がぼだいをもとぶらはせんと、おぼしめせども、さだめてとがめやすらんとおぼしめせば、まづ〱出しつかはさる丶也。あまりにいたはしうおぼしめせば、まげてあづけなんやとのたまひて、さてまた、せいたか丸に仰られけるは、なんぢをふびんにおぼしめすこと、あさからねども、世中御心にもかなはねば、ちからをよばせ給はず。かまへてうらめしくおもふなよ。ならびのをかをば、しでの山とこ丶ろ

へ、かも川をば三つせ川とおもへとて、かくぞ詠じ給ふ。

むもれ木のくちはつべきはとゞまりてわか木の花の［ちらんかなしさ］（ちるぞかなしき）

さて大くら卿法印は、せいたか丸と同車して、六はらへとていそがるゝ。はゝはなく〳〵かちはだしにて、跡につきてぞはしりける。

泰時勢多伽丸を許す

六ノ四　ゑ入、車なうしが引てゆく所、中に人あるべし。うしかいとねりあり。そばに廿あまりの女ばう、かちはだしにてなく〳〵ありく所。

法印あはれに思ひて、車のしりへにのり給へといはれけれども、のらずして、すでに六はらにゆき付ぬ。　法印はせいたか丸をさきに立て、むさしのかみにたいめんし、令旨（れうじ）のおもむき、つぶさに申されければ、やす時、このよしうけ給はり、ちごのかほを、つく〴〵とまもりて、まことにうつくしきちごにて侍れば、君のふびんにおぼしめさるゝも、御ことはりに候へば、しばらくあづけ奉るべきよし申されけり。せいたかゞ母、庭にふしまろびて、なきかなしみてゐたりしが、この御返じをうけ給はり、よろこびの色をなし、むさしのかみをふしおがみ、七代まではみやうがおはしませと、しゆくし奉るぞことはりなり。

佐々木信綱勢多伽丸を六條河原に斬る

繪所、さぶらひ所の上に、やす時ゑぼし・ひたゝれ、十四さいになるちご、きなる小袖きてならびゐる。そのそばにしんごんのけさかけたるそう一人おはします。庭にはゝの女ばう、手をあはせて、おがむ所。もんぐはいには、くるまあるべし。

さてせいたか丸を、車にのせてかへらんとしける所に、かれがおぢさゝ木四郎さゑもんのぶつなは、あにのひろつなときやうだいといひながら、とし比、中あしく候しが、たゞいませいたか丸をたすけ給はゞ、のぶつなはもとゞりきりて、ふかき山にも入なんにはゑかじと、うらみ申ければ、やすとき、このよしきこしめし、のぶつなは、ほうかうたにことんなるものなり。せいたか丸は、をんてきたるものゝ子なれば、ちからおよばずとて、めし返して、のぶつなに給はりしかば、すなはちらうどうかなだの七郎に申つけて、六でうがはらにてきられける。さいごには、うへより給はりたるくちばのひたゝれをきかへて、にしにむかひ念佛すへんとなへて、うたれけるぞあはれなる。母はむなしきからにいだきつき、たえ入〳〵をめきさけぶありさま、目もあてられず。御室よりせめてはむなしきからをなりとも、今一度みばやと仰られけるあひだ、車にのせて參りければ、これを御らんじて、なげきかな

三浦胤義が長子助けられ他の四子殺さる

しませ給ふこと、たとへんかたはなかりけり。さて又とうごくには、平九郎はんぐはんたねよしが末の子ども五人あり。たねよしがはゝのやべのにこう、よういくし給ひて、みうらにぞ候ける。すでにちゝたねよし、つみおもふしてじがいせしかば、その子どもなれば、こと〴〵くうしなはるべきにさだまりけり。おぢのするがのかみよしむら、これをうけ給て、らうどう小河十郎をつかひにて申やう、たねよし御てきにまかりなり候うへは、そのしそんとして、たすけをかれんことかなふまじく候へば、それに侍るおさなきものども、こと〴〵く御いだし候べきよしを、申つかはしければ、やべのにかう、さこそかなしくはおぼしめせども、ちからおよばず、十一になるをば一人とゞめて、九ツ・七ツ・五ツ・三ツになる四人をば出されたり。十郎、いかにおとなしくおはしますとよわうどのをば、出させ給はぬぞと申ければ、尼公、されば是はいづれよりもあひなれて、ふびんなればとゞむるぞ。そのかはりには、あまがくびをとれといへとのたまへば、

六ノ五 繪所、八十ばかりのにこうあり。そのまへに、九より下のおさなき子四人なく所、ふんの下にさぶらひ一人あり。にこうもなく所をかくべし。

承元の譲位

十郎かへり參てこのよしを申。げにもかの尼公は、くはんとうほうかう、たにことんなるするがのかみにもはゝなり。御てきたねよしにもはゝなれば、にくうもいとおし〔く脱カ〕もおぼしめし、ちからをよばず、一人をばたすけ給ふ。四人のおさあひをも、かまくら中へは入られず、てごしの川ばたにおろしをきて、こゝにてちうし奉らんとしければ、九・七・五のおさあひは、めのと／＼にとり付てなきかなしむ。三になる子はなに心もなければ、めのとがちぶさにとり付て、手ずさみしてぞゐたりける。兵ども目もあてられず、かなしく思へども、日すでにくれければ、四人のくびをかききりてかへりぬ。四人のめのとゞも、むなしきしがいにいだき付、聲々にをめきさけぶありさま、たとへんかたはなかりけり。からをばこしにのせ、やべにかへりければ、あま御ぜんは御らんじて、このとし月おぼし立しかひもなく、かくうらめしきめをみる事のかなしさよと、ちいさきしがいにいだき付、きえ入／＼し給ふが、さてあるべきにあらざれば、おの／＼一所にけぶりとなし給ふぞ哀なる。さてもおきの法わうの第一のみこ土御門院と申は、承元三年三月に、御心ならず御位をを

土御門院土佐に御遷幸

しとられ給ひしかば、そのうらみふかうして、御ちゝの上くはうと、日比御ふけうのやうにておはしましけるほどに、こんどの御ことにも、此君はとかくのさたにもおよばせ給はず。東夷もとがめ申さゞりける所に、くはんとうへちよくしを立られ、おきのゐんたうふくの御てうあいたるによて、くらゐをゝしとられぬれば、いこんにおもふといへども、上下人界にむまるゝことは、ふぼのをんにあらずや。然るに一院、はい所におはします。その御子として、都にあんどしてゐんことは、いよ〳〵ふかうのつみふかゝるべければ、ちんもおなじく、はい所におもむかめとのたまひければ、よし時いげの人々、このよしをうけ給は〔り脱カ〕て、はあれとおもひ奉る。されども仰あながちなれば、力をよばずとて、同十月十日、とさのくにゝせんかうあるべきにさだめられけり。たかつかさまでのこうぢどのゝ御所より御出あり。げしやくのつちみかどの大納言さだみち卿参りて、なく〳〵御車をよす。御供には少將さだひら・侍從さだもと・女房三人・いし一人参りつゝ、御道すがらも、哀なる御事どもおほかりけり。須ま・あかしの夜の浪の音、たかさご・おのへのあかつきの

土佐より阿波に移り給ふ

しかの聲、神無月十日あまりのことなれば、木々のこずゑ・野邊の草むら、しもかれ行けしきなるに、御たもとの上は、秋をのこして露ふかし。さぬきの屋しまを御らんずれば、安德天わうの御ことをおぼしめし出され、松山を御覽じては、すとくゐんの御事をしはからせ給て、なにごとにつけても、いまは御身一の御事におぼしめし、しづませ給ふぞあはれなる。

繪所、ふゆのけしき。四こくのうみのおもてを、ゐんの御所御ふれにめして御とをりある。御そばに女ばう・くぎやう一人、四こくのかぎりを御らんずる所かくべし。きびしきしゆごのぶしはあるべからず。ぶしはたゞ御とも申までなり。

かくてとさのくにゝつかせ給て、しばらくすまはせ給ふ所に、御すまゐちいさく侍るよし申は、それよりあはのくにゝうつらせ給ふほどに、あはととさと兩ごくの中山にて、にはかに大雪ふりて、せんごのみちもわけがたく、がよてうもあゆみかね、ぐぶのともがらも、ゆきやらざりければ、いかにすべしともなくて、御こしをかたはらにかきすへ奉りければ、院御なみだぐませ給て、

浮世にはかゝれとてこそむまれけめことはりしらぬわが涙かな

とおぼしつゞけ給ふぞかたじけなき。ぐぶの中にばんじやう一人候けるが、みめかたちよかりければ、侍次郎と名づけられたり。ゐなかにては造作もなさるまじければ、ばんじやうはふようなり（るべし）。たゞ都にとゞまるべしと仰けれども、あながちにすゝんで、御ともに参りけるが、たゞ今の折ふし、てぐそくもちて木にのぼり、かれたるえだ共きりをろし、御こしのせんごにとりつみて、たき火にしければ、うへ（きみ）をはじめて、ぐぶの人々あんどの思ひをなし給ふ。君御心のびさせおはしまして、ばんじやう、たゞいま大せつなりとぞ仰られける。夜も明、雪もうすらぎければ、御おくりの人も参りかさなり、御むかひのともがらもすゝみくはゝりければ、よう〳〵あはのくにへならせ給て、

うら〳〵によする白浪ことゝはんおきの事こそきかまほしけれ

綸所、あはのくにうみつちかき所に、そさうなる家づくりあり。そのうちにいんの御しよおはします。御そばにさぶらひどもあまたあり。女ばうもくげ衆も有べし。

承久三年六月中じゆん、いかなる月日なれば、三いん・二宮え（ゑ）んたうへうつされおはしまし、公卿・官軍（くわんぐん）、流ざい・るけいにあひぬらん。ほんてういかなる所なればをん

をしる志んもなく、はぢを思ふ兵もなかるらん。あまつひつぎは、あまてらす太神・八まん大ぼさつの御はからひと申ながら、けんわう、げき志んをもちひてもたもちがたし。けんしん、あくわうにつかへてもおさまらず。一人いかる時は、つみなきものをもばつせられ、一人よろこぶ時は、忠なふしてしやうせらる。されば天、これをにくみ給ふにや。四かいにせんじをくだされ、志よこくにちよくしをつかはされけれども、いさゝか志たがひ奉るものもなし。これよりいよ〳〵武家、天下のけんをとつて、せいだうをほしいまゝにせしかば、日本國なびかぬ草木はなかりけり。

承久記 上（前田本）

後鳥羽院御即位

始めて西面の武士を置く

人皇八十二代の御門をば、隱岐法皇とも申し、後鳥羽院とも申けり。高倉院の第四の御子、後白河院の御孫なり。壽永二年八月廿日、御とし四歲にて御即位、御在位十五年が間、藝能二を學びましま す。建久九年正月十一日、御位をおりさせ給ひて、第一の御子に讓り給ふ。土御門院是なり。其より以來、あやしの民に御肩をならべ、いやしき下女を近づけ給ふ御事もあり。賢王・聖主の道をも御學ありけり。又弓取てよき兵をも召つかはばやと叡慮をめぐらし、武勇の者を御たづね有しかば、國々よりすゝみ參る。白河院の御宇に、北面と云ふものをはじめさせ給て、侍を玉體に近づけさせ給ふ御ことありき。此御時より西面と云ことを始めらる。はやざ・わ水練に至まで淵源をきはめましま す。弓取てよからん勇士十人まいらせよと、關東に仰ければ、常陸筑後六郎・遠江彌三郎一家に、天野次郎左衛門尉時連を始めとして、

弓の上手並に相撲の上手を關東に召す

順德院御即位

王室の衰へし原因

賴朝を征夷大將軍に補す

六人を進せらる。相撲の上手同進上せよと仰られければ、其比岡部鬼助五郎・大嶽小太郎家光二人參るを、鬼助をば秘藏して關東にとゞめ、大嶽小太郎を進せられけり。かくて十三年を經て承元四年四月廿一日、一の御子御位を下し奉り、第二の御子を御位に立奉らせ給ふ。順德院是なり。是は當腹御寵愛によて也。其後十一年を經て、承久三年四月廿日、又御位を下し奉て、新院の御子に讓り給ふ。依之新院とも、法皇の御中御不快也。御在位四ヶ月に及ばずして、御位後堀河院に參りて、王法つきはてさせ給ひ、人臣世を背し故をいかにとたづねるに、地頭・領家相論の故とぞ聞えける。上古は地頭といふことなかりしを、故鎌倉右大將賴朝、平家を亡しける勸賞に、文治元年の冬の比、日本國の惣追捕使幷に征夷大將軍に補し給ふ。故に國々に守護をゝきて郡鄕に地頭をすへ、既に段別に五升宛の兵糧米をあて取。是に依て領家は地頭をそねみ、地頭は領家を輕しむ。賴朝は伊豆の國ノ流人たりしが、平家追討せよと云院宣を承て、治承四年の秋の比、謀反を起して六ヶ年の間天下安からず、元暦二年春夏の比、平家を滅しはてゝ靜謐して十三年、世を取事十九年なり。

頼家二代の將軍となる

實朝征夷大將軍に補せらる

實朝任大臣大饗に就いて公家僉議

按察光親の意見

攝政良經の意見

廿年と申正治元年正月十三日ニ卒し給ふ。其御子左衞門督賴家、二代の將軍として世を繼たまふといへども、不調のふるまひをし給しかば、神慮にも放たれ、人望にも背く故に、僅に五年のうちに、外祖父遠江守時政の爲に亡され給ぬ。御弟の千万御前、いまだいとけなくして、建仁三年征夷將軍の宣旨を下さる。從五位下十三にて元服、右兵衞ノ權ノ佐實朝とぞ申き。從四位上三位ノ中將、從二位建保四年御とし廿四にて權中納言に補す。隨身四人を給ふ。同五年權大納言從上二位、同六年右近ノ大將〔道〕通家卿跡也。同年十月右大臣、是太政大臣公房公ノ跡也。同七年正月廿六日、大饗可ㇾ被ㇾ行とて尊者の爲に、坊門ノ大納言忠信卿を關東に招請すべきよし其聞えあり。此事公家僉議あり。按察ノ中納言光親卿申されける〔は脱カ〕抑例を往代に尋るに及ばず、實朝が親父賴朝右大將拜任は、即上洛をとげ格式のごとし。何ぞ實朝自由に其身關東にありながら、結句卿相を都鄙の堺に下して拜賀をすべしや。百官を王庭に定められて已來、いまだかゝる例を聞ずと申されければ、其時の攝政後京極殿にてましましけるが、仰られけるは、光親卿の異見條々其謂あり。但なに共たゞ

實朝の拜賀に參列の公卿殿上人以下

實朝が申まゝに御許あるべしと覺ゆ。舊儀を亂り格式を違せば、官職は私にあらず、神慮も御ゆるし有べしと仰有ければ、同正月廿七日（イホ三正月廿四日忠信卿鎌倉下著）忠信卿・右衛門ノ督實氏卿・相中將國通・池ノ三位光盛・刑部卿宗（長イ）公、殿上人十人一條大夫・花山院侍從良氏・一條少將良繼・右衛門督賴經・伯耆ノ前司師孝・伊與少將宗政・因幡ノ少將隆經・右馬ノ權ノ頭能茂・文章博士仲明・權ノ亮三位中將信能ノ朝臣、隨身八〔六カ〕人秦公氏・同兼村・播磨ノ貞文・長門親任・下野尊光・同篤氏、前駈廿人平〔勾〕公當時盛・藤〔勾當〕公狂賴隆・美作藏人大夫行國・相模ノ權ノ守經定・丹後藏人忠國・頭右馬助行光・伯耆ノ前司近時・長井右衛門大夫親廣・相摸守時房・足利武藏ノ前司茂氏・駿河ノ介致俊・藏人大夫重綱・頭藏人大夫有儀・甲斐右馬助宗康・武藏守時廣・筑後前司賴時・左京ノ權ノ大夫茂〔義歟〕時・修理ノ大夫惟茂、隨兵十人武田五郎信光・加賀美次郎左衛門尉定長・江八郎師景・三浦小太郎兵衛朝村、調度懸には大夫判官元定・隱岐次郎左衛門元行也。

仲章に對する批判

同廿七日若宮にて御拜賀あらん時、御〔衍カ〕御裝束の下にめさるべしとて、大膳大夫廣元、唐錦威の御腹卷一領したてゝ進せり。文章博士上古なきことなりとてやめ奉る。類にひろさてあらばやと申されけるを、かなら

鎌倉中の騒擾

實朝公曉に斬らる

ず秉燭にすることなりとて、戌ノ時若宮へ參り給て御車より下させ給ふ時、御はかせの鞆、車の手形に入たりけるを才らせ給はで引たらせ給ひぬ。人あさましと見奉るほどに、文章博士くるしく候はじとて、木を結そへて進せたり。劉皇王と云人、遠く道を行に車のよこがみ折たりけるを驚かずして、二たび歸ることを得ず。後車の誡をしりながらいさめ申さゞりける文章博士、一業所感の身なればにやとあはれ也。是のみならず、御拜賀の時、黑き犬の御前を過る事ありけり。次にいづくよりともなき女房の、中の下馬の橋の邊よりうす絹きたりけるが、二三人ほど走りたりとぞみえし。いつかよりけむ薄絹うちのけ、ほそみの太刀をぬくとぞみえし。大臣殿を切たてまつる。一の太刀を笏にて合させ給ふ。次の太刀に切臥られさせ給ひぬ。廣元やとぞ仰られける。次の太刀に文章博士きられぬ。次の太刀に伯耆ノ前司師敎、疵をかうぶりて次の日死す。是をみて一同にあとばかりぞおもむきける。供奉の公卿・殿上人はさて置つ。辻々の隨兵所々のかゞり、東西に周章して走り南北に馳ちがふ。其こゑ億千の雷を集めたるがごとし。若宮の別當公曉がしわ

公曉の最期

實氏の和歌

ざ也と、こゝろ〴〵にぞのゝじりける。かゝりける間、三浦平六左衛門承て、彼坊中をさすがに逐電してみえず。立合者は打とられ、したがふ者は多くからめとらる。此別當と申は、故左衛門督頼家の御子息、御年四歳にて父にをくれ給しを、二位殿はぐくみ奉り、若宮の別當になし奉り給ふ。今年十九にぞならせ給ける。此両三年御所中にばけ物とて女の姿して、人あまた見合事有し。極て足はやく身がるくして、しばしはまみえて行。門に入をも人見けれど告ず。今こそ此人のしわざ也と思合けれ。其後所々にて、人をあまたからめけれども、禪師殿にてはなかりけり。人の推して申けるは、平六左衛門が子息、若宮の兒にて有ければ、それをたのみて山越におはしけるほどに、大雪はふりたり。山の上よりすべり落ちて、小屋の上におちかゝりけるを、里の者盗人とて打ころしけり。終夜犬集てかぶりくらひければ、其形ともみえね共、是ぞ禪師君にておはすらんと推しけり。公卿・殿上人むなしく歸上り給ふ。駿河ノ國うき島が原にて、歸鴈をとづれて行ければ、左衛門督實氏卿、

阿野冠者討たる

源頼茂自盡

後鳥羽院京童にぎじちやうとうと謡はしめ給ふ

春の鴈人にわかれぬならひだに歸る道には鳴てこそゆけ

さても此世中いかになるべきぞ。誠に闇夜に灯をうしなへるにことならず。鎌倉殿には誰をかすへまいらすべきといふに、駿河國〔阿〕河野次郎冠者と云人あり。是は鎌倉殿の御弟に、河野（阿イ）禪師の二男なり。是こそよき源氏なれば、鎌倉殿にも立給はんずらんとて、侍共あまた隨べしときこえしかば、鎌倉よりうたるべしとて、伊豆・駿河の勢を以てせめられしかば、しばらく防ぎたゝかひけれども、無勢なればうたれぬ。都には源三位入道の孫右馬ノ權ノ頭頼茂とて、大内守護にて有けるを、是も源氏なるうへ頼光が末葉なれと思召て、西面の者共に仰て、させる咎なきをうたせられけるこそ哀なれ。陣頭に火をかけて自害しけり。温明殿に付てげり。内侍所いかが成給ひけん。凡、院いかにもして關東を亡さんと思召けることあらば也。京童を集めさせ給て、ぎじちやうとうとうたへとて、物を給はりければ、さなきだにすゞろごと云に、ぎじちやうとう〳〵とぞ申ける。是は義時打頭と云文字のひゞき也。又年號を承久と付たるも深き心あり。其上南都・北嶺に仰て、義時を呪咀し給ふ。

同關東を呪咀せしめ給ふ

三條白川に寺を立、最勝四天王寺と名付て四天王を安置し、障子に詩歌を詠せさせらる。實朝うたれ給ぬときこしめして、俄に此寺をこぼたれぬ。調伏の法成就すれば破却する故也。六條ノ宮を鎌倉にすへ奉らんとおぼしめしけるが、京・田舍に二人の聖主あしかるべしとて止給ひけり。九條殿の三男、二歲にならせ給ふを、將軍に定させ給ひけり。是は右大將賴朝の御妹聟一條二位入道殿の御女、九條殿の北ノ政所にてましませば、其御ゆかりなつかしさに、義時申下しけるとぞきこえし。

賴經關東に下向

承久元年六月廿七日京をたゝせ給て、同七月十九日關東に下着。忽に槐門・太閤の窓を出て、軍濫〔監カ〕・亞相乃樞(とぼそ)にとゞまり給ふ。抑右京大夫兼陸奥守平義時は、上野ノ守直方が五代の末葉北條時政が嫡子、二位殿の御弟、實朝の御伯父なり。權威重くして國郡に仰がれ、心正しくして王位を輕くせず。

仁科盛朝院に參仕す

爰に信濃ノ國ノ住人二科次郎盛朝と云者あり。十四五になる子二人持たり。存旨有に依て元服もさせず、折節院熊野參詣の道にて參りあひ、やがて見參に入奉り、しかぐ\と申上ければ、則西面に參べきよし仰下されけり。よろこびをなし父盛朝もまいる。義時傳聞て、關東御恩の者が義

義時盛朝の所領を没收す

承久の亂の近因

義時院宣を拒み奉る

後鳥羽院の御憤

時に案内を經ずして、左右なく京家奉公の條、甚以奇恠なりとて、盛朝が所領五百餘町沒收し畢。盛朝このよしを院へ申ければ、可二返付一よし、義時に院宣を下さる。御請文には可ㇾ返よしを申ながら、即地頭をすへられけり。院奇恠なりと御氣色斜ならず。

院白拍子御寵愛之事

又其比、京に龜菊と云白拍子あり。院御志不ㇾ淺して、攝津國倉橋ノ庄と云所をぞ給ひける。彼所は關東の地頭あり。ともすれば、つゞみうち共を散々にしける間、院に訴申ければ、地頭を可二改易一よし院宣をなさる。義時御請に、彼庄の地頭は右大將の御時、平家追討の恩賞也。命にかはり功をつみて給はりたる所也。義時が私のはからひにあらずと申ければ、それはさることなれども、當時罪科によつて改易すること也。唯沒收すべき由仰下されけれども、猶以叶難きよし御請申けり。一院日來の御憤に、盛朝・龜菊そゝのかし申ける間、彌〻御腹立させ給て、抑右大將賴朝

後鳥羽院秀康をして胤義の所存を問はしめ給ふ

胤義の所存

を鎌倉殿となす事、後白河法皇の御許なり。〔率カ〕卒土の王土は皆是朕がはからひ也。然るを義時、過分の所存に任して院宣を違背申こそ不思議なれ。天照太神・正八幡もいかでか御力を合せ給はざるべきとて、内々仰合せられける人々には、坊門大納言忠信・按察中納言光親・中御門中納言宗行・日野中納言有雅・甲斐中將範義・一條宰相能信・池三位光盛・刑部卿僧正長嚴・二位法印尊長、武士には能登ノ守秀康・三浦平九郎胤義・二科次郎盛朝・佐々木彌太郎判官高重等也。是はみな義時をうらむるもの共也ければ、神妙の御はからひなりとぞ申ける。攝政・關白殿など位をもき人には仰合られず、時々聞給ては思召さるゝことは理也。然るに唯今天下の大事出來て、君も臣もいかなる目をか見給はんと恐れまします。一院、秀康をめして先胤義がもとに行て、所存之旨をたづねよと仰有ければ、秀康が宿所に胤義を〔招イ〕めして、抑、御邊は鎌倉奉公を捨て、公家に奉公、いかやうの御心にて候ぞと尋ければ、胤義が俗姓、人みなしろしめされたる事なれば、今更申に及ばず、故右大將家をこそ重代の主君に賴奉りしが、此君にをくれ奉て、二代の將軍を形見に存せしに、是にも別奉て後

後鳥羽院胤義を召し給ふ

は、鎌倉に胤義が主とてみるべき人があらばこそ別の所存なし。大底みな是也。次に胤義が當時相具して候女は、故右大將殿の時、一法房と申もの丶女也。賴家の督ノ殿にめされて若公一人儲ケ奉りしを、若公の禪師公の御謀反に同意しつらんとて、義時に誅せられけり。此故に鎌倉に居住して、つらきものをみじと申間、且は心ならぬ奉公仕也と申けり。秀康、まことにうらみ深き御理也。義時が擧動過分共をろか也。いかにして亡すべきと云ければ、胤義重て申けるは、京・鎌倉に立別て合戰せんずるには、いかにおもふ共叶候まじ。謀を廻してはなどか本意を遂ざるべき。胤義が兄にて候義村は、謀ゴト人にすぐれて一家蔓て候。義時が度々の命に代りて、心安き者に思はれたり。内々胤義、消息を以て義時討てまいらせ給へ。日本國惣御代官は疑ひ有べからずと申物ならば、餘の煩になさずして、やすらかに打べきものにて候と申ければ、うちうなづいて、げにも可然とて、秀康御所に參て此由奏す。一院、胤義を小坪にめして、御簾を捲あげさせ給て、密々に直に御物語あり。胤義が申狀さきのごとし。頗叡感をすゝめ奉る。既に此事思召立て、秀康に仰

同兵數を召さしめ給ふ

公經父子幽閉せらる

て近江國の武士をめさる。鳥羽の城南寺の流鏑馬の爲にと披露す。承久三年五月十四日、在京の武士・畿內の兵共、高陽院殿にめさる。內藏權頭淸憲(範イ)承て交名を注す。一千五百餘騎とぞしるしたる。先ヅ輌居大將公經を召さる。余の御氣色も覺束なく思ひ給てければ、後見主稅ノ頭長衡をめして、伊賀ノ判官光季が許へはせ行て申べし。三井寺の惡僧實明等をめされ、其外南都・北嶺・熊野の者ども多く催さる。いか樣子細のあらんずると覺る也。公經めされて唯今院參す。兼て告しらせん時院參すべし。左右なく參るべからずとぞ仰つかはしける。大將まいられければ、二位法印尊長承て、公經卿の袖を取て引、馬場殿にをし籠奉る。是は御謀反を領掌せず、いかにも關東亡しがたきよし申て、御謀反に與せざるによて也。今の西園寺の先祖也。さてこそ關東には、西園寺の御子息をば、忝事にはし奉りけれ。子息中納言實氏卿同めしこめらる。又胤義をめして、伊賀判官光季・少輔入道親廣をば打べきか。又召籠べきかと仰合られけり。胤義申けるは、親廣入道は弓矢とる者にても候はず。召れてすかしをかせ給て、一方にも指つかはされ候べし。光季は源氏にて候

親廣參院誓狀を上る

光季召に應ぜず

上、義時が小男にて弓矢とる家にて候へば、召れ候ともよも參候はじ。討手をさし向られ候べしと覺え候。乍ㇾ去先兩人めさるべく候かと申す。先少輔入道をめさる。やがて參るべきよし申て、御使歸りて後、親廣入道、光季がもとへ三井寺の騷動しづめん爲とて、急參べきよし仰下さるゝ間參候。御邊にも御使候けるやらんと云たりければ、判官いまだ是へは使も候はず。めしに隨てこそ參候はめと返事す。親廣入道は百餘騎にて馳參ず。殿上口にめされて、いかに親廣、義時已に朝敵となりたり。鎌倉へ付べきか。御方へ參べきかと仰下されければ、爭か宣旨を背奉るべきよし申ければ、さらば誓狀を以て申べきよし仰らる。二枚書て君に一枚、北野に一枚進らせけり。此上は一方の大將にたのみ思召よし仰含られけり。

光季合戰之事

其後光季を被ㇾ召。判官、院の御使に出合申しけるは、光季形のごとく鎌倉の代として、京都の守護に候を、先光季をめされて後こそ、自餘の武士をめさるべきに、今ま

で不レ被レ召候間、大形不審一にあらず候。やがて參べきよし申す。御使一時のうちに重てをそしとめされけれども、すぎにし比、あやしきことを聞し上、大將殿御使もやうあり。人より後にめさるゝ事も旁以あやしければ、御返事には、いづかたへも仰をかうぶり直に向べく候。御所へは參まじきよしを申ければ、光季めははや心得てけり。早く追討すべし。今日は日暮ぬ。明日向べきよし、胤義申て御所を守護し奉りぬ。光季も今日は日くれぬ。明日ぞ討手向はんずらんと思ひければ、楯ごもる。其夜家の子・郎等なみ居て評定す。人々申けるは、無勢にて大勢に叶がたし。私の遺恨にあらず、忝も十善帝王を御敵にうけさせ給へり。夜の中に京をまぎれ出させ給て、美濃・尾張になどかはのびさせ給はざるべき。又は若狹國へはせこえて、舟にめされ越後の府に著て、其より鎌倉へつたはせ給へと、口々に僉議す。東へも北へもおつべけれ共、人こそ坂東に多けれ。光季を憑て代官として、京都の守護にをかれたるものが、敵も敵により、所も所による。さすが十善帝王を敵にうけ奉り、所は王城の花洛、弓矢とるものゝ面目にあらずや。今は闕をもすへ

光季の郎評定

光季群議を排して籠城す

られてあらん。愁に落人と成て、爰かしこにて打とられん事こそ口たしけれ。義時かへり開れんもはづかし。若黨共のいはん所も安からねば、光季は一足も引まじ。落んと思はん人々は疾々（とく〳〵）落べし。うらみも有べからずと云。塹〔暫カ〕シこそ有けれ。夜更ければのこり少く落にけり。思ひきりとゞまる者は、郎等に新枝與三郎・つつみ五郎・飯淵三郎・大隅進士・山村次郎・河田太郎・治部次郎・園平次郎・大村又太郎・金王丸。（ヲ始トシテイ）已上廿七人なり。各〻父母・妻子のわかれも悲しけれども、年來のよしみ・當座の重恩、又未來の耻もかなしければ、骸を九重の土にさらすべしとて、とどまりけり。判官の子壽王冠者とて、十四歳になる有けり。判官、汝は有とても師（いくさ）すべき身にもあらず。鎌倉へ下り、光季が形見にもみえ奉れ。おさなき程は千葉介の姉のもとにて育てと云ければ、壽王申けるは、弓矢とる者の子となりて、親のうたるゝを見すてゝ逃る者や候。又千葉介も、おやを見すてゝ逃るものを養育し候べきや。唯御供仕候べしと云ければ、さらば壽王に物具させよと云ければ、萌黃の小腹卷に小弓・小征矢を負て出たゝせたり。光季も白き大口にきせながら前に置、弓

光季討伐

二張・簾二腰出居の間に居たり。白拍子共召よせ終夜酒ありし、夜も明ぼのになりしかば、日来秘藏せし物ども遊君共にとらせつゝ歸けり。同十五日午ノ時、上京燒亡出來たりとぞのゝじりける。又しばし有て、燒亡にはあらず、是へむかふ官兵の馬の蹴たつるけぶりなりとぞ申ける。既に院より指つかはさるゝ大將軍には、三浦平九郎判官胤義・少輔入道親廣・山城國〔守歟〕廣綱・彌太郎判官重高・駿河大夫判官佐信・筑後入道有範・同肥後前司有信・筑後太郎左衞門有長都合八百餘騎をしよせたり。館の內には少もさはがず、最後の酒宴して並居たり。新枝三郎申けるは、京極西の大門をも高辻面の小門をも共に開て、兩方を防て最後の合戰を人にみせ候はんと申ければ、新枝右近申けるは、二の門を開ならば、大勢こみ入て無勢を以て防がたし。大門をばさし堅め、上土門ばかりを開て、入ん敵をしばし防て後には自害せんと申。此義はよかりなんとて、京極おもてをばさし堅め、高辻おもてを開たり。兵ども矢さきをそろへて立ならびたり。一番には平九郎判官、手の者進めよとて時を作る。信濃國住人志賀五郎右衞門、門のうちへかけ入んと進みけるを、判官の郎

等武者次郎に膝を射られてのきにけり。矢崎五郎馳寄て、新枝四郎にかいな射られて引退く。矢崎彌淸太郎、新枝三郎に胸板いさせてのきにけり。高井兵衛太郎入かはりたり。内より放つ矢に、馬の腹射られて鐙をはづして、緣のきはまでよせたりけるが、高股いぬかれ引て出、西おもての帶刀左衞門射しらまされて退にけり。其後をしよせ〳〵たゝかへ共、打入ものこそなかりけれ。館の内には少もさはがず防けり。上土門をば破り得ず、大門を打破れとぞ下知しける。判官是を聞て、敵に打破られては見ぐるし。内よりあけよといひければ、治部次郎をし開、とく〳〵御入候へとぞ申ける。兵ども二手に引分て待處に、筑後左衞門をしよせたり。射しらまされてのきにけり。眞野左衞門時連入かはりたり。内より判官是をみて、日來の詞にも似ぬ物哉と、ことばをかけられて、門の外よりかけ入て馬より下、太刀をぬき緣のきはまでよせたり。簾の中より判官の射ける矢に、胸板のぶかにいられまろぶ所を、郎等肩に引かけて出にけり。平九郎判官車やどりに打入て、胤義宣旨の御使也。太郎判官に見參せんといはれて、簾のきはに立より、何と云ぞわ人共、

君をすゝめ奉りて、日本一の大事をゝこすはいかに、大將軍と名乘つれば、矢一つ奉らんとて放。胤義が弓の鳥うら射けづり、ならび立たる武者に射たてたり。胤義人を進めておもふ樣有とて引しりぞく。彌太郎判官高重とて、門の內へおめいてかく。壽王冠者が烏帽子おやにておはし候へば、恐は候へども矢一進せ候はんとて放矢に、高重が射向の袖にうらかゝせけり。高重引返す。御園右馬允・志賀平四郎射られて引て出。內には賴みつる新枝三郎、大事の手おひて腹を切、〔本ノマヽ〕治部二郎自害す。宗との者二人自害するをみて、のこる者共、矢は射つくしつ。內へ入て自害す。敵庭に亂入ければ、廿七人こもりつる兵十餘人落にけり。十人は自害して、判官父子・新枝右近・政所太郎四人にぞ成にける。家に火かけて自害せんとする所に、備前々司・舅の帶刀左衞門二人かけ入を、新枝右近・政所太郎おり合て打はらひ返り入、二人も手おひ自害して臥にけり。壽王丸簾のきはに立たりけるを、判官、敵にとらるな。光季より先に自害せよといはれて、物具ぬぎすてゝ刀を拔たりけれども、腹を切得ざりけり。さらば火の中へ飛で入しねといはれて走入けるに、たそろ

しくや思ひけむ。二三度走返〳〵しけるを、判官よびよせて、膝にすへ目をふさぎ腹をかききり、火の中へなげ入て、わが身も東へ向て、南無鎌倉八幡大菩薩、光季唯今大夫殿の命に代りて死に候と、三度かまくらの方を拜して、西に向て念佛となへ腹を切、火に飛入て壽王が死がいにいだき付て臥にけり。胤義・親廣已下、御所へ參り合戰の次第を奏す。君も臣も、むかしも今も光季ほどの者こそ有難けれとぞほめられける。一院今度勸賞有べしと仰ければ、胤義申けるは、光季ばかりにて候はゞ尤可然候。義時ほどの大事の朝敵をゝかれて、唯今の勸賞いかゞ候べきと奏す。君も臣もいしうも申たりとぞ仰ける。

義時追討之宣旨四方被下事

一院仰けるは、義時が爲に命をすつる者、東國にいかほどか有なんずか〔ろカ〕。朝敵と成て後、何ほどの事有べきと、とはせ給ひければ、庭上になみ居たる兵ども、推量候に幾くか候べきと申上る中に、城四郎兵衛なにがしと云者進み出て申けるは、色代申

城四郎兵衛の奉答

させ給ふ人々かな。あやしの者うたれ候だにも、命をすつるもの五十人・百人は有ならひにて候。まして代々將軍の後見日本副將軍にて候時政・義時父子二代の間、たほやけ樣の御恩と申、私の志をあたふることいく千万か候らん。就中元久に畠山をうたれ、建保に三浦を亡しゝより以來、義時が權威いよ〳〵重(おもく)して、なびかぬ草木もなし。此人々の爲に命を捨る者二三万人は候はんずらむ。家定も東國にだに候はゞ、義時が恩を見たる者にて候へば、死なんずるにこそと申せば、御氣色あしかりけれ共、後には色代なき兵也と思召合られけり。

德大寺公繼の諫言

大將公經父子死罪に行はるべきよし仰ければ、諸卿口を閉ル處に、德大寺右大臣公繼申されけるは、勅命の上は左右に及ばず候へ共、後白河法皇の御時、朝泰と申前後を不レ知不得心の讒奏につかせ給て、義仲を追討せんとせられしが、木曾憤を含み法住寺殿へ向て攻奉る。御方の軍、一時の内に破られて君も臣も亡び給ひき。今又胤義・廣綱が讒により、義時を攻らるべきか。敵を亡サンニ付ても、御方の亡んに付ても、大臣以下納言已上の人父子死罪に行はれんこと、能々叡慮をめぐらさせ給ふべきかと、憚る所もなく

被レ申けり。一院げにもとや思召けむ。死罪をなだめらる。さてこそ鎌倉にも傳聞て、近衞入道殿・德大寺右大臣殿兩所をば悉事に申されけれ。光季追討のゝちは、急ギ四方へ宣旨を下すべしと、人々申されければ、中納言光親卿奉て宣旨を出。其狀ニ云ク、

義時追討の宣旨

左辨官下

五畿內諸國早應下令レ追二討陸奧守平義時一、身參二院廳一蒙中裁斷上。諸國庄園守護・地頭等ノ事右內大臣宣。奉レ勅、近曾稱二關東之成敗一ト乱二天下一、讒之政務雖レ帶二將軍之名一ト、偏ニ假二其詞一、於レ今恣ニ致二裁斷於都鄙一。剩耀レ威如レ忘二皇憲一。論二之政道一可レ謂二謀叛一。早下二知五畿・七道諸國一、令レ追二討彼義時一、兼又諸國庄園守護人・地頭等有下可レ令三言二上旨一者、各參二院廳一ニ宜ク經二上奏一。隨レ狀ニ聽斷セ。抑國宰并領家等、寄二事於倫綍一ニ更勿レ致二濫行ノ綺一。是嚴密曾不レ違越一者、諸國可二承知一。依レ宣行レ之。

承久三年五月十五日　大史小槻宿禰

東國の御使

とぞ書たる。東國の御使には、御厩の舍人推松を下さる。是に付て人々の內消長

美濃以西京方に味方す

胤義が使者義村に內消息を渡す

多く下しけり。平九郎判官胤義は、私の使を立て內消息を下しけり。十六日ノ卯ノ時ニ東西南北五畿・七道に綸旨を分て下さる。南都・山門を始として、諸寺・諸山へ悪僧共をめす。悉可ㇾ參よし領掌申す。其外、君に志をはこぶ輩、諸國七道より馳參ず。美濃國より西は大略參じけり。東國の宣旨の御使・胤義が私の使、前後を論じて下(くだり)けるが、十九日の未の刻に、判官の使、片瀨川より先に立て鎌倉に入けり。駿河守義村が許に行て、文をさし上たり。急ぎ取てみるに、十五日ノ午ノ刻に伊賀ノ判官光季討れ候ぬ。去十六日卯ノ刻に、四方へ宣旨を下され候。又東國へ御使下候也とて、日來の本意をぞ書つくしたる。義村打うなづき、御使下なるはいづくにぞ。片瀨川より先立て候つれば、今はかまくらにぞ入候はんと申す。返事をせんと思へ共、今は鎌倉より關々も難儀治定也。申されたることはさ心得たりと申べしとて、使者を急ぎ返上す。時を不ㇾ移、使門を出ければ、義村勅命にも隨はず、胤義がかたらひにもつかず案じすまして、文を持て權大夫殿のもとにむかふ。折節侍の見參にてすきまもなき中を分て、さしよりて去十五日に御所より討手むかふて、伊賀ノ判官うた

義村胤義の書を義時に示し他意なきを誓ふ

推松を捕へて所持の院宣七通を押收す

れ、十六日ノ卯ノ時、宣旨四方ヘ下さる。東國への御使も唯今鎌倉へ入候也。胤義が内消息にて候とて、引ひろげて置たれば、義時みて、今まで事なかりつるこそ不思議なれ。宣旨にも東國の者共一味同心に、義時討て進せよとこそ候らん。人手に不レ懸して御邊の手にかけて、君の見參に入させ給へ。近くなより給ひそとて、かいつくろひ給ければ、義村、口おしくも隔て給物哉。御命に代り奉ること度々也。畠山亡させ給し時も、義村身をすてゝ六郎に組候き。建保には一門をすてゝ味方に參候き。忠賞一にあらず、いくたびも三代將軍の御形見にてわたらせ給ひ候へば、爭(いかで)か捨奉り候べき。全く宣旨にもかたより候まじ。胤義が語らひにも付まじく候。義村二心を存せば、日本國中大小ノ神祇、〔祇カ〕別而は三浦十二天神の神罰をかうぶり、月日の光にあたらぬ身と罷成べしと、誓言を立(たて)られければ、今こそ心安(こゝろやすく)たもひ奉れ、されば三代將軍蘇生(よみがへ)りてわたらせ給ふとぞ、見奉(たてまつる)とぞのたまひける。推松たづね出さる。笠井谷(香西イ)より引提て出來り、所持の宣旨七通あり。足利・武田・小笠原・笠井・三浦・宇都ノ宮・筑後入道已上七人にあてらる。此宣旨ニ付て人々の消息多かりけり。

二位尼諸將の意見を問ふ

二位尼諸卒異見之事

權大夫、駿河守を相具して二位殿に參ず。大名八人參りこみたり。庭にも間なくぞみえし。二位殿、妻戸の簾をし上給ひて、先宇都ノ宮をめされて、其後千葉ノ介・足利殿をぞめされける。二位殿仰られけるは、一院こそ長嚴・尊長・長季・胤義等が讒言に付せ給て、義時を討んとて、先光季うたれて候なれ。君をも世をも恨べきにあらず。唯わが身果報のつたなき也。女の目出度例には、我身を世には引なれども、我ほど物を歎き心をくだく者あらじ。故殿にあひはじめ奉りしより、父の誡・實ならぬ母の猜み・男の行衞・子の有様取集めてくるしかりしに、打續て國をとり人をしたがへ給しより、御身を佛神に任せ奉りしこと、晝夜をこたらず世を取治め給て後は、心安なるべきと思しに、大姫御前をば故殿とり分もてなし痛はりて、后にすへんと有しに、世を早くせしかば同じ道にと順ひしか共、故殿にいさめられ奉て、思やすめて過しに、小姫御前にもをくれて思ひしづみしに、子の爲罪ふかしといさめられ奉

り、それも理と思ひなぐさめて有しに、故殿にをくれ奉り、月日の影を失の心知して、子どもの歎をも此人にぞ慰めしに、此たびぞ思のかぎりなると思ひよはりしに、二人の君達いまだおさなくて、世の政にも不拘にして、二人の公達を育しに、左衛門督殿にをくれて後は、世中にうらめしからぬものもなく、心より外に偏に死なんとこそ思しに、右大臣殿たれかは御子ならぬ。實朝が唯一人になりたるをすてゝ外なんと、仰候こそ口をしく候へとうらみしかば、げにも死たる子をおもひて生たる子に別れん事、親子の慈悲にもはづれたりと、思ひ返して過しほどに、大臣殿夢のやうにて失給ひしかば、今は誰に引れて、命もをしかるべきなれば、水のそこにも入なばやと思定たりしを、義時が是を見て、故殿の御なごりとては、御方をこそ仰まいらせ候へ。義時が人に所をかれ候も、全高名にあらず。併御事故にてこそ候へ。誠に思召きられ候はゞ、義時先自害仕候て見せ奉り候べし。かた〴〵の御菩提と申、鎌倉の有樣と申、空く成候はん御ことこそ、心うく覺え候へと泣々申しかば、げにも故殿の御末たえんことも悲しくて、思ひにしなぬ身となりて、せめての

ゆかりをたづねて、將軍をすへ奉りて、此二三年は過候き。たとひわが身なく共、鎌倉の安からん事をこそ、草の陰にてもみんと思ひつるに、忽に牛馬の牧とならんずらんこそ口たしけれ。三代將軍の御墓のあと形なく失ん事こそあはれなれ。人々見給はずや。むかし東國殿原は、平家の宮仕せしにはかちはだしにて上り下りしぞかし。故殿鎌倉を建させ給て、京都の宮仕もやみぬ。恩賞打つゞき樂みさかへて有ぞかし。故殿の御恩をば、いつの世にか報じ盡し奉るべき。身の爲恩の爲、三代將軍の御墓を、いかでか京都の馬の蹄にかくべき。唯今各〻申切らるべし。宣旨に隨はんと思はれば、先尼を殺して鎌倉中を燒拂て後、京へは參り給ふべしと、泣々宣ひければ、大名共ふしめに成て居たる處に、赤地のにしきの袋に入たる金作の太刀二振、手づから取出して、是ぞ故殿の身をはなち給はぬ御はかせとて、形見に持たれども、是が鎌倉のあるかどでなればとて、足利殿に進らせらる。畏て給はられけり。宇都ノ宮には御局と云名馬に鞍をゝかせて、萠黄糸縅の鎧を引せ給ふ。千葉介には紫糸縅の鎧に長覆輪の太刀一腰、何も畏て給りけり。其後陸奥六郎有時・城ノ入道・

諸將鎌倉の爲に戰死を誓ふ

佐々木四郎左衛門・武田・小笠原坂東八ヶ國の宗との大名廿二人、かはる〴〵めされて、色々の物を給はる。因幡守廣元入道御酌取て御酒を給はる。各申けるは、爭か三代將軍の御恩をば思ひわすれ奉べき。其上源氏は七代相傳の主君也。子々孫々までも其御よしみを忘奉るべきにあらず。頓テ(やが)明日打立て命を君に進らせて、首を西に向てかゝれ候はんずると申て、一同に立にけり。

義時軍勢上洛之事

宣旨の御返事合戰の評定

諸將義時の意見に同ず

其後、義時の宿所に會合して、宣旨の御返事・合戰の次第評定あり。駿河守義村申けるは、足柄・筥根を打塞ぎ支(さゝへ)んとぞ申ける。權大夫殿、此義あしかりなん。然(しから)ば日本國三分二は京方に成(なり)なんず。唯明日やがてはせ上り、敵のあはん所を限にて、勝負を決すべきと有ければ、此御はからひ左右に及ばずとて、一味同心に打立けり。一陣は相摸守時房、二陣は武藏守泰時、三陣は足利武藏前司泰〔義カ〕氏、四陣は駿河守義村、五陣は千葉介胤綱、是は海道の大將たるべし。山道には一陣小笠原次郎長清、二

その部署

陣武田五郎信光、三陣遠山左衞門長村、四陣伊具右馬允入道。北陸道には式部大輔朝時を大將にて上るべしと定らる。各、申けるは、明日はあまりに取あへず、今一日のべられて、田舍若黨・馬・物具をも召寄て、上り候はゞやと申されければ、義時、大にいかりて、いはれなし。今一日も延るならば、三浦平九郎判官を先として討手むかひなんず。國々を打とられんことあしかりなん。明日は惡日なれば、由井濱に藤澤左衞門清親がもとに門出して、廿一日に發向すべしと仰ける。去ほどに、明る日の卯ノ刻に既に發向す。

海道の大將竝に其兵數

海道ノ大將軍には時房・泰時・泰氏・義村・胤綱、隨ふ兵には陸奥六郎・庄判官代・城入道・森藏人入道・狩野介入道・宇都ノ宮四郎賴成・大和入道信房・子息太郎左衞門・同次郎左衞門・弟三郎兵衞・駿河次郎茂時・同三郎光村・佐原次郎兵衞・甥又太郎・天野三郎左衞門政景・小山新左衞門朝直・中沼五郎宗政・土肥兵衞尉・結城七郎左衞門朝光・後藤左衞門朝綱・佐々木四郎信綱・酒井兵太郎秀胤・筑後六郎左衞門朝重・小笠原五郎兵衞・相馬八郎・豊島平太郎・園庄次郎・大酒賀兵衞・東兵衞尉武次郎・同平次・角田太郎・同次郎・佐野太郎三郎・同小太郎・同四郎・同太郎入道・同五郎入道・同七

東山道の大將竝に其兵數

郎入道・園左衞門入道・若狹兵衞入道・小野寺太郎・同中書・下河邊四郎・久下兵衞尉・讃岐兵衞太郎・同五郎入道・同六郎・同七郎・同八郎・同九郎・同十郎・江戸太郎・同七郎・同八郎・北見次郎・品川太郎・志村彌三郎・下島太郎・下太郎・門井次郎・渡左近・足立太郎・同三郎・石田太郎・同六郎・安保刑部・塩屋民部・加治小次郎・同丹內・同源五郎・荒木兵衞・目黑太郎・木村七郎・同五郎・相良三郎・美加尻小次郎・馬屋次郎・萱原三郎・熊谷小次郎兵衞直家・弟平內左衞門直國・春日刑部・強瀨左近・田五郎兵衞・引田小次郎・田三郎・武次郎保宗・同三郎重能・伊賀左近太郎・本間太郎兵衞・同次郎・同三郎・佐々目太郎・岡部柄左衞門・善右衞門太郎・山田兵衞入道・同六郎・飯田右近允・宮城野四郎・子息小二郎・松田・河村・曾我・中村・早川人々・波多野五郎信政・金田十郎・勅使河原後四郎・新關兵衞・同彌五郎・伊藤左衞門・同六郎・宇佐美五郎兵衞・吉川彌次郎・天津屋小次郎・高橋大九郎・龍瀨左馬允・指間太郎・澁川中務・安藤忠光を先として、其勢十万餘騎をさし上す。東山道の大將軍には武田五郎父子八人・小笠原次郎父子七人・遠山左衞門尉・諏方小太郎・伊具右馬允入道、軍の檢見にさしそへられたり。其後五万餘騎、北陸道の大

北陸道の大將竝に其兵數

義時宣旨御請の詞

將軍には式部大夫朝時、四万余騎相具す。三の道より十九万余騎ぞ上せられける。宣旨の御請に、詞を以て義時申されけるは、將軍の御後見として罷過候に、王位を輕じ奉ることなし。自勅命を奉はること、是非みな道理の推所、衆中の評定なり。然を尊長・胤義等が讒言に付せまし〳〵て、率爾に宣旨を下され、既に誤りなきに朝敵とまかり成候條、尤不便之至也。但合戰を御このみ武勇を御嗜候間、海道の大將に、舍弟時房・嫡子泰時、副將軍に義氏・義村・胤綱等を始として、十万余騎をさし進す。東山道より五万余騎、北陸道より次男朝時、四万餘騎にて參り候。此兵共めして、合戰させて可レ被二御覽一候。若此勢しらみ候はゞ、義時が三男重時に先陣うたせ、義時大將として廿万騎にて馳參べく候。其爲にふる入道共は、少々鎌倉にのこし留め、楚忽にはせ參候間。今は坂東三分一の勢を先とし、餘三分二の勢は、今日・明日こそ馳來り候らめと奏し申べしとて、旅粮あくまでとらせて追出さる。推松、夢のこゝちして上りけるが、六月一日の酉ノ刻に嘉陽院に走り參て、御坪の内に打伏けり。君も臣も、いかに推松物をば申さぬぞ。つかれたるか。義時が首をば、何者が打て參ぞ。

鎌倉には軍するか、又兩方さゝへたるかと、口々にとひ給ふ。あまりに苦く候て息つき候とて、しばし有て申けるは、五月十九日平九郎判官の使、片瀬川より先立て鎌倉に入、義村に内消息付て候へば、承引したる顔にて使者をば返上せ、件の狀を義時にみせられて候ける間、推松からめ出されて繩を付られ候き。海道・山道・北陸道大勢上て後、廿七日の曉追出され候。義時かくこそ申され候しが、大勢は廿一日に鎌倉を立候しかども、をくれ馳の勢を待て打て上り候。餘に大勢にて道も去あへず。五日をくれて鎌倉をば立て候へ共、かゝる御大事にて候しほどに、夜も走り候間、大勢より先に參りて候。今ははや近江國へは入候つらん。海道は一町と馬の足の切たる所候はず。百万騎も候らんとて、又伏にけり。是を聞てみな色をうしなひ魂をけす。院は推松が申狀左ぞ有らん。臆すべからず。縦又、味方に志あらん者も、鎌倉出をば義時方とこそ名のらめ。日月いまだ地に落給はす。早く御方よりも討手を向べしとて、北陸道には二科次郎盛朝・宮崎左衛門親教・糟屋右衛門有高、都合一千餘騎を下し遣しゝかば、重てさし下すに及ばず。海道・山道二の道に

後鳥羽院諸將の意見を諮はせ給ふ

山田重忠の意見

院の御決心

京方の部署並にその兵數

討手を下すべしとぞ仰ける。胤義・廣綱以下兵共、各〻存之旨を可レ申由仰下されけり。中にも山田次郎重忠進み出て申けるは、敵の近づかぬ先に、御方より院々・宮々を大將として、敵の逢ん所まで御下候はゞ、其内の國々は御方に參候べし。此義あしく候はゞ、宇治・勢多を堅られて、人馬の足をつからかして、閑に宮古にて御合戰有て、若シ王法つきせさ給はゞ、各〻陣頭にて腹を切名をとめ、骸をうづむべしと、詞を放てぞ申ける。院きこしめされ、此兩条に過べからず。但今は敵、近江國に入ぬらん。〔討歟〕射手をさし向とも、いく程の國をしたがへん。宇治・勢多を堅めて、都にての合戰も心せはし。只〻敵のあはん所まで發向すべきよし仰下さる。胤義、此御はからひ然べしとぞ申ける。重忠ばかりは領掌申さずつぶやきける。秀康合戰惣奉行にて、胤義・盛綱・重忠已下、六月三日の卯ノ刻に都を立て、同四日尾張川に着て手々を分つ。大炊渡は山道の手なり。此手に修理大夫惟義・其子駿河大夫判官惟家・筑後六郎左衛門・糟屋四郎左衛門・西面の者少々其勢二千餘騎、鵜留間の渡には美濃目代帶刀左衛門・內藏入道千餘騎、いきが瀨には朝日ノ判官代關左衛門千餘騎、板橋に

は土岐次郎判官代川出太郎千餘騎、大豆戸(まめど)は大手とて、能登守秀康・胤義・佐々木下総前司盛綱・同彌太郎判官高重・安藝宗内左衞門・彌次郎左衞門盛時・足助次郎、西面の輩少々相具し一万餘騎、比惠島(ひえじま)には長瀬判官代・重原左衞門入道五百餘騎、食ッ渡(じ)には阿波太郎入道・臼井入道・山田大夫左衞門五百餘騎、墨俣には河内判官秀隆・山田次郎重忠・後藤判官基清・錦織判官、西面少々相具して其勢三千餘騎、市川崎には加藤伊賀前司光定、伊勢國ノ住人等相催して其勢千餘騎、都合味方の御勢、東國へさし下さるゝ分二万一千餘騎に過ざりけり。東國より攻上る勢の一方の勢の半分にだにも不及。勅命の忝さ、弓矢の名おしくて思ひ切てぞ下ける。院の御旗、赤地の錦にひしと金剛鈴を結ひ付て、中には不動明王・四天王をあらはし奉りたる旗十流を、十人に給りけり。私の家々の文の旗さしそへたり。おびたゞしくぞみえたりける。

京方高重戰死之事

東國よりの大將相摸守・武藏守、遠江國橋本に付たる日、京方下総前司の郎等筑井四

郎太郎高重と云者、其比東國へ下けるが、此事聞て馳上るに、大勢に道はとられぬ。遁れ行べきやうなく、先陣の勢にまぎれて橋本に付にけり。今は遁ばやと思ひて立あがり、馬の腹帯強くしめ、高志ノ山に打あげあゆませ行。其勢十九騎也。相摸守是を見給て、此勢の中に時房に案内を經ずして馳行こそあやしけれ。とめよと宣へば、遠江國ノ住人内田四郎が申けるは、駿河前司の申され候し御方の大勢の中に、京方定てあらん。道々・宿々御用心有べしと、若氣の御心もとなきぞと申され候つる物をといひもあへず、鞭を上て追かくる。内田兄弟六騎、新次郎・彌太郎・新野右馬允六十餘騎にて追かくる。筑井是をばしらず、打過々々行ほどに、音羽川と云川ばたに岡の有けるにたり居て、今は何ごとか有べきとて、馬の足休めて居たる所に、鎧着たる者けはしげに來る。何樣にも高重とめに來る者とおぼゆる也とて、傍に小屋の有けるに入て物具する處に、内田をしよせて、此家に籠りつるはいづくの住人、交名いかやうの人にてたはするぞ。大將の仰を蒙て、遠江國住人内田四郎等參りたりと云ければ、筑井進出で打笑て、かねては知給はじ。佐々木下総前司盛綱

の郎等筑井四郎太郎平高重と申者ぞ。彼大勢を敵にして、京方に參らんとするより。かゝる事は案の內なりとて、內田六郎が胸板かけず木箚はぎのかくるゝまで射たりければ、少もたまらず落にけり。是をみて六十餘騎、少もひるまずかけ入けり。安房國住人に郡司太郎と云者、小屋に入ければ、高重弓をば打すてゝ、組相けるが、さしちがへてぞ死にける。高重が郎等七人は共にうたれにけり。殘る十二騎、にぐるかとみる處に、左はなくて大勢の中にかけ入、一騎ものこらず討れにけり。十九人が頸一所にかけてけり。相模守・武藏守とをるとて、主從共にけなげなる者かなとぞ感じ給ひける。

義秀大矢河村三郎射返事

六月五日辰ノ剋に、尾州ノ一ノ宮ノ鳥井の前に、時房・泰時已下みなひかへて、手々を分てげり。敵已に尾張河にむかひたり。大炊渡をば山道の手にあつべし。うるまの渡は毛利入道、氣が瀨に足利武藏守殿・足助冠者、板橋には狩野入道、大豆戶は大手

東軍の部署

大豆戸合戦

平義秀大矢を泰時の陣中に射る

河村三郎大矢を射返す

なりとて、武藏守・駿河守、伊豆・駿河兩國の勢馳加て、彌、雲霞のごとくに成にけり。墨俣には相摸守・城ノ入道等、遠江國の勢十島・足立・江戶・川越の輩相具してむかひたり。手々に分らるゝ時、軍は山道の手をまちて、所々の矢合たるべしと、武藏守觸候はれけり。大塩太郎・浦田彌三郎・久世左衛門次郎、渡々によせたりけれども、山道の手を相待て扣たる所に、大豆戸の手、敵向に有とみて、大將のゆるしなきに、左右なく川をはせわたし、やがて射ちがへけり。武藏守是をみて、大にしかりて軍をするもやうにこそよれ。さしもをさへよと合圖をさしたるかひもなく、軍をはじめて渡候をさはがさん事、前後相違してんず。返々慮外也との給ければしづまりぬ。京方より朝橋三郎平義秀と名乘て、矢一ツ武藏守の陣中へ射わたしたり。取てみれば十四束二伏也。泰時此矢を大に笑て、朝稍は弓は射ざりけり。矢づか十二束に少はづみたる計也。是は味方臆させんとて、わざとにしたる也。誰か射返すべきと宣へば、駿河次郎泰村仕らんとぞ申されける。泰時、然べからず。御邊達の遠矢はこときはまりたらん時なり。河村三郎、此矢射返せと仰せければ射返しけり。

東軍の評定

大炊渡合戦

又山道の手關太郎と云者、敵ありと聞て三手が一つに成て馳向ふ。小笠原次郎長清父子八人・武田五郎信光父子七人・奈古太郎・河内太郎・二宮太郎・平井三郎・加賀美五郎・秋山太郎兄弟三人・阿佐里太郎・南武太郎・とゞろきの次郎・逸見入道・遠山左衞門・伊具右馬入道・布施中務・おほノ四郎兄弟三人・甕中三・志賀三郎・塩川三郎・矢原太郎・小山田太郎・彌御三郎・古美田太郎・千野太郎・梟田刑部・片桐三郎・長瀬六郎・吉澤左衞門・海野・望月、山にて馬ども馳ころし、つが野の大寺に敵むかふとて、たとしたれども人もなし。一河原と云所に陣取て、三が一手により合て軍の評定す。明日大炊ノ渡をばわたらんとて各休む所に、武田五郎申けるは、明日とはの給つれども、目に見たる敵をいかでか、一夜までは過すべき。人はしらず信光、今日此川をわたらんとて打立て、武田小五郎に心を合せて進にけり。二陣の手が進ければ、前陣・後陣いかでかひかふべきとて馳行、川端に馳てみれば、敵、川ばたより少引上て陣を取、川岸に舟を伏て逆茂木を引たり。輙くわたるべきやうなし。河上左近・千野彌六・常葉六郎・赤目四郎・内藤入道是常等わたりけるを見て、敵の方より武者一人下て申ける

は、一番にわたすはたぞ。かう申は、信濃國住人大妻ノ太郎兼澄なりとぞ申ける坂東より取あへず上りたり。同國ノ住人川上左近・千野彌六とぞ答ける。うては一案なれば、千野彌六をば大明神に許し奉る。左近允をば申請して、川へざと打付たり。千野ねてもふらずれめいてかく。主をこそ明神に免し奉れ。馬をば申請んして、切付のあたり迄、かくるゝまで渠たり。千野、逆茂木の上に立て、太刀をぬく所を、かゝる武者寄合て討取にけり。常葉六郎續て寄するを見て、五人寄合て頸をとる。赤目・内藤、是を馬の腹射させて、歩武者にて川をわたり、向の岸の下にわたり付。敵、是をばしらずして討ざりけり。武田五郎渡らんとしけるに、相具してわたる輩、同六郎・千野五郎太郎・矢島次郎・しばらきの次郎、五郎を先として百騎ばかり、河波白くけたてゝわたらんとしけり。敵、是を見て川岸に歩せ、矢さきをそろへて雨のふる如く射すくめられて、川中にひかへたり。武田五郎信光、鞭をあげて川の東の岸にひかへて鐙踏張、いかに小五郎、日比の口にも似ず、敵に後を見せて東へ返す物ならば、信光愛にて汝を討ふずるぞ。たゞ其河中にてしね〳〵。

武田信光父子大炊の渡を泓る

京方敗軍

返すなとぞ呼たる。小五郎是を聞て、唯しねや〳〵若共とて鞭をあつ。百騎あまり同頭にはせ渡す。舟も逆茂木も蹴ちらして、轡をならべて向の岸へさとかけあがる。父是をみて、小五郎討すなとて、一千餘騎馳わたす。小笠原次郎長清・遠山左衞門、是を見て鞭を上て馳つく。是を始として山道の手五百餘騎、旗の頭を一にして一騎ものこらずうちわたす。駿河大夫判官・帶刀左衞門・筑後六郎左衞門・糟屋四郎左衞門を始として名をおしむ輩共、返合々々たゝかひ〳〵落行ける中にも、帶刀左衞門返合て、深入して上野太郎に討れにけり。美濃蜂屋延者、それも深入して伊豆ノ次郎に討れにけり。大嶽小太郎家光と云者、思ひ切て返合たゝかひけるを、信濃國ノ住人岩間七郎組で落て、岩間が子二人落合て討てけり。筑後・糟屋太爾にて支ばしこらへけれ共、大勢になびかされて力なく落行けり。大妻太郎は始より命をしむ共みえざりけり。大事の手負て落もやらず。長野四郎と小鳴三郎と三人つれたりけるが、小笠原六郎それよりまはし討んとするを見て、大妻云けるは、敵の手にはかゝらずして、山へはせ入て自害せん。わ殿原、是より大豆戸へ落行て、合

御所燒菊銘の太刀

京方退却

戰のやうを能登守殿已下の人々に語り申せとて、山へはせ入けり。筑後六郎は小笠原ノ七郎を弓手に双べて、聞ゆる御所燒菊銘の太刀にて、小笠原が胴中を切落んとしけるが、打はづして馬の首を打おとす、其隙にのびにけり　長野四郎・小嶋三郎大豆戸へ馳行て、合戰の次第を申ければ、能登守秀康を始として、口おしき事かな。さり共とこそ思ひつるにとて、周章騷ぎたまふ。胤義是を聞て、唯今山道の手破れぬれば、下根の手には、是を聞てしほれ落なん。いざゝせ給へ。彌太郎判官山道の手に向て支てみむとて、常葉七郎案内して、五百騎ばかり歩せけり。其日夜に入ければ、能登守・下総前司已下より合て、平判官はたのもしげに云てむかひつれども、夜明なば山道の手あとへまはり、大手前より渡すならば、かくとも引共叶まじ。夜にまぎれて、こゝを引て都に參て事のよしをも申入て、宇治・勢多を固めて、世間をしばしみんと云ければ、尤可ㇾ然とて落行けり。胤義も此事、我一人武くおもふ共、勢ノ次第にすぎもてゆかば叶まじとて落て行。爰に大豆戸にむかひたる勢の中に、武藏ノ國ノ住人阿曾沼小次郎と云者あり。川に打臨んで申けるは、山道の軍は明日

東軍十万餘騎大豆戸を渡る

と合圖をさしたれ共、はや始て候けり。死たる馬ながれたり。山道の手の後陣にひかへんことこそ口惜けれと、云もあへず打入。二番に武藏太郎時氏打入たまふ。是をみて十万八百餘騎一度に打わたしけり。時氏三十餘騎にて、敵の屋形の内へためいて蒐入けり。兵一人も見えず、雜人共ぞ十四五人迯散ける。

承久記　下

京方皆退却

去ほどに、夜も明ぼのに武藏守、小太郎兵衛を使として、唯今大豆戸をわたり候也。同御急候べしと申されければ、足利殿、使のみる所にてわたらんとて、足曲冠者相共にわたしけり。小太郎兵衛も此手に付てわたしけり。讃川六郎が落けるを、日來のこと葉にも似ず。返せといはれて、大勢の中にかけ入けるが、又二たび共みえざりけり。池田左近とて健か者あり。是も返しあはせけるが、義氏の手に太郎兵衛と組で首をとらる。墨俣の手も、是を聞てわたしけり。小又太郎ぞ先がけゝる。敵、ふせぎ矢ばかり射て落て行。其外渡々、六月六日午ノ刻已前みな追落す。京方、一騎ものこらず西を指てぞ落行ける。野・山・林・河をもきらはず、田の中・溝の中共いはず打入々々、山も谷も關東の勢にてうめて行。京方、蓮田と云所に少々ひかへて相待罷ありけり。三鹿尻小太郎、京方一人が首をとる。善右衛門・田比の左近・扇

山田重忠の忠戰

東軍の相良三郎額を射ぬかる

兵衛・各、敵一人づゝ打、山田兵衛入道、二人が首をとる。京方に尾張國ノ住人下寺太郎が手の者落けるを追かけて、紀五郎兵衛入道生捕けり。京方に尾張源氏山田次郎、御方一人ものこらず落行をみて、あな心うや。重忠は矢一ツ射てこそ落んずれとて、杭瀬川の西のはたに、九十餘騎にてひかへたり。關東方より岡島橘左衞門公長、五十餘騎にて馬ばやに眞先かけて、河端に打臨みたるが、山田次郎が旗をみていかゞ思ひけむ。村雲立てぞひかへたる。後陣にあゆませたる相良三郎・波多野五郎・加地丹内・同六郎中務・高江次郎・矢部平次郎・伊佐三郎、三十騎ばかりにて馳來るを見て、公長川に打ひたす。西のはたに打あげて詞をかく。山田次郎重忠と名乘て射合けり。山田が郎等藤兵衛父子・山口兵衛・荒畑左近・小畑右馬允、河へ懸たとされて、陸へ上てかけめぐる。敵引て西の方へ落行。相良三郎、額を射ぬかれて若黨の肩にかゝりてありく。道に休みて矢をぬくに、柄ばかりぬけて根はとまる。僅に五分ばかり尻のみえたるを、石にて打ゆがめて、くはへて引けれどもぬけず。金ばしにて引共ぬけず。根良、いかにもして早くぬけとてわめきけり。弓の弦を

山田重忠退却

まがりめに結付て、木の枝にかけて、はね木を以てはねたれば抜たり。ぬけはつれば死にけり。暫く有て息ふき出す。此うへは國へ返すべし。但大將の御目にかくべしとて舁て歸るを、相良目をみあげて口をしきことをする奴原かな。西へかくべし。死なば宇治川になげ入よと云ければ、力なく又かきのぼる。加地中務・波多野五郎・矢部五郎射られて河原にとゞまりけり。残りは敵を追ける大將とみえて、兵共はせ行に目をかけて落行を、伊佐三郎をしならべて組處に、古き堀の有けるを、敵越けるとて馬まろびけるに、伊佐が馬も續てまろびけり。山田おき直て、汝は何者ぞ。我は源重忠なり。伊佐は信濃國ノ住人伊佐三郎行政也とぞ答ける。さては耻ある者にこそとて、太刀をぬきけるを見て、山田が郎等に藤兵衞と云者、馬より下、伊佐三郎を切る。三郎居尻に打すへられて居ながら、太刀を以て合せけり。伊佐が乘替の郎等二人まもり居たりけるが、主の既にうたるゝを見て、二人走よりけるが、敵、太刀を取直し討んとすれば逃にけり。又主を討んとすれば二人走りよる。如レ此すること三四度なり。其後、後より大勢馳來けり。山田をば藤新兵衞馬にか

きのせて落て行(ゆく)。

武家宇治勢多手合之事

相摸守、中一日垂井に留て、山道・海道二の手を一所によせ合せ、路次の兵ども馳集て、都合廿八万騎に成にけり。關が原と云所にて軍僉議所々の手分あり。武藏守申されけるは、今は宇治・勢多の合戰こそ、終にて有べく候へ。時々軍の僉議も手分も大事たるべく候。駿河守殿御はからひに付奉るべく候。憚からずわけ給へと申されければ、大將の御命により候へば旁許し給へ。北陸道の手はいまだみえず候。勢多の大手には相摸守殿、供御瀨には武田五郎一家人ども甲斐・信濃軍勢、宇治へは武藏守殿向はせ給候へかし。一口(いもあらひ)へは毛利藏人入道殿向はれ候べし。淀の手には義村罷向べく候と定め申けるに、相摸守の手に本間兵衛忠家と云者進出(いで)て、駿河守殿御はからひ左右に及ばず候へども、相摸守殿ノ若黨、軍なせそとの御事と覺え候。武藏守殿勢多へ向進らせられて、宇治へ相摸殿を向進られ候〔せカ〕べき哉らんとぞさゝ

東軍の軍評定

義村泰時の命により部署を定む

本間忠家の異議

義村の辯明

へける。いしうも申ものかなとぞ聞しけり。駿河前司義村申されけるは、さる事にて候へども、軍の有無は所によらず候ぞ。兵の心にてこそ候へ。又相模守殿をさき進らせ候て、爭か武藏殿勢多へは向はせ給べき。且は私の所存にあらず。平家兵亂の手合に、木曾殿を追討せられし時も、兄の蒲御曹司は大手勢多へ、御弟九郎御曹司は宇治へ向はせ給て候き。かの先規・龜鏡にして今まで關東めでたく候へば、義村が私のはからひにあらずとぞ申されける。武藏守殿今にはじめぬ事ながら、此義に過べからずとて、西路へ小笠原次郎・筑後太郎左衛門・上田太郎を初として、甲斐源氏・信濃國住人をさしそへらる。小笠原次郎進出て申けるは、身ををしむには候はず。關山にて馬共多く馳ころし、又大炊渡にて手のきはの合戦仕て、馬も人もせめ伏て候。筆にもあはぬ人共を遣れながら、長湍を向られ候事、御はからひとも覺え候はずと申されければ、武藏守殿宣ひけるは、痛み申さるゝ處、尤其謂候へ共、心安く思奉てこそ大事の手には向奉れと宣ひければ、力及ばず、重て辭し申に及ばずして向はれけり。其勢一万五千餘騎なり。式部丞朝時は五月晦日、越後ノ國府

式部丞朝時越後の國府出立

に付て打立けり。北國の輩悉く相随ひ、五万余騎に及べり。京方に仁科次郎・宮崎左衛門・糟屋左衛門先立て下りけれども、加賀國、林がもとに休みゐて、國々の兵共を召に、井手左衛門・石見前司・安原左衛門・石黒三郎・近藤四郎・同五郎、是等をめしけり。參らざりける物故に、日數を送る所に、宮崎と云所をもさゝへず、田脇と云所に逆(さか)茂木(もぎ)を引けれども、關東の兵、乱杙(らんぐひ)のはづれ海を泳がせてとをりけり。

砺並山合戦

六月八日、越中の砺並山を越くる處に、京方、三千餘騎を三手に分てさゝへんとしけれ共、大手、山のあなたに陣をとりて、夜をこめて五十嵐黨を前として山をこしける上は、仁科・宮崎、一軍もせずして落にけり。

京方糟屋左衛門戦死

糟屋ばかりぞ討死しける。

北陸道の京方皆敗北す

林次郎・石黒三郎・近藤四郎・同五郎、弓をはづして關東方へ參る。北陸道の在々・所々の京方一揆(ひとところへ)もせず、みな落にけり。少々相たゝかふ輩、頭共道々切かけて上りけり。何方(いづれ)を向べき樣ぞなき。

一院山門御幸之事

敗報を聞きて京方震慴す

一院坂本に御幸

公經父子供奉

六月八日の曉、秀康・胤義已下御所へ參て、去る六日大炊ノ渡をはじめてみな落失(おちうせ)候。杭瀬川より外、はか〴〵しき軍したる所も候はずと申ければ、君も臣もあはてさはがせ給き。唯今都に敵打入たるやうにひしめきけり。一院は、合戰の習、一方はかならず負也。さればとて、矢も射ぬことやはある。今は世はかうにこそ。愁の軍せんよりは、山門に移て三千人の大衆を賴て、吾は相綺(いろ)はぬよしを、關東へ怠狀せんとぞ被仰ける。卽坂本へ御出なる。御勢千騎ばかり有しかども、用に立べきもの一人もなかりけり。都には君も臣も武士もみえず。關東の勢もいまだ參らず、あきれはてたるけしき也。輛居大將・子息實氏召具せらる。二位法印尊長、腹卷に太刀帶て世乱レハ〔本ノマヽ〕大將父子討んとてをし双(ならむ)で、目を付(つけ)、太刀を拔かけてあゆませけれども、一院、御目も許しましまさねば、引のけ〳〵す。中納言、大將につかみつきて、法印が氣色はしろしめして候か。最後の御念佛候べし。又現世をも思召さば御祈念も候べし。敵(かたき)をば取て進(まいら)すべし。御心つよく思召さるべしと宣へば、公經も心得たりとのたまへども、わろくぞみえ給ける。日吉山王今度ばかり助させ給

へと、心のうちにぞ申されける。法印、大将にうち双べ〔ひカ〕給ふ時は、中納言、中へ入給けり。父には似ずよくぞみえさせ給ける。

一院還御

京方の部署并に其兵數

一院還御之事

一院、梶井宮にいらせ給ふ。座主大僧正乘圓參せ給ひ、内々御氣色もなく御幸之条、末代御誹をもうけさせ給ぬ(めカ)と覺え候。口をしくも候物哉。用にも立候べき惡僧共は、水尾(みを)が崎・勢多へ向候。急ぎ還御成て、宇治・勢多をさゝへて御覽候へ。さり共神明も御助候はんずらんと、泣々申されければ、九日に四辻殿へ還御なる。都には又悦びあへり。今一度防て御覽有べしとて、美濃堅者觀玄、水尾崎の大將也。其勢一千餘騎(二千餘騎イ)。勢多橋は山田次郎左衞門大將軍にて、三塔の大衆さしそへらる。供御(くご)瀬には能登守・平九郎判官・下総前司・後藤判官、西面の輩相そへ三千(一万イ)餘騎。鵜かひの瀬には長瀬判官代・上野入道五百餘騎。宇治には佐々木野前中納言有雅卿・甲斐ノ宰相中將範義・右衞門佐朝俊・大内修理太夫・伊勢前司・小松法印・山城守彌太郎判官、西

面の霊一万餘騎。眞木島には足立源左衛門。（五百餘騎イ）一口には一条宰相中將・二位法印尊長一千騎。淀には持門大納言忠信一千騎。廣瀬には河野入道五百騎。都合御勢三万七千騎とぞ聞えける。六月十三日官軍手々に向けり。南都の大衆をめされけり。山門の大衆をば宇治にさし向、南都の大衆をば勢多へ可被向由、已に治定する處に、遅参いか樣の事ぞやと。宣旨重て下さる。僉議しけるは、治承四年に當寺平家の爲に滅されしを、頼朝是を悲みて、寺敵重衡卿を渡さるゝのみならず、供養の期に至るまで、隨分の志を當寺にいたされき。私のことに於ては評議に及ばず、關東を見つぐべき事なれ共、是は勅定忝事なれば、それまではなし。關東を打ん事、定て佛意にも背べし。只何方へも參らざらんにしかじとて、勢多へも向はざりけり。然共惡僧の申けるは、今度我等さし出ざらんこと、山門の衆徒の後にいはんことたへがたし。日來弓矢嗜輩は、少々かけ出て軍せばやと云て、但馬律師・讃岐阿闍梨已下平等院律師共に五百餘人むかひけり。

宣旨を南都の大衆に下す

南都大衆の僉議

勢多軍之事

相摸守・武藏守、十三日に野路に付、十四日、相摸守勢多へよせてみれば、橋板を二間引て、南都の大衆共、坂東の武士を招けり。宇都ノ宮四郎遠矢に射る。武藏國ノ住人北見太郎・江戶八郎・早川平三郎をしよせて、射ゑらまされてのきにけり。村山太郎・奈瀨左近・吉見十郎・其子小次郎・渡左近・同又太郎兵衞・廣田小二郎も、敵すきもなく射ければのきにけり。中にも熊谷・久目・吉見父子五人、橋桁を渡て寄たりけり。奈良法師二重のかいだてに引のく。大將山田次郎使を立て、いかに大衆、無下に小勢にをはるゝぞ。鬼神とこそ賴みつるにとぞ喚ける。大衆逃るにはあらず。敵を深く引入て、一人もらさじとするぞと云もあへず、鳥の木の枝をかけるやうに、廿三人切てまはる。熊谷武く思へども、長刀におひゑらひかねて討手に入。坂東方、熊谷うたすなとためきけれども、橋桁はせばし。寄者ぞなかりける。熊谷播磨律師と組で首をとらんとする處に、播磨が小法師菊珍、熊谷を打間に、但馬律師落合、熊

東軍宇都宮四郎京方に射らる

谷が首を取。熊谷を初として七人、目の前にて討れにけり。吉見十郎久目ばかりは遁てげり。吉見が子十四になるを、肩にかけて歸りけるを、敵稠く射るをかなしとや思ひけん、子を川に投入てつゞいて飛入、川の底にて物具ぬぎ、大將の前へ裸にてぞ出來る。久目ノ左近、射すくめられて立たるを見て、平井三郎・長橋四郎、矢たもてを防ぎ久目を助けり。宇都宮四郎、二日路さがりたるが、勢待付けて三千餘騎に成にけり。二千餘騎をば父に付けて、千騎相具して行けるが、敵に扇にて招かれて腹を立て、僅に五六十騎勢多ノ橋へ出來て散々に射る。京方より雨の降ごとくに射けり。一千餘騎をくればせに付にけり。熊谷小次郎左衛門は、たのみたる弟討れて、死なんとぞ擧動ける。馬を射させじとて、矢の及ばぬ所に引のけゝり。信濃國ノ住人福地十郎俊政と書付したる矢を三町餘射こして、宇都宮四郎が鉢付の板に、したゝかに射立たり。宇都宮不レ安思たきあがり、宇都宮四郎頼成と矢じるしたるをいて、川端に立て能引放つ。川をすぢかひに三町餘を射こして、山田次郎が居たる所へ射渡す。水尾ガ崎堅めたる美濃ノ律師が手の者ども、舟に乘て川中より是を

三浦泰村宇治合戰の先をかけむと欲す

射る。其中に法師二人、宇都宮に射られて引退く。是を見て相摸守、京六兵衞を使として、軍は必今日にかぎるまじ。矢種な盡させそと仰られければ、其後は軍もなかりけり。此一両日はもとより降ける雨、十三日の日ざかりより車軸のごとし。人馬ぬれしほれ雜人動ず。

宇治橋平等院軍之事

同十四日、武藏守宇治に寄けるが、日暮ければ田原に陣を取る。駿河守、淀へ打分るゝ所にて、駿河次郎は義村に具せよと思ふといひければ、鎌倉より武藏守殿に付て候が、唯今御供仕候はねば、親子の中とは申ながら、無下に情なきやうに覺え候。三郎付奉り候へば、心安（こゝろやすく）思奉り候と言ければ、駿河守打諾（うちうべなひ）て、左も有事なりとぞ申ける。泰村二百餘騎にて足利に付、山より父にうちわかれ、宇治の軍の先をかけんとや思ひけん。尾張川にて足利、軍よくしたりければ、心惡く思ひけるを、足利殿も心得て、泰村に打つれ〱歩せけり。泰村が郎等に佐野太郎・小川太郎・長瀨三郎・

宇治橋合戰

東軍平等院に退却

東條三郎十四五騎打立て、雨の降候に、宇治に御宿取て入奉らんとて行。泰村心得て、若黨共先に立候が覺束なく候とて、武藏守殿へ使者を立てはせ行く。足利殿もやがて參とて打立けり。泰村道にあふ人に、宇治に軍や始(はじま)ると問ければ、十五六騎、橋にはせ付て唯今軍にて候と言ければ、さればこそとて馳行。前に立たる若黨共馬より下(おり)、桓武天皇より十三代の苗裔、駿河次郎平ノ泰村、宇治の先陣也と名乘て戰ひける所に、泰村馳寄てたゝかふ。郎等共力ついて彌〻たゝかひけり。足利武藏前司、をくれ馳して來り、泰村が旗の手同頭に打立て攻戰ふ。橋の板二間引て、山門ノ大衆三千餘人、十重・廿重に群集して、橋の上にも下にも兵船三百餘艘、波をうがつて三方より射る間、堪べきやうぞなかりける。駿河次郎、馬より下立て三方を射る。小川左衛門と云郎等、大將手を碎き戰事や候と制しけるが、泰村が矢に敵のさはぐを見て、さらば爰射給へ。あそこあそばせと云けり。熊野法師・小松法印五十餘騎にて來るが、射ちらされて引退く。坂東方も多く討れ手負ければ、足利も駿河四郎も引退て、平等院に籠りければ、敵いさゝか悅て、還て川をもわたしぬべくみえた

り。義氏、武藏守のもとへ使者を立て、大手を待請て、明日軍仕候はんと存候處に、駿河次郎が若黨共、左右なく軍をはじめて候間、義氏も戰て、若黨あまた討せ手負數多候。平等院に籠て候が、無勢と見てよせられぬべく覺え候。勢をさしそへらるべきよし申されければ、武藏守大に驚て、明日の相圖をたがへ、此師を仕損じぬるにこそ。今夜前よりわたされ、後より奈良法印・吉野十津川の者ども、夜打にかけんと覺る也。平兵衞、今夜宇治へはせよせ、平等院を固むべしと觸られけれども、雨は降案内はしらず、いかゞ向べき。明日こそ供御瀨に向參候はめと、口々に申て一騎も進ず。佐々木四郎左衞門信綱ばかりぞ向候はんと申ける。平等院には敵をすてゝ引退くに不及とて、義氏・泰村こらへたり。武藏守兵どもを催し、かねて敵を此方へ渡させて、此人共をうたせては師に勝ても詮なし。泰時こゝ也とてかけ出給ふをみて、一騎もとゞまらず、同時に打立はせ行に、雨車軸ばかり也。兵ども目をも見開ず、弓をとる手もかゞまりけり。天の責を蒙にこそ、十善ノ帝王に弓を引にやと、心細くぞ成にける。平等院の方より雷電頻にして、身の毛よだつ計也。大

泰時の武者揃

泰時秦野五郎を賞揚す

將軍泰時ばかりぞ、少も恐るゝけしきなし。あはれ大將やとみえし。平等院にかけ入て覺束なき間、來たりとのたまへば、足利も駿河次郎も、手を合てぞ悦びける。京方無勢とみえしかば、泰〔秦カ〕ノ新兵衞入道、馬もなし。下人もなく手づから旗さして、大將山田次郎御前に進出で、兵共少々向へわたし、敵打はらひ平等院に陣をとるならば、志ある者共、などか御方に參らざるべきと申。それは可然とて下知すれども、惟吉・光定・弘經・高重など、兵衞入道を賴て、軍すべきにあらずとて領掌せず。十四日卯の一点に、足利武藏前司・駿河次郎と名乘て、又橋爪によせて引退く。關左衞門入道・若狹兵衞入道・指間四郎・布施中務・相馬五郎・加地權次郎・鹽屋民部・同左衞門・新關兵衞・長江四郎をしよせて射伏らる。其中に秦野五郎、馬手の眼射ぬかれて矢を立ながら、大將の御前にぞ參たる。杭瀨川の額の疵だにも神妙なるに、誠に有難し。鎌倉權五郎再誕かと譽給、勳功は泰時證人なれば疑なしとぞ宣ける。高橋大九郎・宮寺三郎・角田左近・末名右馬助・高井小五郎・大鷹小五郎かけ出、面々に手負て歸けり。鹽屋ノ左近家朝と名乘て、山法師共散々に射る。左近、足を橋桁に射付ら

れにけり。あな口たしとて、子の六郎矢面にたゝかふ間に、矢をぬかんとすれども拔ず。太刀にて矢の立たる足を二に切わりて引ぬく〔きカ〕、肩に引かけて退にけるを人々感じける。成田ノ兵衛、是も手負て引退く。山僧覺心・圓應、橋の上にて長刀振まはしてぞ擧動ける。あれ射よと罵けり。圓應、足を橋に射付られて拔ざりければ、長刀にて足頸よりふつと打切て、彌、鳥のごとくに翔りて狂けり。武藏守、安東兵衞を使として、橋の上の軍やめられ候へ。かやうならば日數を送るとも、勝負有べからずと被ㇾ仰ければ、罷向て大將の仰也と。さけども雨は降、川音・打物のをと一方ならざりければ聞も入ず、安東も乱入てぞたゝかひける。武藏守御覽じて、結句安東も軍するござんなれとぞ咲給ける。平六兵衞と云者を以て、重て使を立られて、わ君も二の振舞するなといはれて、手をたゝきて制すれども、耳に聞入る者なし。平六兵衞力及ばずして歸にけり。佐々木平三郎盛綱、鎧をば脫をきて小具足ばかりにて、軍をば誰を守りてし給ふぞ。橋の上の軍御禁也。此後軍せん人は、大將の御命を背かるゝ人は敵也。かう申は、佐々木盛綱也と申て歸りければ、其後しづま

りけり。

宇治川先陣

東軍宇治川を渡らんとす

武藏守、陸奥ノ住人芝田橋六兼吉をめして、軍は止つ。河をわたさんと思ふぞと仰ければ、兼吉畏て承り、先瀨踏仕て見候はんとて河をみれば、夜の雨に昨日の水より三尺五寸ましたり。惣而常よりも一丈三尺ぞまさりける。兼吉いかゞ思ひけん。撿見を給て瀨ぶみを仕らんと申ければ、南條七郎時貞をさしつかはさる。刀をくはへてわたりけるが、安き所をも大事がほにわたりけり。槇嶋にあがりて、あなたを見れば安げなり。わたるに不及とて歸參りけり。武藏守よろこび給て打立給ふ。

佐々木信綱芝田兼吉と先陣を爭ふ

佐々木四郎左衞門思ひけるは、此芝田そゝめき申こそあやしけれ。此川の先陣せんとするごさめれ。此川をば代々我家にわたしたるを、今度人にわたされんこそ口をしけれ。信綱是を知ながら、生ても何かせんと、兼吉うち出ければ、佐々木馬に打乘て、芝田が馬に我馬の頭する程に歩せ行。安東兵衞も心得打双べ、佐々木に

宇治川先陣

同二陣

同三陣

つれて打出る。信綱、芝田に爰は瀬かとぞ問ける。橘六打わらひて、御邊こそ近江の人にてをはすれば、河の案内をば知給はめと云ければ、信綱ことはり也。幼少より坂東に有て、此川案内をしらずと申せば、其後兼吉をともせず、爰こそとて川の中へ打入る。水浪高くして兼吉が馬ためらふ所に、佐々木は二位殿より給りたる坂東一の名馬に、鞭も碎けよと打て、近江國ノ住人佐々木四郎左衞門源信綱、十九万騎が一番かけて、此川に命をすて名を後代に留るぞと、ためいて打出す。兼吉が馬も是につれて泳せけり。是を見て安東兵衞も打入けり。兼吉が馬川中より三段ばかりぞさがりける。信綱、むかひへする〳〵とわたして、打上てぞ名乘ける。兼吉いくほどなく打上て名のる。佐々木が嫡子十五に成(なる)は、はだかに成て父が馬の前に立て瀬ぶみしけるが、敵、向より雨のごとく射る間、裸にて叶はずして取て歸りけり。二番に打入輩は、佐々木與一・中山五郎・溝次郎・臼井四郎・横溝五郎・秋庭三郎・白井太郎・多胡宗内七〔八カ〕騎打揚る。三番に小笠原四郎・宇都宮四郎・佐々木左衞門太郎・河野九郎・玉井四郎・四宮右馬允・長江與一・大山次郎・勅使河原次郎、是も相違なく打

同四陣以下多く溺死す

あがる。安東兵衞、渡瀬に臨で見けるが、味方は多くわたしけり。下り頭にて渡瀬も遠し。二段ばかり下、少せばみにさしのぞき、爰のせばみ渡すならば、直にてよかりなんと、三十騎ばかり打入けるが、一日もみえず失にけり。川のせばきを見て安東がわたしければ、前陣の失るをもしらず大勢打入けり。阿保刑部貞光・塩屋民部家綱今年八十四、たしからぬ命かなとて打入けり。一目もみえず失にけり。關左衞門入道・指間四郎・小野寺中務・若狹兵衞入道、是も又共みえず。此中に指間四郎は馬もつよし。死まじかりけるを、帶刀關入道、弓手の袖に取つくとみえしが、二人ながらみえず。四番に布施左衞門次郎・大山彌藤太・秋田城四郎・諏方刑部四郎・山內彌五郎・高田小次郎・成田兵衞・神崎八郎・品川次郎・相馬三郎子共三人・志村彌三郎・豊嶋彌太郎・物居次郎・志田小二郎・佐野八郎・同小二郎・澁谷平三郎已下二千餘騎、ころごろに名乘てわたしけるが、一騎もみえず失にけり。五番に平塚小太郎・春日太郎・長江小四郎・飯田左近將監・塩屋四郎・出肥三郎・島平三郎・同四郎太郎・同五郎・平左近次郎・都合五百餘騎打入て、二目ともみえず。六番に佐目島小次郎・對馬左衞門次郎・

春日刑部泰時の渡河を諫む

大河戸小四郎・金子與一・同小太郎・讃岐左衞門太郎・井原六郎・飯高六郎・齊藤左近・今泉七郎・岡部六郎・糟屋太郎・飯島三郎・備前房、三百餘騎も沈けり。七番荻野太郎・小田橘六・宮七郎・岡部野藤太・城介三郎・石田左近・飯沼三郎・櫻井次郎・猿澤次郎・春日次郎・子二人・石川三郎、都合八百騎わたしけるも、又共みえず失にけり。武藏守此を御覽じて、泰時が運已に盡にけり。帝王に弓を挽故也。此上は生ても有べからずと、手綱かいぐり馳入んとし給所に、信濃國ノ住人春日刑部三郎と云者、子ども二人は前に流て死ぬ。我身も失べかりつるを、弓をさし出したるに取付て助り、二人のことを思て泣ゐたりけるが、武藏守殿既に河に打入給ふと見て、あな心うやとて走より轡に取付て、こはいかなる御事候ぞ。味方の軍兵、今川に沈といへども三千騎の内外也。十が一だにも失ざるに、大將命をすて給事や候べき。人こそ多候へども、大夫殿たのむと仰候つる物を、若此大勢を置ながら、此惡所に打入て、みすみす死なせ給はん事、誠に口たしかりぬべし。幾千万の勢候共、君死なせ給はゞ、みな京方に付候なん。是還て御不覺也。さこそ心細き人候らめ共、君の御旗を守りてこ

義時刑部を賞して上野國七千餘町の地を給ふ

そ候らめと、馬の口に取付をみて、武藏守の者共一二千騎、前に馳ふさがりてひかへたり。義時、此事後に聞給て、春日刑部、子共二人失のみならず、泰時が命を繼たる物なれば、今度の第一の奉公の者なりとて、上野國七千餘町給けり。武藏守泰時の子息小太郎時氏、父わたらんとするが、人に留らるゝと見て、川に打いれんとするを、安房國住人佐久目太郎家盛と名乘て、轡にむずと取付。大力の者なれば馬も主も動さず、大夫殿人こそ多候へども、見はなち申なと仰候しと申ければ、太郎殿腹をたて、何條去事有べき。親のひかへ給へるだに口たしきに、二人此川をわたさずば、坂東の者、誰を見て渡すべきぞ。にくい奴かなとて、鞭を以て佐久目がつら、取付たるうでを打給ひけり。家盛、さかしき殿の氣色かな。ゆるすまじきとて指つめたり。彌〻腹を立打給へば、家盛、わ殿のことを思奉てこそすれ。さらばいかに成はて給はん共心よとて、馬の尻をはたとうつ。何かたまるべき河に打入けり。佐久目、かいなは打れていたけれ共、見すつるに及ばず、つゞくぞよとて打入る。万年九郎秀行同く參るとて打入けり。相摸國ノ住人加賀輪三郎生年十六歲と名乘

東軍悉く宇治川を渡る

て打入る。武藏守是を見て、太郎うたすな。武藏・相摸の者共はなきか〳〵と宣へば、一騎ものこらず打入けり。廿万六千餘騎こゑ〴〵に名乘てわたしけり。一騎も不沈向の岸に打あがる。駿河次郎泰村是をみて、今までさがりけるこそくちをしけれとて、小川右衞門取付てゑめしけれ共わたすを、泰時使者を立て、是にこそ候へ。是へわたり候へと宣へば、泰村も一所にひかへけり。足利殿も一所に御入候へと申されければ、家子・郎等はみな河へ打入させて、是もひかへてぞおはしける。

宇治合戰

加賀輪三郎、向にはせ付て敵にをし双て組で落にけり。十六歲の者也ければ下になる。加賀輪が下人上なる敵の首をとる。小河次郎、あら手也。かけよと、武藏太郎にいはれて、眞先懸て戰けり。餘に乱あひて、敵も味方も見えずと云ければ、御方は川をわたりたれば、濡たるをゑるしにせよと、武藏太郎に下知せられて、落合落合組たりけり。

京方敗走

京方の大將佐々木野前中納言・甲斐ノ宰相中將を始として、一騎もひかへず落にけり。右衞門佐武士には、佐々木右衞門・筑後六郎左衞門・糟屋四郎左衞門・荻野四郎・同彌次郎左衞門ばかり也。武藏太郎、中將の甲のはちを射拂て、後の

頸に射立たり。うす手なれば逃のぶ。又京方右衞門佐朝俊、させる弓矢取て、朝家に忠を致すべき身にもあらぬが、望申て向けり。大勢に向て朝俊と名乘てかけければ、取こめて討てけり。仕出したる事はなけれども、申し詞ひるがへさずして、打死しけるこそ哀なれ。次に筑後太郎左衞門有仲、敵の中をかけ分て落。次に荻野次郎落行を、澁江平三郎をして双て組で落、荻野が頸をとる。次中条二郎左衞門落行を、陸奥住人宮城野小次郎生年十六歳と名乘て、次郎左衞門とくむ。次郎左衞門が乘替打てかゝる。宮城野、今はかうと思ひける處に、御方三百騎ばかり馳けるが、いかなる者が矢とはしらず、耳の根を射ぬく。其間に宮城野次郎左衞門が頸をとる。小河太郎、京方よりも出來るよき敵を、目にかけ組んとする所に、敵、太刀をぬき打に、目くれて組で落。たきあがりてみれば、我身組たる敵の首はなし。いかなる者なれば人の組たる敵の首取たるぞと呼りければ、武藏守殿の手の者伊豆國住人平馬太郎ぞかし。わ殿はたぞ。駿河次郎の手の者小川太郎經村といひければ、さらばとて返す。小河是を請とらず。後に此よし申ければ、平馬僻事也。小河高名

東軍京都に亂入す

にぞ成にける。山城太郎左衛門かけ廻ぐるを、佐々木四郎左衛門が手に取こめて生どる。坂東方の兵共、深草・伏見・岡ノ屋・久我・醍醐・日野・勸修寺・吉田・東山・北山・東寺・西塚〔に脱カ〕馳散々々、或は一二万騎或は四五千騎、旗の足を靡して乱入す。三公・卿相・北政所・女房局・雲客・青女・官女・青侍・遊女以下に至るまで、聲を立てをめきさけび立まよふ。天地開闢より王城洛中のかゝる事、いかでか有し。彼ノ保元のむかし、又平家の都を落しも、是ほどにはなかりけり。名をもをしみ家をもおもふ重代の者共は、此彼(こゝかしこ)に大將にさしつかはされて、或は討れ或はからめとらる。其外は青侍・町冠者原むかひつぶて印地(いんぢ)などいふもの也。いつ馬にものり軍したるすべもしらぬ者共が、或は勅命に駈催され、或は見物の爲に出來る輩共、坂東の兵に追つめられたる有様は、唯鷹の前の小鳥のごとし。射殺し切ころし首をとる事若干なり。坂東の兵、首一づゝとらぬ物こそなかりけれ。大將軍武藏守・足利殿・駿河次郎は舟にてをしわたる。信濃國ノ住人浦野次郎、宇治橋の北の在家に火をかけゝり。其煙、天に映じて夥し。淀・一口・廣瀨、其外の渡々に〔も脱カ〕是を見て一師(ひといくさ)もせずみな落にけり。駿

一院散兵を近付け給はず

河守・毛利入道・遠山左衛門は、或は舟にのり或は桴を組てをしわたる。鳥羽の高畠に陣をとる。宇治橋の川端に切かけたる頭七百三十也。是を實撿して、武藏守・嫡子時氏・有時などしたしき人々、僅に五十餘騎にて上河原と云所に陣を取(とる)。夜に入て武藏守、是にこそと、駿河守のもとへ使を立て申されければ、義村、子二三人打具して武藏守の陣に加はりけり。瀨多・宇治・水尾ヶ崎落ぬときこえしかば、一人も軍する者なく、みな落失にけり。南都・北嶺の大衆も落行けり。當日大衆、高聲に念佛申て、哀なりける王法かなと、高らかに口ずさび、泣々本山々々に歸けり。京方能登守・平九郎判官・下総前司・少輔入道・所々の軍に負て都に歸入、山田次郎も同京(おなじく)へ入。同十五日卯ノ刻に、四辻殿に參りて、秀康・胤義・盛剛・重忠こそ、最後の御供仕候はんとて參候へと申。一院、いかに成ぬ(べき身イ)とも思食れぬ所へ、四人參りければ、彌々さはがせ給て、我は武士向はゞ、手を合て命ばかりをば乞んとたぼしめせども、汝等參籠て防戰ならば、中々惡かりなん。何方へも落行候へ。さしもの奉公、空くなしつるこそ不便なれども、今は力及ばず、御所の近鄰に在べからずと仰出されければ、各、

心のうち、云も中々をろか也。山田ノ次郎ばかりこそ、されば何せんに參けむ。叶はぬ物故、一足も引つるこそ口たしけれとて、大音聲を上て門をたゝき、日本一の不覺人をしらずして、うきしづみつる口たしさよと、罵て通るぞかひもなき。各〻云けるは、今は二ッなし。大勢に馳向てたゝかひて、若死なれぬ物ならば、自害するより外は別の義なしと申ければ、各〻此義に同ずとて又取て返す。四人の勢三十騎ばかり也。平九郎判官申けるは、同は宇治の大手に向べきを、宇治・勢多大勢に隔てられては、雜兵にこそあはんずれ。是より西東寺はよき城郭也。爰に楯籠らばや。駿河守は淀の手なれば東寺をとをらんずるに、よき軍して死なんと思ふぞと云ければ、又此義しかるべしとて、東寺にはせ付、內院には不入、惣門の外釘貫の內に陣を取。高畠にひかへたる三浦ノ早原次郎兵衞尉・甥又太郎・天野左衞門・酒井平次郎兵衞尉・角田太郎・同彌平三など聞ゆる者共、三百餘騎ためいてかく。其中に早原次郎・天野左衞門は平九郎判官と見て、眼前親類なりければ扣てかゝらざりけり。早原又太郎子細をばしらず、父ひかへたるを心ちあしくや思けん。名乘てをしよせたり。

京方また敗走

胤義云けるは、さこそ公の軍と云ながら太郎無禮也。景義もらすなとて、高井を始として、中に取こめられて、馬手の田中へかけたとされけり。馳あがらんとする所に、弓手・馬手より攻ければ馬より落、かちに成てぞ戰ける。景義ガ甥平兵衞・嫡子兵衞太郎・角田兄弟命をすてゝ、景義を後にをしなし戰けり。不叶して胤義引返す。是を始として關東の勢、一面にためいてかく。作道を我先にと押よせければ、秀康・盛綱いかゞ思ひけむ。矢一ツも射ず、北をさして落行ク。山田次郎ばかりぞ防箭少々射て、それもおつと目につけて落行けり。今は平九郎判官ばかり也。胤義は東寺を墓所と定ければ、自餘の者、それは落も失よ。一足も退くまじとて入替たゝかひけり。され共大勢しこみければ、心は武く思へ共、愁に一切にも死終ず、東を指て落行けり。角田平二資親すぐやか者也。胤義に目をかけて、をし双べて組んとしけるが、資親叶はじとや思けむ。胤義がめのとご上田、はせ通りけるに組で落にけり。資親が乗替落合て頸をとる。胤義是をしらずして、彌太郎兵衞、唯三四騎に成て東山を志て落行。次郎兵衞・高井兵衞太郎、是も東へ落けるが、六波羅の蓮華王院に

一院東軍の四辻殿に押寄するを聞き給ひて院宣を下す

馳入、小竹の中にて二人念佛唱て、さしちがへて失にけり。胤義は志つる東山へはせ入て、物具ぬぎすてゝ慰(やすみ)けり。十九日巳ノ刻、泰時雲霞のごとくの勢にて、上河原より打立、四辻殿の院御所へよすと聞えけり。一院、東西をうしなひ給ふ。月卿・雲客前後を忘れてあはてさはぐ。責ての御ことに院宣を泰時に遣はされけり。

秀康朝臣・胤義已下徒黨可レ令二追討一之由、宣下既畢。又停二止先宣旨一、解却輩可レ令レ還二任之由、同被二宣下一訖。凡天下之事、於二于今一者雖レ不レ及二御口入一、御存知趣爭不二仰知一乎。就二凶徒浮言一、既及二此御沙汰一後悔不レ能二左右一。但天災之時至歟。抑亦惡魔之結搆歟。誠勿論之次第也。於二自今以後一者、携二武勇一輩者不レ可二召仕一。又不レ稟レ家好二武藝一者、永可レ被二停止一也。如レ此故自然及二御大事一由、有二御覺知一者也。悔二先非一被レ仰也。御氣色如レ此。仍執達如レ件。

六月十五日　　　權中納言定高

武藏守殿

〔かくイ〕
諸こそ被レ遊けれ。院宣を召次にもたせて、泰時に被レ遣たり。詞を以ては申べき事

泰時院宣の旨を奉じて四辻殿を攻めす

あらば、其より申さるべし。御所中にやがて發向せんこと、人民の歎、后妃・采女の恐れたそるゝ事の、餘に不便に思召さるゝ也。唯枉てそれに候へと被仰ければ、泰時馬より下、院の御使に對面して、院宣を披て見て高き所に卷納め、畏て承候畢。親にて候義時、かへり承て何とか申候はんずらん。先泰時にあてゝ院宣を拜見候條、忝存候。此上に左右なく參候はんことも、其恐候へば、後勘を知り罷留候とて、伯父相摸守時房に申合られければ、左右に及ばずとて、六條の北南に陣を取て居給ふ。大勢みな六波羅に打入けり。

胤義と郎等藤四郎

胤義は東山にて自害せんと思ひけるが、便宜あしかりければ、太秦に小見あり。其をかくし置ける所へ落行〔けるイ〕がさきには又大勢入亂ると申ければ、是に隱れ居て目をくらし、太秦に向はんと、此嶋と云社の内にかくれゐて、車の傍に立て、女車のよしにて木造の人丸をそのせたりける。胤義が出來の郎等に、藤四郎入道と云者、高野にこもりたるが、軍をも見、主の行衞をもみんと都へ上りけるが、爰を通るを内より見て出合たれば、藤四郎入道、いかにともいはず泪をながす。さて何としてか、〔こゝまカ〕かうではわたらせ給ぞと申ければ、西山にたさな

き者共の有を、一見て自害せんと思て行に、敵、已に乱入ときく間、爰にて日をくらし夜にまぎれて行んとて、休なりと云ければ、入道、敵、前に籠り御あとに亦みちみちたり。いつのひまに公達のもとへは付せ給ふべき。平判官は東寺の軍はよくしたれども、妻子のことを心にかけて、女車にて落行を、車より引出されて討れたるといはれさせ給はんこそ、口たしく候へ。昔より三浦一門に疵やは候。入道知識申べし。此社にて御自害候へかしと申ければ、胤義、いしくも申たる物かなとて、さらば太郎衛門、先自害せよ。心安く見をかんと云ければ、嫡子ノ太郎衛門、腹十文字にかき切て死ぬ。胤義も追つかんとて形見共送り、云けるは、藤四郎入道は、父子の首取て駿河守がもとへ行て、此頸共にて勳功の賞にほこり給はん事こそ、をしはかられて候へ。度々の合戰に、三浦の一家を亡し給ふをこそ、人唇をかへし候しに、胤義一家をさへ亡し給ひ候へば、彌〻人の申さん所こそ、還て痛はしく候へ。唯今思ひ合せ給はんずらんと申せとて、腹かきゝる。首をば取て森に火をかけて、むくろをば燒けり。其後駿河守所へ行て、最後の有樣申ければ、義村兄弟ならずば誰かは首を送

義村胤義等の首を抱へて泣く

山田次郎自盡

後藤基綱父を斬る

六條河原にて處刑す

るべき。義村なればとて、世の道理をしらぬにはなけれ共、弓箭をとるならひ、親子・兄弟互に敵となる事、今にはじめぬ事也とて、弟・甥の頸、左右の袖にかゝへて泣ゐたり。京より貴僧を請じ奉り佛事とり行、太秦の妻子よびよせていたはり慰めけり。山田ノ次郎は、西山に入て澤のはたに本尊掛、念佛しける處に、矢野左衛門をしよせければ、自害すべき隙なかりけるに、嫡子伊豆守防ぎつゝ、此隙に御自害候へと云ければ、山田は自害して伏にけり。伊豆守は生どられぬ。秀康・同秀隆生どられてきられぬ。下総前司盛綱も生どられて切れぬ。糟屋、北山にて自害す。天野四郎左衛門は、頸をのべて参りたりけれ共きられにけり。山城守・後藤判官生どられてきらる。後藤をば、子息左衛門基綱申請て切てけり。他人にきらせて、首を申請て孝養せよかし。是は保元に、爲義を義朝きられたりしに恐ず。それは上古のこと也。先規なかりき。それをこそ末代までのそしりなるに、二の舞したる基綱かなと、万人つまはじきをぞしたりける。近江ノ錦織判官代は、六波羅武藏守の前にて、佐野小次郎入道兄弟三人承て、侍にて手とり足取してきられぬ。六条河原にて謀反の

鐘月房和歌を詠じて死を免る

泰時合戰の次第等を注進す

聟の頸をきるに、劔をさすにいとまあらず。駿河大夫判官是信、行衛もしらず落にけり。二位法印尊長は吉野十津川に迯こもりて、當時はからめられず。清水寺法師鐘月房、弟子常陸房・美濃房三人搦とらる。既にきらんとする處に、〔暫カ〕蹔く助させ給へ。一首の愚詠を仕候はゞやと申ければ、是程の隙は給はるべしとてさしをくに、

勅なれば身をばよせてき武士の八十うぢ川の瀬にはたゝねど

此由、武藏守に早馬を以て申たりければ、免すべしとて、師弟三人ながら被レ免けり。人は能藝を嗜べき物かな。末代と云ながら、和歌の道もたのみあり。泰時やさしくも免されたりと、上下感じけり。熊野法印田邊の別當もきられにけり。

關東へ早馬にて軍次第注進之事

武藏守、早馬にて關東へ注進す。合戰の次第・打死・手負の交名注文、幷に召置所の交名・きらるゝ武士の交名、此外院・宮々の御事・月卿雲客の罪名・京都の政・山門南都の次第、泰時が私にはからひ難し。急速に承て治定して、降參すべきよし申けり。

早馬關東に着たりければ、權大夫殿・二位殿・其外大名・小名面々に走り出で、軍はいかに、御悅か何とかあると口々に問れけり。軍は御勝利候。三浦平九郎判官・山田次郎・能登守秀康已下みなきられぬ。御文候とて、大なる卷物さし上たれば、大膳大夫入道取あげて、一同にあつとぞ申されける。中にも二位殿、あまりのことに泪をながし、先若宮大菩薩を伏たがみ進(まゐらせ)て、やがて若宮へ參らせ給ひけり。それより三代將軍の御墓へまいらせ給て、御悅申有ければ、大名・小名馳集て御悅ども申あはる。其中にも子うたれ親うたれぬと聞人、悅につけ歎につけて、關東はさゞめきのゝじりあへりけり。

宮方死罪流罪之次第

關東の評定

評定有べしとて、大名どもみな參けり。一番の鬮は大膳大夫入道とりたりければ、申けるは、院々・宮々をば、遠國へながし奉るべし。月卿雲客をば、坂東へめし下すべしと披露して、道にて皆失はるべし。京都の政は、輛居大將殿御さたたるべし。

泰時院參謀反に與かれる公卿の交名を乞ふ

忠信以下の公卿捕へらる

八條の尼兄忠信の死を宥められんことを乞うて免さるる

（錄カ）
攝籙をば近衞殿へ進せらるべしと存候と異見を出す。義時、此義一分も相違なし。此義に同ずと仰ければ、大小名共も可レ然とぞ申ける。やがて此返事を書、一疋相そへて、翌日京へ早馬を立られけり。輛居大將殿に、此よし六波羅より申されければ、我當將軍の外祖にあらず、義時が親昵にあらざれども、正路を守て君を諫め申に依て、うき目をみし故也。是も夢也。併山王に申たりし故也とて、大將公經、日吉をぞ仰奉らる。去程に武藏守、しづかに院參して、謀反を進め申されつらん雲客をめし給らんと申されければ、急ぎ交名をえるし出させまし〳〵けるぞ淺ましき。御注文にまかせて、みな〳〵六はらへからめ出させ給ふ人々には、坊門ノ大納言忠信預り千葉ノ介胤經、按察ノ大納言光親預り武田五郎信光、中御門ノ中納言宗行預り小山ノ新左衞門朝長、佐々木野前中納言有雅預り小笠原ノ次郎長淸、甲斐宰相中將範茂預り式部ノ大輔朝時、一條ノ次郎宰相中將信能預り遠江左衞門景村、各〻禮義の公卿を辭して、坂東武將の家にわたり給ふ。抑八條の尼御前と申せしは、故鎌倉右大臣の後室にておはしき。坊門大納言忠信卿の御妹也しかば、此謀反の衆にかゝり入られて、關

按察大納言越後に流さる

東へ下り給ふを知て、兼て鎌倉へ御使を奉り給ふ。我右大臣にをくれて、彼(かの)菩提を弔より外他事なし。光季が討れし朝より宇治の落る夕まで、女の心のうたてさは、昔のよしみ心にかゝり、兄弟をもしらず、君のかたぶかせ給ふをも忘れて、三代將軍の跡の亡んことをかなしびて、南無八幡大菩薩まもらせ給へと、心の中に祈りて候し。此事、忠信卿を助けんとて僞申候はゞ、大菩薩の御慮も取かしかるべし。數ならぬ身の祈に答て、かゝるべしとは思はねども、志を申ばかり也。然に慈悲心には、打たへしらぬ人をもたすけあはれぶはならひ也。何ぞ況や正しき兄を助けざるべき。罪の深さは左こそ候らめ共、是併我に免すと思召べからず。故大臣殿に免し奉るとおぼしめして、忠信の命を助けさせ給へと、權大夫殿・二位殿へ仰られたりければ、免し奉れとて御免し文あり。遠江ノ國橋本にて逢たりければ、預りの千葉介、此二位殿・義時の狀を見て許し上せ奉る。按察大納言是を聞給て、人して御悅申されたりければ、忠信卿、是も夢やらんとこそ、返事し給も理也。大納言は越後國へ流され給ぬ。

中納言宗行藍澤にて斬らる

前中納言有雅甲斐國にて斬らる

一條信能美濃國にて斬らる

中御門ノ中納言宗行卿、菊河にて、

昔ハ南陽縣之菊水ノ汲ニ下流一延レ齡ヲ
今ハ東海道之菊河ノ宿ニ西岸一失レ命ヲ

けふ過る身はうき島が原にてぞ露の命をきゝ定めぬる

と、宿の柱に書付たまふ。浮島が原にて、其日の辰ノ刻、藍澤と云所にてきられ給ぬ。佐々木野前中納言有雅卿は、小笠原具し奉て、甲斐國稻つみの庄内胡瀨村と云所にて切んとす。二位殿に申たる旨あり。其返事、今日にあらんずれば、二時の命をのべ給へと宣ひけむを、只きれとて切てけり。一時ばかり有て、有雅卿切奉るなと、二位殿の御返事あり。宿業力なしと言ながら、一時の間をまたずしてきられ給ふぞあはれなる。小笠原も、今二時の命と手を合て乞給ふをきりたるこそ情なく覺ゆれ。三寶の智惠も知難く、人望にもうたてしとぞみえし。一條ノ宰相中將信能は、美濃國遠山にて切奉る。甲斐宰相中將は、足柄山の關の東にて出家し、晴川と云淺き川の堤をせきとめて、沈め奉らんと

範茂入水

す。念佛をとゞめて、

思きや苔の下水せきとめて月ならぬ身のやどるべきとは

とて自水せらる。六人の公卿の跡の歎き、いふも中々をろか也。

院御所鳥羽殿へ奉レ移事

院御所を鳥羽殿に移し奉る

七月六日、泰時の嫡子時氏・時房の嫡子時盛、數十騎の軍兵を相具し、院御所四辻殿に參て、鳥羽殿に移し奉るべき由を申さる。御所中の男女たゞめきさけび、倒れまどふ女房達を先ざまに出し給ふ。時氏、是を見て御車の内もあやしく候とて、弓の筈を以て御簾をかきあげ奉る。御用意は尤さることなれども、餘に情なくぞ覺えし。御供には中納言種氏・宰相信俊・左衞門尉能茂三人ぞ參りける。武士前後を圍み、今日をかぎりの金闕の御なごり、思ひやり奉るも忝し。八日御出家有べきよし、六はらより申けるに、御ぐしおろさせ給ふ。

一院御出家

後鳥羽院遷二隱岐國一へ給事

一院御姿を信實に書かしめて七條院にまいらせらる

太上天皇の玉體、忽に變じて無下の新發(しんぼち)とならせ給ふ。信實をめして、御姿を似繪にかゝせ給て、七條の女院へ進させ給ふ。女院、御覽じもあへず御涙を流させ給ぬ。修明門院、一御車にて鳥羽殿へ御幸なる。御車を大床のきはに指よせられたり。一院、簾を引(ひか)させ給て、御顏ばかり指出させ給て、御手を以て歸らせ給へとあらせ給ふ。兩女院御目もくれ絶入させ給も理也。車の内の御歎、申も中々をろか也。

一院隱岐に遷幸

十三日に六はらより時氏・時盛參て、隱岐國へ遷し奉るべきよしを申。御出家の上は、流罪まではあらじと思召けるに、遠き島ときこしめされて、東西をうしなはせ給ふぞ忝き。攝錄〔籙カ〕〔イ本九條殿ヘトアリ〕は近衞殿にてわたらせ給ひけり。君しがらみとなりて留させ給へと、あそばされける御書の奥に、

墨染の袖に情をかけよかし涙ばかりはすてもこそすれ

とあそばされたりければ、攝政の御威法〔德カ〕も、君の君にてわたらせ給時のこと也。一

一院供奉の人々

院の御供には、龜菊殿・聖一人・醫師一人・出羽前司弘房・武藏權ノ守清範とぞきこえし。去る平家の亂世には、後白河院、鳥羽殿に遷らせ給しをこそ、世の不思議とは申ならはしゝに、今は遠き國へながされさせ給ふ。先代にも超たること共也。水無瀨殿過させ給ふとて、せめては爰に置ばやとおぼしめさるゝも理也。心のすむとしもなけれども、御泪のひまにかくぞ思召つゞけらる。

立こめて關とはならで水無瀨川霧猶はれぬ行末の空

播磨の明石のうらにつかせ給ふ。爰はいづくぞと御尋有ければ、明石のうらと申す。音に聞所にこそとて、

都をばくらやみにこそ出しかどけふ（月イ）は明石の浦にきにけり

龜菊殿

月影はさこそ明石のうらなれど雲井の秋は猶ぞ戀しき

彼保元のむかし、新院の御軍破れて、讃岐國へ遷されさせ給しも、爰を御とをり有けるとこそきけ。御身の上とはしらざりし物をとおぼしめす。それは王位を論じ

一院隱岐に著御

位を望給ふ御事也。是はされば何事ぞとぞ思召ける。美作と伯耆の中山を越させ給ふに、むかひの岸に細道あり。いづくへかよふ道ぞととはせ給ふに、都へかよふ古き道にて、今は人もかよはずと申せば、

　都人たれふみそめてかよひけむむかひの道のなつかしき哉

出雲國大うらと云所につかせ給ふ。見尾崎と云所あり。それより都へ使有ければ、修明門院に御消息あり。

　しるらめやうき身を崎の濱千鳥塩ひもあへぬ（なくくしぼる）袖のけしきを

かくて日數重りなれば、隱岐國へぞつかせ給ふ。是なん御所とて入奉るを御覽ずれば、あさましげなる苫ぶきの蘆の天井・竹の簀子也。をのづから障子の繪などに、かかる住ゐかきたるを御覽ぜしより外は、いつか御目にも懸るべき。唯是は生をかへたるかと思召すも忝し。

　我こそは新嶋守よおきの海のあらき浪風心してふけ

都に定家・家隆・有家・雅經さしもの歌仙たち、此御歌の有樣を傳承て、唯もだへこが

新院佐渡に遷幸

六條宮但馬へ遷御

れ泣悲しみ給へ共、罪に恐れて御返事をも申されず。され共正三位家隆、便宜に付て恐れ〳〵御歌の御返事を申されけり。

ねざめしてきかぬを聞てかなしきはあら磯波の曉のこゑ

同廿日、新院（順徳也（佐渡歟））土佐へ流されさせ給ふ。御供には定家卿の息冷泉ノ中將爲家・花山院少將能氏・甲斐兵衛佐賴（教イ）經、上北面には藤左衛門大夫安光（元イ）、女房には左衛門佐殿・帥佐殿已下三人也。冷泉の中將爲家は、一歩の御送をもし給はず、殘三人ぞ參られける。花山院の少將は、道より所勞とて歸られけり。兵衛佐も越後にて所勞づく。安光ばかりぞ候ける。九條殿へ御出あり。御形見に文車を奉るよし有けり。中にも九條殿へぞ進せられける御書の奥に、

ながらへてたとへば末に歸る共うきは此世の都也けり

後の便宜に、九條殿より御返事申させ給ふ。

いとふともながらへてふる世中のうきにはいかで春をまつべき

同廿四日、六條ノ宮、但馬國に遷させ給ふ。桂川より御輿にうつらせ給ふ。大江山

冷泉宮備前國兒島に遷さる

法皇と七條院との贈答

いくのゝ道にかゝらせ給て其、より彼國へぞつかせ給ふ。同廿五日、冷泉ノ宮、備前ノ國兒島へうつされさせ給ふ。鳥羽より御舟にめす。此外刑部卿僧正・宰相中將信成・右大弁光儀なども なが され けり。院々・宮々流されさせ給ふ人々の御あとに殘留て、旅の御よそほひいかならんと思ひやり奉るもをろか也。中にも修明門院の御歎き、たぐひ少き御事也。一院・新院、西へ流されさせ給ひ、北にうつらせ給ひぬ。御兄宰相中將範茂朝臣、死罪にあたり給ひぬ。新院の御形見に先帝わたらせ給へども、御慰なきがごとし。七條女院と申は、故高倉院の御后、一院の御母にてぞましましける。今一度、法皇を見進せばやと歎かせ給ふときこしめして、法皇、

たらちねのきえやらで待露の身を風よりさきにいかでをかまし

七條女院御返し、

荻のはゝ中〳〵風のたえねかしかよへばこそはつゆもこぼるれ

上つ方の御歎き類なし。下にも哀のみ多かり。中にも佐々木山城守廣綱が子の兒、御室に有しが、六はらよりたづね出されて向しに、御室、御覽じをくり給て、

佐々木廣綱が子息を助けんとせしが同信綱が意見によりて殺す

胤義が長子殘され他は斬らる

埋木のくちはつべきはとゞまりてわか木の花のちるぞかなしき

泰時見て、幽玄の兒なりければ、助て進らせ候と申されければ、母是を聞て、七代武藏守殿冥加ましませ。命あらん程は祈申べしと、手を合せてたがみけるに、みな人、わが子を助るやうに覺え候と悅けり。車にのせて歸る處に、兒の伯父佐々木四郎左衞門信綱、急ぎ馳參て、此兒を御助け候はゞ、さしもの奉公空くなして、信綱出家し候べしと支申ければ、信綱は今度宇治川の先陣也。泰時の妹むこ也。旁以さしをきがたき仁なれば、五條富小路に使追付て、かゝる子細ある間、泰時をうらむなとて召返しけり。此事を聞て、信綱をにくまぬ者はなかりけり。柳原にて生年十四歲にてきられけり。ためしなしとぞ申ける。京都にもかぎらず、鎌倉にも哀なる事多かりけり。判官胤義が子ども、十一・九・七・五・三になる五人あり。三浦の屋部の祖母のもとにやしなひをきたるを、權大夫、小川十郎を使にてみなめされけり。尼も力及ばず、今度世の乱、偏に胤義がしわざ也。たしみ奉るに及はずとて、十一になる一人をば隱して、弟九・三・五・七を出しけるこそ不便なれ。小川十郎、せめて幼稚

なるをこそにしみもし給はめ。成人の者をとめ給ふこと、然べからざるよしせめければ、尼上立出て手をすりて、宣ふ處ことはり也。されども五・三のもの共は、生死を知ざれば、あきれたるがごとし。十一までおほしたて、みめ形もすぐれたり。唯此事を守殿へ申て給へ。五人ながらきらるゝならば、七十になる尼、何か命のたしかるべきと云ければ、げには奉公の駿河守にも母也とおもひ、小河情ある者にて免してげり。四人の乳母、倒伏して天に仰ぎ悲しみけり。保元のむかし、爲義幼稚の子共きられけむ事、思ひいだされけり。さて有まじき事なれば、みな頭をかく。

土御門院土佐國へ遷幸

同十月十日、中院、土佐國へ遷らせ給ふ。此院は今度御くみなし。其上賢王にてわたらせ給ひければ、鎌倉よりも宥め奉りけるを、われ忝も法皇を配所へやり奉て、其子として花洛にあらん事、冥の照覽はゞかりあり。又何の益かあらんや。承元四年のうらみはふかしといへども、人界に生をうくること、父母の恩報じても報がたた

中院供奉の人々

土佐より阿波に移御

し。一旦の恨に依て、永く不孝の身とならんこと罪ふかし。されば同じ遠島へ流れんと、度々關東へ申させ給ひければ、たしみ奉りながら、力なく流し奉りけり。日々に昔父をうらみ給ひけれど、まことの時はいろはせ給はねど、父の御罪に遠國へ下らせ給ぞあはれなる。廳使万里小路の御所へ參りければ、御外戚土御門大納言定通卿、泣々出し奉る。御供には女房四人・少將定平・侍從貞元〔俊平イ〕・醫師一人參りけり。鳥も告ければ、大納言定通御車よせられけり。是は思召立道も一入あはれなれば、京中の貴賤かなしび奉ることかぎりなし。室より御舟にのせ奉り、四國へわたらせ給ふ。八島のうらを御覽じて、安德天皇の御ことを思召出しけり。讃岐の松山かすかにみえければ、彼崇德院の御事も思召出けり。土佐へ御着有けるを小國也御封米難治のよし。守護並に目代申ければ、阿波國へ遷されさせ給ふ。山路にかゝらせ給ふ折節、雪降て東西みえず、誠にせんかたなくて、君も御泪に咽ばせましまして、

うき世にはかゝれとてこそ生れけめことはりしらぬわが泪かな

評論

とあそばし、京にてめしつかひける番匠、木にのぼり枯木たをして、御前に焼たりければ、君も臣も御心ちすこしつかせ給ひて、番匠大功の者也とぞ仰ける。御輿舁すこしはたらきて、彼國へつかせたまふ。

浦々によするさ浪（白波イ）にことゝはんたきのことこそきかまほしけれ

抑、承久いかなる年號ぞや。玉體こと〴〵く西・北の風に沒し、卿相みな東夷の鋒にあたる。天照太神・正八幡の御はからひなり。王法此時かたぶき、東國天下を行べき由緒にてや有つらん。御謀反の企のはじめ、御夢に黑き犬御身を飛越ると御覽じけるとぞ承る。かく院のはてさせ給しかども、四條院の御末たえしかば、後嵯峨院に御位まいりて後院と申。土御門院の御子なり。御うらみは有ながら、配所にむかはせ給き。此御志を神慮もうけしめ給ひけるにや。御末めでたくして、今の世に至るまで、此院の御末かたじけなし。承久三年の秋にこそ物の哀をとゞめしか。

承久記〔巻〕上（慈光寺本）

過現未ノ三世劫

娑婆世界ニ衆生利益ノ爲ニトテ、佛ハ世ニ出給フ事、總ジテ申サバ・無始無終ニシテ不レ可レ有二際限一。別シテ申サバ、過去ニ千佛、現在ニ千佛、未來ニ千佛、三世ニ三千佛出世有ベシト承ル。過去ノ劫ヲバ莊嚴劫、現在ヲバ賢劫、未來ヲバ星宿劫ト名付ベシ。三世共ニ二十ノ増減アルベシ。過去二十ノ増減ノ間ニ、千佛出給ヌ。現在二十増減ノ間ニモ、安〔亦カ〕千佛、未來モ亦復爾也。然ニ釋尊ノ出世ヲ何ノ比ゾト云ニ、現在賢劫ノ中ノ第九減劫ニ初メテ佛出玉フヲ、拘留孫佛ト奉レ名。此時ハ人壽四万歳ノ時也。拘那含牟尼佛出ハ人壽三万歳、迦葉佛ハ人壽二万歳ノ時出給フ。此時ハ釋尊補處ノ位トシテ、都率ノ内院ニ生ジテ、今日人壽百歳時、出世シマシマシテ、十九出家、三十成道〔シ脱カ〕給フ。八十入滅ノ時至テ、倶尸那城ノ西北方抜提河ノ西ノ岸ニシテ、利生ノ光、黄金ノ櫃(ヒツ)キニ納給フ。二千餘年ノ春秋ハ夢ノ如クニシテ過ヌレド、

神武天皇以来承久三年マデ國王兵亂

今教法盛ニシテ、世間モ出世モ明ニ習學スル人ハ、過去・未來マデ皆悟ル。抑〻南閻浮提ノ間ニ、十六ノ大國・五百ノ中國・十千ノ小國・無量ノ粟散國有トハ聞ユレドモ、異朝ノ事ハサテヲキツ。佛法・王法始マリテ、目出度所ヲ尋ヌレバ、天竺・震旦・鬼界・高麗・景旦國、我朝日本日域ニモ、劫初ノ當初ヨリ今ニ至マデ、佛法ニカクレゾ無カリケル。天竺ノ王ノ始ヲバ、人主王（イ民主王）トゾ申ケル。其ヨリシテ釋尊ノ父淨飯王ノ御時マデ、八万四千二百一十王ト承ル。〔脱アルカ〕盤古王トゾ申ケル。其ヨリシテ後漢ノ明帝ノ御時マデ、八万六千二百四十二王ト承ル。我朝日域ニモ、天神七代・地神五代ゾ御座マス。天神ノ始ヲバ國常立ノ尊トゾ申ケル。其ヨリシテ伊奘諾・伊奘册ノ尊マデ七代ヲバ、天神ノ御代トテ過ヌ。地神五代ノ始ヲバ天照大神トゾ申ケル。今ノ神明是也。其ヨリシテ葺不合ノ尊マデ、地神五代モサテ過ヌ。合テ十二代ハ神ノ御世也。其ヨリ以來、人王百代マシマスベキト承ル。人王ノ始ヲバ神武天皇トゾ申ケル。葺不合尊ノ四郎ノ王子ニテゾマシマシケル。其ヨリシテ去ヌル承久三年マデハ、八十五代ノ御門ト承ル。其ノ間ニ、國王兵亂今度マデ具シテ已ニ十二ヶ度ニ

既ニ十二度ナリ

我ガ朝女帝ノ初

成。其始ノ兵亂ヲ尋ヌレバ、神武天皇ノ三郎王子綏靖天皇ト申御時、震旦國ヨリ我朝ヲ打ナビケントテ、十万八千騎ノ勢ヲ率シテ打渡戰ケルニ、戰負テ歸ニケリ。神武天皇ヨリ九代ノ國王ヲバ、開化天皇トゾ申ケル。兄ノ位ヲ打取テ世ヲ治玉フ。十四代ノ國王ヲバ仲哀天皇トゾ申ケル。其后ヲバ神功皇后トゾ申ケル。帝崩御成テ後、世ヲ治玉フ。女帝ノ御門ノ始也。御心極テ武クゾ御座ス。仲哀天皇ハ異國ノ爲ニ崩御ナリシカバ、鬼界（イ新羅）・高麗・契丹（イ百濟）ノ三韓ヲ打取テ、我朝ノ進退ニナサバヤト思食、十万八千騎ノ軍兵ヲ引率シテ、筑紫ノ博多ニ打下リ船ヲ汰ヘ玉フ。其折節御懐妊有、漸十ケ月ニモ成ケレバ、王子生レントシ給シカバ、胎内ノ王子ニ申玉フ樣、王子誕生有テ後、果報目出度位ヲ治玉フベキナラバ、只今ハ誕生ナラデ兵亂過テ後、生レ玉ヘト申サル。然間、御産ノ時ヲゾ延給ケル。辛巳歲十月二日、三韓ヲ打ナビカシテ、同十一月廿八日、筑紫ノ博多ヘ歸リ給テ五日ト申日ゾ、王子ハ産レ玉ヒケルガ、七十歲ニ成玉フマデハ、神〔功〕宮皇后モ御勇健ニテ世ヲ治給フ事七十年、遂ニ百歲ニテ崩御成テ、皇子七十歲ニシテ初テ世ヲ治〔玉脱カ〕フ事四十三年、應神天皇ト申ス。今

保元ノ亂

ノ八幡大菩薩ニテゾマシマシケル。三十二代ノ國王ヲバ用明天皇トゾ申ケル。此帝ノ二郎王子聖徳太子ト、守屋ノ大臣ト此界ニ佛法弘メン弘メジノ御諍、遂ニ合戰ニ成テ守屋討タレニケリ。此御願ニ依テ、太子、難波ニ四天王寺ヲ建立シテ、佛法最初ノ所トス。卅八代ノ國王ヲバ齊明天皇トゾ申ケル。春宮打失、后奪取テ位ヲ治玉フ。四十二代ノ國王ヲバ文武天皇トゾ申ケル。極テ心惡ク、腹カラ舍弟ノ王胤共ヲ打失テ、始テ大寶ト云年號ヲ定メ玉フ。其後、寶字年中ニ、嫡子ノ聖武天皇ト、弟ノ親王ト合戰アリ。七十三代ノ帝ヲバ鳥羽院トゾ申ケル。嫡子崇徳院ノ御位ヲ押下シ、當腹ノ王子近衞院ヲ御位ニ卽(ツケ)申サル、處ニ、近衞帝十七歳ニシテ崩御成ヌ。然レバ愛子ノ御事ナレバ、御弟ナレドモ力不レ及、崩御ノ上ハ、御位ヲバ崇徳院ヘ還被レ申テ重祚アルカ。御嫡孫重仁ノ親王ヲ、御位ニ卽申サル、カト思食處ニ、思ノ外ニ弟四ノ宮後白河ノ院ヘ、御位ヲマイラセラレケレバ、崇徳院ハ無二本意一思食ケレドモ、法皇ノ御計(オンハカラ)ヒナレバ力不レ及御堪忍アル處ニ、無レ程法皇モ崩御ナル間、崇徳院、ヤガテ御中陰ノ中ヨリ御謀叛ヲ被レ興、主上ト上皇ト御合戰アリ。是ヲ保元ノ乱ト

安德天皇御卽位

平家沒落

云。今都ノ乱ノ始也。遂ニ上皇打負サセ給テ、讃岐ノ國ヘ配流アリ。人王八十代高倉院ト申ハ、後白河院第三王子、平相國淸盛公ノ御娘、中宮ニ徳子御參アリ。後建禮門院トゾ申ケル。其御腹ニ、王子一人マシ〳〵ケリ。安德天皇トゾ申ケル。三歲ニテ卽位、外戚入道大相國、一向天下ヲ執行セシ程ニ、源氏一向頭ヲ出ス輩ナシ。雖レ然相國ノ運命モ、漸末ニ成シカバ、嫡子小松内大臣重盛公モ薨ジ給フ間、相國惡行日來（ヒゴロ）ニ超過スル間、源氏又依ニ院宣一、前右兵衛佐賴朝ハ坂東ヨリ打テ上リ、木曾二郎義仲北國ヨリ責上テ、無レ程平家ハ沒落ス。遂ニ元曆二年正月ニ、賴朝舍弟蒲官者範賴・九郎官者義經、讃岐八嶋ニ進發シテ平家ヲ責落。二月下旬ニハ、平家ノ一類悉壇ノ浦ニテ入海ス。剩、大將軍前右大臣宗盛父子三人、其外生捕數多。宗盛父子ヲ爲レ始、皆々被レ切給ニケレバ、無レ程源氏ノ世トゾ成ニケル。其後、兵衛佐殿ハ鎌倉〔ニ脱カ〕館ヲ搆ヘ、鎌倉殿ト被レ仰給。昔綏靖天皇ヨリ今安德天皇マデ、國王ノ兵亂十二度ニコソ當ケレ。賴朝卿、度々都ニ上リ、武藝ノ徳ヲ施シ勳功無レ比シテ、位正二位ニ進ミ、右近衞ノ大將ヲ經タリ。西ニハ九國・二嶋、東ニハアクロツカル夷ガ島マデ打靡

頼家父ノ遺言ヲ用ヒズ遂ニ身ヲ亡ス

頼家伊豆修禪寺ニテ生害

シテ、威勢一天下ニ蒙ラシメ、榮耀四海ノ内ニ施シ玉フ。去程ニ、建久九年戊午十二月下旬ノ頃、相摸川ニ橋供養ノ有シ時、聽聞ニ詣玉テ、下向ノ時ヨリ水神ニ領セラレテ、病患頻ニ催シテ半月〔モカ〕ニ臥シ、心神疲弱シテ、命今ハ限ト見ヘ給フ時、孟光ヲ病床ニ語テ曰ク、半月〔モカ〕ニ沉ミ、君ニ偕老ヲ結テ後多年ヲ送キ。今ハ同穴ノ時ニ臨メリ。嫡子少將頼家ヲ喚出宣玉ヒケルハ、頼朝ハ運命既ニ盡ヌ。ナカラン時千萬糸惜(イシク)セヨ。八ケ國ノ大名・高家ガ凶害ニ不レ可レ付。畠山ヲ憑テ日本國ヲバ鎮護スベシト、遺言ヲシ給ヒケルコソ哀ナレ。少將イマダ有若(いうじやく)ノ人ナレバ、父ノ遺言ヲモ用玉ハズ、梶原平三景時ゾ後見奉ケル。人唇ヲ反(カヘ)シケリ。生年十六ニテ左衞門督ニ成、六年ゾ世ヲ持チ給ケル。然ニナセル〔サカ〕忠孝ハナクシテ、榮耀ニ誇(ホコリ)世ヲ世トモ治メ玉ハザリケレバ、母儀・伯父教訓ヲ加フレドモ用ヒ玉ハズ、遂ニハ元久元年甲子七月廿八日、伊豆國修禪寺ノ浴室ニヲキテ生害サセ申。舍弟千万若子、果報ヤマサリ玉ヒケン。十三ニテ元服有テ實朝トゾ名ノリ給ケル。次第ノ昇進不レ滯、四位・三位・左近ノ中將ヲヘテ、程ナク右大臣ニ成玉フ。徳ヲ四海ニ施シ榮ヲ七道・耀シ〔ニ脱カ〕、去建保七年己卯正月

實朝公曉ニ殺サル

廿日、右大臣ノ拜賀ニ勅使下向有テ、鎌倉ノ若宮ニヲキ拜賀申サレケル時、舍兄頼家ノ子息若宮別當惡禪師ノ手ニカヽリ、アヘナリ被レ誅給ケリ。凡三界ノ果報ハ風前ノ燈、一期ノ運命ハ春ノ夜ノ夢也。日影ヲマタヌ朝顔、水ニ宿レル草葉ノ露、蜉蝣ノ躰ニ不レ異。爰ニ右京權ノ大夫義時ノ朝臣思樣、朝ノ護源氏ハ失終ヌ。誰カハ

義時ノ企圖

日本國ヲバ知行スベキ。義時一人シテ、万方ヲナビカシ一天下ヲ取ラン事、誰カハ諍フベキ。同年夏ノ比、相摸守時房ヲ都ヘ上(ノボセ)テ、帝王ニ將軍ノ仁ヲ申サレケリ。當

頼經關東下向

時ノ世中ヲ鎭メントテ、右大將公經卿外孫攝政殿下ノ三男、寅歳寅日寅時ニ生レ給ヘレバ、童名ヲ三寅ト申若君ヲ、建保七年六月十八日、鎌倉ヘ下奉ル。諷諫ニハ伊豫中將實雅、後見ニ右京權大夫義時トゾ定メ下サレケル。爭カ二歳ニテハトテ、三ト云名ヲ付奉リテ、十八日ヨリ廿日マデ、年始元三ノ儀式ヲ始テ御遊アリ。七社詣シテ鎌倉ニ坐ス。

後鳥羽上皇關東討伐ノ御決意

爰ニ太上天皇叡慮動キマシマス事アリ。源氏ハ日本國ヲ亂リシ平家ヲ打平ラゲシカバ、勳功ニ地頭職ヲモ被レ下シナリ。義時ガ仕出タル事モ無テ、日本國ヲ心ノ儘ニ執行シテ、動(ヤヽモ)スレバ勅定ヲ違背スルコソ奇怪ナレト、思食ル、叡

承久ノ亂ノ原因

慮積リニケリ。凡御心操コソ世間ニ傾ブキ申ケレ。伏物・越內・水練・早態・相撲・笠懸ノミナラズ、朝夕武藝ヲ事トシテ、晝夜ニ兵具ヲ整ヘテ、兵亂ヲ巧（タクミ）マシ〳〵ケリ。御腹惡テ、少モ御氣色ニ違者ヲバ、親ク乱罪ニ行ハル。大臣・公卿ノ宿所・山莊ヲ御覽ジテハ、御目留ル所ヲバ召シテ御所ト号セラル。都ノ中ニモ六所アリ。片井中ニモアマタアリ。御遊ノ餘ニハ、四方ノ白拍子ヲ召集、結番寵愛ノ族ヲバ、十二殿ノ上・錦ノ茵ニ召上セテ、蹈汚サセラレケルコソ、王法・王威モ傾キマシマス覽（ラン）ト覺テ淺猿（アサマシ）ケレ。月卿・雲客相傳ノ所領ヲバ優ゼラレテ、神田・講田十所ヲ五所ニ倒シ合テ、白拍子ニコソ下シタベ。古老・神官・寺僧等、神田・講田倒サレテ歎ク思ヤ積ケン。十善・〔ノ脱カ〕君、忽ニ兵亂ヲ起給ヒ、終ニ流罪セラレ玉ヒケルコソ淺增（アサマシ）ケレ。其由來ヲ尋ヌレバ、佐目〔女カ〕牛西洞院ニ住ケル龜菊ト云舞女ノ故トゾ承ル。彼人寵愛雙（ナラビ）ナキ餘、父ヲバ刑部丞ニゾナサレケル。俸祿不レ餘思食テ、攝津國長江庄三百餘町ヲバ、丸（マロ）ガ一期ノ間ハ、龜菊ニ充行ハル、トゾ院宣下サレケル。刑部丞ハ廳ノ御下文ヲ額ニ宛（アテ）テ、長江庄ニ馳下、此由執行シケレ共、坂東地頭、是ヲ事共セデ申ケルハ、此所ハ故右大

將家ヨリ大夫殿ノ給テマシマス所ナレバ、宣旨ナリトモ、大夫殿ノ御判ニテ去マヒラセヨト仰ノナカラン限ハ、努力叶候マジトテ、刑部丞ヲ追上スル。仍此趣ヲ院ニ愁申ケレバ、叡慮不レ安カラ思食ヲ、王醫左衞門能茂ヲ召テ、又長江庄ニ罷下テ、地頭追出シテ取ラセヨト被二仰下一ケレバ、能茂馳下テ追出ケレドモ更ニ用ヒズ。能茂歸洛シテ、此由院奏シケレバ、仰下サレケルハ、末々ノ者共ダニモ如レ此云。増シテ義時ガ院宣ヲ輕忽スルハ尤理也トテ、義時ガ詞ヲモ聞召テ、重テ院宣ヲ被レ下ケリ。餘所ハ百所モ千所モシラバシレ、攝津國長江庄計ヲバ、去進スベシトゾ書下サレケル。 義時院宣ヲ開テ申サレケルハ、如何ニ十善ノ君ハ、加樣ノ宣旨ヲバ被レ下候ヤラン。於二余所一者百所モ千所モ被二召上一候共、長江庄ハ、故右大將ヨリモ、義時ガ御恩ヲ蒙始ニ給テ候所ナレバ、居乍頸ヲ被レ召トモ努力叶候マジトテ、院宣ヲ三度マデコソ背ケレ。院ハ此由聞食、彌々不レ安カラ奇恠也ト思食ケルモ御理ナルベシ。公卿僉議アルベシトテ、催サレケル人々ハ、近衞殿基通・九條殿下道家・德大寺左〔右乎〕大臣公繼・坊門新大納言忠信・按察中納言光親・佐々木野中納言有雅・中御門中納言宗行・甲斐宰

公卿群議シテ義時追討ニ決ス

秀康胤義ニ義時討伐ノ事ヲ謀ル

相中條範茂・一條宰相中將信能・刑部僧正長厳・二位法印尊〔長カ〕ナドヲゾ召サレケル。義時ガ再三院宣ヲ背コソ奇怪ニ思食ルレ。如何アルベキ、能々(ヨクヨク)計申ト仰出サル。近衛殿申サセ給ケルハ、昔利仁將軍ハ、廿五ニテ東國ニ下(クダリ)鬼搦メテ、我ニ勝サル將軍有マジトテ、大唐責ント申ケルニ調伏セラレ、大元明王ニ蹴ラレマヒラセテ、將軍墓へ入ニケリ。其後、都ノ武士未ニ聞へ。只能(ヨク)義時ヲスカサセ玉ヘトゾ申サレケル。爰ニ女房卿二位殿、簾中ヨリ申サセ給ケルハ、大極殿造營ニ、山陽道ニハ安藝周防、山陰道ニハ但馬・丹後、北陸道ニハ越後・加賀六ケ國マデ寄ラレタレドモ、按察光親・秀康ガ沙汰トシテ、四ケ國ハ國務ヲ行ト雖、越後・加賀両國ハ、坂東ノ地頭用ヒズ候ナル。去(サレ)バ木ヲ切ニハ、本ヲ斷ヌレバ末ノ榮ル事ナシ。義時ヲ打レテ、日本國ヲ思食儘ニ行ハセ玉ヘトゾ申サセ給ケル。院ハ此由聞食テ、サラバ秀康メセトテ御所ニ召サル。院宣ノ成ケル樣、義時ガ數度ノ院宣ヲ背コソ奇怪ナレ。打べキ由思食立計申セトゾ仰下リケル。秀康畏テ奏申ケルハ、駿河守義村ガ弟ニ、平判官胤義コソ、此程都ニ上テ候エ。胤義ニ此由申合テ、義時討ン事易(ヤスク)候トゾ申ケル。能登

胤義ノ返答

守秀康ハ、高陽院殿ノ御倉町邊ノ北邊ニ宿所有ケリ。平判官胤義ヲ請寄、酒盛ヲ始テ申樣、今日ハ判官殿ト秀康ト心靜ニ、一日酒盛仕ラントテ、〔穩カ〕隱座ニ成テ能登守申樣〔ハカ〕ヤ、判官殿、三浦・鎌倉振棄テ都ニ上リ、十善〔ノ脱カ〕君ニ宮仕ヘ申サセ給ヘ。和殿ハ一定心中ニ思事マシマスラント推スル也。一院ハヨナ、御心サスガノ君ニテマシマス也。此程思食事有ヤラント推シ奉。殿ハ鎌倉ニ付ヤ付(ツク)ズヤ。十善ノ君ニハ隨ヒマヒラセシヤ。計給ヘ判官殿トゾ申タル。判官ハ此由聞、返答申ケルハ、神妙也トヨ能登殿。胤義ハ先祖ノ三浦鎌倉振捨テ都ニ上リ、十善ノ君ニ宮仕マヒラスルハ、心中ニ存事(ゾンズル)ノ候也。如何ト申セバ、胤義ガ妻ヲバ誰トカ思食。鎌倉一ト〔ハカ〕クヤリシ一法執行ガ娘ゾカシ。故左衞門督殿ノ御臺所ニ參テ候シガ、若君一人出來サセ給テ候キ。督殿ハ遠江守時政ニ失ハレサセ給ヌ。若君ハ其子ノ權大夫義時ニ害セラレサセ給ヌ。胤義契ヲ結デ後、日夜ニ袖ヲ絞ルムザンニ候。男子ノ身也セバ、深山ニ遁世シテ念佛申メレ、後生ヲモ弔マヒラスベキニ、女人ノ身ノ口惜サヨト申シテ、流レ涙ヲ見ニ付テモ、万ヅ哀ニ候也。三千大千世界ノ中ニ、黄金ヲ積テ候共、命ニカ

へバ物ナラジ。勝テ惜キハ人命也。ワリナキ宿世ニ逢ヌレバ、惜命モ惜カラズ。去バ胤義ガ都ニ上テ、院ニ召サレテマイリ、謀反起、鎌倉ニ向テヨキ矢一射ヲ、夫妻ノ心ヲ慰メバヤト思ヒ候ツルニ、加樣ニ院宣ヲ蒙コソ面目ニ存候へ。胤義ガ兄駿河守義村ガ許へ、文ヲダニ一下ツル物ナラバ、義時打取ランニ易候。其狀ニ、胤義ガ都ニ上リテ、院ニ召シテ謀反ヲコシ、鎌倉ニ向テ好矢一射テ、今日ヨリ長ク鎌倉へコソ下リ候マジケレ。去バ昔ヨリ八ケ國ノ大名・高家ハ、弓矢ニ付テ親子ノ奉公ヲ忘レヌ者ナレバ、權大夫ハ大勢ソロヘテ都ニ上セテ、九重中ヲ七重八重ニ打卷テ、謀反ノ罪責玉ハンズラン。駿河殿ハ權大夫ト一ニテ、三浦ニ九・七・五ニナル子共三人乍、權大夫ノ前ニテ頸切失給へ。サヤウニ成タル物ナラバ、殿ト權大夫殿中ハ隔心ナクシテ、諸國ノ武士ハ上トモ殿ハ上ズシテ、三浦ノ人共勸仰セテ、權大夫ヲ打玉へ。打ツル物ナラバ、胤義モ三人ノ子供ニヲクレテ候ハン。其替ニ、殿ト胤義ト二人シテ、日本國ヲ知行セント、文ダニ一下ツル者ナラバ、義時討ンニ易候。加樣ノ事ハ延ヌレバ惡候。急ギ軍ノ僉議候ベシトゾ申タル。能登守秀康ハ、又此由院

後鳥羽上皇兵ヲ召サシメ給フ

奏シケレバ、申所神妙也。サラバ急ギ軍ノ僉議仕レトゾ勅定ナル。去テ觸催ケル趣ハ、來四月廿八日、城南寺ニシテ御佛事アルベシ。守護ノ爲ニ甲冑ヲ着シテ、參ラルベシトゾ催ケル坊門新大納言忠信・按察中納言光親・佐々木野兵衞督有雅・中御門中納言宗行・一条宰相中將信能・高倉宰相中將範茂・直ニ勅定ヲ蒙ラレケリ。刑部僧正長嚴・二位法印尊長等也。廻文ニ入輩、能登守秀康・石見前司・若狹前司・伊勢前司・安房守・下野守・下總守・隱岐守・山城守・駿河守・太夫判官・後藤太夫判官・江太夫判官・三浦判官・河内判官・筑後判官・彌太郎判官・間野次郎左衞門尉・六郎右衞門尉・刑部左衞門尉・平内左衞門尉・醫王左衞門尉・有石左衞門尉・齋藤左衞門尉・薩摩左衞門尉・安達源三左衞門尉・熊替左衞門尉・主馬左衞門尉・宮崎左衞門尉・藤太左衞門尉・筑後入道父子六騎・中務入道父子二騎。諸國ニ被レ召輩ハ、丹波國ニハ日置刑部丞・舘六郎・城次郎・蘆田太郎。栗村左衞門尉。丹後國ニハ田野兵衞尉。但馬國ニハ朝倉八郎。播磨國ニハ草田右馬允。美濃國ニハ夜比兵衞尉・六郎左衞門・蜂屋入道父子三騎・垂見左衞門尉・高桑・關田・懸桟・上田・打見・寺本。尾張國ニハ山田小次郎。三河國ニハ駿川

後鳥羽上皇事ノ成否ナ占ハシメ給フ

卿二位速ニ大事ヲ擧ゲンコトヲ勸ム

入道・右馬助[illegible]平・滋左衞門尉。攝津國ニハ關左衞門尉・渡部朔〔翔カ〕左衞門尉。紀伊國ニハ田邊法印・田井兵衞尉。大和國ニハ宇多左衞門尉。伊勢國ニハ加藤左衞門尉。伊與國ニハ河野四郎入道。近江國ニハ佐々木黨少輔入道親廣ヲ始トシテ一千餘騎、承久三年辛巳四月廿八日、高陽院殿ヘゾ參リケル。上皇・中院・新院・六條宮・冷泉宮、皆一所ニゾマシマシケル。其日ヨリ軈テ諸國ノ兵ヲ手々ニ分テ、四面ノ門ヲ固メサセラル。院ニハ陰陽師七人ヲ召シテ、此事成否吉凶御占行ハレケリ。晴明氏長者・陰陽頭泰忠・雅樂頭泰基等申ケルハ、此事、當時ハ不快ニ見候。今度ハ思食止テ、年號替ラレテ、十月上旬ニ思食立ナラバ、成就仕テ平安ナルベシト申ケレバ、院ハ思食煩セ給ケルニ、卿二位殿又申サレケルハ、陰陽師、神ノ御號ヲ借テコソ申候ヘ。十善ノ君ノ御果報ニ、義時ガ果報ハ對揚スベキ事カハ。且ハ加樣ノ事、獨ガ耳ニ聞ヘタルダニモ、世ニハ程ナク聞ユ。増シテ一千餘騎ガ耳ニ觸テン事、隱ス共隱アルマジ。義時ガ聞候ナン後ハ、彌々君ノ御爲重ク成候ベシ。只疾々思食立候ベシトゾ申サレタル。サラバ秀康召テ、先義時ガ緣者檢非違使伊賀太郎判官光季ヲ、可レ討由ヲ〔ノカ〕宣旨ゾ下

後鳥羽上皇卿二位ノ勸ニ依リ光季討伐ノ宣旨ヲ下シ給フ

秀康胤義光季討伐ノ評定

廣綱ト光季

ケル。其比普賢寺入道殿下・中山ノ太政入道、此人々世ノ鎭ニテマシマシケルガ、内内申サケレルハ、哀君(アハレ)ハ惡ク御計アル者哉。義時ハ、故賴朝卿ノ時ヨリ度々ノ合戰ニ遇ヒ、此道ニ於テハ智惠モ計モアラン。叶フマジキ事ト、兼テ知レニケレバ、各、朝議ニモ後ザマニハ綺ハレザリケリ。係(カヽリ)ケレバ此人ニハ君モ隱セトゾ仰ハ下ケル。去テ秀康ハ院宣蒙リ、三浦判官胤義ヲ請ジ寄セ、軍ノ僉議始ケリ。伊賀ノ判官光季可レ討由、〔ニ〕院宣蒙リタルハ、何日カ可レ討。又和殿ハ彼判官ト若ヨリ一所ニ生立テ、心ノ程ハ知給タルラン。心得バヤト申ケレバ、平判官是ヲ聞テ、加樣ニ打解被レ仰コソ神妙ニ候エ。五月十五日ニ討タルベシ。光季ハヨナ徒立、馬ノ上沙汰ニ及バズ、精兵而(シカモ)打物取テハ又無レ比、心サスガノ男ニテ候ゾ。左右ナク寄テ打ナラバ、容易ハ難ニ打得。〔ニカ〕御所ノ召レテ、大庭ニ取籠テ可レ被レ討也。召ニ不レ參者ナラバ、果報任セニ寄テ可レ討トゾ相議シケル。サ申程ニ、十四日ニモ成ニケル。山城守廣綱ト伊賀ノ判官光季トハアヒヤク也ケレバ、山城守、此由聞付テ伊賀ノ判官ニ知ラセバヤト思、喚寄テ酒盛シテ打解テ遊ビ申ケルハ、判官殿今日ハ心靜ニ遊ビ玉ヘトテ、追座

秀康院宣ヲ以テ光季ヲ召ス

ニ成テ、ヅリナキ美女召出シ酌ヲ被レ取テ、其ヲ肴ニテ今一度トゾ勸メケル。光季心行テ打解ケレバ、申樣、此程都ニ武士アマタ有ト承ル。何事故ト難二心得一。過シ夜ノ夢ニ、宣旨ノ御使三人來テ、光季張テ立タル弓ヲ取テ、ツカヲ七ニ切ト見テ候ヘバ、万ヅ心細クアヂキナク候也。今日ノ交遊ハ、思出ニコソ仕ラメトゾ云ケル。山城守是ヲ聞、弓矢取身ハ今日ハ人ノ上、明日ハ身ノ上ト云事ノ有物ヲ、知セバヤトハ思ヘ共、光季ガ打レナン次日ハ御所ニ聞食、廣綱コソ中媒(ナカダチ)シタリケレ。奇怪也トテ頸ヲ召レン事一定ナリ。乍レ去余所ノ樣ニテ知セバヤト思ヒ、光季ニ申ケルハ、院ハ何事ヲ思食ヤ覽。都中ニ騷事共有ト承ル。此世中ノ習ナレバ、人ノ上ニヤ候覽。身ノ上ニヤ候覽。若事モアラン時ハ憑ミ申ベシ。又憑マセ玉ヘトゾ云ケル。去程ニ、日モ暮方ニ成ニケレバ、光季ハ宿所ニ歸テ、其夜ヤガテ白拍子春日・金王ヲヨビテ、終夜宴遊ヲゾ催ケル。十五日ノ朝ニ成ケレバ、能登守秀康ハ、院宣ニテ伊賀判官ヲ三度マデコソ召タリケレ。光季ハ心ニサトリ怪シト思テ、左右ナクモ不レ參。メノトゴノ治部次郎光高ヲ喚テ、御所ヘ召ニ合テ、都ノ中サハガシト聞ユ。諸國ノ

光季光高ヲシテ御所ヲ窺ハシム

光高光季ニ官軍ノ來討ヲ報ズ

武士モ、其數上リタンナレバ、內裏・仙洞へ參テ、外ナガラ事ノ有樣見テコヨトテ遣シケレバ、治部次郎ハ高陽院殿〔ニ脫カ〕・馳參ケルニ、三条東洞院ニテ打手ノ使一千余騎ニゾ行合タル。治部次郎ハ是ヲ見テ、アレハ何事ノ武者ゾト問ケレバ、京童部ノ申ケルハ、アレコソ伊賀判官打ニ寄（ヨス）ル宣旨ヨト云ケレバ、治部次郎是ヲ聞、夢ノ心地シテ大ニ騷ギ、走歸テ判官ヲ出居ノ妻戶ノ口へ喚出シ、君ハハヤ勅勘ヲ蒙リ給ニケリ。打手ノ御使トテ、院ヨリ既ニ一千余騎ノ武者ハヤ間近マイリタリ。縱宣旨・院宣也共、能矢一ツアソバセトゾ申タル。判官ハ是ヲ聞ドモ少モサハガズ、光高ニ云ケルハ、光季ナンド討ント思食サンニ、左右ナク寄テハヨモ討レジ。御使ハ給ハランズラン。其間ニ遊者共出サンニ、誰カハ留ムベキトテ、後見ノ政所ノ太郎喚出、遊者共ニテントウトラセヨトゾ云ハレケル。政所ノ太郎ハ內ニ立入、サマ〴〵ノ物共取出シ、飽マデトラセケリ。判官ハ心ヲシヅメノ玉フ様、光季ガナカラン後ノ思ニモセヨトテ淚ヲ押へ、盃二ヲ取、別ノ盃左右へ指流サレケリ。其後ゾ遊者共出サレケル。政所ノ太郎ニ仰ケルハ、光季縱宣旨也トモ、能矢一射テ死トモ死ナン。只今事

ニアフベキ者、何人バカリ有ラント問ハレケレバ、治部次郎・大津右馬允・薩摩ノ右近・仁江田ノ三郎父子三騎・伊加羅武者父子三騎・大摩太郎・與三次郎・方切源太・園平次・蒲二郎・山村三郎・河内太郎・小山小大夫次郎・池野部太郎・世〔座カ〕庄七郎・柿原・大居又次郎・熊王茱マデ八十五騎ハ候ケリト申ケレバ、此等之家子・郎等ナドスヘテ議シケルハ、左コソ云共、光季ハ此勢タナビキ、只今寄敵ノ中ヲ懸ワリ、鎌倉へ落行ンニ、誰カハ可レ留ト思ヘドモ、右京大夫義時ノ、光季ガ幾程ノ命ヲ生トテ、宣旨ノ御使見逃ニシテ鎌倉へ落下、八ケ國ノ大名・高家ノ弓箭ニ、疵ヲ付覧ト思ハレン事ノ耻カシケレバ、鎌倉へモ落モ行マジ。此ニテ一騎ニ成ランマデモ、合戰シテ打死センズルゾ。年來ノ情思ハン人々ハ、光季ガ最後ノ供シテ、四手ノ山路ヲ送給へ。但名モ惜カラズ命ノ惜カラン殿原ハ、事ノ乱レヌ先ニ何へモ落行給候へ。恨有マジトゾ宣玉ヒケル。只ノ時ハ御前ニ切舞御恩蒙ラントノミ振舞人々ノ、此由ヲ聞、落行人々誰々ゾ。大津右馬允・薩摩ノ右近ヲ始トシテ、次第々々ニ落行ケレバ、廿九騎コソ殘ケレ。其モ落色ニ猶見ヘケレバ、治部次郎走廻、土門・小門サシマハシテ申ケレバ、殿原聞玉へ。

光季郎等ヲ集メテ軍議ス

光高逃亡者ヲ叱ス

君世ニマシマス時ハ、御恩蒙ラント切舞給シ人々ノ面々、心ノ程ノウタテサハ一々次第ニ落ハテ、纔ニ殘殿原モ落ントヲボサバ、天ヘモ上リ地ヲモ破テ落玉ヘ。門々ハサシツルゾ。此上猶落支度スル者アラバ、只今寄ル敵ニハ目カクマジ。舘ノ内ニテドシ軍始テ、打死セントゾ示シケル。カク云懸(イヒカケ)ラレテ、廿九騎ハシヅマリヌ。政所ノ太郎、是ヲミテ蝶形・菊形シゲク打タルキセナガ取出、判官ニ奉ル。判官是ヲ見テ宣玉ヒケルハ、光季物具ヲシテ軍ヲセバ打勝べキガ、我等ハ無勢也。寄敵ハ多勢也。物具ヲセデ多勢ニ懸合、能矢一射テ死(シナ)バコソ、名ヲバ後代ニ留ンズレトテ、白鞘巻ヲヌギ、鎧ノ高紐・草摺・クツケイ障子ノ板・弦走センダンノ板・錦マゼタル脇立共ニ切破テ宣玉フ事、光季ガ傳ヘタル［　　］〔本ノマヽ〕最後ノ時マデ、身ニソヘントハ思ヒツレドモ、ナカラン後、敵ノ手ニ渡テ、アレコソ甲ヨト云レン事ノ口惜ケレバ、切ツルゾトテ泥中ヘゾ投入ラレケル。治部次郎是ヲ見テ、判官殿ハ思切給ニケリ。奉見申ケルハ、落殘タル勢ドモ廿九騎ハ候メリ。上両所加テ卅一騎マシマスベシ。此御勢ニテ、只今寄敵ノ中ヲ懸ワリ、高陽院殿ノ大庭ニ引籠、四門

六高高陽院ニ參リ自殺センコトヲ光季ニ勸ム

壽王軍裝束ス

ヲ固テ寄手ノ殿原ト手ノキハ戰ヒ、負ヌル物ナラバ、御簾ノ隙ヨリ御殿ニマイリ、十善ノ君ノ御膝ヲ枕トシテ、自害仕覽トゾ申タル。判官是ヲ聞、治部次郎・政所太郎許ヤサモアラン。殘人共ハ門ヲ開ナバ、皆悉ク落行ナン。去バ只コヽニテ、一騎ニナランマデモ戰テ打死セン。矢數盡ヌル者ナラバ、打物ニテ戰フベシ。其〔モ脱カ〕叶ハヌ者ナラバ、舘ニ火ヲ懸テ、人手ニカヽラデ自害センズル支度ヲセヨトゾ宣玉ヒケル。判官其日ノ軍ノ裝束ハ、寄懸ノ目結ノ小袖ニ、地白ノ帷大口計ニテ、白鞘卷ヲサシ、十六サシタル胡籙・三要〔目カ〕日サシタル胡籙二腰取寄テ、出居ノ妻戸ニ矢タバ子トキテ立置、滋籐ノ弓二三張ハリ立テ、敵ノ寄ルヲ待懸タリ。判官宣玉ハク、壽王トク〱物具セヨト有ケレバ、生年十四ニ成ガ軍裝束ヲゾシケル。小連錢ノ小袖ニ、地白帷・黄ナル大口・萠黄糸威ノ腹卷・錦革ノ小手ヲ差テ、七寸五分ノ腹卷透ヲ差シ、十六サシタル染羽ノ胡籙カキタテ、重籐ノ弓ノ木鞘・ウラハズシメテ、紅ノ扇開キ持、內柱ヲ木楯ニシテ敵ヲ待懸タリ。一千余騎ノ討手ハ、京極面ニ押寄ル。門ヲ差タリケレバ幡ゾシラミケル。判官云ハレケルハ、何程ノ命ヲ生ントテ、門ヲバサシタルゾ。

京極面合戰

光季胤義ト問答

余所ノ誹謗ノ耻カシキニ、其門アケヨトテ開カセタリ。治部次郎・熊王丸門ヲアケタレバ、打入人々一陣ニ平判官胤義、二陣草田右馬允、三陣六郎左衞門、四陣刑部左衞門・五陣山城守廣綱ヲ始トシテ、上下卅余騎コソ打入タレ。判官是ヲ見テ、紅扇ヲ持テ、弓手ノ袂ヲ打ハラヒ、大庭ニ歩下、平判官ノ馬ノ鼻、弓長計（ユンダケバカリ）歩寄テ申ケルハ、アレハ平判官ノヲハスルカ。光季此程都ニ候ヘ共、十善ノ君ノ御爲ニ過（スギ）セル罪モナキ者ヲ、勅勘何事故候ヤラン。平判官返事ニハ、其事ニ候判官殿、和殿ト胤義トハ、若クヨリ一所ニテソダチタレバ、疎ニハ思ハヌ共、時世ニ隨フ事ナレバ、宣旨ニ召レテ、和殿討手ニ寄タル也。取合〔トテ脫カ〕ズ。又伊賀判官云レケルハ、此事、光季兼テ知タリ。和殿ト能登守殿ト二人シテ、權大夫ヲ打取テ、日本國ヲ云合テ、心ノマヽニ知行セント思テ、權大夫打ンズル門出ニ、無勢ノ光季ヲ、先打ニヲハシタリト思フ也。弓矢取身ハ、今日ハ人ノ上、明日ハ身ノ上ナル者ヲ、鎌倉ヘ聞ヘヌル者ナラバ、八ケ國ノ大名・高家ハ、昔ヨリ弓矢ノ契忘ヌ者ナレバ、權大夫ハ大勢揃テ打テ上リ、御方ノ謀叛ノ衆責出責出頸切ラン時ハ、何シニ加樣ノ事思ヒ企ケント思食ンズルゾ。判

官トゾ云ハレケル。草田右馬允是ヲ聞ヤ、平判官殿、是程敵ニ隙ヲアラセテハ、何カ可打ト云懸ラレテ、平判官ハ、ツバノ中差拔出、思フ矢束飽マデ引テゾ放タル。伊賀判官ノ弓手ノ袂ヲ射透テ、後ナル妻戸ノ方立ニ、箆中(ノナカ)過テゾ射立タル。伊賀判官是ヲ見テ申サレケルハ、都中ニハ和殿ト間野次郎左衛門トコソ思ツルニ、一ノ矢ハ射ハジツ給ヒヌ。和殿ノ一ノ矢ニ、光季打レタト思ツルニ、イマダ弓矢ノ冥加ハ有ケリ。和殿ノ弓矢ノ冥加ハ盡ニケリ。伊賀判官光季生年四十八ニ罷成手次(テナミ)ノ程御覽ゼヨ。平判官殿トテ、白羽ノ中差拔出シ、思フ矢束引テ放レバ、平判官ノ弓ノ取ツカノ上、一束ヲキテ射削リ、二陣ニ引(ヒカ)ヘタル草田右馬允ガ頸骨射拔タリシカバ、暫モタマラズ落ニケリ。平判官ハ是ヲ見テ思フ樣、院ノ御軍ノ門出ニ、大將軍胤義一番ニ射落サレタリト云レン事、公私ノ爲惡カリナント思テ、誹謗ヲハヌ先ニトテ、門ノ外ヘゾ歸ル。六郎左衛門押寄テ戰ケルガ、戰負テ歸ニケリ。山城守廣綱片手弓ハゲテ進寄テ申ケルハ、昨日マデハ互ノ雜事ノ中ナレドモ、時世ニ隨フ事ナレバ、宣旨ヲ蒙テ和殿打ニ寄タル也。判官次郎ハ、廣綱ニハ烏帽子子ナガラハ甥ゾ

カシ。互ノ手次今日ニテ有ト宣玉ヘバ、和殿ハ光季ニハアハヌ敵ゾ。ソコノキ給ヘ。軍シテ見セ中サン。和殿ノ判官次郎ト軍シタクバシ給ヘトテ内ニ立入、壽王トク〳〵立出デ、舅ノ山城守ノ見參セヨトゾ云レケル。壽王、父ノ命ニ隨テ、十六差タル染羽ノ矢カキ負、大庭ニコソ歩下ケレ。アレハ山城殿ノヲハスルカ。光綱ヲバ誰トカ御覽ズル。伊賀判官ガ次男判官次郎光綱トハ我事也。生年十四ニ罷成、元服ノ時給ハリタリシ矢奉レ返トテ、思フ矢束飽マデ引テ放タレバ、舅ノ山城守ノ鎧ノ袖ニ篦中マデコソ射立タレ。山城守是ヲ見テ、門外ニ引歸リ、是ヲ見玉ヘ殿原、十四ニ成判官次郎ガ射タル弓勢ノハシタナサヨトテ折懸タリ。間野二郎左衞門是ヲ聞、弓矢取ノ道心事ハ有べカラズ。其儀ナラバ宗景カケントテ、連錢葦毛ノ馬〔ニ脱カ〕乘、門〔ノ脱カ〕・南腋ニゾ打立タル。伊賀判官是ヲ見テ、門ノ南腋ニ甲モキズシテ、火威ノ胄ニハツブリ計カケタルハ、間野次郎左衞門ト奉レ見ハ僻事カ。ソニテマシマサバ、日來ノ詞ニモ似ヌ者哉。間近ク押寄候ヘ。見參セントゾ云ハレケル。間野二郎左衞門ハ是ヲ聞、神妙也トヨ判官殿、人シモコソアレ。宗景ニシモ被レ仰面目サヨ。サラバ

參ラントテ、胡籙トキテ築地ニ寄カケ、釼計ヲ拔テ廣綱（宗景歟）目近ク寄タリケリ。判官ハ間野次郎左衛門ニ弓弦キラレテ、出居ノ内ヘゾ入給フ。治部次郎立出デ戰ケルガ、弓手ノ腹ヲ切ラレテ、椽ヨリ下ヘゾ落ニケル。仁江田三郎父子三騎立出デ戰ケルガ、次郎左衛門ノ手ニ懸テ、是モ打レニケリ。伊加羅武者立出デ戰ケルガ、内股切ラレテ大庭ニ轉ニケリ。間野次郎左衛門是ヲ見テ、奴（キャツ）ゾ耻アル者トテ頸カヽントシテ、ウツブキタル所ヲ、判官出居ノ内ヨリ射タル矢ニ、間野次郎左衛門ガ眉間ヨリ、後ノ烏帽子ノ結メヘゾ射出シタル。正念亂テ此世ハ早ク盡ニケリ。其間ニ鏡ノ左衛門・田野部十郎寄タリケリ。鏡ノ左衛門戰負テ引返ス。田野部十郎打レニケリ。兩方ニ死者多、御方三十五騎、判官モ痛手負、今ハ限ト思テ、出居ノ内ヘゾ入ニケル。政所ノ太郎ヲ召寄テ、敵ニ火カケサスナ。此方ヨリ火カケヨト下知セラレケリ。寢殿ノ間ニ火懸タリケレバ、上天ノ雲トゾ燒上ル。判官ハ、壽王喚ヨセ云ハレケルハ、光季今ハ限ト思フ也。自害セヨト有ケレバ、火中ヘ飛入、三度マデコソ立歸レ。判官是ヲ見玉ヒ、壽王ヨ自害ニセズバ是ヘ立ヨレ。遺言セントテ宣玉ヒケレバ、壽王

光季宗景ヲ射ル

光季光綱ノ最後

秀康戰況ヲ奏ス

冠者立寄ケリ。判官膝ニ引懸云ハレケルハ、去年霜月ニ、新院八幡御幸成シ時、大渡ノ橋爪固メテ、御所ノ見參ニ入、カシコキ冠者ノ眼ザシ哉ト、叡感ヲ蒙ブリタリシカバ、光季モ嬉シク覺テ、來ンズル秋、除目ニハ官所望セント思ヒツルニ、今ハ限ノ命コソ心細ケレ。壽王冠者申ケルハ、自害ヲヱ仕候ハヌニ、父ノ御手ニカケサセ玉ヘト申ケレバ、判官宣玉ヒケルハ、命ヲ惜ミ鎌倉ヘ落行ントゾ云ハント思ツルニトテ、横ザマニ懷キ、刀ヲ拔出シ既ニサヽントシケルガ、流ルヽ涙ニ目クレ、刀ノ立所更ニ見ヘザリケリ。乍去三刀指テ、燃ル炎ン中ニ投入テ念佛ヲ申、南無歸命頂禮八幡大菩薩・賀茂・春日哀ミ納受ヲ垂給ヘ。光季都ニ留テ、十善ノ君ノ御爲ニスゴセル罪モナキ者ヲ、宣旨ヲ蒙テ命ハ君ニ召レヌ。名ヲバ後代ニ留置ント宣玉ヒテ、又鎌倉ノ方ヲ三度伏拜ミ、無ラン後ノ敵打玉ヘ大夫殿トテ、政所ノ太郎手ヲ取チガヘテ、壽王ノ上ニマロビ懸リ、炎ノ底ニ入ニケリ。去程ニ能登守ハ御所ニ參、軍ノ次第申上ケレバ、十善ノ君モ御尋有ケリ。秀康奏申ケレバ、軍ノ爲躰、詞モ不及キブクコソ候ツレ。一千余騎ノ打手ノ御使ト、光季ガ卅一騎ノ勢ト、未ノ始ヨリ申ノ終

後鳥羽上皇光季ノ戰死ヲ惜マセ給フ

ニ及ブマデニ戰候ツルニ、御方三十五騎被レ討候ヌ。手負ハ數モシラズ、アナタニハ耻アル郎等少々被レ討、或光季父子自害ニテ候ト奏シケレバ、十善ノ君ノ宣旨ノ成樣ハ、然ト云ヘドモ、哀光季ヲバ御方ニシテイケテ置、大將軍ヲサセバヤトゾ仰出サレケル。

公經父子拘禁セラル

去程ニ右大將公經・子息中納言實氏召籠ラセサセ給フ。其謂ハ關東ニ心カハス御疑トゾ承ル。朝ニ恩ヲ蒙、夕ニ死ヲ給ケン唐人ノ樣也。サテ伊賀判官下人、十五日戌刻ニ鎌倉ヘトテ下ニケリ。平判官モ宿所ニ歸リ、以前ノ詞少モ違ハズ文委ク書テ、同戌刻兄ノ駿河守ノ許ヘゾ下シケル。

義時追討ノ院宣

又十善ノ君ノ宣旨ノ成樣ハ、秀康是ヲ承レ。武田・小笠原・小山左衞門・宇津宮入道・中間五郎・武藏前司義氏・相摸守時房・駿河守義村、此等兩三人ガ許ヘハ賺(スカシ)遣ベシトゾ仰下サル。秀康宣旨ヲ蒙テ、按察中納言光親卿ゾ書下サレケル。

被ニ院宣一偁、故右大臣薨去後、家人等偏可レ仰ニ聖斷一之由令レ申。仍義時朝臣可レ爲ニ奉行仁一歟之由、思食之處ニ、三代將軍之遺跡、稱レ無レ人ニ于管領一、種々有ニ申旨一之間、依レ被レ優ニ勳功之職一、被レ迭〔遣カ〕ニ攝政子息一畢。然而幼齡未識之間、彼朝臣稟ニ性於野心一、借ニ

院宣ノ使者押松鎌倉下向

政子ノ述懐

權於朝威、論之政道、豈可然乎。仍自今以後、停止義時朝臣奉行、併可決叡襟。若不拘此御定、猶有反逆之企者、早可殞其命。於殊功之輩者、可被加褒美也。宜令存此旨者、院宣如此。悉之以状。

承久三年五月十五日　　按察使光親奉

如此書テ、院御下部押松ニゾ下給。押松ハ十六日ノ寅時ニ、宣旨ヲ帯シテ下ケリ。下リコソ急(イツグ)トモ、上リニハ大名・高家ノ手ヨリ引手物得テ上ランズレバ、宮仕ノ冥加此ニ在トゾ思ケル。鎌倉ヘハ大方廿日路ナルヲ、十六日ノ曉京ヲ出テ、十九日ノ申ノ剋ニ、鎌倉ヘコソ着ニケレ。伊賀判官ノ下人モ、同酉ノ時ニ着ニケリ。二位殿ニ參テ申ケレバ、被仰ケルハ、尼〔カ〕加樣ニ若ヨリ物思フ者ヨモアラジ。鎌倉中ニ觸(フレ)ヨトゾ被仰ケル。サテコソ谷七郷ニ騒ガヌ所ハナカリケリ。此由聞テ、二位殿ヘ參人人、武田・小笠原・北〔小カ〕山左衛門・宇津宮入道・中間五郎・武藏前司義氏、此人々參給フ。二位殿被仰ケルハ、殿原聞玉ヘ。尼〔カ〕加樣ニ若ヨリ物思フ者候ハジ。一番ニハ姫御前ニ後(ナク)レマイラセ、二番ニハ大將殿ニ奉後、其後又打ツヾキ左衛門督殿賴家ニ後レ

武田信光以下關東ニ味方ヲ誓フ

關東軍評定

申、又無程右大臣殿實朝ニ奉後、四度ノ思ハ已ニ過タリ。今度權大夫被打ナバ、五ノ思ニ成ヌベシ。女人五障トハ是ヲ可申哉覽。殿原ハ都ニ召上ラレテ、内裏大番ツトメ、降ニモ照ニモ大庭ニ鋪皮布、三年ガ間住所ヲ思遣、妻子ヲ戀ト思ヒテ有シヲバ、我子ノ大臣殿コソ、一々次第ニ申上テマシ〳〵シ。去バ殿原ハ京方ニ付、鎌倉ヲ責給フ大將殿・大臣殿二所ノ御墓所ヲ、馬ノ蹄ニケサセ玉フ若ナラバ、御恩蒙テマシマス殿原、弓矢ノ冥加ハマシマシナンヤ。カク申尼ナドガ、深山ニ遁世シテ流サン涙ヲバ、不便トハ思食スマジキカ殿原、尼ハ若ヨリ物ヲキブク申者ニテ候ゾ。京方ニ付テ鎌倉ヲ責ン共、鎌倉ニ付テ京方ヲ責ントモ、有ノマヽニ被仰ヨ。殿原トコソ宣玉ヒケレ。武田六郎信光進ミ出デ申ケルハ、昔ヨリ四十八人ノ大名・高家ハ、源氏七代マデ守ラント契申テ候ケレバ、今更誰カハ變改申候べキ。四十八人ノ大名・高家ヲバ、二位殿ノ御方人ト思食セトゾ申タル。此信光ガ申詞ニ、殘ノ人々皆同ジニケリ。異儀ヲ申人一人モナカリケリ。二位殿悦テ重テ被仰樣、サラバ殿原、權大夫ガ侍ニテ、軍ノ僉議ヲ始メ給ヘトゾ被仰ケル。此由承リ、皆大夫殿ヘゾ參リ玉

胤義ノ使者義村ノ許ニ到ル

義村胤義ノ書状ヲ義時ニ示シ且ツ院宣ノ使者ヲ捕ヘンコトヲ勸ム

フ。去程ニ平判官ノ下人モ、同十九日酉ノ時計ニ、駿河守ノ許ヘゾ付ニケル。弟ノ使見付テ、何事ゾト問ハレケレバ、御文候トテ奉ル。開見テ云レケルハ、恐シノ平九郎ガ、今年三年都ニキテ云ヲコセタル事ヨ。一年和田左衛門ガ起シタリシ謀反ニハ、遂ニ勝サリタリ。加様ノ事ハ二目共見ジトテ文カキ巻、平九郎ガ使ニ己計カト問レケレバ使申ケルハ、院ノ御下部押松、權大夫殿打ンズル宣旨持テ下リ候ツルガ鎌倉ヘ入候トテ放(ハナレ)テ候トゾ申ケル。駿河守重テ云ハレケルハ、關々ノキビシケレバ返事ハセヌゾ。平九郎ニハサ聞ツト許云ヘヨトテ、弟ノ使ヲ上(ノボセ)ラル。駿河守ハ文巻持テ、大夫殿ヘ參リ申サレケルハ、平判官胤義ガ今年三年京住シテ下タル狀御覽ゼヨ。一年和田左衛門ガ謀反ノ時、和殿ニ義村ガ中媒(ナカダチ)シタリトテ、余所ノ誹謗ハ有シカドモ、若ヨリ互ニ變改アラジト約束申テ候ヘバ、角モ申候ナリ。院下部押松、和殿討ンズル宣旨ヲ持テ下リケルガ、鎌倉入ニ放テ候ト申ツルゾ。此ヨリ奥ノ大名・高家ハ、披露有ツル者ナラバ、和殿ト義村トヲ敵ト思ハヌ者ハヨモアラジ。奥ノ人共ニ披露セヌ先ニ、鎌倉中ニテ押松尋テ御覽ゼヨ。大夫殿トゾ申サレケル。

義時押松ヲ捕ヘテ宣旨ヲ奪フ

可レ然トテ鬼王ノ如ナル使六人ヲ、六手ニ分テ尋ラル。壹岐ノ入道ノ宿所ヨリ押松尋出シテ、天ニモ付ズ地ニモ付ズ、琰魔王ノ使ノ如シテ參リタリ。大夫殿ハ押松ガ持タル宣名〔命〕奪取テ披見シ玉フ。此等ノ次第傳聞テ、馬ニ鞍ヲキ、キセナガ持セテ、權大夫殿ヘ馳參ル人々ハ數ヲ不レ知、權大夫殿申サレケルハ、義時ガ頸ヲバ殿原ノ斯ベキナラバ、只今打テ都ヘ上セテ、十善ノ君ノ御見參ニ入サセ玉ヘ。七條次郎兵衛取アヘズ申ケルハ、大夫殿聞食セ。昔ヨリシテ四十八人ノ大名・高家ハ、源氏七代マデハ守ラントト約束申シテ候ヘバ、大夫殿コソ大臣殿ヨ。大臣殿コソ大夫殿ヨ。ソ〔サカ〕レバ今日ヨリ後ハ四十八人ノ大名・高家、皆其儀ナラバ、宣旨ノ御請イカヾ可レ有。各計給ヘト申サレケリ。面々並居テ計出シタル事ゾナキ。時ニ駿河國淡河中務丞定申ケルハ、勅答コソ大概案出シテ候ヘ。如何ニト人々問ハルレバ、十善ノ君是ヤ此數賦物、一年ニ二度三度獻上面目候覽、此上何ノ御不足アリテカ、加樣ノ宣旨ハ下サレ候覽。二位ノ尼道世、深山ニテ流レ涙不便ニ候間、依二武士召候一山道・海道・北陸道自二三ノ路一大勢差進上候也。被レ召二合西國武士等一、合戰ノ樣自二御簾ノ隙一可レ有二

宣旨ノ勅旨

押松拘禁

義時三道ノ要地ヲ守ラシム

海道大將并ニ其兵數

叡覽ニトカヽシハ、如何ニ殿原トゾ申タル。武田六郎申ケルハ、神妙也トヨ中務殿、誰モカフコソ案ジツレ。御返事ノ書ニ名ハ誰ゾ。進上判官代ト定メ、宣旨ノ敕荅委ク書テ、押松ニコソタビタリケレ。大夫殿申サレケルハ、押松ヲ暫上セズシテ、勢ノ程ヲ見セテ上セバヤ。當時上セツル者ナラバ、宇津ノ山ヨリアナタノ勢ハ、都ノ方人ニ成ナンズ。押松ヲニゲヌ程死ナヌ程ニシタヽメヨトゾ申サレケル。武田六郎サルベキ事トテ、押松ヲバ右馬入道ニゾ預ラレケル。籠ニ籠(コメ)テホダシヲ打ゾ誡(イマシ)メ置ク。義時ハ軍ノ僉議ヲ始ラレケリ。海道淸見ガ關ヲバ湯山小次郎ニ預ケ玉フ。山道三坂關ヲバ三坂三郎ニ預ケ玉フ。北陸道鹽山・黑坂ヲバ山城太郎ニ預ケ玉フ。アヤシハフタル者入テ屬降カリナハ殿原、故大將殿ノ御時、軍ノ先陣ヲバ畠山庄司次郎重忠コソ承シカドモ、其人共ハ今ハナシ。今度ノ先陣誰ニカ有べキ。乍レ去海道ノ先陣ハ相摸守時房、此手ニ可レ付人數ニハ、城入道・森入道・石戸入道・本間左衞門・伊藤左衞門・加持非丹內・野路八郎・河原五郎・强田左近・大河殿・大見左衞門・宇佐美左衞門・內田五郎・久下三郎・勾當時盛ヲ始トシテ、其勢二万騎ナルベシ。二陣武藏

守泰時、此手ニ可附人々ニハ、關左衛門・新井田殿・森五郎・小山左衛門・新左衛門・善左衛門・宇津宮入道・中間五郎・藤内左衛門・安藤兵衛・高橋與一・印田右近・同刑部・河夫刑部・大森彌二郎兄弟・保威左衛門・蜂川殿・讃岐右衛門・□五郎・馱手入道・同平次・金子平次・伊佐三郎・岡共六郎・丹黨・小玉黨・井野田黨・金子黨・桔二郎・有田黨・彌二郎兵衛・駿河二郎康村・武藏太郎時氏ヲ始トシテ、其勢可レ爲二二万騎一。三陣足利殿、四陣佐野左衛門政景・二田四郎。五陣紀内殿・千葉次郎ヲ始トシテ、海道七萬騎ニテ上ルベシ。

山道ノ大將并ニ其兵數

山道大將軍武田・小笠原、此手ニ可レ付人々ニハ、南部太郎・秋山四郎・三坂三郎・二宮殿・智戸六郎・武田六郎ヲ始トシテ、五萬騎ニテ上ルベシ。

北陸道ノ大將并ニ其ノ兵數

北陸道ノ大將軍ハ、式部丞朝時ヲ始トシテ、七萬騎ニテ上ルベシ。山道・海道・北陸道三ノ道ヨリ十九萬騎ニテ上スベシ。義時ハ此ニ居ナガラ、手際ノ軍場ハ兼テ知タリ。北陸道ハ礪浪山・宮崎・鹽山・黒坂也。山道ニハ大井戸・板橋・〔渡カ〕莚田・杭瀨川。海道ニハ大御子・一瀬・大豆戸・食渡・高桑・洲俣コソ、手ノ際ノ軍場ヨ。此等ニテ討勝ホドナラバ、馬ノ腹帶ヲ強クシメテ、敵ハハヤルトモ我ハハヤラズシテ、シラマンニハ手ヲコシテ、手ノ際ノ戦

海道ノ軍發ス

シ給へ殿原。海道ノ殿原ハ、美濃國不破關ヲ打過、北陸道ノ殿原ハ、越前ノツルガノ津・アラチノ山ヲ打過テ、三ノ手一ツニ成テ、宇治・勢多攻落シテ都ニ上リ、五條ヨリ下ニ火ヲ懸テ、謀反ノ衆ヲ責出々々首ヲ切、十善ノ君ノ見參ニ入ヨ。武藏・相摸等ノ勢スクナクバ、脚力ヲ以テ示シ玉へ。三郎冠者重時ニ一陣打セテ、義時モ十万騎ニテ打テ上リ、手ノ際ノ戰シテ十善ノ君ノ見參ニ入ン。戰負ヌルモノナラバ打下リ、足柄・淸見ガ關ヲ掘切テ、由比濱ヲ軍場ト誘テ手際〔ノ脫カ〕戰セン。ソレニ戰負ヌルモノナラバ、昔衆井太郎ガ七度マデ宣旨ヲ蒙リ、門司關ヲ打塞、筑紫九國、七年ガ間掠テ有ケン樣ニ、義時モ谷七郷ニ火ヲカケテ、天下ヲ霞ト燒上、陸奥ニ落下リ、數ノ染物卷八丈・夷ガ隱羽一度モ都へ上セズシテ、一期ガ間知ランニ、サテモ有ナン和殿原。海道ノ先陣相摸守急玉へ。去ドモ義時日取セン。五月廿一日甲辰開日ゾ。猶々急玉へ。廿一日ニモ成ニケレバ、海道ノ殿原ハ若宮大路ニ打立テ、上差拔テ若宮三所ニ奉リ、由比濱へ打出デ、腰越山ヲ打過テ、足柄山へゾ懸玉フ。大夫殿ノ勢ノ有樣ハ聞ツラントテ、押松取出シ、大庭ニ引居テ申サル、ヤウハ、都ニ上リ十善ノ君ニ申上ン樣

義時押松ニ勅答ノ旨ヲ傳ヘテ追放ス

押松歸洛

ハヨナ。是ヤ此數ノ染物卷八丈・銀・金・夷ガ隱羽〔貢カ〕・交馬上馬、一年ニ二三度マヒラセ候面目ニテ候ラン。此上ニ何ノ御不足有テカ、義時御勘氣ニ預リ候ラン。武士召レ候ヘバ、山道・海道・北陸道三ノ道ヨリ十九万騎、白冠者原ヲ上セ候。西國ノ武士ト召合合戰セサセテ、御簾ノ隙ヨリ御覽候ベシ。軍旅猶不足ニ思食サレ候ハヾ、己ガ樣ニ足早カラン下部ヲ下給テ、義時モ十万騎ヲ引具馳上リ、手ノ際ノ戰仕テ、十善ノ君ノ御見參ニ罷入ント申ツト申セヨ。押松粮料クレヨトテ、干飯（ホシイヒ）三升賜テ、門ヨリ外ヘ追出シテ、大波・腰越・懷島山ヲバ、死出ノ山路ト越下テ、相摸川ニヲリヒタリ、水アビ力附テ思樣、此干飯（ホシイヒ）カシコ此ニテ食センヨリハ、此ニテ一度ニ食テ、閑ニ上ラント思テ、三升ノ干飯一度ニ洗食テ思樣、下リニコソ急トモ、上リニハ急ガズシテ、大名・高家ノ手ヨリ引出物得テ上ランズラン面目サヨト思タレ〔ルニカ〕ハ、サハナクテ籠ニコモリホダシ打レテ、人ノ聲スレバ、今ゾ押松ガ首ハ切（キラ）レヌルト思ヒシ事ノオソロシサヨ。サレバ押松ハ、今十年ハ中天ヨモ來ラジト、今度ハ急ガズトモ上ラント思ツヽ、鎌倉ヲ出デ五日ト云シ酉ノ時ニハ都ニ上リ、高陽院殿ノ大庭ニゾ著ニケレ。

季康押松ニ鎌倉ノ狀ヲ問フ

十善ノ君ヲ始マイラセテ、大臣・公卿・納言・宰相・女房諸人集リ、押松ガ義時ガ首持テ參ラン御覽ゼヨトテ、御簾ヲ挑(カヽゲ)テ門前市ヲ成。去程ニ、押松ハ大庭ニウツブシ樣ニゾ伏ニケル。能登守ノ申サレケルハ、何ソノ押松ガ、是程ノ晴ニ南庭ニウツブシタル奇怪サヨ。鎌倉ノ樣、起上リテ有ノ儘ニ申セ。押松トゾ仰ラレケル。如此二三度仰ノ後、起居ツ、、涙ヲ流シテ申ケルハ、此世中ハ鬪諍堅固ノ世ト成テ、逆ニナル事程モナシナド、申ハ、權大夫ガ十善ノ君ニ申セト候ツルハ、是ヤ此數ノ染物卷八丈・白銀・金・夷ガ隱羽・貢馬上馬、一年ニ二度三度進上仕ル面目ニ候ラン。何ヲ不足ニ思食サレテ、加樣ノ宣旨ハ下候哉(ヤ)ラン。

押松ノ陳述

武士ノ召〔チカ〕候ナレバ、山道・海道・北陸道三ノ道ヨリ、十九万騎ノ白冠者原ヲ上(ノボセ)候ナリ。西國ノ武士ニ召合ラレテ、軍ヲサセテ御簾ノ隙ヨリ御覽ゼヨ。猶軍ニアカセ玉ハヌモノナラバ、己ガ樣ナル足早カラン

脚力ヲ下シタベ。義時モ十万騎ニテ馳上リ、手ヲ際軍仕テ、見參ニ入ラント申セトコソ、申候ツレト申ケレバ、上下萬人是ヲ聞、皆伏目ニコソハ成ニケレ。十善ノ君宣旨ノ成様ハ、ウタテカリトヨ和人共、サテモ鷹ヲバ軍セヨトハ勸メケルカ。今ハ此事、如何ニ示ストモ叶フマジ。トクトク勢ヲ汰（ソロ）ヘテ手ヲ向ヨ。能登守秀康ハ、此宣旨ヲ蒙リ、手々ヲ汰テ分ラレケリ。

京方海道ノ將士

海道ノ大將軍ハ、能登守秀康・河内判官秀澄・平判官胤義・山城守廣綱・六郎左衛門・刑部左衛門・帶刀左衛門・平内左衛門・平三左衛門・伊王左衛門・齋藤左衛門・薩摩左衛門・安達源左衛門・熊替（クマガヘ）左衛門・阿房守長家・下總守・上野守・重原左衛門・翔左衛門ヲ始トシテ、七千騎ニテ下ベシ。

同山道ノ將士

山道大將軍ニハ、蜂屋入道父子三騎・垂見左衛門・高桑殿・關田・懸棧・上田殿・折見・御料・寺本殿・駿河大夫判官・關左衛門・佐野御曹司・筑後入道父子六騎・上野入道父子三騎ヲ始トシテ、五千騎ニテ下ルベシ。

同北陸道ノ將士

北陸道大將軍ニハ、伊勢前司・石見前司・蜂田殿・若狹前司・隱岐守・隼井判官・江判官・主馬左衛門・宮崎左衛門・峑會左衛門・白奇藏人・西屋藏人・保田左衛門・安原殿・成田太郎・石黑殿・大谷三郎・森二郎・德田十郎・能木源太・羽差八郎・中村

京方三道ノ總兵數

京方海道防備ノ部署

太郎・内藏頭ヲ始トシテ、七千騎ニテ下ルベシ。山道・海道・北陸道三路ヨリ一万九千三百廿六騎トゾ註タル。殘ノ人々ハ、宇治・勢多ヲ固メ玉ヘ。瀬田ヲバ山ノ口ニモ仰付ラレケリ。美濃竪者・播磨竪者・周防竪者・智正・丹後ヲ始トシテ、七百人コソ下リケレ。五百人ハ三尾ガ崎、二百人ハ瀬田橋ニ立向フ。行桁三間引放、大綱九筋引ハヘテ、乱杭・逆〔茂脱カ〕木引テ待懸タリケリ。宇治ノ手ニハ、甲斐宰相中將範茂・右衛門佐・蒲入道ヲ始トシテ、奈良〔印カ〕卬地ニ仰附ラレケリ。眞木島ヲバ佐々木野中納言有雅、伏見ヲバ中御門中納言宗行、芋洗ヲバ坊門新〔大〕中納言忠信、魚市ヲバ吉野執行、大渡ヲバ二位法眼尊長、下瀬ヲバ伊豫河野四郎入道ニ仰付ラレケリ。殘ル人々ハ、按察殿ヲ始トシテ一千騎、高陽院殿ニゾ籠ケル。去程ニ海道大將軍河内判官秀澄、美濃國垂見郷〔ナル小カ〕小ナル野ニ著、陣ノ手分セラレケリ。阿井渡蜂屋入道堅メ給ヘ。大井戸ヲバ駿河判官・關左衛門・佐野御曹司固メ給ヘ。賣間瀬(ウルマ)ヲ神土(カンチ)殿、板橋ヲバ荻野次郎左衛門・伊豆御曹司固メ給ヘ。火御子ヲバ打見・御料・寺木殿固メ給ヘ。伊義渡ヲバ關田・懸桟・上田殿固メ給ヘ。大豆戸(マメド)ヲバ能登守・平判官固メケリ。食(ジキノ)〔渡カ〕坂ヲバ安藝宗左衛門・

時房橋本ノ宿著陣

玄蕃太郎ト打田三郎トノ合戰

下條殿・加藤判官三千騎ニテ固メ給ヘ。上瀨ヲバ滋原左衞門・翔左衞門固メ給ヘ。洲俣ヲバ山田殿固メ給ヘ。山道・海道一万二千騎ヲ、十二ノ木戸ヘ散ス事コソ哀レナレ。去程ニ、海道ノ先陣相摸守、遠江國橋本ノ宿ニゾ著ニケル。都ニオハシケル下野守ノ郎等玄蕃太郎ト云者ハ、阿房國ノ住人ナリ。鎌倉ヘ官物漕(コイ)デ上リケルガ、弓矢取ノ哀サハ、妻子ニ暇モコハズシテ、相摸守ノ手ニカラレテ、遠江ノ橋下(ハシモト)ノ宿マデ御供シテマイリケルガ、思樣弓箭取身トナリヌレバ、都ニオハシマス我君ノ守殿ヲ、今一度見マイラセタラバコソ、世ニ在カヒアラメト思ヒ、十九騎ノ勢ニテ、橋下ノ宿ヲ夜立ニシテ、相摸守ノ前ヲ下馬モセズ、〔本ノマヽ〕ヘリモオカズシテ通リケル。相摸守是ヲ見テ、打田(ウチダ)黨ヲ召寄申サル、樣、何ナル者ゾ。時房ガ宿ノ前ヲ、下馬モセズシテ通條コソ奇恠ナレ。立出テ見ヨトアリケレバ、打田三郎出テ見、歸參テ申ケルハ、下野殿ノ郎等玄蕃太郎ニテ候ナリトゾ申ケル。相摸守重テ申サレケルハ、軍ノ尤ハ天ヨリ下、地ヨリ湧ケルモノカナ。坂東武者ハ馬足クルシキニ、遠江ノ侍カケヨトコソハ申サレケレ。打田黨、仰ヲ蒙リ百騎ノ勢ニテカケ出デ、三河國高瀨・宮道・本

山田次郎ノ關東ノ軍ニ對スル戰略

野原・音和原ヲ打過テ、石墓ニテコソ追付タル〔レ〕。打田三郎申ケルハ、アレハ玄蕃太郎ト奉レ見ハ僻事カ。ソニテマシマサバ、相摸殿御使ニ、打田黨參テ候ナリ。歸給ヘ見參セントゾ申タル。玄蕃太郎是ヲ聞立歸ル。馬ノ鼻ヲ一ニ立並テ申ケルハ、殿原聞召セ。弓矢取身ト成ヌレバ、都ニオハシマス我君守殿ヲ、今一度見參セントテ上ルハ、何カ僻事ナルベキ。我モ人モ互ニ討死セントテ、十九騎ノ兵、十一騎ハ打物取、八騎ハ弓取矢合シテ、懸合入組ミ散々ニ戰ケリ。百余騎ノ討手モ、三十五騎ハ被レ討ニケリ。手負モノ数多アリ。十九騎ノ兵モ、十一騎ハ討レニケリ。八騎ハ大道ヨリ南ノ類ナル宿太郎ガ御前・〔ノ脱カ〕家ニ遁入、門ドモサシマハシ、火ヲ懸テ面々自害シテコソ失ニケレ。打田三郎ハ是ヲ見テ、十一騎ガ頸ヲ取、本野原ニ竿ヲ結テゾカケテ歸、相摸殿ノ被レ居ケル橋下ノ宿ニ歸參シテ、此由申ケレバ、守殿申サレケルハ、時房今度ノ軍ニハヤ打勝タリトテ、上差扳テ軍神ニゾ奉ラレケル。山道遠江井助ハ、尾張國府ニゾ著ニケル。其時、洲俣ニオハシケル山田殿、此由聞付テ、河內判官請ジテ宣給フ樣、相摸守山道遠江井助ガ尾張ノ國府ニ著ナルハ。我等山道・海道一万

秀澄ノ臆病

山田斥候ヲ尾張ニ出ス

二千騎ヲ、十二ノ木戸ヘ散シタルコソ詮ナケレ。此勢一ニマロゲテ、洲俣ヲ打渡テ、尾張國府ニ押寄テ、遠江井介〔助〕討取、三河國高瀨・宮道・本野原・音和原ヲ打過テ、橋下ノ宿ニ押寄テ、武藏幷相摸守ヲ討取テ、鎌倉ヘ押寄義時討取テ、谷七郷ニ火ヲ懸テ空ノ霞ト燒上、北陸道ニ打廻リ、式部丞朝時討取、都ニ登テ院ノ御見參ニ入ラン。河内判官殿トゾ申サレケル。判官ハ天性臆病武者ナリ。此事ヲ聞、其事ニ候。尤サルベキ事ナレドモ、山道・海道一ニ圓ゲ、洲俣渡シテ尾張國府ニアンナル遠江井介・武藏・相摸守討取、鎌倉ヘ下モノナラバ、北陸道責テ上ナル式部丞朝時、山道々々問メテ上ナル武田・小笠原ガ中ニ取籠ラレテ、屬降カキテ要事ナシ。京ヨリ此マデ下ダニ、馬足〔ノ脱カ〕クルシキニ、唯是ニテ何時・日マデモ待請テ、坂東武者ノ種振ハン山田殿トゾ申サレケル。山田次郎ハ、是ヲ聞テ思樣、憎ヒ河内ガ詞哉。其儀ナラバ、重定ガ勢バカリ渡見ントト思ツヽ、井綱權八・下藤五ト云〔二カ〕三人ノ主達召寄、云ハレケルハ、相摸守・山道遠江井介ガ尾張ノ國府ニ著タンナルゾ。行テ事ノ體見テコヨトテ遣ケリ。遠江井介・中源次・中六ト云二人ノ主達召寄、都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル事ノ

善惡見テ來ヨトテ登。兩方ノ使ハ牛尾堤ニテ行合ヌ。中源次申ケルハ、アレハヤ給ヘ中六殿。此ナル男ドモハ都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル。カケコミ來ル男共ト覺ユルゾ。トラヘテ頸キレ中六殿トゾ申ケル。是ヲ聞テ、權八思申ケルハ、都ノ武士ノ先使ニテモ候ハズ、賀楊津ノ宿太郎ニテ候ナリトゾ申タル。中源次是ヲ聞、實ニ宿太郎ナラバ、我等コソ都ノ武士ノ洲俣ニ著タンナル。宣旨破リニ上鎌倉殿ノ先使ヨ。サラバ供シテ物見セヨカシト、淺々トゾ云ケル。權八是ヲ聞、サラバイザ給ヘ。下藤五殿モ、此殿原ノ御供シテ物見セントテツレテ行(ユク)。本鵜ノ墓打過テ、尾張ノ一宮過ケレバ、權八思樣、奴原ガ供シテ無益ナリ。搦メバヤト思フヨリ、本フト莖短ニ取ナシテ、二人ノ主達、六月ノ固土ニ馬ヨリ下ヘハリ落シ、高手・小手ニシメオフセテ、敵ノ馬・〔ウ脱カ〕ハイ取乘テ、馬ノ先ニオツタテ洲俣追渡、山田殿ヘゾ持テ參。被仰ケルハ神妙ナリ主達ヨ。今度ノ軍ニ勝ヌルモノナラバ、所知ヲトラセ繁昌セサセントテ、酒ノマセ干飯三升タビタリケリ。山田次郎ハ道理有ケル武者ナレバ、中六男ヲバ日ノ大將軍河内判官ニゾ奉ラレケル。判官ハ心ノビタル武者ナレバ、

山田ノ使者關東方ノ使者ヲ捕ヘテ斬ル

時房熱田參拜

御料、食間ニ中六ヲバ早北(ニガ)シテケリ。山田殿ハ中源次ヲ召寄セ、鎌倉ニハイカヾ云。有ノ儘ニ申テケリ。其後ニ權八ニ預ラル。森堤ニテ遂ニ頸切テ懸タリケリ。去程ニ、海道ノ先陣相摸守ハ、橋下ノ宿ヲ立テ參河國矢作(ヤハギ)・八橋・垂見・江崎ヲ打過テ、尾張ノ熱田ノ宮ヘゾ參リ給フ。上差拔テ進セテ、其夜ハ赤池ノ宿ニゾ著給フ。明日尾張ノ一ノ宮ヘ外(ソト)ノ郷ニ打立テ、軍ノ手駄〔沙汰カ〕セラレケリ。今度ノ道ノ固ハ上﨟次第ゾ。大豆戸ヲバ武藏守、高桑ヲバ天野左衞門、大井戸・河合ヲバ武田、小笠原ハ美濃國東大寺ニコソ著ニケレ。此兩人ノ給フ事、娑婆世界ハ無常ノ所ナリ。如何有べキ武田殿。武田返事セラレケルハ、ヤ給ヘ小笠原殿。本ノ儀ゾカシ。鎌倉勝(カメ)バ鎌倉ニ付ナンズ。京方勝バ京方ニ付ナンズ。弓箭取身ノ習ゾカシ。小笠原殿トゾ申サレケル。去程ニ、相摸守ハ御文カキ、武田・小笠原殿、大井戸・河合渡賜ヒツルモノナラバ、美濃・尾張・甲斐・信濃・常陸・下野六箇國ヲ奉ラント書テ、飛脚ヲゾ付給フ。彼兩人是ヲ見テ、サラバ渡セトテ、武田ハ河合ヲ渡シ、小笠原ハ大井戸ヲ渡シケリ。小笠原一ノ郎等吉川新五郎ハ、扇ヲ上テ向ノ旗ヲゾ招キタル。向ノ旗ニマシマスハ河

法シキノ人ゾ。ヨキ人ナラバ渡シテ見參セン。次々ノ人ナラバ、馬クルシメニ渡サジトゾ招タル。薩摩左衞門立出テ申ケルハ、男共サコソ云トモ、己等ハ權大夫ガ郎等ナリ。調伏ノ宣旨蒙ヌル上ハ、ヤハスナホニ渡スベキ。渡スベクハ渡セトゾ招タル。新五郎是ヲ聞、腹ヲ立テ、マサキニ詞シ給フ殿原哉。誰カ昔ノ王孫ナラヌ。武田・小笠原殿モ、淸和天皇ノ末孫ナリ。權大夫モ桓武天皇ノ後胤ナリ。誰カ昔ノ王孫ナラヌ。其儀ナラバ渡シテ見セ見サントテ、一千余騎コソ打出タレ。武田六郎是ヲ見テ、彼(カシコ)渡スハイカナル武者ゾ。小笠原殿ノ一ノ郎等市河新五郎トゾ申タル。武田六郎被申ケルハ、何ゾ新五郎ガ唯今ノ河渡ゾ。高名セントテ、甲ノ錣モ敵ニ見セズシテ流死ハショヘウナシ。爰ニ水練スル冠者ノ有ニ、瀨ブミセサセン。歸レトコソ云ハレケレ。生年十九ニナル荒三郎ヲ召寄テ、瀨踏ヲセヨトゾ申サレケル。荒三郎ガ〔ハカ〕物具脫置、胡簶ナル中差二筋、弓ニ取具シテツト河ノ底ヘゾ入ニケル。水ノ底ヲ一時計這テ向ノ岸ノ端ニ浮出デ、高桑殿ヲ見附、アハレ敵ヤ討バヤト思ヒケルガ、討ハヅシツルモノナラバ、此ニテ死ナンズト思ヒケレドモ、ヌレ

タル矢ヲハゲテ思フ矢束飽マデ引テ放チタレバ、高桑殿ノ弓手ノ腹ヲ、鞍ノ末マデコソ射附タレ。馬ヨリ逆ニ落テ、此世ハ早ク盡ニケル。宣旨ノ方ニハ是ヲ見テ、我モ我モト懸ケレバ、荒三郎ハ又水ノ底ヘゾ入ニケル。一町四五段計下リテ、水ノ底ヲ這出デ、小笠原ノオハスル岸ノ下ニゾツト浮出タル。小笠原申サレケルハ、是ハ向ノ河バタニテ浮上リ、敵射落シタリツル男ナ。トクトク物具セヨトゾ申サレケル。荒三郎ハ物具シテ、武田殿ノ前ニテ申ケルハ、馬ノ足ノ立ヌベキ所ハ、河中ニ二段計ゾ候ラン。郎等ドモノ中ニ向テ申ケルハ、殿原ハ河渡(カハワタリ)ノ子細ハ知テオハスルカ。河ヲ渡スニハ強キ馬ヲバ上手ニ立、弱キ馬ヲバ下手ニタテ、水ヲヨドマセテ甲(コロヒ)ノ袖アラハスガリニ引懸テ、弓ノウラハズ馬ノ首ニ引副テ、手綱鞍ノ輪口ニ引附テ渡サセ給ヘ殿原トゾ申タル。其後打ヒテ〳〵渡ス人々ニハ、一陣智戸六郎、二陣半郡四郎、三陣中島五郎・武田六郎ヲ始トシテ、五千騎マデコソ渡シタル。駿河大夫判官ト智戸六郎ト戰ケリ。判官ノ手ニカヽリ河中ニテ廿五騎マデ射流タリ。寄合懸組、判官ハ數多ノ敵討取、子息帶刀左衛門討レニケレバ、後弱リヤ覺ケン落ニケリ。二宮

殿ト蜂屋入道ト戰ケリ。蜂屋入道ハ、二宮殿ノ勢廿四騎マデ射流タリ。渡付テ後、蜂屋入道ト二宮殿ト組タリケリ。蜂屋入道ハ、多ノ敵討取テ我身ニ痛手負、自害シテコソ失ニケレ。小笠原ハ是ヲ見テ、三千騎マデ討ヒテタリ。一人モ漏サズシテ渡シケル。市川新五郎ハ、先ノ詞ヲネタガリテ、薩摩ノ左衞門ヲ目ニカケテ、押寄テ熊手ヲ以、兜ノテヘンニ打立テ懸テ引寄頸ヲ討。蜂屋藏人是ヲ見テ、加樣ノ所ハニグル甲ノ者落ナント思ツヽ、鞭ヲ揚テ高山ヘゾ入ニケル。同三郎、是ヲ見テ追付申ケルハ、何ヘトテオハスルゾ。加程ニ成ナンニ落行タリトモ、蝶ヤ花ヤト榮ベキカ。返シ給ヘ父ノ敵討ン藏人殿ト云ケレドモ、聞ヌ顏ニテ落ニケリ。蜂屋三郎力及バデ引返シ、武田六郎ト戰ケリ。蜂屋三郎申ケルハ、武田六郎ト見奉ルハ僻事カ。我ヲバ誰トカ御覽ズル。六孫王ノ末葉蜂屋入道ガ子息蜂屋三郎トハ我事也。父ノ敵討ントテ參テ候ナリ。手次(テナミ)ノホドヲモ御覽ゼヨトテ、上差拔出シ、滋籐ノ弓ニ打クハセテ傀マデ引テ放タレバ、武田六郎ガ左ノ脇ニ立タル一ノ郎等ノ、冑ノ胸板上卷マデ射通ケレバ、暫モタマラズ馬ヨリ落テケリ。二矢返シテ射タリケレバ、武田六

官軍ノ將神土頼經奏時ニ降ル

郎ガ小舍人童ノ頸骨ヲ、後ヘコソ射拔タレ。其後、六郎ト三郎ト引組テ、共ニ馬ヨリ落ニケリ。上ニナリ下ニナリスルホドニ、三郎腹卷通ヲ拔出シ、六郎ガ甲ノテヘン鐙ノワタガミマデコソカキ付タレ。六郎ハアブナク見ヘシ處ニ、武田八郎落合テ、六郎ヲ引ノケテ三郎ガ頸ヲ取。八郎ナカリセバ六郎ヨモイキジ。山道ノ人々ハ、皆悉落ニケリ。武田・小笠原ハ、大井戸・河合責落テ、河ヲ下リニカケ、レバ、鵜沼瀨ニオハシケル神土殿ハ、是ヲ見テ河ヲ下ニカクル武者ハ、敵カ味方カト問ハレケレバ、上田刑部申ケルハ、アレコソ武田・小笠原ガ大井戸・河合責落シテ、河ヲ下リニカクルヨト云ケレバ、神土殿、其儀ナラバ人ドモ皆々思切テ、軍セントゾ申サレケル。上田刑部申ケルハ、人ノ身ニハ命程ノ寶ハナシ。命アレバ海月ノ骨ニモ申譬ノ候ナリ。軍ヲセンヨリハ落テ、尼野左衞門ニ見參シテ、武藏殿ヘ參リ宦シテ世ニアラン支度ヲシ給ヘ。神土殿トゾ申タル。此儀サモ有ナント思ヒ、尼野左衞門ニ見參シテ、武藏殿ヘゾ參ケル。武藏守御前〔ニ脫カ〕召寄申サレケル樣ハ、殿原聞給ヘ。弓矢トル身ト成テハ、京方ニ附ハ一府ニ京方ニナリ、鎌倉方ニ付ハ一府ニ鎌倉ニ付べキ

京方敗北

胤義敗走

ニ其儀ハナクシテ、是ヘオハシタルコソ心得子。何ノ殿原モ是ヲ見習、カクコソアランズラメ。傍輩ノ樣ニ頸ウテ殿原ト云ハレケレバ、神土殿父子九騎ガ頸ヲ切テ、金竿ニコソ梟(カケ)タリケレ。板橋ニオハシケル荻野次郎左衞門・伊豆ノ御曹司カケ出テ戰ケリ。數多敵討取、終ニハシラミテ落ニケリ。伊義(イキ)ノ渡ニオハシケル關田・懸棧・上田殿、坂東方ト矢合シテ戰ケルガ、敵數多討取、是モシラミテ落ニケリ。火ノ御子ニオハシケル打見ノ御料寺本殿、尾張熱田大宮司ニ懸ツメラレテ、モロコシ河ニテ討レニケリ。大豆戸ノ渡リ固メタル能登守秀康・平判官胤義カケ出デ戰フタリ。平判官申ケルハ、我ヲバ誰トカ御覽ズル。駿河守ガ舍弟胤義平判官トハ我ゾカシトテ向フ敵廿三騎ゾ射流シケル。待請々々多ノ敵討取テ、終ニハシラミテ落ニケリ。食渡ヲ固メタル安藝宗左衞門・下條殿待カケラル。向バタニハ關左衞門・大和入道・押野入道押寄テ、河バタナル堂ヲ破リ、筏ニ組テゾ渡ケル。狩野入道云レケルハ、此ハ昔ヨリ千騎渡シテ一人モイカ〔キカ〕ヌ所ナリ。アゲテ渡セトアリケレバ、大和入道申サレケルハ、アハレヤ給ヘ入道殿、大夫殿御前ニテ軍ノ紀定蒙シ。唯アゲテ渡トヤ沙汰

ハアリシ。殿原入道ハ七十有餘ニ成タレバ、死ナン命モ惜カラズト云テ、一百余騎ニテ渡ケリ。一人モカケズ渡テケリ。宗左衛門・下條殿是ヲ見テ、北日（ニゲメ）ヲツカヒテ矢一ツモ射ズシテ落ニケリ。伊勢國ノ加藤判官コソ、昔平家ノマチヲバシタリケレ。平家東國責ニ下リケルガ、駿河國富士ノ沼ニテ、アヂ村ノ羽音ニ驚キ落タリケリ。其餘ニテ尾張國鳴海浦ノ浦人ノ山入スルトテ、山ニ火ヲ付テ燒ケレバ、數ノツバサ炎ニコラヘズシテ、伊勢國河沼ノ浦ニ渡ケル中ニ、白鷺百羽計渡ケルヲ見テ、加藤判官云レケルハ、アレ見給ヘ和殿原（ワトノバラ）、沖ノ船武者コソ白旗サシテ搦手メグラシ押寄タレ。コソ〔レカ〕ハ叶ハジトテ、千年マデアラント造並ベタル長江舘・マガリノ舘ニ火ヲカケテ、天下ヲ霞ト燒上テ、三千騎ノ勢ヲタナビキ〔ケカ〕ナガラ、矢一モ射ズシテ落ニケリ。上瀬ニオハスル重原翔左衛門戰ケリ。翔左衛門申サレケルハ、坂東方ノ殿原、我ヲバ誰トカ御覧ズル。我コソハ王城ヨリハ西、攝津國十四郡、其中ニ渡邊黨身ハ千騎ト聞アル其中ニ、愛王左衛門翔トハ我事ナリトゾ名ノリケル。地體（ジタイ）ガ勢兵ノ達者ニテハアリ、向フ敵十五騎マノアタリニゾ射流タル。懸組入違彩戰（オビタヤシク）テ、我

翔左衞門奮戰

胤義敗走

後鳥羽上皇敗軍ノ報ヲ聽キ給ヒテ東坂本ニ御幸

ハ翔々ト馳廻テ、數ノ敵ヲ討取テ、明ル卯時マデコソコラヘタレ。振舞勝テ見ヘケルガ、是モ終ニハ落ニケリ。洲俣固メタル河内判官ハ、夜ベノ戌時ニ落ニケリ。承久三年六月八日ノ曉、員矢四郎左衞門久季・筑後太郎左衞門有仲、各身ニ疵蒙ナガラ院ニ參テ申ケルハ、坂東武者數ヲシラズ責上ル間、六日洲俣河原ニシテ、纔ニ戰フトイヘドモ、皆落ヌル由ヲ奏シ申ゾ憑モシゲナキ。院イトヾ騷セ給ヒテ、院々・宮々モ引具シ奉テ、二位法印尊長ノ押小路河原ノ泉ニ入セ給フ。公卿・殿上人若キ老タル皆物具シテ御供ニ候。ゲニゲニ矢一射ン事知ガタシ。去程ニ酉時計東坂本ヘ御幸ナル。御勢纔ニシテ、千騎トダニ見ヘヌゾ口惜キ。カヽルニ付テハ、唯都ノ騷ナリ。何ナル御計ニカ。アレハ又都ヘ歸リ入セマシマセバ、人ノ氣色何トナク、ヨシト云ントスレバ、宇治・勢多兩所ノ橋ヲ取破テ、軍場ト定メラル。公卿・殿上人モ、共道ニ叶ヒヌベキヲバ皆差向サセ給フ。去ドモ山田殿ハ、火出ス計ノ戰シテ、多ノ敵ヲ討取ト見給ヘバ、上ニモ下ニモ人モナシ。心細ゾ思ハレケル。重定ハ是ニテ討死セントハ思ドモ、我身一人ニ成テ討死シテイカヾセン。杭瀬河コソ山道・海道ノ

杭瀬川合戰

タバ子ナレバ、其ヘ向ハントテ、三百余騎ヲタナビキテ〔ケカ〕オハシケリ。杭瀬河ニ打立テオハスレバ、小玉黨三千騎ニテ寄タリケリ。小玉黨ガ申ヤウ、此ナル武者ハイカナ者ゾ。敵カ味方カト云ケレバ、安藤兵衛申ケルハ、アレヨナ。洲俣ニテ手ノ際ノ戰シツル山田次郎ト見タンナリ。誠ニソニテ有ナラバ、手取ニセヨトゾ申ケル。小玉黨押寄々々戰ケリ。山田殿申サレケルハ、殿原聞給ヘ。我ヲバ誰トカ御覽ズル。

山田重定ノ奮戰

美濃ト尾張トノ堺ニ、六孫王ノ末葉山田次郎重定トハ我事ナリトテ、散々ニ切テ出、火出ル程ニ戰レケレバ、小玉黨ガ勢百余騎ハ、ヤニハニ討レニケリ。山田殿方ニモ四十八騎ハ討レニケリ。小玉黨、山田殿ニ餘(アマリ)ニキブク攻ラレテ引ケレバ、山田殿申サレケルハ、人白(シラ)マバ我モ白ミ、人カケバ我モカケヨ殿原。命ヲ惜マズシテ勵メ殿原トテ、手ノ者ヲ汰(ソロ)ヘ給フ。一番ニハ諸輪左近將監、二番ニハ小波田右馬允、三番ニハ大畑太郎、四番ニハ國夫(コクブ)太郎、五番ニハ山口源多、六番ニハ彌源次兵衛、七番ニハ刑部房、八番ニハ水尾左近將監、九番ニハ榎殿、十番ニハ小五郎兵衛カケヨトゾ申サレケル。小玉與一三百余騎ニテ押寄タリ。山田殿是ヲ見テ、諸輪左近將

翔山田高陽院ニ参ル

後鳥羽上皇武士ニ退去ヲ命ジ給フ

監懸ヨトゾ云ハレケル。左近將監是ヲ聞キ、懸樣ニテ小金山ヘゾ落ニケル。小波田右馬允、十九騎ニテ懸出デ戰ケリ。向敵三十五騎討取、我勢十五騎討死シ、四騎ハシラミテ山田殿ヘゾ參リケル。北山左衞門三百余騎ニテ押寄タリ。大加太郎カケ出デ戰ケリ。分捕シテ山田殿ヘゾ參ケル。翔・山田二郎重貞ハ、六月十四日ノ夜半計ニ、高陽院殿ヘ參テ〔ルカ〕胤義申ケルハ、君ハ早軍ニ負サセオハシマシヌ。門ヲ開カセマシマセ。御所ニ祗候シテ敵待請、手際軍仕テ、親(マノアタ)リ君ノ御見參ニ入テ、討死ヲ仕ラントゾ奏シタル。院宣ニハ男共御所ニ籠ラバ、鎌倉ノ武者共打圍テ、我ヲ攻ン事ノ口惜ケレバ、只今ハトクトク何(イヅ)クヘモ引退ケト、心弱仰下サレケレバ、胤義是ヲ承テ、翔・重定等ニ向テ申ケルハ、口惜マシマシケル君ノ御心哉。カヽリケル君ニカタラハレマイラセテ、謀反ヲ起シケル胤義コソ哀ナル。何ヘカ退べキ。コヽニテ自害仕べケレドモ、兄ノ駿河守ガ淀路ヨリ打テ上ルナルニカケ向テ、人手ニカヽランヨリハ、最後ノ對面シテ、思フ事ヲ一詞云ハン。義村ガ手ニカヽリ命ヲステントテ、三人同打具シテ、大宮ヲ下ニ東寺マデ打、彼寺ニ引籠テ敵ヲ待ニ、新田四郎ゾ

東寺合戰

カケ出タル。翔左衛門打向、殿原聞給へ。我ヲバ誰トカ御覽ズル。王城ヨリハ西攝津國十四郡ガ中ニ、渡邊黨ハ身ノキハ千騎ガ其中ニ、西面衆愛王左衛門翔トハ我事ナリト、各對面シテ戰ケルガ、十余騎ハ討トラレテ、我勢モ皆落ニケレバ、翔ノ左衛門ニ〔モカ〕大江山へゾ落ニケル。紀内殿打テ出タリ。山田殿カケ出申サレケルハ、我ヲバ誰トカ御覽ズル。尾張國住人山田小二郎重貞ゾトナノリテ、手ノ際戰ケル〔リカ〕。敵十五騎討取、我身ノ勢モ多討レニケレバ、嵯峨般若寺山へゾ落ニケル。其次ニ黄村紺ノ旗十五流ゾ差出タル。平判官申サレケルハ、是コソ駿河守ガ旗ヨトテカケ向フ。アレハ駿河殿ノオハスルカ。ソニテマシマサバ、我ヲバ誰トカ御覽ズル。

胤義兄義村ト合戰

平九郎判官胤義ナリ。サテモ鎌倉ニテ世ニモ有ベカリシニ、和殿ノウラメシク當リ給シ口惜サニ、都ニ登リ院ニメサレテ、謀反オコシテ候ナリ。和殿ヲ賴ンデ、此度申合文一紙ヲモ下シケル胤義思ヘバ口惜ヤ。現在和殿ハ權大夫ガ方人ニテ、和田左衛門ガ媒シテ、伯父ヲ失程ノ人ヲ、今唯人ガマシク、アレニテ自害セント思ッレドモ、和殿ニ〔見カ〕現參セントテ參テ候ナリトテ、散々ニカケ給ヘバ、駿河守ハ、シレ者

泰時書狀ヲ父ニ送リテ指揮ヲ請フ

ニカケ合テ無益ナリト思ヒ、四墓〔塚カ〕ヘコソ歸ケレ。平判官ハ敵少々討取テ思樣、胤義コソ弓箭ノ冥加盡タリトモ、帝王ニ向マイラセテ軍ニ討勝、世ニアランズル人ヲ討取テハ、親ノ孝養ヲモ誰カハスベキト思ヒツヽ、大宮ヲ上リニ一條マデ西ヘゾ落ニケル。西獄ニテ敵ノ頸ヲ懸、木島ヘゾオハシケル。木島ニテ十五日ノ辰ノ時ニ、平判官父子自害シテコソ失ニケレ。アハレ武士ナリツル人ヲト、オシマヌ人モ無リケリ。去程ニ六月十五日巳時ニハ、武藏守六波羅ヘ著給フ。同十七日午時ニ、式部丞モ六波羅ヘ著給フ。其時武藏守ハ、御文急(イソギ)鎌倉ヘ參セラル。東國ヨリ都ヘ向シ人々ノ、水ニ流ルヽトモナク、討ルヽトモナク、一万三千六百廿八人ハ死タリ。泰時ト同ク都ヘ著テ、勸賞蒙ラント申人々一千八百人也。所附シテ賜ルベク候。又院ニハ誰ヲカ成マイラスベキ。御位ニハ誰ヲカ附マイラスベキ。十善ノ君ヲバ何クヘカ入奉ルベキ。宮々ヲバイカナル所ヘカ移マイラスベキ。公卿・殿上人ヲバイカヾハカラヒ申ベキ。條々能々計仰給ベシトゾ申サレタル。權大夫ハ、此狀ヲ御覽ジテ申サレケル〔ハ脫カ〕、是見給ヘ和殿原、今ハ義時思フ事ナシ。義時ハ〔ガカ〕果報ハ、王ノ果報ニ

義時ノ返書

後鳥羽上皇鳥羽殿ニ御幸

ハ猶マサリマイラセタリケレ〔リカ〕。義時ガ昔報行今一足ラズシテ、下﨟ノ報ト生レタリケルトゾ申サレケル。去問御返事ニハ、院ニハ持明院ノ宮ヲ定申ベシ。御位ニハ同宮ノ三郎宮ヲ即マイラスベシ。サテ本院ヲバ同王土トイヘドモ、遙ニ離タル隱岐國ヘ流シマイラスベシ。宮々ヲバ武藏守計テ流シマイラスベシ。公卿・殿上人ヲバ坂東國ヘ下シ奉ルベシ。次々ノ殿原ニハ、猶モ芳心アルベカラズ、悉頸ヲ切ベシ。去バ先都ニ狼藉ヲ止ベシ。所々ニハ近衞殿下・九條殿下・七條女院・六條院・仁和寺ノ宮・德大寺大臣殿・中山太政入道殿・大宮大將殿、此等ノ御邊ニテ努々狼藉アルベカラズ。是ヲ用ヒズシテ狼藉ヲ致サン輩ヲバ、鎌倉方ト申トモ召寄テ、皆頸ヲ切ベシ。武藏守・式部丞ハトクシテ〔トクカ〕下ルベシ。都ノアスルニ式部丞ニハ、北陸道七箇國ノ固ヲ給ベシトゾ書レタル。去程ニ七月二日、院ハ高陽院殿ヲ出サセ給ヒテ、押〔小カ〕少路ノ泉殿ヘゾ御幸ナル。同四日、四辻殿ヘ御幸成。サラヌ御方々ハ、是ヨリ皆我御所・々〔々脫カ〕ヘ歸リ入セ給フ。同六日、四辻殿ヨリシテ、千葉次郎御供ニテ、鳥羽殿ヘコソ御幸ナレ。昔ナガラノ御供ノ人ニハ、大宮中納言實氏・宰相中將信業・左衞門尉能

時氏鳥羽殿ニ候シテ遷御ヲ促シ奉ル

茂許也。同十日ハ武藏太郎時氏、鳥羽殿ヘコソ參リ給ヘ。物具シナガラ南殿ヘ參給ヒ、弓ノウラハズニテ御前・御簾〔ノ脱カ〕ヲカキ揚テ、君ハ流罪セサセオハシマス。トクトク出サセオハシマセト責申聲氣色、琰魔(エンマ)ノ使ニコトナラズ。院トモカクモ御返事ナカリケリ。武藏太郎重テ被レ申ケルハ、イカニ宣旨ハ下リ候ヌヤラン。猶謀反ノ衆ヲ引籠テマシマスカ。トクトク出サセオハシマセト責申ケレバ、今度ハ勅答アリ。今我報ニテ爭カ謀反者引籠べキ。但麻呂ガ都ヲ出ナバ、宮々ニハナレマイラセン事コソ悲ケレ。就中彼堂別當ガ子伊王左衞門能茂、幼ヨリ召ツケ、不便ニ思食〔シカ〕レツル者ナリ。今一度見セマイラセヨトゾ仰下サレケル。其時、武藏太郎ハ流レ涙シテ、武藏守殿ヘ申給フ事、伊王左衞門能茂、昔十善〔ノ脱カ〕君ニイカナル契ヲ結ビマイラセテ候ケルヤラン。能茂今一度見セマイラセヨト院宣ナリテ候ニ、都ニテ宣旨ヲ被レ下候ハン事、今ハ此事計ナリ。トクトク伊王左衞門マイラサセ給フベシト覺候ト、御文奉給ヘバ、武藏守ハ時氏ガ文御覽ゼヨ殿原。今年十七ニコソ成候ヘ。是程ノ心アリケル哀ニ候トテ、伊王左衞門入道セヨトテ、出家シテコソ參タレ。院ハ能

後鳥羽上皇御出家

同上皇信實ヲ召シテ御影ヲ寫サシメ給フ

持明院御即位

後鳥羽上皇鳥羽殿出御

茂ヲ御覽ジテ出家シテケルナ。我モ今ハサマカヘントテ、仁和寺ノ御室ヲ御戒師ニテ、院ハ御出家アリケルニ、御室ヲ始マイラセテ見奉ル人々聞人、高モ賤モ武キモノ、フニ至マデ、淚ヲ流シ袖ヲ絞ラヌハナカリケリ。サテ御タブサヲバ、七條院ヘゾマイラセ給フ。女院ハ御グシヲ御覽ズルニ、夢ノ御心地シテ御聲モ惜マセ給ハズ伏沈、御淚ヲ流シテ悲ミ給フゾ哀ナル。替リハテヌル御姿、我床シトヤ思召レケン。院ハ信實ヲ召レテ御形ヲ寫サセラル。御覽ズルニ影鏡ナラヌドモ、口惜ク衰テ長キ命ナルベシ。今ハ此御所世ヲ知食事叶フマジケレバ、朝マダキニ大公モ、九條殿ヘ行幸ナル。持明院ゾ御位ニ卽セ玉フ。神璽・寶劍モ、世ノウラメシサニ捨オカレタリシヲ、迎取マイラセシ有樣、大路ノ氣色云ン方ナシ。近衞殿ヘ攝籙カヘリマイリヌレバ、旁目出度事ナルベシ。定メナキ世ノ習トハ云ナガラ、カ、ルベシトハ露モシラレザリシ事ゾカシ。去程ニ七月十三日ニハ、院ヲバ伊藤左衞門請取マイラセテ、四方ノ逆輿ニノセマイラセ、伊王左衞門入道御供ニテ、鳥羽殿ヲコソ出サセ給ヘ。〔フカ〕女房ニハ西ノ御方大夫殿、女官ヤウノ者マイリケリ。又何所ニテモ

御命盡サセマシマサン料トテ、聖(ヒジリ)ゾ一人召具セラレケル。今一度廣瀬殿ヲ見バヤト仰下サレケレドモ、見セマイラセズシテ水無瀨殿ヲバ雲ノヨソニ御覽ジテ、明石ヘコソ著セ給〔ヒカ〕へ其ヨリ播磨國へ著セ給フ。 其ヨリ又海老名兵衞請取參セテ、途中マデハ送リ參セケリ。途中ヨリ又伯耆國金持兵衞請取マイラス。 十四〔日脱カ〕計ニゾ出雲國ノ大濱浦ニ著セ給フ。 風ヲ待テ隱岐國へゾ著マイラスル。 道スガラノ御ナヤミサヘ有ケレバ、御心中イカヾ思食ツヾケ、ン。 醫師仲成苔ノ袂ニ成テ御供シケリ。哀(アハレ)都ニテハ、カ、ル浪風ハ聞ザリシニ、哀ニ思食レテイトヾ御心細ク御袖ヲ絞テ、

都ヨリ吹クル風モナキモノヲ沖ウツ波ゾ常ニ問ケル

伊王左衞門

ス、鴫ノ身トモ我コソ成ヌラメ波ノ上ニテ世ヲスゴス哉

御母七條院へ、此御歌ドモヲ參セ給ヘバ、女院ノ御返シニハ、

神風ヤ今一度ハ吹カヘセミモスソ河ノ流タヘズバ

十月十日、中院ヲバ土佐國畑ト云所へ流マイラス。御車寄ニハ大納言定通卿、御供

順德上皇佐渡ニ遷幸

ニハ女房四人、殿上人ニハ少將雅俊・侍從俊平ゾ參リ給ケル。心モ詞モ及バザリシ事ドモナリ。此君ノ御末ノ樣見奉ルニ、天照大神・正八幡モイカニイタハシク見奉給ケン。新院ヲバ佐渡國ヘ流シ參ラス。廿日ニ國ヘ移マイラセ給フ。夜中ニ岡崎殿ヘ入セ給フ。御供ニハ女房二人、男ニハ花山院ノ少將宣經・兵衞佐敎經ツケリ。少將宣經病ニ煩ヒ歸リ給ヘバ、イトヾ露打ハラフベキ人モナシ。秋ヤオソキト鳴テ過ル初鴈モ、羨シク思召シテ、少將ニ付テ奏セヨト思食ス。

　逢坂ト聞モ恨(ウラメ)シ中々ニ道シラズトテカヘリキネコン

兵衞佐モ又煩テ歸リケリ。又ト契ラセ給タリケレドモ、墓(ハカ)ナク成テ參ラザリケレバ、イトヾ憂世(ウキヨ)モ今更ニゾ思食レケル。サテ渡ラセ給ヒ、付〔クカ〕所ハ、草ノ戶ザシ風モタマラヌホドニ、都ノ事露モ御忘レナシ。御母女院・中宮ナドヘモ御使參サセ給フ。

順德上皇ノ御製

サテ又前攝政殿ヘノ御文ニハカクナン。

　天ノ原　空行月日　クモラネバ　淸キコヽロハ

　サリトモト　タノムノ雁ノ　ナクナクモ　花ノ都ヲ

タチ放(ハナ)レ　秋風吹(フカ)バト　チギルダニ　越路ニオフル
クズノハノ　歸ラン程ハ　サダメナシ　マシテアダナル
露ノ身ノ　道ノ草葉ニ　ハルバルト　ナニヽカヽリテ
今日マデハ　ナヲアリソ海ノ　マサゴヂニ　オヒタル松ノ
音ヲヨハミ　カハクマモナキ　袖ノ上ニ　ヌルモネラレズ
夜半ノ月　アフギテ空ヲ　詠ムレバ　雲ノ上ニテ
見シ秋ノ　過ニシカタモ　ワスラレズ　マドロムヒマハ
無レドモ　サナガラ夢ノ　心地シテ　モユルオモヒノ
夕ノ煙リ　ムナシキ空ニ　ミチヌラン　ソレニ附テモ
故郷ノ　人ノ事サヘ　數々ニ　シノブノヽキヲ
吹結ブ　風ニ浪ヨル　吳竹ノ　カヽルウキ世ニ
メグリキテ　是モムカシノ　契リゾト　オモヒシラス〔ヌ平〕ハ
ナケレドモ　人ノコヽロノ　クセナレバ　ナガサム程ノ

事ゾナキ　是ハ明石ノ　秋ナレバ　四方ノ紅葉ノ
色々ニ　タノムカゲナク　シグレツヽ　我身ヒトツニ
ウツロヒテ　霜ヨリサキニ　クチハテン　ウキナハサテモ
山河ノ　色ニタヾヨフ　〔ト〕　水ノアハノ　キヘヌモノカラ
ナガラヘテ　イカナル世ヲカ　ナヲタノムベキ
ナガラヘテタトヘバ末ニカヘルトモウキハコノ世ノ都成ケリ

御物思ノツモリ、日ニソヘテノミナヤマセ給ヘバ、京ヨリモ薬師(クスシ)ナド参ルナルベシ。
此御文ドモヲ所々ニハ待ツケ御覧ジテ、御手バカリハアリシナリケリト、御心マドヒトモ申モオロカナリ。殿ノ御返事ニハ、

道家ノ返事

久堅ノ　月日ヘダツル　空ノクモ　〔原本闕〕
ヨソニシテ　イツトモシラヌ　アフヒグサ　日カゲニムスブ
心モテ　朝夕君ニ　ツカヘコシ　ソノカミ山ニ
吹風ノ　日ニミヌカタヲ　オモヒヤリ　サカヒハルカニ

ナルマヽニ　ヤスムコヽロモ　ナミダノミ　トヾマラズ日ニ
流レツヽ　シヅミハツルモ　アスカ河　キノフノハルノ
イツノマニ　今日ノウキヨニ　アフミナル　トコノ山路ニ
有トキク　イザヤアヤナク　アヤムシロ　シキシノベドモ
シキシマノ　道ニハアラヌ　〔原本闕〕　入江ノ水モ
山ノハモ　ミドリノ空ニ　日ノ色モ　ウスキ衣ニ
秋クレテ　人メカレ行　シタ草ノ　オトロヘハツル
ハツシグレ　フル〔原本闕〕　道ノソラ　空ノケシキモ
アラチ山　道ノアハ雪　サムキヨノ　ミギハノ千鳥
打ワビテ　鳴音カナシキ　袖ノウヘヤ　モシホタレツヽ
アマノスム　里ノシルベモ　ユウケブリ　煙モ浪モ
立ヘダテ　雲井ニミヘシ　在明ノ　アフギシ人ヲ
マガヘツヽ　コヽロノヤミノ　ハレマナキ　秋ノ都ノ

ナガキヨニ　ハツシモムスブ　白ギクノ　ウツロヒ行ヲ

白妙ノ　ウキヨノ色ト　オドロケバ　チテモミヘケル

ユメノミチ　ウツヽニナラデ　マヨフコロ哉

イトヘドモ猶ナガラヘテ世ノ中ニウキヲシラデヤ春ヲマツベキ

六條宮但馬ニ遷幸

廿四日、六條宮ヲバ但馬ノ室ノ朝倉ニ流シマイラス。此宮ヲバ取分宣陽門院ノ御子ニシマイラセラレテ、モテナシカシヅキ給ヒシニ、唯女房・殿上人三四人ニテ出サセ給シモ、アサマシカリシ事ドモナリ。廿五日、冷泉宮ヲバ備前ノ小島ヘ流シマイラセケル。方々別アツマラセ給テ、今ハヒタスラニ、所々ノ夷トナラセ給ヒヌルコソ、前業ノ果ス所トロ惜ケレ。又公卿・殿上人ヲバ、坂東ヘ下シ參ラス。按察中納言光親卿ヲバ武田承テ下シ奉ル。中御門中納言宗行卿ヲバ小笠原承テ下シ參ラス。坊門大納言忠信卿ヲバ城入道承テ下シ奉ル。佐々木野兵衛督有雅ヲバ、伊東左衛門承テ下シ奉ル。甲斐宰相中將範茂ヲバ式部丞朝時承テ下シ奉ル。一條少將能繼朝臣ヲバ、久下三郎承テ丹波蘆田ヘ流シ奉ル。其後、人ノ讒言ニテ程ナク頸切ラレ

冷泉宮備前ニ遷幸

公卿殿上人ヲ關東ニ下ス

中御門宗行菊川ニテ斬ラル

按察大納言光親斬ラル

甲斐宰相中將範茂自害

坊門忠信越後へ流サル

給ヌ。中御門中納言宗行卿ハ、遠江國菊川ノ宿ニテ切ラレ給ヒヌ。御手水メシケル人家ニ立入、カクゾ書附給ヒケル。

昔南陽縣菊水、汲下流延齡。今東海道菊川、傍西岸終命。

按察卿ヲバ駿河國浮島原ニテ切奉ル。御經アソバシテ又カクナン。

今日過ル身ヲウキ島ガ原ニ來テ露ノ命ゾコヽニ消ヌル

甲斐宰相中將ヲバ、早キ河ニテフシ付ニシ奉ル。中將、式部丞ヲ召テ仰ラレケルハ、劔刀ノ先ニカヽリテ死ヌル者ハ、修羅道ニ落ルナレバ、範氏〔茂カ〕ヲバフシ漬ニセヨト仰ラレケレバ、大籠ヲ組テツケ參ラセケルニ、御臺所へ御文書オキ給フトテ、

遙ナル千尋ノ底へ入時ハアカデ別シツマゾコヒシキ

兵衞督モ同切ラレ給ヌ。坊門大納言ハ、鎌倉故右大臣殿ノ御臺所ノ御セウト、族縁ニマシマセバ命計ハ乞請テ、濱名ノ橋ヨリ歸リ給フ。今ハト心安テ出家シテオハセシガ、又イカナル事カ聞へケン。後ニハ越後國へ流シ奉リケル。刑部僧正ヲバ陸奧國へ流シ奉ル。遂ニハ往生トコソ聞へシカ。次々ノ人々モ皆頸ヲゾ切レケル。

後鳥羽上皇方人ノ將士皆斬ニ處セラル

甲斐宰相子息侍從

小山左衛門ニ仰付テ、清水山ヨリ與三左衛門召出頸ヲ切。駿河入道ニ仰付テ、北山ヨリ齋藤左衛門召出シテ首ヲ切。伊藤左衛門ニ仰付テ、八幡山ヨリ内藏頭ヲ召出シテ首ヲ切。四郎左衛門ニ仰付テ、近江國ヨリ山城守召出シテ首ヲ切。後藤左衛門ニ仰付テ、桂里ヨリ後藤判官召出シテ、親ノ頸切コソアサマシケレ。平左衛門ニ仰付テ、河内國ヨリ秀康・季澄兄弟二人召出シテ首ヲ切。嵯峨野左衛門ニ仰付テ、般若寺山ヨリ山田次郎自害ノ首ヲゾ召出ス。駿河次郎ニ仰付テ、木島ヨリ平判官ノ自害ノ首ヲゾ召出ス。熊野別當・吉野執行ニ至マデ、一人モ芳心ナク切終リヌ。サテ此人々ノ子ドモ、一々次第ニ召出シテ同（オナシク）首ヲゾ切給フ。中ニモ勝（スグレ）テ哀ナリケルハ、甲斐宰相中將子息ノ侍從ト、山城守〔ノ子息脱カ〕・勢多賀兒ニテゾ留〔有ケカ〕タル。侍從ハ生年十六歳也。六波羅ノ大床ニ召出シテ、武藏守見給ヒ申サレケルハ、是ヤ承ル宰相中將殿ノ御子ニテオハシマス。ミメウツクシサヨ。姿事ガラノイトオシサヨ。我子ノ武藏ノ太郎ヲ、宇治・勢多・槇島ニテ思ヒシ思ハイカ計ゾ。サレバ侍從殿ヲバ生マイラセタリトモ、泰時ガ冥加ノアラン限ハ、別ノ事ヨモ候ハジ。侍從殿ヲ切マイラセタリ

山城守ノ子息勢多伽

トモ、冥加盡ヌルモノナラバ、世ニアル事有ベカラズ。サラバトクトク侍從殿ニハ暇マイラセ候。歸ラセ給ヘトゾ申サレケル。聞諸人サシ當テハ神妙ナル計ヒ哉トゾ讃アヒケル。冥加マシマス侍從殿ニテ、今ニマシマストコソ承ハレ。山城守ノ子息勢多伽ハ、仁和寺ノ御室ノ御寵愛ノ兒ニテ有ケルヲ、武藏守聞附テ、御室ニ多ノ武士ヲ參ラセ、勢多伽給ラントゾ責申。御室ハ唯是一人ヲバ搆テ我ニ免セヨト、〔チカ〕タリフシコハセ給ヘドモ、承引ナカリケレバ、御室ノ仰ノ有ケルハ、勢多伽一人ヲバ平ニコヘドモ免セヌ〔サカ〕コソ口惜ケレ。勢多伽ガ母ハ、高雄ニ有ト聞告ヨト仰アリケレバ、母ハ女房一人ヲ召具シテ、御室ノ御所ヘゾ參リケル。此御所ニハ女人入ラレヌ事ナレドモ、折ニコソヨレトテ、御所ノ西ノ臺ヘゾ召シニケル。勢多伽呼出シテ涙セキアヘズ、和兒ノヤウニオサナクヨリ、童(ワラハ)ニ物思ハモタル人コソナケレ。一年モガサノ時ト云、山城守ニオクレテ心ノヤミニ迷ヒ、又敵ヲ持玉ヘリケル悲シサヨ。六波羅ニ召出サレ、童ニウキメヲ見セ給ハンヨリハ同事ナリ。コヽニテ先、童ヲ失ヒテ和兒モ自害セヨ。目ノ前ニテウキ目ミジトゾ泣コガレケル。ヨソノ袂モ

シボリアヘズ。サレドモ御室ノ御制止アリケレバ、サモセザリケリ。今ハイカニ思フトモカヒアルマジ。トクトク六波羅ヘ出ヨトゾ御室ハ仰アリケル。車召寄ノセサ・給（セ脱カ）ヘバ、日來年來夜ヒル互ニ相ナレシ殘リノ兒タチ、車ノ轅ニ我モワレモト取附テ、イカニイカニト悲ミ留ムレドモ、更ニ甲斐コソナカリケレ。供ニハ大藏卿法印・土橋威儀師是二人ゾ付ラレケル。御室ノ仰コソ哀レナレ。六波羅ニテ云ン事ヨナ。限アレバ頸ヲバ切トモセメテカラヲバ返シマイラセヨ。今一度御覽ジテ孝養セント云ベシトゾ仰ケル。勢多伽ハ六波羅ヘ出給ヘバ、母ハ勢多伽ガナランヤウ中々見ジトハ思ヘドモ、カクテモアラレズシテ、カチハダシニテ六波羅ヘコソ泣泣ユケ。武藏守ハ勢多伽召出シテ、此ハ音ニ聞ツル山城守ガ子息カ。姿事ガラワリナカリケリ。御室ノオシマセ給フモ理リナリト云ルレバ、二人ノ供ノ僧申事、限アラバ首ヲバ召トモ、カラヲバ返シタベ孝養セント申セトコソ、御室ノ仰ハ候ツレト、涙ト共ニ申サレケレバ、武藏守居直リ申サレケルハ、慇懃ノ仰ヲ再三蒙リ候上ハ、早々勢多伽免申候。又泰時ガ門ニタダズミ候。蒋承リ候ヘバ、勢多伽ノ母ナ

佐々木信綱ノ無情

ルヨシ申候。加樣ノ事ナラハサカズ〔本ノマヽ〕、爭デカ山城守ノ妻ナドガ、カチハダシニテ泰時ガ門ニ立レ候ベキト、哀ニ覺候ヘバ、旁免候トゾ申サレケル。母モ是ヲ聞、二人ノ僧モ諸トモニ、彌弓矢ノ冥加マシマセト、手ヲ合テゾ喜ビ、車ニノリグシ歸リケリ。清水ノ東ノ橋ヅメ行ケルトテ、勢多伽ガ叔父佐々木四郎左衞門行アヒ、武藏守ニ申ケルハ、勢多伽ニ暇ヲタブナラバ、信綱ハ御前ニテ自害ヲシテ失ナント申ケレバ、武藏守アサマシク驚給テ、鎌倉ヨリ我ニ打具シテ、千五百里ノ道凌來テ、戰場ニ出デ命ヲ捨ケルガ、適〻生テアルニ、爭カ勢多伽故ニ自害ヲバセサスベキ。左程ノ事ナクバ召返カヤセトテ、勢多伽召返サレニケリ。人申ケルハ、武藏守仰ラルル趣ハ眞中ナリ。四郎左衞門ガ申狀、過分放逸ナリトゾ傾申ケル。勢多伽母ハ是ヲ聞、今ハ限ト思ケリ。今生ニハ夢幻ナラデハ相見ル事叶マジ。中々見ジト思ナリ。車ヨリ下リテ流ル、涙ニ、道モ見ヘザリケレドモ、泣々宿所ヘゾ歸ケル。勢多伽ヲバ召返六郎左衞門ニゾ預ケ給フ。御室ヨリモ、イカニ〳〵ト御使ヒマナカリケリ。ナレコシ日來ノ見達モ、我モ〳〵ト訪ニゾ來ケル。勢多伽申ケルハ、各〻歸ラセ給ヘ。

御所ヲ今一度見マイラセバヤト思フ心ノ悲シキニ、中々今ハ叶ハヌ物ユヘニト、袖ヲ顏ニ押アテ、ゾ泣給フ。武藏守ハ家子郎等ヲ召寄テ、此中ニ誰カ勢多伽ガ首討ベキト仰ラルレドモ、更ニ我斬ント云者ナシ。敵ナレバサリトテハ、四郎左衞門ニ預ケヨトゾノ給ケル。四郎左衞門、勢多伽ヲ賜テ六條河原ニテ是ヲ切。四郎左衞門申ケルハ、信綱ヲ恨メシト思給フナ、和兒（ワゴ）ノ父山城守ノ口惜ク當リ給シカバ、子タキタウハ河ノ越ニテモト申ス譬ヘ候ヘバ、失ヒ奉ルゾ〔ト脱カ〕云ケル。母ハ猶最後ノ有樣見ントテ泣悲ミケリ。勢多伽ハ西ニ向、南無西方極樂敎主阿彌陀佛、本誓悲願アヤマチ給ハズ、必後生タスケ給ヘト云ハテスサキ〔ヌカ〕ニ、首ハ早ゾ落ニケル。母ハ尸ニ取附、聲ヲ上テゾオメキケル。見人聞人、高モ賤モ武モ武カラヌモ、皆トモニ涙ヲナガサヌハナカリケリ。抑昔ノ伊豫守ハ、陸奧ノ貞任・宗任ヲ討ントテハ、十二年ニコソ攻取ラレケレ。今ノ太上天皇ト右京權大夫義時ト御合戰、纔ニ三月ガ程ニシテ事切ルヽ。權大夫ハ天下ヲ打鎭メテ樂ミ榮フ。漢家・本朝ニモカヽル樣（タメシ）ハアラジトゾ覺タル。其後、尊長法印ハ行方シラズ〔レカ〕、年ヲ經テ謀反オコサントテ、忍ツ、

都ニ上〔チカ〕テ六波羅ニ聞ツケラレテ、宮十郎左衛門ガ手ニカヽリテ、召出サレテ切ラレニケリ。駿河大夫判官惟信モ、サマヲヤツシ出家シテ比叡山ニ住シケルガ、終ニ六波羅ニ聞付ラレテ召出サレ、西國ヘ流サレニケリ。先ノ世ノ中モ、今ハ替リハテヌレバ、引カヘマタ目出度事ドモ多カリケリ。除目行ハレテ、美濃・丹波・丹後三箇國ハ、持明院殿ヘゾ參リケル。伊豫中將實正朝臣讃岐國ヲ賜リ、持明院中將基保朝臣内藏頭ニナサル。承久三年八月十六日ニハ、持明院宮モ院ニ成居サセ給ヒテ、世ノ政ヲ我御心ノマヽニ行ハセ給ヘリ。末ノ宮ニテマシマス上、出家ノ御身ニテ院号蒙ラセマシマス。旁目出度事ナルベシ。二十三日御幸始、大臣殿ヘゾ成ケル。我御故郷ハ蓬・忍（ヨモギシノブ）ノ心ノマヽ、ナリシニ、今ハ玉砌風涼シテ、松ノ緑万代ノ色ト見ヘ給フ。此院ノカク榮カヘサセ給フベキニテ、世ノ中ハ亂レソメケル事トゾ覺ヘタル。大方ハ此院トテモ、代ヲ知シ召事難カルベキニハアラズ、高倉院ノ第二ノ宮ニテマシマセバ、安徳天皇ノ代ヲ請取給フベカリシニ、思ノ外ノ事ドモ也。又除目行ハレテ、宰相ニ家信〔宣カ〕・具實、藏人頭ニ左中將伊平朝臣・右中弁資經朝臣、國司モ二十二三箇

大炊殿回祿

公經大臣大饗

國マデゾナサレケル。去程ニ九月九日ノ夜、大炊殿回祿出來ル。新院ノ御跡ダニモナク燒失ルコソイトヾ悲シケレ。院モイラセ給ヒテ、幾程ナラザルニ、ヤガテ高陽院殿ヘウツラセ給ヌ。此火ニハ能人ノ家々多燒ニケリ。右大將ノ一條ノ亭・近衞殿・西洞院殿、スベテナキ人ノ家々數不レ知ゾ燒ニケル。去程ニ十月十日、右大將內大臣ニ成給フ。節會ノ儀式目出・シ。〔度脫カ〕即悅申モ其夜ナリ。引替目出度事ドモナリ。九條殿ノ一條亭ニテ大饗行ハル。上達部皆引參ス。隱座ニ樂吹タテ、御遊アリ。

拍子、冷泉三位高仲卿

笛　修理大夫公賴朝臣

笙　六條三位家平卿

琵琶、左馬頭光俊朝臣

箏　持明院右兵衞佐家定

和琴　〔原本闕ク〕

篳篥　〔原本闕ク〕

各、手ヲ盡シテ其興少カラズ。カクテ霜月ニモ成ヌレバ、五節ノ沙汰ナリ。二十二日ノ夜ヨリ始ル。公卿ニハ大宮中納言實氏・左中弁宰相家信〔宣カ〕。國ニハ美作藤大納言云々。長門ハ宰相中將國道也。此人々出サセ給ヘバ、誠ニ目出度。十一月一日ハ御即位。アサマダキニ神祇官〔ニ脱カ〕行幸ナル。大路〔ノカ〕アケシキ・太政官ノアリサマ、誠ニ世ノ始リトテ目出タシ。御母シロニ、ヤガテ御姉宮居サセ給フ。今日ヨリハ皇后ノ宮トテ、目出タサモ哀サモツクル事ナキ此世ノアリサマ大概如此。

大正六年五月廿八日印刷
大正六年五月卅一日發行

國史叢書 承久記

定價金一圓二十錢

複製 不許

編輯兼發行者 國史研究會
右代表者 今村勝一
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地
振替貯金口座東京二七〇二一番
國史研究會